

經濟産業省

表 15-4 経済産業省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 15-4-① 新規施策を対象として事前評価した政策〈21年8月公表〉

（注） 本表における各評価結果は、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴い、同一の34の施策について12月に評価書が公表された（表15-4-②参照）ことから、政策に反映されていない。

施策名	産業人材
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少社会に突入する中で、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進め、イノベーションを生み出す人材を多く輩出し、就業者一人当たりの生産性向上を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 我が国が人口減少社会に突入し、労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済成長を実現するためには、これまで以上に人材の「質」の向上が必要であるため、本施策では、人材育成やそのために必要な社会構造への対策など人材の「質」を高める取組を行ってきた。これらの取組の結果、地域の人材育成ネットワークの構築や学生に対する早期からの職業観・勤労観の涵養等において一定の成果を上げている。平成22年度には、現在産業界をはじめとした実社会で求められている人材を育成し、その能力を最大限に発揮できる環境を整備するための施策を重点化するとともに、その自律的な運営を目指す。また、企業の国際競争が加速する中、国際的な事業展開を支える人的体制の整備が不可欠であるため、我が国人材のグローバル化を図るとともに、優秀な留学生等が日本・日系企業への就職を目指すよう環境整備を進める。加えて、現下の厳しい雇用情勢を受け、人材育成と同様に就職機会創出の重要性が増しているため、企業と求職者の雇用のミスマッチの解消を図る施策を実施する。</p> <p>（必要性） 我が国が人口減少社会に突入し、「労働」と「資本」の量的な伸びに限界が見られる中で、持続的な経済成長を実現するためには、我が国産業競争力の基盤である産業人材の一人ひとりの質的な向上が不可欠である。しかしながら、経済・社会環境の急速な変化、社会で求められる能力の変化、個人の学び方・働き方の変化等に伴い、企業、学校、地域・家庭など、様々な点でその変化に対応しきれておらず、既存の人材育成・活用システムに限界が見られている。こうした課題は、企業、学校、地域、家庭、個人、さらには海外の人材といった、多様なステークホルダーが関与しており、課題の克服に向けて行動するに当たっては、互いに密接に連携をとりながら、新しい仕組みや、規律を築いていくことが不可欠である。さらに、国際的な競争の激化を踏まえるならば、このような取組を迅速に進めることが必要であることから、その初期段階において、行政が関与し、産業界と学校側との円滑なコミュニケーションと協働関係の確立をはじめ、多様なステークホルダーに課題の明確な認識と克服に向けた行動を促し、社会全体での人材育成が自律的に進んでいくよう、大きな方向付けを与える政策的な仕組みを整備することが必要である。</p> <p>（有効性） 施策目標を達成するためには、①企業、大学、個人、留学生といったそれぞれのステークホルダー自身に変化を促すとともに、②企業や大学の関係が典型的であるように、相互に問題意識を共有し新たな関係を構築していくよう促していくことが必要で、両者の効果をもたらす施策を同時に展開していくことが肝要である。</p> <p>このような考え方のもと、①の観点からは、企業に対しての人材マネジメントのあり方の提案や産学連携による留学生向け実践教育の導入を行うとともに、②の観点からは産学連携人材育成事業等を行っており、両者の相乗効果によって、社会全体で自律的に必要な産業人材を生み出していくための仕組みが確立するものと期待されることから、施策効果は高いものと考えられる。</p> <p>（効率性） 本施策については、最終的に地域や産業界等による自律的かつ持続的な人材育成・確保の仕組みが構築されることを目標としており、施策の初期段階のランニングコストのみ国が拠出することとしている。期限を区切らずに継続的な支援を行った場合に比べて、支援対象が初期段階から、国の支援が終了した後を念頭において長期的な視野に立った事業運営を図るため、初期段階のみの限られたランニングコスト負担に対して、国からの支援終了後も長期にわたる施策効果が見込める。</p> <p>さらに、施策における各事業の実施においても、効率的な執行を行い、少ない予算で最大限の効果発揮を目指している。例えば、産業技術人材育成支援事業については、まず産学間の対話が行われ、そこでの検討成果を事業採択要件に反映する計画であり、事業に求める要件を厳密にすることで、より効率的、効果的な事業採択を狙っている。また関係省庁と連携して事業展開していくことにより、行政内部においても産学連携の人材育成事業に関しての効率性向上を狙っている。</p> <p>（反映の方向性） 「産学連携による留学生向け実践的教育事業」については、事業の自立化に向けた取組と、昨今の雇用環境を踏まえた留学生の就職支援の強化を調整し、引き続き要求する。また、雇用情勢の</p>

悪化に対応すべく、ジョブカフェの機能を強化するため、「中小企業雇用情勢対応人材支援事業」を新規事業として要求。「産業技術人材育成支援事業」については、関連事業を統合し、効率化を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)
				17年度	18年度	19年度	20年度	
世界から優秀な留学生が集まる魅力的な環境を創出する	① 留学生及び就学生からの日本企業への就職者数	人	5264 16年度	5878	8272	10262	11040	11500 21年度
雇用のミスマッチ解消に向け、求職者の就職と中小企業の人材確保を支援する	② ジョブカフェによる就職決定者数	万人	3.2 16年度	6.1	6.5	6.0	5.5	5.5 21年度
学校教育が経済社会のニーズに応えている割合	③ IMD国際競争力調査(60カ国中)	位	58 16年度	56	49	43	40	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日
	未来開拓戦略	平成 21 年 4 月 17 日	3. 魅力発揮<人財力強化・技術力発揮プラン> ジョブカフェによる若者と中小企業とのネットワークを全国的に展開する・・・ 関連施策 3. 魅力発揮 ○ 世界トップレベルの研究環境実現 ◆ 留学生の積極的受入れとその活用 2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。そのため、留学生の就職支援・・・

施策名	技術革新の促進・環境整備
施策の概要	<p>産学官一体となった知識の融合、先端的・革新的な研究開発とその事業化や人材育成など、イノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくために必要となる環境整備を行い、我が国が世界最高のイノベーションセンターとして、研究開発と市場との間でイノベーションが連続的に生み出される好循環を構築することにより、我が国の競争力の強化、新産業創出、経済成長、国民生活の向上に貢献するとともに、地球規模の制約の克服等中長期的課題の解決を図る。</p>
施策に関する評価結果の概要と標達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>人口減少社会の到来や資源獲得競争の激化、地球温暖化問題などの制約要因を抱えている中であっても、今後も、我が国が中長期にわたる経済成長を達成するため、イノベーションの加速化により、成長力、競争力を強化し、社会変革をもたらし、国民が経済フロンティアの拡大を実感できるようにしていくことが不可欠。我が国において、連続的にイノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくことができるよう、①現下の経済危機を踏まえた、研究開発の促進、②企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープンイノベーションを促進するための環境整備、③出口を見据えた研究開発システムを支える人材育成、ベンチャー等への支援といった目標の達成に向け、今後とも各種施策を推進していくことが必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国経済は、人口減少と高齢化、国際競争の激化、エネルギー・環境制約など、大きな環境変化に直面しており、その克服のためには、絶えざるイノベーションにより付加価値の高い産業活動・経済活動を創出し、質の高い雇用機会を実現し、世界で受容される価値を発信するなど、経済・社会システムの変革と再構築が必要である。</p> <p>しかしながら、イノベーションの創出の源である技術開発やそのための人材育成等には、まとまった規模の投資を要するとともに、リスクも高い。さらに外部性（スピルオーバー等の社会的便益、安全・環境等の社会的有用性等）も存在するため、単に市場原理に基づく投資のみでは、社会的に見て技術開発は過小投資に陥りやすい。こうした過小投資に対し、国が関与することにより、外部性、不確実性（高リスク）に対応しつつ、効率的かつ確かな投資行動を促進することが必要となる。</p> <p>国内外の技術革新に関する調査や議論によると、産官学における各プレイヤーがそれぞれ融合・連携することで社会に点在する知識（科学や技術、市場に関する情報等）が活用され、技術革新が発生・促進されると指摘されている。特に近年においては、研究開発環境の変化（技術の高度化・複雑化や異分野融合、製品ライフサイクルの短縮化への対応の必要性等）により、産学官間、企業間、大学（学部）間の連携・融合の重要性が増加している。一方、米国等に比べて連携・融合の取組、外部リソースの活用、ネットワーク形成等は進んでいないといわれている。このため、行政がこうした動きを支援・促進させることが必要である。</p> <p>また、新技術の社会での利用・導入を促進するためには、規制の見直し、標準の策定等の環境整備を一体的に行うことが必要となる場合があるため、行政の関与が不可欠となる。</p> <p>(効率性)</p> <p>国内外の技術動向に対する調査機能の充実、産学官の知見を結集した「技術戦略マップ」を踏まえた研究開発投資の実施、中間・終了時・追跡の技術評価と施策見直しへの反映という一連のスキームの確立により、不必要な技術領域・課題への投資を抑制することが可能となり、より効率的な実施が実現される。また、技術戦略マップ等に基づき定められた戦略的重点領域に対して、国主導による研究開発プログラム等の予算事業と制度改正や標準化等と一体的に実施することにより、戦略的重点領域における研究開発等の成果が効率的に創出されると同時に、民間における研究開発等の不確実性や負担等が減少し、実用化が加速されるなどの相乗的な施策効果が期待され、一定の予算額の投入に対して効率的な実施が可能である。さらに、これらの成果の創出に留まらず、異分野の知識、情報・技術等の融合の促進及びその場の形成・整備、高度な研究者・技術者の人材育成と併せて図ることにより、民間部門を中心とする我が国全体のイノベーション・システムが構築される面への貢献も十分に期待される。</p> <p>(有効性)</p> <p>高効率な革新型太陽電池や、火力発電や製鉄プロセスの大幅なCO₂削減につながるCCS（二酸化炭素回収・貯留）など、我が国が有する優れた技術及び技術開発能力を発揮し、革新的な技術（構造・素材やシステム等の点で既存技術やその延長線上にある技術を越えた革新性を持ち、大幅な温室効果ガスの削減に寄与する革新的な技術）の開発促進することにより、低炭素社会の実現に寄与するものであり、大きな効果が期待される。</p> <p>また、本施策の実施により、これまで、必ずしも研究成果が市場に円滑につながらず、また、研究の場においても市場からのニーズを捉えられていなかった状況を打破し、多様な知識の融合による革新的イノベーションの創出が促進され、産学官協働等による研究開発の成果がより効率的かつ効果的に市場、そして経済成長に結びつくことが期待される。これは、研究と市場の間における大学、公的研究機関、産業界、政府の双方向の連携の下、科学に遡った研究や異分野の融合により、研究開発の成果を迅速に市場化につなげる仕組みの構築を目指す「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」を具体化するものであり、中長期的にイノベーションが連続的に創出される好循環の実現に寄与し、大きな施策効果が期待される。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業等の優れた先端的な産業技術を実用化及び事業化に着実かつ効果的に結実させるため提案公募型の技術開発助成を行う。 ○ 環境・安心、ナノテク・部材、ロボット・新機械など、7つに体系化されたイノベーションプ

プログラムの下、研究成果の市場展開に必要な制度改革や標準化などの関連施策と一体的に推進することにより、効率的なプロジェクトの実施を図る。

- 低炭素社会の実現に向け、環境エネルギー技術など日本の「強み」を最大限発揮できるように、次世代のエネルギー供給網、次世代の自動車、次世代の住宅・ビル等の技術モジュールを有する、担い手となる事業者を中心に産官学が有機的に連携し、社会システムとして組み合わせた「日本型低炭素社会システム」の実証を行う。並行して、海外でも実証等を行い、国内で実証をすることが制度的に困難であるような課題を中心に検証し、国内での実証事業との相乗効果を通じて、「日本型低炭素社会システム」の構築を加速化させ、先進国向け、新興国・途上国向けに類型化して海外展開を図る。
- 大学・研究機関と企業とが、共同体を構築しながら、研究から応用開発、製品試験等による産業化まで取り組む研究開発拠点を整備。
- 産総研と企業等とのオープンイノベーション／共同研究に対する支援する事業を実施。
- 産学連携による人材育成プログラムの開発等を行う産業技術人材育成支援事業を実施する。
- 産総研や地域の公設試等におけるポストドク等を支援する事業を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(1) 現下の経済危機を踏まえた、研究開発の促進

指標	H15年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値
全要素生産性(TFP)の伸び率※1	1.6%	2.3%	▲0.8%	-	-	-
研究開発費(我が国の産学官合計)※2	169,376億円	178,452億円	184,631億円	189,438億円	-	-
NEDOにおける ①直説論文発表数※3 ②国内外特許出願数 ※②の()内は国外特許で外数 ③中核人材育成(人)	① 321 ② 1610 ③ 1009	① 333 ② 1499 ③ 1829	① 347 ② 1362 ③ 1449	① 217 ② 1202 ③ 1374	① 242 ② 885 ③ 1948	① 1319 ※4 ② 5000 ③ 6214
産総研における ①論文発表数 ②特許実用数	-	① 5477 ② 549	① 5342 ② 638	① 4982 ② 745	① 4595 ② 767	① 5000/年度 ② 実用契約斗 数 600/年度 (基年度)
第三期科学技術基本計画における重点推進4分野等に対し措置されている国の研究開発投資の額の推移			17,761 億円	16,398 億円	17,465 億円	

【出典】※1 JIP データベース 2009(H11)、暦年値 ※2:総務省「科学技術研究調査報告書」

※3: NEDO の技術シーズ育成事業における数値

※4: 目標値は第二期中期目標期間(平成 20 年度～21 年度)の累積に対する値。①及び②については、第二期中期計画において政府予算の状況等を加味した上で第一期中期目標期間と同等以上としている。

(2) 企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープンイノベーションを促進するための環境整備

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値
産工業技術研究組合の数(※)	- (31)	- (31)	34 (26)	34 (22)	33 (23)	-
国内の研究開発従業者に対する融合の場の認知度	-	-	-	10.1%	10.7%	5%(H19年度) 30%(H27年度)
TLO のロイヤリティ収入(※)	29.0億円	8.4億円	6.9億円	8.3億円	-	-
TLO のライセンス件数(件)	626	769	1,001	869	-	-

※平成16年度ロイヤリティ等収入額については、エクイティの売却収入を含む

(3) 出口を見据えた研究開発システムを支える人材育成、ベンチャー等

指標	H10年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値
産業界をリードする大学基ベンチャーの創出(数)	1,507	1,430	1,627	1,755	1,805	-

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

第3期科学技術基本計画(閣議決定)

平成18年3月28日

2. 第3期基本計画における基本姿勢 他「(略) 研究開発投資を戦略的運用の強化により一層効果的に行うこと、絶え間なく科学の発展を図り知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元する努力を強化すること、科学技術政策やその成果を分かりやすく説明するなど説明責任を強化することによって国民の理解と支持を得ることを基本とする。(略) 科学技術政策の観点からも先にインフラ整備ありきの考え方から、優れた人材を育て活躍させることに着目して投資する考え方に重点を移す(略)」

<p>骨太の方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>第 2 章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 III 革新的技術創造戦略 第三は、日本経済の強みである、ものづくりに代表される技術力の維持・発展を図る「革新的技術創造戦略」である。第 3 期科学技術基本計画や研究開発力強化法等を踏まえながら、以下を主な柱とする。 ① 革新的技術戦略 ② 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想 ③ 革新的技術特区（スーパー特区） ④ 国家的プロジェクト緊急予算 ⑤ 検証に基づく重点的な予算配分</p>
<p>「未来開拓戦略」内閣府・経済産業省（経済財政諮問会議了承）</p>	<p>平成 21 年 4 月 17 日</p>	<p>I. 基本的な考え方 (1) 「低炭素革命」（省エネルギー、新エネルギー等の地球温暖化対策、3 R、水処理、資源確保等） 革新的な環境・エネルギー技術に係る研究開発・実証の推進や、制度的措置、公的部門による率先導入、税制のグリーン化等を進める。 (3) 「魅力発揮」（農林水産業、ソフトパワー、観光、人材、IT） 経済成長の原動力となる科学と技術の力を支えるのは、新たな価値を創造するイノベーション人材である。そのためには、中長期的な視野に立った基礎科学力の強化や、出口を見据えた環境・エネルギー技術等の分野における戦略的な研究人材、研究支援人材の育成・活用が必要である。</p>

<p>施策名</p>	<p>知的財産の適切な保護</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国企業等の知的創造活動により生み出された成果（知的財産）が国内外で適切に保護されるよう、知的財産の権利付与の迅速化、我が国企業等が有する営業秘密等の技術情報の適切な管理の促進による技術流出防止、我が国企業の模倣品・海賊版被害の低減に向けた環境を整備する。</p>
<p>施策に関する評価と目標達成すべき事項</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 我が国経済の持続的な成長を実現するためには、絶えずイノベーションを促進するとともに、その成果を適切に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することが重要である。知的財産の適切な保護を実現していくため、模倣品・海賊版対策強化事業として実態調査や環境整備等を実施し、その成果などを活用して侵害発生国・地域政府への制度・運用改善要求、執行機関の能力強化支援等を行い、我が国企業の模倣品・海賊版被害の低減を図ってきている。これらの取組により、中国等においては取組強化、制度・運用の両面における改善などの成果がみられるところであるが、我が国企業の模倣品・海賊版被害は未だ深刻であり、今後も着実に知的財産の適切な保護環境整備に向けた施策を推進していくことが必要である。更に、我が国産業の国際競争力を強化する観点から、産業活動の源泉とも言うべき技術情報等の適切な保護や知的財産の早期権利化ができる環境を整備することが必要である。</p> <p>（必要性） 我が国産業の国際競争力を強化する観点からは、産業活動の源泉とも言うべき知的財産、とりわけ発明を早期に権利化するための環境を整備することが必要である。また、「意図せざる技術流出」の発生は、海外企業の技術のキャッチアップの加速化による競争力の喪失、技術の適正な対価の受け取り機会の喪失による収益の低下等が懸念される。こうした課題に対し、我が国が他国の追随を許さない国際競争力を保ち続けるためには、知的財産の創造・活用を念頭におきつつ、適切に保護することが必要である。更に、中国をはじめとする海外市場における模倣品・海賊版の氾濫は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させてしまう。</p> <p>（効率性） 特許庁が実施した調査において平成19年の模倣品の被害額を回答した876社の総額は983億円にもなっているが、本施策の成果を活用した侵害発生国政府機関への制度・運用改善要請や侵害発生国の取締機関等の執行能力の強化により、模倣品被害率等が改善するとともに、模倣品・海賊版被害額も減少することが予想され、我が国企業にとっても相当程度の市場効果が期待できることから、投入コストに比して効率性が高い施策と考えられる。更に普及啓発活動による企業等における適切な技術情報の管理の促進、エンフォースメント支援体制の強化等の取組、先行技術調査の外注拡大による効率的な審査体制の整備等の取組が合わさることにより、施策の目標達成に大きく寄与するものである。</p> <p>（有効性） 模倣品被害企業の約7割が模倣品の製造国・地域として中国（香港を含む。）を挙げている（平成21年3月特許庁報告書）ところであるが、この最大の模倣品・海賊版製造国である中国政府に対しては、これまで再三の制度・運用改善要請、中国執行機関の能力強化支援を行ってきた。近年、中国政府は知的財産保護を重視する政策を打ち出しており、我が国が要請してきた法制度、運用面の改善等にも取り組まれてきているところであり、我が国企業の知的財産の適切な保護、適正な利益の確保の観点から本施策の効果は大きい。</p> <p>また、技術流出対策として、35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答しており（平成18年12月経済産業省アンケート調査）、本施策における技術情報の適切な保護のための制度を整備することは、企業における自主的な管理の取組とあいまって、営業秘密の意図せざる流出を防止する効果が期待できる。</p> <p>知的財産の権利付与の迅速化に関しては、着実に取組が実施されていることから、引き続き、利用者の知的財産の早期の権利化に貢献することが期待できる。</p> <p>（反映の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国政府に対し、要請と協力について協議する官民合同ミッションを引き続き派遣し、模倣被害報告が世界全体に拡大していることから、今後被害の拡大が見込まれるインド・中東・中南米等の国・地域での対策を強化する。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）」構想について、G8北海道洞爺湖サミットにおいて、年内妥結に向け交渉を加速することが首脳宣言に盛り込まれたことを踏まえ、実現に向けた取組についても推進する。 ・ 海外における海賊版対策の調査、エンフォースメント支援等に関し、従来のパッケージに加えオンライン上違法サイト対策を強化するとともに、アジア地域コンテンツ産業分野の相互理解・協力関係の強化を目指し、フォーラムにおける交流分野の拡大等を図る。 ・ 技術流出防止について、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討してきたところであり、企業等の技術情報の法的保護の在り方について検討を引き続き行う。 ・ 知的財産の権利付与の迅速化について、平成20年10月を目途に現行の早期審査よりも早い審査を行うスーパー早期審査制度の試行を開始するなど、多様な出願人のニーズに対応しながら、審査の一層の迅速化を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H18年度	H19年	H20年度		
知的財産 の権利付 与の迅速 化	特許審査 順番待ち期 間	月数		26.7ヶ月	28.3ヶ月	29.3ヶ月	11ヶ月 (H25)	我が国産業の国際競争力を強化する観点からは、知的財産を早期に権利化するための環境を整備することが必要。
	意匠審査 順番待ち期 間	月数		6.9ヶ月	7.2ヶ月	6.9ヶ月		
	商標審査 順番待ち期 間	月数		6.1ヶ月	6.9ヶ月	6.4ヶ月		
我が国企業 が有する 営業秘密 等の保護・ 技術情報 の流出防止	技術流出 被害率	%		35.8%				企業等における技術流出防止への取組としてまずは秘密保持契約等が締結されていることが重要。
	秘密保持 契約等の 締結状況 上段：在 職中、下 段：退職 時	%		70.1% 73.1%				
国内外で の模倣品・ 海賊版被害 の製造・流 通の低減	模倣被害 率	%		23.0%	24.0%	調査中		日本企業の模倣被害率(被害企業数/回答企業)は、連続してデータが収集されており、施策の効果を測る指標となる。
	知的財産 侵害品輸 入差止件 数	件数		19,591件	22,621 件	26,415件		
	国内にお ける知的 財産侵害 品取締 件数	件数		493件	441件	385件		
	日本製 コンテ ンツの 摘発件 数	件数		2,250件	2,041件	2,251件		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第154回通常国会 小泉総理 施政方針演説	平成14年2月4日	「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」ことを宣言。
経済成長戦略大綱	平成20年6月27日改訂	侵害発生国や主要先進国の取締執行機関等関係当局との連携を強化する。また、侵害発生国に対し、官民一体となって取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する協力を行うとともに「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」構想の早期の実現に向けた取組を加速する。 意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術的的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促すとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討し、グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクの増大に対応した所要の措置を行う。 2007年現在約27ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮し、最終的にゼロとする目標の達成に向け、引き続き必要な審査官の確保や先行技術調査の外注拡大等の取組を強化するとともに、出願人の多様なニーズに柔軟に対応しながら、特許審査の一層の迅速化を推進する。
知的財産推進計画2008	平成20年6月18日	知的財産推進計画においては、知的財産保

(知的財産戦略本部決定)

護の強化、模倣品対策強化に向け、国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守り、抑止力の向上を図るため、官民挙げて強力かつ効果的な対策を講ずることが求められているとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報化等の適切な管理のためにグローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応するための行動計画が定められている。

施策名	工業標準・知的基盤の整備
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、我が国の研究開発成果の国際的な普及や、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図り、産業競争力を強化するとともに、安全・安心な社会を構築する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDOの研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準共同研究開発事業と基準認証研究開発事業費補助金を統合のうえ、国際標準提案型研究事業を拡充要求。 国際標準化への重点的取組を加速するため、環境管理会計の主要手法であるマテリアルフローコスト会計(MFCA)の国際標準化及び高度道路交通システム(ITS)に関する国際標準化を統合のうえ、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を拡充要求。 <p>(必要性)</p> <p>① 工業標準</p> <p>標準は、互換性の確保、品質の確保等を通して我が国産業の効率性の向上及び国際競争力の強化をもたらす極めて有効な手段である。しかしながら、①標準は、それ自体が公共財的な側面を持つこと、②民間の経営戦略上、標準化が有益であると判断されたものについては民間主体で標準化が推進される場合もある一方で、環境、高齢者・障害者対応、製品安全等の社会的ニーズが高い反面、民間の利益に直接結びつかない分野では、民間主体での標準化が進まないこと、等を背景に国の積極的な関与が望まれる。したがって、国が幅広い国内外の利害関係者との調整を行うこと等を通じて標準化を推進する必要がある。</p> <p>② 知的基盤</p> <p>研究開発活動を始めとする知的創造活動の成果は知的資産として蓄積され、それが新たな研究開発や知的創造につながる。しかし、単に知的資産として蓄積されるのみでは、社会全体での新たな研究開発や活動にはつながらない。したがって、研究開発成果の経済社会全体での活用を円滑にし、研究開発活動のみならず広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支えていくためには、「知的基盤」として、蓄積された知的資産が体系化され、広く供用可能とされていることが必要である。</p> <p>また、計量制度は、暦や貨幣制度と同様に、社会の基盤的制度である。したがって、経済・社会のニーズの変化に合わせて、民間の能力を活用しつつ必要に応じ適切に制度の見直し等を行いながら、行政が責任を持つ的確かつ効率的に制度を運用していくことが適当である。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 工業標準</p> <p>工業標準の整備、国際標準化の戦略的取組に関する施策は規格作成に必要なデータの取得等最低限のコストで、目に見える形で成果が現れる極めて効率性の高い施策である。</p> <p>② 知的基盤</p> <p>戦略的な計量標準の整備に関する施策により、臨床検査・食品安全・環境などの分野で新たな規制等に係る標準物質への対応が急務となっている状況下で、限られた政策資源のもとで、的確で効率的に対応することが可能となる。</p> <p>(有効性)</p> <p>産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築における品質・信頼の確保のため、工業標準・知的基盤の整備に関する施策は以下の点で有効性が高い。</p> <p>① 工業標準</p> <p>標準化は、互換性の確保、品質の安定、技術の固定化を通じて製品の普及、市場の拡大を可能とする有効なツールであり、戦略的な国際標準化活動は市場獲得に結びつく。また、少子高齢化、安全・安心への関心の高まりなどの社会ニーズに対応した消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境問題への対応等の公共福祉分野等の標準化については、民間の利益に結びつきにくく、民間主体では進まないため、国主導で産業界と連携して標準化を進め、公共調達で規格を採用すること等により、高齢者・障害者にとってアクセシビリティが高く、安全・安心な社会基盤の供給が可能となる。</p> <p>② 知的基盤</p> <p>知的基盤への投資自体は利潤を生む性格のものではないが、知的基盤の重点分野において、各々専門とする民間の能力を活用、又は研究開発マネジメント・コーディネート機能の高い独立行政法人を活用し産学官連携で研究開発を行うことで、知的基盤の整備を加速的に推進し、知的創造活動により創出された成果を効果的、効率的に体系化、組織化し広く供用することが可能となる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDOの研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準共同研究開発事業、基準認証研究開発補助金を統合のうえ、国際標準提案型研究事業を拡充要求。 国際標準化への重点的取組を加速するため、環境管理会計の主要手法であるマテリアルフローコスト会計(MFCA)の国際標準化及び高度道路交通システム(ITS)に関する国際標準化を統合のうえ、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を拡充要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16～18年 平均	17～19 年平均	18～20年 平均		
国際標準 提案件数 の倍増	ISO,IECに おける提 案件数		63 (13～15 年平均)	94	96	102	約120 (27年度)	13～15年平均に対し、 提案件数倍増

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
欧米並みの 幹事国 引受数を 実現	ISO,IECに おける国 際幹事引 受数			63	67	74	約100 (27年度)	○18年2月時点の欧米並 みの件数を目標。 ○実績値は暦年集計。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
知的基盤 整備目標	物理標準			252	271	279	334 (22年度)	
	標準物質			242	260	283	314 (22年度)	
	20万分の 1地質図 幅			112	115	115	124 (22年度)	
	生物遺伝 子資源の 提供数	万		4	4.7	5.4	7 (22年度)	
	ガラス組 成データ	万		27	27.5	28	30 (22年度)	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
新経済成長戦略大綱	平成20年9月19日 閣議決定	第1 国際競争力の強化 1. 我が国の国際競争力の強化 (1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化 「国際標準総合戦略」、「国際標準戦略目標」の策定等を踏まえ、これらの施策を着実に推進する。 第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 4. ワザ：技術革新 (3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化 「国際標準戦略目標」の達成に向けて、官民が連携して、経営戦略と研究・知財戦略の一体化した国際標準化を実現するとともに専門人材の育成など民間企業、研究機関などの国際標準化活動を支援する。
知的財産推進計画 2009	平成21年6月24日 知的財産戦略本部 決定	II. 重点的に講ずべき施策 2. グローバルな知財戦略を強化する (4) 国際標準化活動を強化する ① 企業における経営者層・管理者

		層の意識を改革する ② 研究者の業績評価を改善する ③ 標準技術を円滑に実施可能とする方策を検討する
知的財産戦略 2009	平成21年6月12日 総合科学技術会議 決定	I. 第3期科学技術基本計画の進捗状況と課題 1. 知的財産戦略に関する重点項目の進捗状況と課題 1-4 標準化の活用に向けたさらなる進展
国際標準総合戦略	平成18年12月6日 知的財産戦略本部 決定	第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する 第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する 第3章 国際標準化人材の育成を図る 第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する 第5章 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する
第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日 閣議決定	第3章科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化 (2) 知的基盤の整備 (4) 標準化への積極的対応
消費者基本計画	平成17年4月8日 閣議決定	具体的施策 (2) 選択の機会の確保 ②計量・規格の適正化 (7) 経済社会の変化に応じた対応 ②国際的な連携の確保 (8) その他 ⑥企業の社会的責任への取組の促進

施策名	経営イノベーション・事業化促進
施策の概要	<p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>経営資源の効率的活用、ベンチャー企業の創出及び成長促進のための環境整備及びイノベーションを創出する新たな仕組みの構築を行うことにより、我が国経済の新陳代謝能力を高め、経済産業の活性化を図り、中長期的に実質GDP2.2%以上の経済成長の実現を目指す。</p> <p>(必要性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 我が国の産業競争力向上のためには、経営資源の新陳代謝機能を高め、経済産業を活性化することが重要である。そこで、改正産活法等の支援措置による企業の経営資源の効率的な活用の推進、過剰債務を悩む事業の再生促進、新技術の積極的活用等によるイノベーション促進等を通じた企業全体の生産性向上を図る必要がある。 我が国経済を発展させるためには、新事業の創出が必要であるが、現状においては、新事業を立ち上げるための情報が不足しており、また、リスクの高さや信用力不足により資金調達が困難な状況となっている。こうした状況を改善するため、より多くの潜在的起業家が、起業に必要な情報や資金等を調達しやすい環境を整備する必要がある。 現下の経済危機や世界経済の構造変化に対応するため、我が国として、次世代の国富を担う産業が創出されることが必要である。我が国には、優れた技術等が数多く存在するものの、それらが大企業、中小企業、ベンチャー企業、大学等に分散し有機的な連携が図られていないため、これらの技術等を十分に活かし社会的ニーズに対応した事業の創出につなげていない。したがって、こうして潜在力を十分発揮できていない場合、産業や組織の枠を超えて技術等の経営資源を組み合わせる、いわゆるオープン・イノベーションにより、成長性の高い市場において新たな製品やサービスを生み出すなど、新たな付加価値を創出する取組が重要である。 <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 産活法は多方面から企業の生産性向上を支援し、既存計画に加え、平成21年度改正により資源生産性革新計画や資金の円滑供給等の新しい措置が追加された。今後、こういった強力な政策支援を通じ、企業の生産性向上を図り、我が国産業全体の生産性向上に繋げる。 ベンチャー企業の創業を促進するためには、大学・大学院における実践的な起業家教育の受講機会拡大に加え、起業後の豊富なリスクマネーの供給や、起業や投資に関する情報共有が重要である。ベンチャー企業の創出・成長をあらゆる段階で重要度が高い施策を全国規模で実施するため効率性が高い。 産業革新機構（以下、「機構」とする）による事業は、革新的な事業活動の創出に必要な長期のリスクマネーの供給を円滑化できることに加え、当該リスクマネーの供給の結果として適切なリターンが期待できる。 <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成11年に産活法が制定され、新たに事業再編に必要な計画を加えるといった改正を行い、経済産業省ベースでは平成21年3月31日時点で320件（全省庁ベースで492件）の認定がなされ、そのうち計画が終了した237件のうち209件（約88%）が生産性を相当程度向上させた認められる。また、平成21年度に改正した産活法の税制支援措置の拡充、出資に対する補てん措置の新設等により、今般の経済状況からさらに相談数が増え、重要度が増すと思われる。 ベンチャー企業の発展に向け、有識者による「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」の場を通じ、現在のベンチャー企業が置かれた現状を再度点検しつつ必要な政策的対応の検討を実施し、平成20年4月に最終報告書を取りまとめた。平成22年度の各事業は、同研究会の最終報告書においてとりまとめられた6つの課題（①起業スキル不足、②世界的ベンチャー規模の不在、③起業家文化の欠如、④乏しい資金力、⑤機関投資家不在、⑥IPO至上主義）に対応する内容を展開しており、有効性は高い。 機構による支援業務が時限的に行われることにより、オープン・イノベーションによる事業及び当該事業に対する投資事業の成功事例を創出し、当該成功事例を社会に浸透することを通じて、我が国においてオープン・イノベーションが自律的に行われることが期待される。 <p>(反映の方向性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 産活法の認定等を通じ、さらなる産業の生産性向上及び過剰債務に悩む事業の再生の円滑化を図る。 ベンチャー企業の創業・成長を促進させるため、起業家人材育成事業及び中小企業国際化支援ネットワーク事業を実施するとともに、「女性、若者／シニア起業家支援資金」を継続する。 革新的な経済産業構造への転換に資する新たなビジネスモデルを創造する仕組みとして、「株式会社産業革新機構」が本年7月に設立。一定規模の長期のリスクマネーを供給することで、中長期にわたる国富の増大を図り、産業や組織の枠を超えて経営資源を結集させることにより、オープン・イノベーションを推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (H22年度)
実質GDP成長率	2.0%	2.3%	2.3%	1.8%	-3.5%	(中長期的に)2.2%以上
総資産経常利益率(ROA)	3.5%	3.8%	3.9%	4.0%	(調査中)	H20年度よりプラス2%以上
自己資本当期純利益率(ROE)	4.0%	4.8%	5.8%	6.0%	(調査中)	H20年度よりプラス2%以上
エネルギー生産性	—	—	—	—	—	4%以上 (H24年度)
炭素生産性	—	—	—	—	—	5%以上 (H24年度)
開業率(%)	3.5 (平成13~16年平均)	5.1 (平成16~18年平均)		(調査中)		(増加)
廃業率(%)	6.1 (平成13~16年平均)	6.2 (平成16~18年平均)		(調査中)		—
産活法認定件数(件)	94	93	41	22	24	—
エンジェル税制利用件数(直接投資)(件)	357	167	54	129	470	—
エンジェル税制投資額(直接投資)(百万円)	847	933	659	278	1,041	—
女性・若者／シニア起業家支援資金利用件数(件)	6,802	11,134	11,978	12,693	11,109	—
新創業融資制度利用件数(件)	6,341	7,535	9,237	14,108	14,776	—
会社登記数(「民事・訟務・人権統計年報」の新規設立会社数)[暦年]	101,100	103,545	115,178	101,981	92,097	—
オープンイノベーション実績数	—	—	—	—	—	—

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	「成長力強化への早期実施策」	平成20年4月	エンジェル投資の活性化に向けた支援策を抜本的に拡充する。
	「経済成長戦略大綱」	平成20年6月	起業家教育の受講機会拡大を促す、企業、業種、大学の壁を超えて技術・人材を組み合わせる新たなビジネスモデルを創造する仕組みの創設等。
	「低炭素社会づくり行動計画」	平成20年7月	「イノベーション創造機構」(仮称)を2009年度に創設し、国内外からの長期リスクマネーの円滑な供給を図る。
	「新経済成長戦略改訂版」	平成20年9月	「資源生産性競争」時代における新たな経済産業構造の構築。

施策名	ITの利活用の促進
施策の概要	<p>企業、行政、生活、社会の各分野におけるITの利用・活用を通じて、構造改革、課題解決、生産性の向上等を促進する。具体的には、ITのポテンシャルを最大限に活かし、我が国の生産性向上を加速化していくために、①中小企業・サービス産業などの底上げにつながるIT資本投入の拡大、IT投資効率を向上させるようなIT活用の促進を図る。</p> <p>また、IT活用を支える基盤の整備として、②ITの利活用において秀でる人材（IT人材）の育成、社会インフラの整備等を図る。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 現在、諸外国においても、自国経済の成長力を高めるべく、戦略的なIT活用を国全体として推進しており、我が国の競争力を維持・強化する観点からは、国が関与し、これらの取組を牽引していくことが必要である。特に、IT利活用により低炭素革命の進展を図る等、地球的課題の解決を我が国産業競争力強化に資する形で取り組むことが重要となっている。さらに、これらのIT活用を推進する上で重要なのは、ITを利用できる人材である。IT人材の育成についても、各国が、競って高度IT人材の育成に政府の資源を投じつつ取り組んでいる状況にあり、我が国としても、引き続き産学の連携により有効な人材育成体制を構築することが、国際競争力を維持する上で求められている。加えて、政府は、ITの効果を受益する巨大なユーザー組織の側の面も併せ持つ。政府のIT活用は、一義的には政府自身の業務合理化、行政サービスの向上を図る上で不可欠な取組であるが、市場への主要参加者として取引慣行等の改善のために率先垂範を示すことを通じ、ITの利活用を支える健全な市場の発展を促すという効果も大きく、この面からの政府の役割も大きい。</p> <p>（必要性） ITの活用の「巧拙」は、我が国の経済の生産性向上、経済成長の動向を左右するのみならず、個人生活や社会の活力の基盤にも大きな影響を及ぼすものである。企業、社会だけでなく個人レベルで、ITの活用の意義を理解しながら、ITを主体的に使いこなしていくことが求められ、これを促していくために利活用の巧拙を自ら客観的に行う上で有効となる「可視化」の手法を国際比較の視点も踏まえて整え、各組織・個人レベルで「気づき」の機会をもたらされることが有効であり、これを達成するためには、「ベスト・プラクティス」の収集・分析・普及や、指標化・標準化を進め、広く社会に浸透させて行く必要がある。</p> <p>（効率性） ITに関わるグローバル人材を輩出するとともに、新たなIT機器の需要創出によるIT産業の市場活性化だけでなく、IT導入など利用を図った中小企業等において生産性が向上し、利益拡大など大きな効果が見込まれることから、本施策は、費用対効果の面では効率的である。</p> <p>（有効性） 我が国の中小企業や行政システムへのITの活用についてはまだ余地があるため、IT経営の普及や中小企業のIT投資の促進にかかる事業を実施していくことは、経営の質の大幅な向上それに伴う売り上げ・生産性の向上が期待されるだけでなく、ITの新しい活用あるいは普及によって新たな企業サービスやIT機器への需要創出につながることも予想されるなど、その波及効果は大きく、日本経済全体にとって有効である。また、IT人材の育成や安全な社会の構築といった環境整備も同時に展開されることによって、ITにかかる利用と、新たな技術・サービスの創出との好循環が利用とその成果がさらに積極的に効果的に利用する素地がつけられることから有効である。</p> <p>（反映の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用製品における企業環境貢献度可視化・価値化事業（新規要求） ・ IT経営実践促進事業（減額要求） ・ 地域経済情報化基盤整備事業（同額要求） ・ 我が国情報経済社会における基盤整備（増額要求） ・ 電子経済産業省構築事業（減額要求）（ただし、他省庁の枠借分を含む。） ・ アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業（増額要求） ・ 中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業（平成21年度で終了） ・ 企業間情報連携基盤の構築（平成21年度で終了） ・ にっぽんe物産市プロジェクト（平成21年度で終了）

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H18年	H19年	H20年		
50%	企業経営をITによって最適化する企業の割合	%	—	26.1%	34.5%	34.20%	22年度	
60%	基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合	%	—	—	—	調査中	22年度	
1000件	企業経営におけるIT利用・活用の成功事例	件	—	269	378	266	22年度	
約905時間/年削減 約1.7億円/年削減	業務削減・経費削減 (除費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務)	時間 億円	—	—	開発工程消化率 100%	開発工程消化率 100%	25年度	
3.2万時間/年削減 3.8億円/年削減	業務削減・経費削減 (経済産業省統計調査等業務)	万時間 億円	—	—	開発工程消化率 100%	開発工程消化率 101%	23年度	
3万時間削減 1億円削減	業務削減・経費削減 (貿易管理業務)	万時間 億円	—	—	開発工程消化率 100%	開発工程消化率 100%	22年度 21年度	
5,600時間削減	業務削減・経費削減 (工業標準策定業務)	時間/年 億円	—	—	開発工程消化率 100%	開発工程消化率 100%、運用開始	21年度 20~23年度	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日
	i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	第 2 章 分野別の戦略 I. 三大重点分野 (1) 電子政府・電子自治体分野、 II. 産業・地域の活性化及び新産業の育成

施策名	流通・物流基盤整備
<p>施策の概要</p>	<p>① アジアにおける広域的な物流環境の改善 日中間における広域的な物流環境を改善するため、物流情報プラットフォームの構築、パレット等物流資材の標準化、荷役作業中の貨物損壊などの防止に資する管理方法の高度化の可能性等に関する調査を実施。この調査をもとに、今年度より新たに設置される日中物流政策対話（仮称）等を通じて、日中間での物流環境の改善を図る。</p> <p>② 貿易手続きや物流管理のIT化と国際的情報連携の構築 グローバル・サプライチェーンにおいて、国・取引関係者の枠を超えて、オープンかつ柔軟に共通の貨物可視化情報を取得・共有する、企業間情報連携基盤の仕組み構築（ルールづくり）を実施していく。また、AEO（Authorized Economic Operator）の相互承認推進・税関との密接な連携を前提とした、コンプライアンスの高い企業に対する輸出入手続きの更なる簡素化を制度化することの可能性を探る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要 達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 近年アジア等新興国では著しい経済成長が続いており、こうした国の活力を取り込んで我が国産業も成長することが、今後の人口減少社会の中では必須である。このため、製造業を中心にアジア等地域全体にサプライチェーンを展開し、物流の円滑化、全体最適化を図る動きがある。我が国産業の国際競争力の強化のためには、我が国が主導して仕組み・ルールを構築し、世界標準として浸透させ、業界や国・地域への広がりや牽引する必要がある。</p> <p>（必要性）</p> <p>① アジアにおける広域的な物流環境の改善 日中両国の経済関係の深化に伴い、両国の企業にとっては、製品の製造から販売に至るまでの、国境を跨ぐサプライチェーン全体の円滑化が一層重要となっている。 しかし、中国企業との間で貿易を行う日本企業から、中国の貿易手続きに係る課題として、貿易手続や物流人材に関するものなど様々な課題が挙げられている。そこで、これらの課題解決のための調査・研究を実施するとともに、物流の円滑化に向けて両国の関係部局が集まり議論する政策対話の場を設け、行政が主導的な立場を取り、多様な主体の連携を図りつつ、議論することが必要である。</p> <p>② 貿易手続きや物流管理のIT化と国際的情報連携の構築 グローバル規模で事業を行う製造業者が、国際競争力を有する効率的な経営を実現するためには、逐次変化する世界各地の消費市場の販売動向を基に、あらかじめ、世界各地の自社工場での生産計画や、消費市場での販売・在庫計画を策定し、それらをつなぐ綿密で柔軟な輸送計画を立てることが重要となっている。 一方で、貨物を物流事業者へ引き渡したあと、輸送中の貨物の位置等の情報をリアルタイムで把握しようとした場合、サプライチェーン上に多数登場する複数の物流事業者との連絡や、事業者ごとに異なる複数の貨物管理コードの紐付け等の煩雑な作業が必要であり、サプライチェーンマネジメントが必ずしも十分できていない。 これが実現できれば、急な需要変動に対応した貨物の仕向地の変更や、状況に応じた効率的な輸送手段の変更などを柔軟かつ迅速に行うことが可能となり、製造業者は、より精度の高いサプライチェーンマネジメントを構築できる。そのためには、情報共有基盤技術が世界的なインフラとして整備されていることが肝要であり、行政が業態や利害得失が多様である事業者相互の密接な連携を推進し、新しい関係の構築を進めることが必要である。</p> <p>（効率性） グローバルサプライチェーンにおける企業間情報連携は、個々の企業や特定のグループ内において閉じたシステムが構築され、サプライチェーンマネジメントを全体で最適化するための情報共有の仕組みとはなっていなかった。「サプライチェーンマネジメントの更なる高度化・効率化」や「貿易手続きの簡素化・効率化」をきっかけとした産業横断的な情報共有のための仕組みの構築を進めることは、これらの問題への対応を進めるだけでなく、グローバルサプライチェーンに関わる企業がそれぞれ異なったシステムを構築することによる重複投資を避け、全体最適を実現することに資する。グローバルサプライチェーンにおける貨物の可視化情報を共有するための基盤は、我が国のみならず、今後は米国、EU、東アジアとの通商を行う国を中心に普及が見込まれるものであり、その普及については大きな効果が期待できる。</p> <p>（有効性） 経済構造のグローバル化が進む中、スピーディーでシームレスかつ低廉な物流の構築やデマンドサイドを重視した効率的物流システムが求められていたことから、政府は平成17年度に「総合物流施策大綱（2005-2009）」を策定し、総合的な物流施策を推進してきた。それにより、流通業界において迅速かつ効率的なサプライチェーンマネジメントを実現するため、次世代のEDI標準の確立等流通システムの標準化に取り組み、「流通ビジネスメッセージ標準」を平成20年度までに完成させるなど、諸施策を推進してきた。また、貿易手続きについても、平成19年度の「貿易手続改革プログラム」の策定以降、毎年フォローアップと改訂を行い、税関の臨時開庁手数料の廃止や原産地証明制度改革、AEO制度の対象者の拡大など、貿易関連手続の改善が着実に実施されている。そして、平成21年度には新たに「総合物流施策大綱（2009-2013）」を策定したほか、「貿易手続改革プログラム」のフォローアップおよび2次改訂を行い、さらなる物流環境の改善に向けて施策を着実に実行していく。</p> <p>（反映の方向性）</p>

- ・ 中国等アジア物流改善に向けた調査等の実施
- ・ グローバル・サプライチェーンにおける企業間情報連携基盤の構築および実証

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
貿易手続きや物流管理のIT化と国際的情報連携の構築	売上高物流コスト比率	%	-	5.01%	4.84%	4.87%	着実な減少	社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 物流コスト調査報告書より

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		総合物流施策大綱 (2009-2013)	平成21年 7月 閣議決定
経済成長戦略大綱		平成 20 年 6 月改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1. 国際競争力の強化 1. 我が国の国際競争力の強化 (4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化 「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、2006年に策定した「国際物流競争力強化のための行動計画」を着実に実施し、2015年までに東アジア域内における物流効率化を目指す。このため、2006年度に構築した「国際物流競争力パートナーシップ」を引き続き存置し、関係省庁が一体となって、総合物流施策大綱やアジア・ゲートウェイ構想とも連携を取りつつ、行動計画を着実に推進し、適切に評価し、次のステップにつなげる。(中略)また、東アジア・ASEAN経済研究所(ERIA)における広域物流開発計画の策定等を通じて国内外の諸課題解決に取り組むとともに、ASEAN、さらにはアジアワイドでのパートナーシップを構築する。 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (4) グローバル化に対応する制度の整備 ② AEO制度の推進等 我が国の国際競争力を強化するため、AEO制度の拡充や税関の臨時開庁手数料の廃止等を平成20年4月より実施したところである

			<p>が、引き続きアジア・ゲートウェイ構想における貿易手続改革プログラムの取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2．生産性の向上（ITとサービス産業の革新） <ul style="list-style-type: none"> 1．ITによる生産性向上と市場創出 <ul style="list-style-type: none"> (2) ITによる「つながり力」強化 <ul style="list-style-type: none"> ② 電子商取引や電子タグ等による「情報共有基盤」の構築 <p>標準化の検討が進むインターネットEDI（電子データ交換）等の対象商材・業界の拡大を図る。さらに、取引に関する情報に加えて、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報について、EDIや電子タグ等を活用し、企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を超えた情報共有の仕組み（電子商取引・電子タグ基盤）を2010年度までに構築する。</p>
--	--	--	--

施策名	情報セキュリティ対策の推進																																																							
施策の概要	<p>情報処理基盤の安全性を確保するための対策、企業・個人における情報セキュリティ対策を促進することを通じて、第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月情報セキュリティ政策会議決定）において、政府全体の基本目標である「『ITを安心して利用可能な環境』の構築」を目指す。</p>																																																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等に代表されるITへの脅威（情報セキュリティ上の問題）は多様化・高度化する傾向にあり、「ITを安心して利用可能な環境」を構築するためには、官民が連携して情報セキュリティ対策を推進することが必要である。</p> <p>（必要性） 情報セキュリティ対策は費用対効果が見えにくいこと、脆弱性等への対応は製品開発者の利益に直結しない上に、そもそも製品開発者が脆弱性等に気付きにくいこと等から、本分野については民間の自主的な取組だけでは十分な効果が期待できない。情報セキュリティ対策を民間の自主的な対応のみに委ねた場合、民間における情報セキュリティ対策は不十分なものとなり、結果として、経済社会活動の基盤となっているIT全体の安全性・信頼性が大きく損なわれ、我が国経済社会活動全体、ひいては安全保障にも悪影響を及ぼす可能性が高いため、国が施策を講じることが必要である。</p> <p>（効率性） コンピュータウイルスによる被害金額は年間数千億円と推計されており、また、ボット等の新たな脅威も出現していることから、情報セキュリティ上の問題に起因する被害はその数倍にのぼると考えられる。本施策については、PC、インターネットを利用する不特定多数の者が受益者であり、国において必要な予算措置等を講じることで、情報セキュリティ対策の基盤が整備され、社会全体の情報セキュリティに関するリスク・被害の抑制が可能になるため、効率的である。</p> <p>（有効性） コンピュータセキュリティ早期警戒体制を整備し、企業等における情報セキュリティ上の問題に対する情報収集、緊急時対応を可能とすることにより、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等による被害が抑制される。また、IT製品に係る情報セキュリティ評価関連事業等の技術面での情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策ベンチマークの策定等の組織面での情報セキュリティ対策を推進することにより、企業・個人の情報セキュリティ対策が進展する。コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備、及び企業・個人の情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティ上の問題による被害を防止することは、「ITを安心して利用可能な環境」を作り、大きな効果を及ぼすものと考えられる。</p> <p>（反映の方向性） 利便性ととの均衡を考慮した情報セキュリティ機能を予め付与したデジタル機器等が市場に投入され、誰もが簡単、安全に情報を活用することができる研究開発等を実施するための経費を新規に要求する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1294 1497 1664"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロになることを目指す</td> <td>コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値</td> <td>億円</td> <td>—</td> <td>3,137</td> <td>2,201</td> <td>調査中</td> <td>2,000程度 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティセミナーの参加者数</td> <td>人</td> <td>—</td> <td>6,947</td> <td>8,020</td> <td>8,696</td> <td>7,000以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを目指す</td> <td>企業におけるセキュリティポリシーの策定率</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>47.5</td> <td>50.0</td> <td>調査中</td> <td>60以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット安全教室の開催回数</td> <td>回</td> <td>—</td> <td>98</td> <td>130</td> <td>125</td> <td>150以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>152</td> <td>211</td> <td>220以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度以降の指標については、平成21年度の実績を踏まえ、設定することとする。</p>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	○IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロになることを目指す	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	億円	—	3,137	2,201	調査中	2,000程度 (21年度)		情報セキュリティセミナーの参加者数	人	—	6,947	8,020	8,696	7,000以上 (21年度)		○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを目指す	企業におけるセキュリティポリシーの策定率	%	—	47.5	50.0	調査中	60以上 (21年度)		インターネット安全教室の開催回数	回	—	98	130	125	150以上 (21年度)		ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)	件	—	90	152	211	220以上 (21年度)	
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																											
			18年度	19年度	20年度																																																			
○IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロになることを目指す	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	億円	—	3,137	2,201	調査中	2,000程度 (21年度)																																																	
	情報セキュリティセミナーの参加者数	人	—	6,947	8,020	8,696	7,000以上 (21年度)																																																	
○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを目指す	企業におけるセキュリティポリシーの策定率	%	—	47.5	50.0	調査中	60以上 (21年度)																																																	
	インターネット安全教室の開催回数	回	—	98	130	125	150以上 (21年度)																																																	
	ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)	件	—	90	152	211	220以上 (21年度)																																																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>IT新改革戦略（IT戦略本部決定）</p> <p>重点計画2008（IT戦略本部決定）</p> <p>IT政策ロードマップ</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年1月</p> <p>平成20年6月</p> <p>平成20年6月</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>II 今後のIT政策の重点 2. IT基盤の整備 (2) 安心してITを使える環境の整備 ネットワークの不適正な利用による被害等の最小化のために、官民が協力し、我が国全体として対策を強化する。</p> <p>世界一安心できるIT社会 —「情報セキュリティ先進国」への躍進、サイバー犯罪の撲滅—</p> <p>2. ITを安心して活用でき、環境に先進的な社会の実現 ITの利便性を安心して享受できる社会の</p>																																																					

		実現のため、継続的・重点的な取組が重要である。
経済成長戦略（経済財政諮問会議取りまとめ）	平成 20 年 6 月	3. 3つの戦略 (1) 全員参加経済戦略 ④ 世界最先端のIT国家化 情報セキュリティ向上に向け、平成20年度内に電子政府の企画・設計段階からの安全確保等「セキュア・ジャパン2008」の施策や次期基本計画策定を実施する。
経済成長戦略大綱（改定） （財政・経済一体改革会議決定）	平成 20 年 6 月	1. ITによる生産性向上と市場創出 (2) ITによるつながり力強化 ② IT経営の推進 情報の利活用を支える情報セキュリティの実現方策などに取り組む。
第2次情報セキュリティ基本計画（情報セキュリティ政策会議決定）	平成 21 年 2 月	
セキュア・ジャパン2009 （情報セキュリティ政策会議）	平成 21 年 6 月	
経済財政改革の基本方針2009 （経済財政諮問会議取りまとめ）	平成 21 年 6 月	第2章 成長力の強化 1. 成長戦略の推進 (3) 魅力発揮 「第2次情報セキュリティ基本計画に基づき、「セキュア・ジャパン2009」の施策を着実に実施し、情報セキュリティの向上を図る。
デジタル新時代への戦略 （IT戦略本部決定）	平成 21 年 7 月	Ⅲ. デジタル基盤の整備 （方策） 3. 情報セキュリティ対策の確立

施策名	消費者行政（製品・取引）の推進
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 商取引適正化・製品安全に係る調査研究 商務の適性化においては、商取引自体の適正化を図ること及び安全な製品が取引されることを目的とする。 商取引分野においては、企業の消費者相談対応部署等へのアンケートの実施で、最新のトラブル実態を把握し、商品、役務及び取引形態の多様化・複雑化やインターネット取引・国際取引の進展・個人情報に関する消費者意識の変化を踏まえた新たな課題について調査・検討を行う。加えて、諸外国の政府の商取引の適正化のための施策・規制等を調査する。さらに、諸外国の取組を参考にして消費者志向経営・ビジネス促進に必要な施策を行うとともに、先進的な取組を行っている企業の優良行動の実態について調査・分析を行う。また、商品市場の健全な発展を図るため、各国の取引所の上場商品等が多様化・複雑化することに伴う新たな課題について検討を行い、実態に即した施策展開を行っていく必要があるため、国内外の商品市場の実態調査や製品事故等に係るデータベース等の整備等を行う。 製品安全分野においては、民間事業者の自主的な製品安全活動を促進するための調査研究等を行う。具体的には、リスクアセスメント評価手法の研究・普及、事業者が利用するリコールに係る指針の調査等を実施する。</p> <p>(2) 商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業 商取引分野においては、事業者等に対して、説明会やウェブサイト等を通じ、割取法・商取法等の内容・解釈の周知・啓発を行う。特に、商品取引所法については、平成21年に改正がなされ、原則、平成22年度中の施行が予定されているところ、説明会を重点的に行う。また、平成22年度より運用が本格化する改正割取法についても、改正内容（業者への登録・許可義務の策定、消費者への支払に係る抗弁権の付与、支払能力を超える与信の防止等）に係る広報活動を行う。 製品安全分野においては、製品安全制度が円滑に運用されるように製品安全制度の内容の事業者への周知等を行う。具体的には、長期使用製品安全点検制度等の製品安全施策に関する民間事業者等への周知・広報活動や製品安全対策優良企業表彰制度等を実施する。</p> <p>(3) 製品安全関連法の施行 事故情報の評価・分析、技術基準への適合状況の確認、技術基準の改正・策定のための調査等を行う。</p> <p>① 事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品安全法令に基づく規制対象製品について、実際の流通品が技術基準に適合しているのか状況を確認するために、試買テストを行う。 ・ 重大製品事故情報等を体系的に分析・評価し、新たに規制すべき品目や定めるべき技術基準等の抽出等を行う。特に、今年度より導入された長期使用製品安全点検制度に関し、新たな対象品目についての調査が必要。 <p>② 規制対象製品の技術基準の策定等調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな規制対象製品について技術基準を作成するとともに、既存の技術基準の見直し等を行うため、海外の技術基準（IEC規格等）の調査研究や試験方法の検討等を行う。
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 安全な製品を利用できる環境や、商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、国民経済の健全な発展を達成する。</p> <p>1 消費者が安全な製品を利用できる社会の実現 製品事故が多様化する中、事故の拡大・再発防止から未然防止に至るまで、幅広く事故防止が図られるための環境を目指す。そのために、製品安全法制度のみならず、事業者・消費者の自主的な取組をも一体となった事故防止制度を構築する。</p> <p>2 適正な取引秩序に基づいて、健全に発展する市場の実現 訪問販売や通信販売といった特定商取引、クレジット取引、商品取引等、それぞれ現実に存在する個別の特徴を持った各取引形態に適した法令やルールに基づく取引秩序が確立した市場を目指す。</p> <p>（必要性） 社会の高度技術化、生活文化の多様化が進展し、多様な製品、多様な取引形態が次々と生まれている現状において、消費者や事業者の合理的行動に任せ、悪質な商品や事業者が市場から淘汰されるのを待っているだけでは、実際に発生する製品事故や消費者トラブルを防ぐことができない。そこで、消費者の安全・安心の確保を前提とした商務の適性化を図る上では、このような市場メカニズムに任せるだけではなく、国として製品の安全や取引の安全に対処する必要がある。更に、平成22年度からは消費者庁も創設されることから、消費者庁と経済産業省の役割分担も考慮する必要がある。経済産業省は、引き続き所管している規制法の主管者としてだけでなく、各事業の所管主として、事業者が自主的に消費者志向の経営・取引を行い、市場における取引がより活性化する市場メカニズムの生成を支援する必要がある。</p> <p>1 製品については、消費者の安全が確保されるような一定水準の安全レベルは、市場メカニズムだけでは確保が困難であり、国による法令等での安全規制や事業者への働きかけ等が必要不可欠である。そのため、規制対象製品ごとに技術基準を設定し、各法令で定められた表示が付された技術基準適合製品以外は販売を禁止するなど、製品安全4法を適正に執行することが重要である。また、消費生活用製品安全法に基づき、事業者から報告された事故情報の公表・周知・分析を徹底すること等の確実な実施も、消費者の安全を図るうえで、重要である。</p>

2 訪問販売等の特定商取引、クレジット取引、商品取引等の商取引分野においては、消費者トラブルが生じやすく、また現に消費者相談の件数も多い。これらのトラブルを引き起こす悪質事業者は、次々と新しい手口を用いてルール違反を繰り返すため、そもそも市場メカニズムにおける経済合理性によっては淘汰されない性質を有しており、国が取引の安全を確保するための各種法規制を常に整備し、執行していく。また併行して、悪質商法の現状や関連法規の整備・適用の状況などについて、法執行の一部を担う都道府県、消費者相談を行う各種相談員や消費者自身に対して、広く統一的な情報提供を行いつつ機動的で厳正な法執行を行う必要がある。そして、消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するためには、法令による悪質事業者への対応のみならず、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進していくことが必要である。

(効率性)

本施策においては、消費者の安全・安心の確保の観点から、まず法の整備によって事業者が遵守すべき義務や、消費者による自衛を可能とする権利等を規定するとともに、整備されたルールの普及に基づく法執行に重点を置き、業務停止命令や危害防止命令（製品の回収を含む）等の行政処分を着実に実行し、違法な事業者、違反製品を市場から排除し、法遵守への誘導を行っている。また、企業に対し製品安全確保に係る自主的なガイドラインの策定・運用を働きかける、消費者に向けて危険な製品の情報をいち早く提供するなど、製品事故の事前防止に主眼を置いた効率的な取組を行っている。

さらに、取引の安全についても、法制度の整備のみならず、整備した法制度が有効に活用されるよう、消費生活センターや消費者だけでなく、事業者等にも向けて、新たな悪質商法の情報や、民事ルール等の活用方法等について積極的に情報提供を行っており、トラブルの未然防止や、事後解決の迅速化、円滑化に効果をあげている。

このように、本施策においては、法の執行から整備、その活用に至るまで各フェーズに応じた実効性確保の取組を行っており、効率的な施策目的の実現を図ることができる。

(有効性)

消費生活用製品安全法は、ガス事業法等の個別法で安全の確保が図られた製品以外全てを対象とすることで、漏れのない、包括的な消費者の安全・安心の確保を行うことができる。このことは、幅広く製品安全を図るうえで、本施策が極めて大きな役割を果たしていると言える。

消費者取引に関する相談件数が全体として年間100万件強であるのに対し、相談の6割以上は本施策の対象となる特定商取引、割賦販売、商品取引の分野に集中しており、消費者取引の安全・安心を確保する上で、当該分野へ集中した対策の有効性は高い。

また、「法の執行」と「法の制度整備」の枠組みを両輪として施策を推進することで、事前予防と事後的解決の両面での対策の強化が図られた。また当省は、消費者の契約相手となる多くの事業者事業の発達・改善を所管することで、事業者の自主的な取組を効果的に促進している。これらの施策を通じて、適正な市場の発展が図られる。

(反映の方向性)

- ・ 商品取引所法の改正に伴い必要となる予算（事業者等に新制度を広く周知・啓発するために必要となる予算等）や、悪質事業者への執行にかかる体制の変更・拡充、及び平成22年度に運用が本格化する改正割賦販売法に適切に対応しうる検査体制を確保するため、商品取引所法及び割賦販売法の執行に必要な制度の構築・改修費や非常勤職員手当・旅費等を要求。
- ・ 消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するため、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進するために必要となる調査を実施するための予算を要求。
- ・ クレジット取引に係る国内外における新たな課題に対応し、クレジット取引の適正化を図るための関連予算を要求。
- ・ 平成22年度に運用が本格化する改正割賦販売法に適切に対応しうる検査体制を確保するため、割賦販売法の執行に係る機構定員の要求。
- ・ 商品取引所法等の執行強化に係る機構定員の要求。
- ・ 消費者安全法の対応に係る機構定員の要求。
- ・ より迅速かつ適切に製品事故の未然・再発防止を図るため、試買テスト、製品安全4法に係る技術基準の見直し、製品事故の未然防止制度の運用、製品安全に係る普及・啓発活動等に必要予算を要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
取引の安全・安心 確保	特定商取引に関する相談件数	万件	110 (H15年度)	61	56	46		
	割賦販売法に基づく立入検査件数	万件	16 (H15年度)	11	9	17		
	商品取引に関する相談件数	件	7,810 (H15年度)	4,544	4,194	3,467		
製品の安全・安心 確保	製品安全法における違反措置件数	件	56 (H15年度)	318	321	250		

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第170回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 9 月	<p>いわゆる事故米について述べます。事故米と知りつつ流通させた企業の責任は、断固処断されるべきとして、これを見逃した行政に対する国民の深い憤りは、当然至極と言わねばなりません。わたしは、行政の長として、幾重にも反省を誓います。再発を絶対に許さないため、全力を挙げます。</p> <p>すべからく、消費者の立場に立ち、その利益を守る行政が必要なゆえんであります。既存の行政組織には、事業者を育てる仕組みがあり、そのため訓練された公務員がありました。全く逆の発想をし、消費者、生活者の味方をさせるためにつくるのが、消費者庁であります。国民が泣き寝入りしなくて済むよう、身近な相談窓口を一元化するとともに、何か商品に重大な事故が起きた場合、その販売を禁止する権限も持たせます。悪質業者は、市場から駆逐され、まじめな業者も救われます。</p>
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月	<p>国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場から作られた法律、制度、さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければなりません。国民の安全と福利のために置かれた役所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私はこのような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。</p> <p>今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。</p> <p>公務員の意識の改革も併せて必要です。「常に国民の立場に立つ」をモットーに、例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進</p>

			めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取り組み方を大きく変えていきます。
--	--	--	--------------------------------------

施策名	経済産業統計の整備																																									
施策の概要	<p>経済産業統計の整備及び着実な実施を図り、経済産業政策をはじめとする政策の立案、事業者や個人の経済活動、学術研究や国際的な相互理解等に必要な基礎情報を提供することにより、合理的な意思決定を行うための基盤を整備する。</p>																																									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 経済産業統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤であることを鑑み、引き続き、経済センサスの創設に向けた検討や、情報通信基本調査（仮称）の創設などを実施し、体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保を行っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 経済産業統計調査等の結果は経済産業政策をはじめとする政策運営や事業者・国民の合理的な意思決定のための重要な基礎情報といった公共財の位置付けを有しているため、引き続き体系的かつ効率的な整備や、精度維持・向上及び継続性の担保等、有用性の確保を行っていく必要がある。</p> <p>(効率性) 既存大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化、統計調査業務の民間開放、統計調査に係る業務・システムの全体最適化等により、統計調査業務を効率的に実施できる。</p> <p>また、社会・経済の変化に対応した統計を重点的に整備することにより、新たな政策立案や利用者のニーズに的確に対応したきめ細やかな情報提供を効率的に行うことができる。</p> <p>(有効性) 経済産業統計調査の結果は、政策運営、企業・事業者の経営戦略など各種合理的な意思決定の基礎情報や、政府、大学及び研究機関における分析研究のための基礎資料などに広く用いられている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサスの創設 ・ 情報通信基本調査（仮称）の創設 ・ 日中国際産業連関表（プロトタイプ表）の作成 ・ 電子商取引動向調査に向けた実態調査結果の検証 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="375 969 1489 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統計整備</td> <td>サービス分野の構造統計の対象業種※月次</td> <td>業種</td> <td>11業種 (19年度)</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>28業種 (21年度)</td> <td>サービス分野における、月次ベースで売上高をとっている統計の業種ベースでのカバー率。</td> </tr> <tr> <td>利用拡大</td> <td>アクセス件数</td> <td>万件</td> <td>97万件 (19年度)</td> <td>—</td> <td>97</td> <td>101</td> <td>200万 <small>以上</small> (22年度)</td> <td>経済産業省統計トップページへのアクセス件数。</td> </tr> <tr> <td>着実な統計作成</td> <td>公表遅延ゼロ日数</td> <td>日</td> <td>365日 (19年度)</td> <td>—</td> <td>365</td> <td>365</td> <td>365日 (22年度)</td> <td>公表遅延ゼロの継続日数。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	統計整備	サービス分野の構造統計の対象業種※月次	業種	11業種 (19年度)	7	11	21	28業種 (21年度)	サービス分野における、月次ベースで売上高をとっている統計の業種ベースでのカバー率。	利用拡大	アクセス件数	万件	97万件 (19年度)	—	97	101	200万 <small>以上</small> (22年度)	経済産業省統計トップページへのアクセス件数。	着実な統計作成	公表遅延ゼロ日数	日	365日 (19年度)	—	365	365	365日 (22年度)	公表遅延ゼロの継続日数。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				18年度	19年度	20年度																																				
統計整備	サービス分野の構造統計の対象業種※月次	業種	11業種 (19年度)	7	11	21	28業種 (21年度)	サービス分野における、月次ベースで売上高をとっている統計の業種ベースでのカバー率。																																		
利用拡大	アクセス件数	万件	97万件 (19年度)	—	97	101	200万 <small>以上</small> (22年度)	経済産業省統計トップページへのアクセス件数。																																		
着実な統計作成	公表遅延ゼロ日数	日	365日 (19年度)	—	365	365	365日 (22年度)	公表遅延ゼロの継続日数。																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>「経済成長戦略大綱」（平成18年7月、財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月改定）</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p> <p>平成21年3月13日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）</p> <p>4. 経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化（本文）</p> <p>（略）我が国における包括的な産業構造等の経済活動を同一時点で網羅的に把握するとともに、より高い精度の事業所母集団情報の整備を行うため、2009年及び2001年に経済センサスを実施する。また、サービス統計の抜本的拡充、統計作成の効率化のための行政情報の活用、定量的な経済社会、産業分析に必要な統計データの二次利用等を積極的に行う。</p> <p>○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務</p>																																							

			省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。 など
--	--	--	---

施策名	通商政策
<p>施策の概要</p>	<p>国際的な枠組みの整備や内外の制度調和により経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化を図る。</p> <p>上記施策目的を達成するため、より具体的に、以下の4つの目標を掲げてその実現を果たしていく。</p> <p>すなわち、海外とのモノ、資金、人、技術などの交流を促していくことによって、</p> <p>① 国民（自然人、法人）の富の増大を目指す。 ー実際のビジネスの増大、ビジネスコストの削減に繋げていく。</p> <p>② 国民生活の基礎物資（資源エネルギーなど）を確保していく。 ー国民生活・産業活動で必要となる基礎物資の質、量、価格（適正価格）面での確保を図る。</p> <p>③ 国及び国民の国際化・国際競争力の強化を図る。 ー対内直接投資の促進、人材の交流等を促す。</p> <p>④ 日本という国の魅力の増進を図る。 ー国際社会での日本のプレゼンスの向上を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>これまで、主に二国間関係を強化する事業を中心に諸外国との貿易・投資の活発化、経済関係の緊密化を図ることを行ってきた。しかし、我が国を取り巻く国際環境は変化を見せ、我が国企業は既に広範に事業展開を行っているなど、東アジア諸国との経済的相互依存関係が高まりつつある。こうした現状を踏まえ、平成18年度から、東アジア諸国と中心に取組が進んでいる経済連携促進を支援する事業及び東アジア地域における各国の制度調和を図るための事業を行ってきたところ。</p> <p>世界的に景気後退が見られる現状において、欧米に比べ高い成長率を維持しているアジアが、「21世紀の成長センター」として、世界経済を牽引していくことが期待されている。このような現況を踏まえ、日本がアジアとともに成長していく戦略として麻生総理が提案した「アジア経済倍増構想」の実現に向け、東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）を最大限活用し、アジアの成長力強化と内需拡大に取り組む。</p> <p>EPA（経済連携協定）について、貿易自由化、投資、サービス、知的財産等幅広い分野で質の高い協定とするとともに、実際にビジネス環境の改善につなげるための取組や、原産地証明制度等の利便性を向上する取組を強化する。また、「東アジア包括経済連携（CEPEA）」構想や、EU等の大市場国との経済連携に向けた取組を積極的に推進する。さらに、投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めることとし、当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国等を重点的な検討対象とする。また、発効済みの経済連携協定に関しては、その着実な執行及び普及・活用促進と利用実態を踏まえた改善等に積極的に取り組む。</p> <p>また、WTO体制下でのルールに基づく自由貿易体制を維持・強化するとともに、保護主義を牽制し、先進国・途上国双方の貿易拡大により世界全体の景気浮揚につなげるため、これまでの積み重ねを土台に、志が高く、バランスのとれたドーハ・ラウンドの早期妥結に向けて粘り強く取り組むほか、経済危機下における保護主義を阻止するため、問題のある措置については諸外国や国際機関と連携して改善、是正への働きかけを強化する。</p> <p>また、地球温暖化問題の解決や、貿易・投資に係る課題の解決、知的財産保護の徹底等に向けた国際的な取組を促すため、2010年に日本で開催されるAPEC等の活用方策についても、戦略的に検討する。</p> <p>（必要性）</p> <p>(1) 企業活動のグローバル化が進展する中、我が国企業は、国際展開に当たり、各国間の制度の相違や制度自体の不備、情報不足等により諸々の困難に直面している。こうした状況の下で、我が国企業の事業活動を支援し、我が国経済を活力あるものとしていくためには、国境を越えた事業環境の自由化・調和・安定化等を通じて自由な経済活動を可能にすることが求められている。国際的な事業環境の自由化・調和・安定化は、国・地域ごとに異なる経済ルールへの対応のための調整コストを低減させ、我が国企業の国際事業活動の円滑化に資するという公共的性質があり、対外経済政策の一貫として行政の関与が求められる。</p> <p>(2) また、ダイナミックに成長するアジア及びBRICsの市場や供給力という機会をとらえるためには、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するといった視点が重要である。そのため、「アジア経済倍増」構想の実現等を通じて海外市場を獲得するための環境整備を行うことが必要であり、東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）の政策提言・調整機能も最大限活用して、効率的な協働を実現するための制度インフラの整備等に行政が積極的に取り組む必要がある。</p> <p>（効率性）</p> <p>例えば、WTO交渉により、我が国のみならず全世界で農産品・非農産品の貿易自由化が達成された場合には、世界銀行の試算では世界全体で2,870億米ドル（2005年）、OECDの試算では680億米ドルの所得向上が得られる（2006年）。また、サービス貿易自由化や規模の経済性の効果も含めた場合には、世界全体で24,173億米ドルの所得向上、我が国だけでも約4千億ドルの経済効果があるとの試算がある（2006年、独立行政法人経済産業研究所）。さらに、WTO事務局の試算では、2008年7月の閣僚プロセスで収斂がみられた数字をベースに、農業、NAMAにおける全てのコミットメントが完全に達成された場合、全世界で1,500億ドルの関税削減効果があるとしている。</p>

(2006年の貿易量をもとに計算)。日メキシコEPAについては、商社、販社、輸送機器・同部品企業を中心に、在メキシコ日系企業の62.4%が「メリットがある」と回答している（JETROのアンケート調査「在中南米進出日系企業の経営実態調査」（2007年度）より）。また、仮に、東アジア包括的経済連携（CEPEA）が締結された場合には、域内関税の撤廃などにより、我が国のGDPを最大0.54%程度押し上げる効果があるとされる（日本経済研究センター「ASEAN+6経済連携の意義と課題（2007年度アジア研究報告書）」より）など、本施策の実施・推進は、日本経済の発展にとっても有効な手段であるといえる。

（有効性）

WTO、EPAなど貿易投資円滑化に資する制度の構築、運用を通じた国際的な事業環境整備の推進は、企業の国際展開の費用を政策的に引き下げ、更なる企業活動の国際化と企業便益の増大をもたらす。我が国全体として見れば、生産性の向上と所得収支の増大につながる。また、諸外国とのビジネス環境整備、経済関係緊密化を図るための各種事業の実施により、各種セミナー開催数及び参加者数の増加、安定した専門家の派遣回数継続、我が国や企業環境にかかる参加者からの高い評価の獲得などを得ることは、我が国がグローバルイノベーションの中で持続的に成長していくための必要最低限の要件であるといえる。また、諸外国との経済連携促進のための事業の実施により、各国との経済連携が進展、協定締結国の増加などの効果が得られる。さらには、新たな海外需要開拓に向けて、各国の事業環境、制度、経済実態の調査を行うことにより、新興国等における具体的な案件形成が進む効果も得られる。したがって、これら事業の実施によって、企業間取引が活発化し貿易額、投資額の増加が図られるだけでなく、我が国全体の魅力の向上や生産性・生活水準の向上など波及的な効果も大きいといえ、施策目標の達成に大きく寄与すると考えられる。

（反映の方向性）

- ・ 経済連携への取組を強化するため、研修生受け入れ、専門家派遣といった人材育成事業の実施など、経済連携促進にかかる産業高度化推進事業について継続する。
- ・ 東アジア域内の経済発展格差の是正や持続的成長を図るため、東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）が行う、貿易、投資、産業政策、環境、人材育成、基準認証、知的財産などの分野に関する施策提言・調整、調査研究等のための、「東アジア経済統合研究協力拠出金」について継続する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化	貿易額	億ドル		12,266	13,338	14,224	14,000 22	施策目標の達成を総体的に測るための指標
	対外・対内直接投資額	億ドル		434	957	1,016	570 22	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
○「経済財政改革の基本方針 2009」 (平成21年6月閣議決定)	平成21年6月23日	第2章成長力の強化 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ① アジア経済倍増へ向けた成長構想等 ・ アジアの経済規模が2020年に現在より倍増することを目指すとともに、世界の成長センターであるアジアの強みを最大限いかし、我が国がアジアとともに発展する道筋をつける。そのため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等が、「アジア総合開発計画」を策定するなど、アジア諸国と協力しながら、我が国の国際公約に則り、アジアの広域開発を推進するとともに、アジアの内需拡大に向けた制度整備等を進める。 ④ 経済連携、資源外交 ・ 多角的自由貿易体制の維持・強化に向け、保護主義の抑止とWTOドーハ・ラウンドの早期妥結に取り組む。民間知見を活用し、途上国の一村一品運動を支援する。 ・ 経済連携協定については、「2010年に

			<p>向けたEPA工程表」14に基づき、引き続き積極的に推進するとともに、投資協定等の締結を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年に我が国が議長を務めるアジア太平洋経済協力（APEC）において、地域の統合と発展に向けた新たなビジョンを示し、その実現に向けリーダーシップを発揮する。 ・ 中東・ロシア・中南米・アフリカ等の新興国と資源外交や産業協力による重層的關係を強化する等、エネルギー安全保障の強化や新興市場の拡大に取り組む。
--	--	--	---

施策名	貿易投資促進
<p>施策の概要</p>	<p>貿易投資の円滑化に向けた環境整備等を通じて、我が国企業の国際展開や我が国への貿易投資を促進し、貿易投資の拡大による我が国経済の活性化を図る。</p> <p>1 我が国への貿易投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対日投資の拡大、戦略物資の輸入拡大・輸入円滑化を図る <ul style="list-style-type: none"> －広域連携地域等の誘致支援、外国企業とのマッチング機会の提供等を通じた対日投資の増加 －投資環境に係る制度整備による対日投資の増加 －資源・エネルギー等の安定供給確保 －小口輸入相談や情報提供等を通じた輸入事業者の裾野拡大 <p>2 我が国企業の国際展開の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戦略的対外投資の拡大と対外投資の円滑化、中小企業及び戦略分野の輸出拡大を図る <ul style="list-style-type: none"> －国際課税制度改革を通じた対外投資の制約要因除去・円滑化 －貿易保険の整備・活用を通じたハイリスクな戦略投資の拡大 －中小企業（農商工連携を含む）、航空機、原子力、プラント、水ビジネス等の輸出振興・国際展開/サービス産業の国際展開 －2010年上海国際博覧会、2012年麗水国際博覧会への日本館出展等を通じた日本ブランドの認識向上 <p>※1、2共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易投資の円滑化を図る <ul style="list-style-type: none"> －貿易手続改革プログラム（日本版AEO制度等）を通じた物流円滑化による国際取引の拡大 －WTO/EPA/BIT/租税条約等による貿易投資の円滑化
<p>施策に関する評価結果の概要</p> <p>評と標 要目 べき 達成 等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>今後、日本が人口減少社会に入り、アジアなど新興国が台頭し始める状況下において、日本のとるべき成長戦略は日本企業の海外展開・アジア等との経済一体化、国内の高付加価値化・イノベーション拠点化であり、我が国への貿易投資の拡大による経済活性化を進めるとともに、日本企業の国際展開を促進し、そこで得た果実を国内に還流させ、国内でイノベーションを生み出すという好循環を構築することが重要となっている。</p> <p>（必要性）</p> <p>1 我が国への貿易投資の促進</p> <p>国境を越えた貿易投資は、資源の最適な配分を通じて、世界経済の活性化に寄与する役割を果たしている。また、我が国への海外からの直接投資の呼び込みは優れた技術や新たなノウハウをもたらし、我が国のイノベーション創造や技術集積の高付加価値化を促進させる可能性を有している。さらに、貿易（輸入）の円滑化は、資材の最適調達による競争力の強化、国内市場の活性化・多様化、消費者の選択機会の増大を促すものであり、我が国の高付加価値拠点化に向けて輸入促進や投資呼び込みが必要になっている。</p> <p>2 我が国企業の国際展開の促進</p> <p>我が国企業が海外市場展開を円滑に進めていくため、貿易投資環境の整備が重要になっており、貿易保険や国際課税制度を通じて国が積極的に輸出促進や投資拡大に向けて取り組んでいくことが重要になっている。また、貿易投資を円滑化する上では、日本が他国から魅力ある貿易投資相手国と認識されることが有益であることから、国家レベルでの文化・ブランドの発信等は、我が国のソフトパワー、価値観を他国へ訴えていくための有効な国家的戦略である。</p> <p>（効率性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対日投資促進事業の取組 <p>外国企業に対する投資環境情報の発信については、これまで海外の新聞・雑誌等による広報活動を行ってきたが、情報発信の具体的効果に着目した重点化を行うべく、外国企業誘致に取り組む広域連携地域等、具体的な投資環境の魅力を打ち出すコンテンツ作成に特化することとし、対日直接投資情報発信等事業を終了する。</p> ・ 貿易円滑化事業の取組 <p>この5年間で予算額が半減以上しているが、徹底した事業の効率化を図ることにより、研修会・相談会開催回数、相談対応件数を維持している。</p> ・ 貿易保険の取組 <p>基本的には、現在国費の投入は無く、保険料と回収金収入により保険金等の支出を賄う収支相償により貿易保険制度を運営している。</p> ・ 国際博覧会事業の取組 <p>過去の博覧会において、出展に必要な経費はほとんど全て政府が負担しており（若干の現物協賛を除く）、各国も同様であるが、パビリオンの延べ床面積当たりの費用や国民一人当たりの費用といった観点で比較すると、日本の出展の効率は、他の国と遜色のないレベルにある。来年開催の上海博覧会においては、民間企業や自治体からより多くの協力を得ながら、官民一体での出展を目指すこととしており、民間活力も活用しながら、より効率的な形で、日本ブランドの国際的発信や地球規模での課題への貢献を通じた中長期的な貿易投資促進を進めている。</p> <p>（有効性）</p>

- ・ 対日投資促進事業の取組
外国企業にとっての認知度やマーケットとしての大きさを考えると、産業集積をベースに複数の都道府県が広域連携を構築して誘致活動を実施することが重要となっていることから、国が主導となり企業立地促進法の基本計画が同意されている地域間の広域連携を通じた外国企業誘致活動を支援することを通じて、効果的な地域への対日投資拡大を図ることができる。
また、我が国企業が外国企業と提携（アライアンス）し、外国企業が有する海外販路を獲得することで、成長する海外市場展開を拡大させる近道となることが考えられることから、このような対日投資促進の支援は、優れた技術を有する日本企業のグローバル展開に効果を有する。
- ・ 貿易円滑化事業の取組
貿易円滑化事業についてはアンケート調査の結果（平成19年実施）、セミナー・相談会を受講後に小口輸入ビジネスを開始した者が前回調査（平成16年実施）の44名から79名と増加するなど、本事業による小口輸入相談及び情報提供等を通じて輸入事業に取り組む事業者の裾野拡大が図られる。
- ・ 貿易保険の取組
我が国企業の国際展開に当たっては、諸外国の投資環境や市場に関する情報収集能力や資金調達などが課題となっている。諸外国の投資環境や市場に関する情報提供、融資、事業リスク回避のための保険制度の運用を行い、企業の国際展開を円滑にすることにより、我が国の所得収支の拡大がもたらされる。
貿易保険については、通商政策、資源エネルギー政策上のツールとして活用することにより、我が国にとって重要な二国間関係の構築、資源の確保を図ってきた実績があり、今後も資源などの世界的な取引拡大が見込まれる中、引き続き、その有効性は継続されると考えられる。（実績例：世界的にウラン獲得競争が激化する中、平成19年4月、日本貿易保険（NEXI）とカザフスタン国営原子力公社カザトムプロム社（KAP）との間で、本邦企業のウラン取引に伴うファイナンスを促進するための保険引受枠（5億ドル）を設定する協力協定を締結。これにより、KAPの資金調達コストの削減、個別案件の迅速な保険引受が可能となり、我が国のウラン資源確保に貢献した。）
- ・ 国際博覧会事業の取組
国際博覧会については、過去、海外で開催された国際博覧会における来場者の日本館に対する評価は、参加国の中でも毎回上位を維持しているという調査結果が出ており、来場者の日本館に対する注目度は非常に高い。上海博・麗水博においても、日本の文化・ライフスタイル・価値観やそれらを具現化するコンテンツ等の発信、エネルギー・環境問題などの地球的規模の課題への我が国の取組の紹介や解決策の提示、情報通信等の我が国の最先端技術の提示などを行うことで、日本ブランドの国際的発信、グローバルな価値への貢献、中長期的な貿易投資促進に資する。

（反映の方向性）

対日投資促進事業について、外国企業に対する投資環境情報の発信については、これまで海外の新聞・雑誌等による広報活動を行ってきたが、情報発信の具体的な効果に着目した重点化を行うべく、外国企業誘致に取り組む広域連携地域等、具体的な投資環境の魅力を打ち出すコンテンツ作成に特化することとし、対日直接投資情報発信等事業を終了する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年末	H17年末	H18年末	H19年末	H20年末	H21年末	目標
①対内直接投資残高 (対GDP比)	10.1兆円 (2.0%)	11.9兆円 (2.4%)	12.8兆円 (2.5%)	15.1兆円 (2.9%)	18.5兆円 (3.6%)		・貿易投資の拡大による我が国経済の活性化 ・平成22年までに対日直接投資残高を対GDP比5%程度まで拡大
②貿易額(総輸入額)	49.2兆円	56.9兆円	67.3兆円	73.1兆円	79.0兆円		・貿易投資の拡大による我が国経済の活性化
③対外直接投資残高	38.6兆円	45.6兆円	53.5兆円	61.9兆円	61.7兆円		〃
④貿易額(総輸出額)	61.2兆円	65.7兆円	75.2兆円	83.9兆円	81.0兆円		〃

※上記4つを基本指標とするが、個別施策ごとの適切な直接指標も併せて設定することとする

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月	「対日直接投資加速プログラム」に則って、対日投資の拡大を進めるとともに、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について包括的検討を引き続き進める。
2012年麗水国際博覧会に対する公式参加について (閣議了解)	平成 21 年 2 月	先般大韓民国政府から参加招請があった2012年麗水国際博覧会に対し、我が国は、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として、これに公式参加するものとする。

対日直接投資加速プログラム (平成18年6月対日投資会議 決定) 改定	平成 20 年 12 月	
新経済成長戦略2008改訂版 (閣議決定)	平成 20 年 9 月	<p><上海国際博覧会における「日本ブランド」の海外発信> 2010年上海国際博覧会において、我が国のライフスタイル、価値観、先端技術やエネルギー・環境問題への取組等を提示し、「日本ブランド」を国際的に発信する。</p>
経済成長戦略大綱 (改定)	平成 19 年 5 月	<p>⑥ 国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信 今後海外で開催される国際博覧会の場を通じ、わが国の伝統、テクノロジー、ライフスタイルが織りなす文化力を官民一体となって国際的に発信し、2005年日本国際博覧会の「地球的規模の課題解決」という理念を継承・発展していくとともに、アジア・ゲートウェイ構想とも連携をとりつつ日本の魅力も発信する。</p>
2010年上海国際博覧会に対する公式参加について (閣議了解)	平成 18 年 10 月	<p>先般中華人民共和国政府から参加招請があった2010年上海国際博覧会に対し、我が国は、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として、これに公式参加するものとする。</p>

施策名	経済協力の推進
<p>施策の概要</p>	<p>途上国の経済発展を支援するため、途上国の貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいては、我が国と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深化を図る。</p> <p>具体的には、下記の3つの目標の実現によって、経済協力を活用した東アジア等の貿易・投資環境の整備を目指す。</p> <p>① 産業・物流インフラ整備の促進 途上国及び我が国産業界ニーズを踏まえたインフラ整備を促進する。 (指標：円借款案件形成調査の成果(円借款要請等の具体化率)、円借款供与額(E/Nベース))</p> <p>② 制度インフラ構築支援 重点化すべき制度インフラ整備案件を検討・共有し、アジア標準等の創出・展開を図る。 (指標：アジア標準の実績・計画、普及した/目指す国、普及率等)</p> <p>③ 産業人材育成の強化 東アジア等における産業人材育成を通じ、現地企業のパフォーマンス向上を図る。 (指標：事業実績(国別、産業別、コース別)、研修参加者や企業等による評価、パフォーマンス向上への寄与等)</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国は先進国の一員として、途上国の発展に寄与するとともに、国際社会の平和と発展に貢献することが求められている。このため、インフラ整備や人材育成といった経済発展基盤整備に対して、円借款又は民間資金による資金協力プロジェクトのための案件形成調査と技術協力を主なツールとした経済協力を実施するとともに、民間投資の活力を引き出していくといった、我が国独自の途上国発展政策を実施していくことで、これが途上国との経済関係を深化させ、ひいては我が国経済・産業に裨益することにもつながる。</p> <p>(必要性) 従来から、我が国企業は東アジア地域において国際事業ネットワークを形成し、同地域における経済成長のダイナミズムを取り込んできたことから、現在行われている経済連携交渉なども踏まえ、今後とも東アジア地域との関係を深化・拡大させていくことが重要であり、引き続き、貿易・投資環境整備のための同地域における経済協力を推進していくことが必要である。また、アフリカ諸国に対する経済協力の必要性の高まりから、アジアの経験を活かし、あらゆる経済協力ツールを活用した柔軟なやり方で着実に実行していくことが求められている。</p> <p>こうした経済協力は、中長期的な観点から、一体性と一貫性をもって実施する必要があること、途上国の開発政策と我が国の経済協力の調整を図ることが求められていること、国際社会における連携も必要とされることから、国として取り組むことが求められている。円借款事業や技術協力については外務省、財務省ほか関係省庁と連携して実施しているが、経済協力の企画・立案においては、通商・経済政策上の観点や、我が国のエネルギー・環境政策上の観点が欠かせないことから、我が国産業界や大学などと連携し、関係者の技術や知見を適切に活用していく必要があり、経済産業省がリーダーシップを取って積極的に関与していく必要がある。</p> <p>(効率性) 途上国の経済発展レベルや産業発展の段階を踏まえ、経済協力の内容・重点がそれぞれ異なることに留意しつつ、各経済協力ツールの選択と集中を行い、効果的、効率的に組み合わせることで、本施策の費用対効果を維持・強化していくこととする。特に、近年、我が国の財政事情が厳しい中で、経済産業省のODA費も、ピーク時の558億円(平成9年度)から、平成21年度予算では277億円にまで減少して5割以下となっている。この間、政府全体でもODA額が約4割減少するなど、予算をめぐる環境は極めて厳しい状況であるが、一方で支援する対象や制度の絞り込みや他制度との組合せを行うことにより効果的な執行に努めることとする。</p> <p>例えば、広域地域開発の結節点となる地域を特定した上で、円借款、民間投資、J B I C、N E X I等を有機的に連携させて、集中的にインフラ整備を実施したり、一定の基盤整備がすでに整備されている先進アセアン諸国には、民間資金に公的資金を補完的に組み合わせた方法でのインフラ整備や専門性の高い人材を中心とした産業人材育成を行い、更なる民間投資促進を通じた国際競争力強化に注力する。また、一定の発展を遂げている中進アセアン諸国については、投資環境改善による産業集積の確立に向けたハード・ソフトインフラ整備、中小企業振興及び裾野産業支援のための人材育成等を行う。さらに、他国と経済格差がついている後進アセアン諸国に対しては、産業、貿易、物流拠点といった基本的なハードインフラ整備など、域内の経済格差是正のための包括的な経済協力をを行う。</p> <p>これらにより、現在、漸増傾向にある東アジアの貿易投資額の維持、増加を図る。</p> <p>(有効性) 我が国は、東アジアを重点地域としてODAを供与し、相手国との外交関係の強化や経済発展基盤の整備を支援することで、経済関係の深い同地域の貿易投資環境整備を行ってきた。特に東アジア地域は、発展段階に差があることから、それぞれの国のニーズ(人材、インフラ、制度など)に応じた経済協力を通じて、内外から多くの民間投資が行われ、東アジア諸国の経済発展に寄与してきた。主要アジア諸国に対する我が国の経済協力はいずれも大きな割合を占めており、経済協力なくしては現在の発展に支障を来していたことが十分予想される。引き続き、途上国の産業人材育成や制度構築支援などソフト面での経済協力や、円借款によるハードインフラ整備といった経済協力に取り組むことは、従来から緊密な関係にある東アジア諸国やアフリカ諸国と今後とも連携を一層深めていくことにつながり、ひいては我が国経済・産業の発展に裨益することから、その波及効果</p>

は大きい。

(反映の方向性)

アジアやアフリカ諸国等の途上国の自立的経済発展を支援するため、当該国の発展状況に応じて、経済協力ツールを効果的・効率的に組み合わせる実施していくことが必要である。

22年度要求では、途上国における物流の効率化、裾野産業の振興等のソフトインフラ整備を通じて、広域地域開発の結節点となる地域の産業集積の形成や我が国のインフラサービス事業の海外展開に資する事業、また、途上国の社会的課題を解決するとともに低所得者層（BOP; Bottom of Pyramid、所得人口構成ピラミッドの底辺層）に対するビジネスの支援に資する事業を中心に増額要求を行っている。一方、より一層効率的・効果的な執行を行うために、政策ニーズや執行状況の観点から事業内容の見直しを行い、一部減額要求を行っている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
【産業・物流インフラ整備の促進】						
①円借款対称性調査の成果(円借款要請等の具(件比率(注1)))	50.0%	59.1%	27.8%	37.8%	25.0%	
②円借款対称性額(E/Nベース)	6,545億円	5,600億円	8,435億円	9,448億円	9,294億円	
【制度インフラの構築促進】						
①アジア標準導入を目的として実施したプロジェクトの件数				46件	39件	
②アジア標準の当該国での導入申請(注2)				N/A	N/A	
【産業人材育成の強化】						
①研修参加者数及び研修生・企業の満足度、受入研修生数						
経済産業人材育成支援研修事業	受入研修生数	4,389名	4,501名	4,054名	4,010名	4,245名
	海外研修生数	4,954名	4,887名	4,050名	3,745名	3,689名
	研修生満足度	93%	94%	97%	97%	98%
	受入企業目標達成度	92%	92%	92%	97%	90%
②専門研修者数及び受入企業数、専門研修者数						
経済産業人材育成支援専門研修事業	専門研修者数	137名	152名	135名	122名	159名
	専門研修受入企業数	137名	152名	135名	122名	159名

(注1) 調査終了後から現在までの間に円借款要件として要請された案件数またはコンクリート(円借款要請総額/円)に集約された案件等の数の調査実施件数の合計に占める割合。なお、平成18年度においては、具体化率は減少しているが、平成16年度～平成20年度の平均では、43.3%となり、高い具体化率を示している。なお、平成20年度の具体化率が低いのは、調査が終了したばかりであるため。
(注2) アジア標準は平成19年度からの指標設定のため実績値は入手不可(N/Aと記載)。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済成長戦略大綱	平成19年6月	<p>○ 日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備 東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。 具体的には、中小企業診断士、情報処理技術者試験、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果した技術や制度をいけば「アジア標準」として展開する。 また、民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など、東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。 (中略) また、産業発展に不可欠な電力、運輸、通信等のインフラ整備における地域・国ごとの状況や我が国進出企業のニーズを踏まえ、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しながら、製造や建設分野における優れた技術・ノウハウを東アジア共通の基盤として普及させていく。</p> <p>○ 東アジアの成長を担う産業人材の育成 我が国企業の優れた技術・ノウハウの移転を通じて、東アジアの成長を担う産業人材を育成する。このため、企業の製造現場等を活用して、技術指導や経営手法の普及を進めるとともに、日本への留学・研修経験者と連携しつつ、現地の産業人材育成機関の自立化を支援する。また今後の東アジ</p>

		<p>アの産業を担う若者を育成するための教育分野の支援を強化する。</p> <p>○ アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施</p> <p>アジアの経済成長に貢献してきた「日本型ODAモデル」の更なる展開を通じてアジア等海外における事業環境を整備し、貿易・投資の活性化を進めることにより、アジア等の経済的な活力を更に引き出すとともに、我が国の経済成長にいかしていく。</p>
資源確保指針	平成 20 年 3 月	<p>政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。（閣議決定）</p>
第 4 回アフリカ開発会議（TICADIV）における福田総理開会式演説	平成 20 年 5 月	<p>日本は向こう 5 年のあいだ、最大 40 億ドルの円借款を積極的かつ柔軟なやり方でアフリカに提供し、インフラ整備に勢いをつけるお手伝いをしたいと思っています。</p> <p>ここでは、アフリカ・インフラ・コンソーシアムに集うドナーとも協力して、精一杯のことをさせて頂くつもりです。</p>
骨太の方針 2008	平成 20 年 6 月	<p>2. グローバル戦略</p> <p>(1) 世界に開かれた経済の構築</p> <p>外務省、経済産業省、農林水産省及び財務省は、WTOの年内妥結に努めるとともに、①2009年初めまでにEPA締結国・地域を12以上、②2010年に貿易額の25%以上を目指し、質の高い経済連携の加速に取り組む。</p> <p>(ア) 別表の2010年に向けたEPA工程表を実行に移す</p> <p>(イ) 二国間投資協定については、実際ニーズにこたえることを主眼として、投資実績・見通し等を勘案し、より戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る</p> <p>(ウ) 我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む</p> <p>(6) 総合的な外交力強化</p> <p>(ア) 経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する</p> <p>(イ) 「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助（ODA）の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む</p> <p>(ウ) 「科学技術外交の強化に向けて」（平成20年5月19日）に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した発展途上国との国際共同研究等を展開する</p>
第 22 回海外経済協力会議	平成 21 年 6 月	<p>ODAのあり方については、ODAの100億ドル積み増し公約（2005～2009年）やアフリカ向けODAの倍増公約（2008～2012年）、さらにはアジア向け</p>

		<p>ODA最大2兆円公約等の国際公約の着実な実行、アジアの成長力強化、アフガニスタン・パキスタン等へのテロ対策・平和構築支援、アフリカ支援、環境問題、資源・エネルギー確保等、現下の経済協力の重点地域・課題への対処のために必要なODA事業量を確保することで一致した。その際、円借款の積極的な活用を図るとともに、無償・技協も引き続き重視していくことで一致した。また、官民連携については、我が国海外経済協力の効果的推進や「顔の見える援助」の一層の促進、民間セクターの海外事業展開を促進することで、民間資金フローが確保され、途上国の開発効果の持続的増大にも寄与などの観点から極めて重要である事を確認した。その上で、我が国として官民連携を一層推進するために、援助に関する基本的考え方との調和や国際ルールとの整合性確保等に留意しつつ、現状の海外経済協力の制度や運用を見直すことが必要であることで一致した。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2009（骨太の方針2009）</p>	<p>平成 21 年 6 月</p>	<p>第2章成長力の強化 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ⑤ 総合的な外交力強化 円借款の更なる迅速化を図る。JICAの海外投融資業務について、開発効果の高い新しい需要に対応するため、早急に過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、本年秋を目途にJICA・関係省を中心に協議の上、きちんとした執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施する。</p>

施策名	貿易管理
施策の概要	<p>水際における国内外の規制ニーズを迅速・的確に把握し、国際的な各種合意との整合性や適切な国内担保措置の在り方等を考慮に入れながら適正な貿易管理体制を構築することで、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、我が国経済の健全な発展を実現する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 評価結果の概要 施策に関する要目 評価結果の概要 達成すべき目標 </p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>安全保障貿易管理については、我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するため、安全保障関連技術の対外取引規制の見直し、罰則強化等を内容とする外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正を行ったところ。本外為法改正に伴い、中小企業を含む幅広い輸出者等を対象として安全保障貿易管理の徹底を求めるための仕組みが導入されたため、輸出者等の輸出管理に係る自主管理体制の構築の支援等を実施していく必要がある。</p> <p>また、近年アジア諸国の台頭等により、これらの国からの安価な輸入品が我が国に流入し、国内産業に損害を与えるケースが増加する中、このような案件をWTOルールに適合した形で迅速に処理し外国からのダンピング輸出等による国内産業の損害を速やかに防止するため、早急に貿易救済措置に係る調査能力の向上を図ることが重要。</p> <p>(必要性)</p> <p>安全保障貿易管理を始めとする国際的な輸出入管理、WTO協定上各国に認められている貿易救済措置、経済連携協定の適切な実施が円滑に行われるような国際経済秩序の維持は、公共財的な性質を有している。さらに、それらの意思決定が国家間関係を中心としてなされている以上、行政に求められる必要性は不変である。</p> <p>例えば、安全保障貿易管理については、具体的な規制品目や技術は主権国家を単位とする国際レジームにおける調整を踏まえて決定されていること、また、国内の企業、大学等において基準が統一されず管理体制にばらつきがあった場合、国としての輸出管理に抜け穴が生じてしまうことから、引き続き行政が関与することが求められる。また、貿易救済措置は主権国家間で発生した経済摩擦について、国際的に認められたルールに則って問題解決を試みる措置であるため、これについても行政が関与することが求められる。さらに、経済連携協定の的確な実施についても、交渉は主権国家を単位として行われ、締結後も一国における統一的な基準に基づいた運用が求められることから、行政の関与が求められる。</p> <p>(効率性、有効性)</p> <p>国際テロ組織による大量破壊兵器等の開発等や懸念国への大量破壊兵器の拡散といった、我が国及び国際社会が直面する安全保障問題に対して実効性ある対応を講じるためには、無数に存在する貨物や技術、輸出先となりうる国や地域、第三国を経由した流出の可能性といった様々な事情を総合的に勘案し、重点的に注視すべき案件を特定することが、効率的かつ有益である。</p> <p>安全保障貿易管理に関する情報収集・調査により、大量破壊兵器等の開発や迂回輸出等を行う主体やそのプロセス、また必要とされる貨物や技術等についての詳細なデータを収集することができ、これらデータを分析してその結果を反映することで、より実情を反映した実効性ある輸出管理制度の構築とその執行が可能となる。また、アジア各地における輸出管理セミナーの実施は、我が国において整備された制度等を各国・地域に周知することで国際的な輸出管理体制の強化を促すものであり、結果として第三国を迂回した輸出を防止することにつながる。さらに、事前・事後の審査体制を強化し、その質の向上を図ることで、より実効性の高い貿易管理を実現できる。また、中小企業等の輸出者等の自主管理体制の構築の支援や中小企業等の効果的かつ効率的な輸出管理体制を構築していくための調査研究の実施は、中小企業等の輸出者等に対し安全保障貿易管理に関する知識・取組を効率的かつ効果的に普及・啓発することに寄与し、中小企業等の輸出者等の意図せざる不正輸出等の外為法違反の防止、ひいては我が国及び国際社会の安全保障に寄与することになる。</p> <p>また、アジア諸国等からの安価な輸入品によって国内産業へ損害を与えるという問題に対して迅速かつ適正に実施するためには、国際的に取り決められたルールについて諸外国と同等程度に習熟し、調査体制を整備しておくことが有益である。貿易救済措置の頻繁な発動によりノウハウが蓄積された主要国の貿易救済措置の制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例及び関税賦課決定に至る調査過程等について重点的に調査・分析を行うことは、我が国の調査能力を効率的に引き上げることに寄与し、ひいては、WTO協定整合性を備えつつ迅速な貿易救済措置に関する調査の実施を可能にするとともに、貿易救済措置の発動を求める国内生産者の要望に迅速に応えることが可能となる。</p> <p>その他、新規事業の実施に際しては、既存の民間団体等を活用することにより、事業の立ち上げに伴うコストや負担の軽減に努めている。また、実効ある貿易管理を行うための体制を整えるべく、必要に応じて機構・定員要求を行っている。来年度については、対北朝鮮措置の強化や外為法改正に伴い増加した業務に円滑に対応するための定員要求、ワシントン条約締約国会議等の国際会議の場で我が国の意見を反映させるための機構・定員要求等を検討しているところ。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>貿易管理行政をめぐる環境が変化する中で、貿易管理行政の有効性及び効率性を高めるため、平成22年度には以下の通り予算要求及び機構定員要求を行い、重要な政策分野に重点的にリソースを投入することを予定している。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全保障貿易管理の実効性向上のため、大量破壊兵器開発が懸念される国の大量破壊兵器等の開発動向等に関する情報収集・調査及び各国と連携した輸出管理制度の構築に向けて、特にアジ

ア諸国の政策担当者、企業等を対象とした輸出管理セミナーを開催する等のアウトリーチの予算を要求。

- 改正外為法により一層求められる我が国の安全保障貿易管理の実効性向上のため、大量破壊兵器等の開発等に転用可能な製品・技術を有する中小企業等に対し、安全保障貿易管理に係る自主管理体制の構築を支援するとともに、中小企業等の輸出者等における効果的かつ効率的な輸出管理体制を構築していくための調査研究を行うための予算を要求。
- 米国、EC等、貿易救済措置を頻繁に発動する主要国の貿易救済制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例び関税賦課決定に至る調査過程等についての調査・分析等の予算を要求。
〔機構定員〕
- 対北朝鮮制裁の強化や外為法の改正に伴う業務の増加に対応するため、必要な定員を要求（計5名）。
- ワシントン条約締約国会議等国際会議の場で我が国の意見を反映させるため、必要な機構及び定員を要求（計2名）。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
適正かつ効率的な輸出入管理の実現	海外における輸出管理セミナー開催件数	件	2 (平成16年度)	5	5	3	(平成23年度)	輸出管理の実効性向上のためには、国内外の関係者に輸出管理制度を不断に普及・啓蒙することが必要。 こうした観点から、海外政府当局等に我が国の輸出管理制度を普及啓蒙することを目的として実施する「輸出管理セミナー」の開催件数、国内輸出業者における輸出管理に対するコンプライアンスの指標である「輸出管理社内規程」の導入企業数等を目標とすべき指標に選定した。
	輸出管理社内規程(CP)導入企業数(累積、暦年)	件	988 (平成16年度)	1273	1382	1448	(平成23年度)	
	安全保障貿易管理説明会受講者数	人数	3514 (平成16年度)	13080	9906	10274	10000 (平成23年度)	
	原産地証明書発給件数	件	4214 (平成17年度)	6193	18463	44561	55000 (平成23年度)	原産地証明制度は、それが輸出者に使われることによって始めて意味をもつことから、原産地証明書の発給件数を目標とすべき指標に選定した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」 (平成21年4月9日参議院経済産業委員会)	平成21年4月9日	政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。 1 特定技術の取引について、新たに導入されるボーダー規制の実効性を確保するため、企業等に対し、新制度の周知徹底を図るとともに、関係省庁の連携を一層強化すること。 2 新たに設けられる輸出者等遵守基準を具体的かつ実効性の高いものとする一方、本法を遵守し適正な輸出を行っている企業等の手続を簡素化するなど、過度な負担を軽減し、経済活動を阻害することのないよう留意すること。 3 迂回輸出のより効果的な防止のため、世界の安全保障貿易管理体制の整備に各国と協力して取り組み、特にアジア諸国との連携の強化に努めること。
「産業構造審議会貿易経済協力分科会特殊貿易措置小委員会」	平成21年4月13日	「欧米が、AD、CVDを発動すれば、行き先を失った製品が日本に集中する懸念がある。その中で、制度に基づき(貿易救済措置を)粛々と発動できるよう制度面も含め対応を進めることが必要。」 「我が国は、貿易救済措置に対する消極的姿勢、抑制的姿勢が続きすぎている。産業界の要望を聞きながら、是々非々でどんどん発動し、結果として、経験・実績を積み上げていくべき。」

施策名	ものづくり産業振興														
施策の概要	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国経済の基盤を成す製造業は、近年経済のグローバル化による国際競争力の激化、環境・資源制約の高まり、急速な少子高齢化と労働力不足等の大きな構造変化に直面している一方、国民が安全・安心に暮らせる社会（安全社会・低炭素社会）の実現への営みが要請されている。その中で引き続き、我が国製造業が世界における競争力を維持・向上させるためには、イノベーションの加速、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進に資する施策の実施が必要である。</p> <p>(必要性) イノベーションの創出は、民間企業ベースでは長期的視野に立った研究開発への投資や、補完的相乗効果を生むような研究開発が行われにくい。そのため、将来の市場拡大が期待される市場分野に資源を集中させ、官が潤滑油となって新産業の創出を促すことが必要である。 また、中小企業性の高い生活文化産業においては、連携が活発でない、情報発信力が弱い等といった構造上の問題を抱えており、産業界全体としての取り組みを促すために、産業的課題の克服に向けた官政府の役割が大きい。 製品安全については、民間企業にとっては安全・安心や環境問題の解決といった分野への投資は直接利潤を生むものではないため、投資へのインセンティブが働きにくい。そのため、官としては一定程度主導的に、有効な施策を実施していく必要がある。</p> <p>(効率性) 我が国製造業はGDPの約2割、研究開発費の約9割、輸出の約9割、法人税収の約4割を占め、我が国経済の基盤を成すものであり、今後の我が国経済の発展に不可欠な地位を占めている。本施策の実施により、イノベーションの促進や独創性ある製品が生み出されれば生活産業の差別化（ブランド化）が実現されることにより、我が国製造業全体の生産性は向上して産業強化につながり、2015年に2004年比で付加価値額25%増加の目標が達成されると、製造業の付加価値総額は140兆円となり、我が国経済への波及効果は大きい。さらに製造業の発展が果たす将来の製品安全及び地球環境対策による安全・安心な社会の実現への寄与に関しては、裨益は我が国だけでなく、地球で生活をおくる者全てに貢献できるものであり、本施策の費用対効果は大きい。</p> <p>(有効性) 我が国製造業は、経済のグローバル化による国際競争の激化、環境・資源制約の高まり、急速な少子高齢化と労働力不足に直面しており、引き続き、世界において競争力を維持していくためには、世界や東アジアの成長を牽引するようなイノベーションを加速していくことが不可欠である。そのため本施策は、製造業に対する技術開発等への資金投入だけでなく、それを生み出す人材や技術や製品を生かせる制度等、環境の整備のために政策資源を投入することが必要であるが、本施策はそうした課題への解決に対応している。特に、本施策は製造業の事業環境の改善に繋がる展開となっており、今後の国際競争力の増加に寄与すると同時に、その成果が国民の安全・安心な暮らしの構築といった施策目的の達成に寄与するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題解決のための革新的エネルギー技術開発の推進等 ・ 安全・安心な経済社会の構築 ・ 高信頼性を強みとする次世代産業群の創出 ・ 医療・ロボット・高度部材等の重点分野におけるイノベーションの推進 ・ 「感性価値」創造の促進と国際発信力の強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="357 1603 1385 1848"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>目標値(2015年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業の付加価値額(実質：兆円)^{※1}(2004年比伸び率)</td> <td>115.6</td> <td>121.6</td> <td>125.8</td> <td>130.4</td> <td>(調査中)</td> <td>142兆円 (2004年度比25%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 「製造業の付加価値」は、内閣府「国民経済計算」における経済活動別国内生産(実質：連結方式；2000年基準)による。</p>	指標	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	目標値(2015年)	製造業の付加価値額(実質：兆円) ^{※1} (2004年比伸び率)	115.6	121.6	125.8	130.4	(調査中)	142兆円 (2004年度比25%増)
指標	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	目標値(2015年)									
製造業の付加価値額(実質：兆円) ^{※1} (2004年比伸び率)	115.6	121.6	125.8	130.4	(調査中)	142兆円 (2004年度比25%増)									

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	新経済成長戦略 2008 改訂版	平成 20 年 9 月	<p>第2編. 0. 2. 改革の3つの柱 (3) 地域・中小企業・農林水産業・サービスの未来志向の活性化 資源高は、地域の中小企業のみならず、地域の農林水産業にも大きな影響を及ぼしている。しかし他方で、日本は世界最高水準のエネルギー効率を誇る省エネ国家であるとともに、評価の高い農林水産物を世界市場に供給できる潜在力を持っている。食料価格や運送費用が上昇し、食の安全に対する関心も高まる中、日本の農林水産業は、今や世界に攻めて出る機会を得たととらえ、生産、流通、販売における革新を通じ、未来志向で、地域の活性化に取り組むことが必要である。</p> <p>また、地域には、「地域の良さ、日本の良さ」をもった伝統文化・工芸品・自然などの地域資源が多く存在する。こうした地域資源（地域ソフトパワー）を域外・国外に発信し、地域への集客を促進し、地域活性化を図ることも効果的である。</p> <p>第2編. 4. 具体的施策 (2) ① イノベーションによる高付加価値化・ブランド力の強化 環境、省エネ・新エネ等の技術、文化、ファッション、コンテンツ等の日本の強みを生かした製品・サービスや、日本のブランドの海外進出を支援し、世界の景気低迷や資源高にもかかわらず、市場を獲得できる高い付加価値や強いブランド力をもつ産業群を育てる。</p> <p>第2編. II. 3. グローバル戦略の新展開 (1)① 2) 地域顧客ニーズを踏まえ、我が国の特色を活かした製品・サービスの提供「日本ブランド」の更なる浸透 <内需型製造業の海外シフト・展開支援> 日用品、加工食料品などの内需型製造業について、地域顧客ニーズを踏まえた製品の提供のための海外シフト支援や、海外の顧客ニーズに応えられる優れた製品が日本ブランドとして浸透するための海外展開支援等を行う。</p>
	未来開拓戦略	平成 21 年 4 月	<p>(1) 「低炭素革命」（省エネルギー、新エネルギー等の地球温暖化対策、3R、水処理、資源確保等） 例えば、産業部門は、1970年代の石油危機時に、省エネ技術で競争力をつけ、今では、世界一のエネルギー効率を達成している。特に、次世代自動車、鉄道システム、太陽光発電、燃料電池、蓄電池、グリーン家電、原子力発電、ヒートポンプ等、世界最高水準の環境・エネルギー技術力を有する。</p> <p>また、3R（廃棄物の排出抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))や水処理（特に膜技術及び省水技術）といった高度技術や、伝統的な汚水処理技術（浄化槽等）においても、高い国際競争力を有している。</p> <p>(2) 「健康長寿」（医療・介護、少子化対策） 医療・介護サービスや、関連する健康サービスは、雇用誘発効果や生産誘発効果も高く、短期的な雇用の受皿としてのみならず、21世紀の我が国の産業構造を展望する上でも、有力な内需型産業の柱となりうる。さらに、疾患の予防・診断・治療は、経済的に見ても、戦略的に重要な分野である。この分野におけるイノベーションを促進することにより、高い付加価値を生み出す市場を創出することができる。</p> <p>(3) 「魅力発揮」（農林水産業、ソフトパワー、観光、人材、IT）</p>

			<p>コンテンツ、ファッション、デザイン等のソフトパワーは、我が国製品・サービスの価値をさらに高め、裾野の広い産業分野を支える可能性をもつ。特に、我が国のポップカルチャーやメディア芸術は、「クール・ジャパン」とも称され、世界的な評価が高まっている。こうした我が国のソフトパワーの力を活かして、国内外において、コンテンツ産業の育成と新たな製品サービス市場の開拓に、戦略的に取り組んでいくことが重要である。</p>
--	--	--	---

施策名	情報産業強化
施策の概要	<p>情報経済社会の発展を支える質の高い製品・サービスが提供され、次世代の情報経済社会を支える基盤の構築・発展が図られる上で不可欠な、我が国情報産業の競争力の強化を図るため、情報通信機器・デバイス等に関する革新的な技術の確立とその開発成果の普及及びソフトウェアの品質・信頼性及び生産性向上、開発に関する産学官の開発リソースの連携強化による技術開発の実現を目指す。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 企業の生産、物流、顧客管理のためのソフトウェアや携帯電話、情報家電等の製品の中にある組込ソフトウェアのように、今やあらゆる企業活動でIT化が進展している中、ITによる生産性の向上は企業競争力を維持強化する上で不可欠な要素である。しかしながら、我が国産業のIT投資効率の低さが指摘されているため、必要な対策を講じる必要がある。</p> <p>(必要性) IT投資効率を向上させるために、IT投資の対象を機能毎に「差別化につながる競争領域」と「各社が協働して対応すべき非競争領域」に峻別し、「選択と集中」を促していくことが効果的であるが、競争関係にある企業が、このような戦略的な投資に向かうためには、どのような領域を、自らにとっての非競争領域にするかということの精査を進めるための情報を得る必要があり、その際、企業相互の情報共有や意見交換が必要となる。しかしながら、従来の慣行や産業構造を背景に、企業間の自立的な連携に委ねるだけでは、国際的な劣位を克服することは困難である。このため、例えば、ソフトウェアの共通化のための業務手順や製品仕様の標準化、ソフトウェア開発に携わる人材育成等の基盤的な領域に着目し、関連企業の協働による共同開発等に対する国の関与・支援を行うことにより、企業のIT投資の選択と集中を加速化させることが必要である。</p> <p>また、情報処理を必要とする個人・企業による新形態の利用拡大の可能性は潜在的に存在し、世界の情報サービス市場（2007年において約112兆円）におけるIT資源の提供形態は今後大きく変革していくものと見込まれる。しかしながら、個別のIT資源で顕在化しているプログラム行数の増大、生産性・相互運用性の低下、システム障害の多発と影響の拡大といった課題が、“連携する社会”の下で更に深刻化することが予見されることから、これを支える次世代IT基盤に必要な技術開発等を実施する必要がある。</p> <p>(効率性) 【情報通信機器・デバイス】 共同の基盤となる技術の開発・標準化は、情報産業内で企業毎にバラバラに行われていた同一分野に対する研究開発投資の無駄を削減するとともに、競争優位、差別化の確立につながる技術への投資が可能となることから、効率性・費用対効果は高いと考えられる。</p> <p>【情報サービス・ソフトウェア】 ソフトウェア産業は、個人、ベンチャーであっても、高い能力を持って、市場ニーズに合致する革新的な製品を提供できれば、一気に産業構造を変えうる企業となることも多く、このような分野での才能ある個人、ポテンシャルのあるベンチャー企業を、すぐれた「目利き」によって、発掘・育成するスキームは、コストに比して大きな効果を上げうるものである。</p> <p>また、ソフトウェアの生産性・信頼性を高める手法、OSSの活用促進に向けた課題の解決手法等が、体系的に整理され、公開・普及することにより、同様の課題に直面する多くの企業が、問題解決にかかるコストを節約できることになることから、投入コストに対する効果は大きいと考えられる。</p> <p>(有効性) 本施策の実施により、企業における効率的な研究開発の推進と、研究開発プロジェクトを通じた産学官の連携などの整備が行われ外国企業との競争条件のイコールフットィング化や高信頼性、低消費電力化などの基盤技術開発を通じた製品・デバイスの差別化が促され、国際競争力ある情報家電・情報通信機器産業が育成されうる効果が期待されることから、施策の目的に合致した展開である。</p> <p>また、ソフトウェアは、我が国経済社会システムの基盤であり、製造業をはじめとするあらゆる産業の付加価値の源泉となっているにもかかわらず、近年、ソフトウェアの不具合に関連したトラブルが頻発している。さらに、拡大する顧客ニーズに対応するため、より大規模なソフトウェアをより短期間で開発することが求められている。このため、ソフトウェアの品質、信頼性、生産性の確保が喫緊の課題となっている。こうした背景から、革新的なソフトウェアの創出につながる人材、ベンチャー企業の発掘・育成、ソフトウェアの信頼性・生産性の向上は、我が国情報産業の競争力強化に直結するのみならず、ユーザー産業のIT活用の高度化にも貢献するものであり、波及効果は大きく効率性は高い。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ITとサービスの融合による新市場創出促進事業」（減額要求） ・ 「次世代回路アーキテクチャ技術開発事業」（増額要求） ・ 「ナノエレクトロニクス半導体新材料・新構造技術開発」（増額要求） ・ 「システムエンジニアリング高度化事業」（増額要求） ・ 「次世代高信頼IT基盤技術開発・実証事業」（新規要求） ・ 「次世代半導体材料・プロセス基盤プロジェクト（MIRAI）」（増額要求） ・ 「立体構造新機能集積回路（ドリームチップ）技術開発」（増額要求）

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方
			(年度)	18年度	19年度	20年度	(年度)	
19兆円	情報通信機器・デバイス産業の付加価値額(兆円)	兆円	14.6兆円 H16	16.3	17	-	23年度	平成16年度比約30%増
13.6兆円	情報サービス・ソフトウェア産業の付加価値額(兆円)	兆円	10.8兆円 H16	11.1	13	-	27年度	平成16年度比約25%増
0.5	半導体の消費電力	-	H16 ※規格とした半導体(周波数:450MHz、ゲート数:50M、電圧:1V)	0.7	0.7	0.6	22年度	-
238	消費電力(kWh)	液晶テレビ(HD37V)	-	148	146	143	21年度	-
362		プラズマテレビ(HD42V)	-	262	219	219	21年度	-
50%	組込みシステム等の不具合発生率	%	H18	25%	20%	16%	H18年度比 50%減 23年度	-
50%	情報システムの調達ガイドラインに、オープンな標準に係る仕様要件を入れている自治体の割合	%	-	-	-	32%	50% 22年度	-
50,000例	有効なソフトウェア工学手法の適用状況	例	-	20,000	30,000	47,000	21年度	-

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	第2章 成長力強化 1. 成長力の推進 (3) 魅力発揮ーITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化、ITを活用した地域の活性化等、ITによるアジア知識経済圏の構築等、電子行政の加速、高度IT人材等の育成強化

	i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	第 2 章 分野別の戦略 I. 三大重点分野 (1) 電子政府・電子自治体分野、II. 産業・ 地域の活性化及び新産業の育成
--	-----------------	-----------------	--

施策名	サービス産業強化
施策の概要	少子高齢化やサービス経済化が急速に進展する中で、サービス産業の効率と質を引き上げ、サービス産業全体の生産性を向上させることにより、日本経済の持続的成長を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>今日、サービス産業は、社会から以下5つの期待を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス産業の生産性の向上 ・ 高度に機能分化し、強い市場訴求力を持つ新たな産業構造基盤の提供 ・ 生活の質の向上（安全・安心社会の実現） ・ 地域経済の雇用創出・安定化 ・ 製造業と並ぶグローバル競争力の獲得 <p>上記5つのサービス産業に対する社会からの期待に応えるべく以下の政策を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス産業のイノベーションの加速 2 イノベーションによる健康長寿・少子高齢化対策の高度化 3 地域ソフトパワーの発揮による観光・集客サービスの強化 4 ソフトパワー最大化に向けたコンテンツ政策 <p>(必要性)</p> <p>サービス産業は我が国のGDP及び雇用者数の約7割を占める重要な産業分野であり、この分野の成長が我が国経済の持続的発展には必要不可欠。特に、製造業でも中間投入に占めるサービスのウェイトが高まっており、今後一層の需要拡大が見込まれている。しかし、このようなサービス産業の役割の拡大にもかかわらず、その生産性の伸びは、我が国製造業と比べて低く、サービス産業の生産性をいかに向上させていくかが、喫緊の課題。</p> <p>また、今後、少子高齢化等の人口構造変化により、国内のサービス市場は、中長期的に減少していくことが予測される。このため、製造業に並び、我が国サービス業も積極的に海外展開を進め、外需を取り込んでいくことが重要。</p> <p>(効率性)</p> <p>サービス産業が我が国経済の約7割を占める規模を持つ中で、本施策の予算は23億円程度（平成20年度）であるが、サービス産業の持つ共通の特性に着目した業種横断的な取組を目指しており、サービス産業の各分野での応用可能性を持っている。こうして2015年度までの間の実質GDPの平均成長率（2.2%見込み）のうち、サービス産業において概算で0.4%寄与することを「新経済成長戦略」において見込んでおり、その規模を考えれば、本施策の費用対効果はきわめて大きい。また、「サービス」という機能や価値を生み出すイノベーションを支援し、これを支える知的資産の蓄積と人材育成を一体として進めるものであり、成果はサービス産業のみならず我が国産業全体の競争力強化へと波及する。</p> <p>また、これらの取組は産学官による「サービス産業生産性協議会」が中心的役割を担うことから、同協議会においては多種多様なサービス産業の情報の集約し、各施策間・各関係機関（産総研、中小機構等）の効果的な連携を行うなど効率的に行われる。</p> <p>更に、全国316箇所の地域力連携拠点とも連携することにより、大きな全国波及効果が期待され、本事業の効果とそのインパクトは絶大であると言える。</p> <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス産業は「目に見えない」「提供と同時に消滅」などの共通の特性が存在することから、消費者に十分な情報が行き渡らず、品質の評価も困難。このため、品質に基づく市場競争がなされておらず、効率及び品質・信頼性の低下を招いている。 <ul style="list-style-type: none"> → 上記課題を解決するためには、日本版CSI（顧客満足度指数）構築支援、サービス品質の可視化を可能とする指標等についての調査・分析および公表、品質認証・ADRシステム構築支援等の事業により、サービスの品質を「見える化」して、競争を促進する環境を整備することが極めて有効。 2 サービスは、人が中心となって提供されるため、その品質や効率性は人材に大きく依存する。他方、サービス産業は比較的新しい分野が多いこと、求められる人材像が明確ではないこと等から、人材育成の手法が必ずしも確立されていない。また、人材の流動性が高く、新規サービスも次々と生まれている。 <ul style="list-style-type: none"> → 上記課題を解決するためには、スキル標準の明確化とこれに基づくサービス産業能力評価システム構築支援等の事業により、企業内における長期的な社内教育に代替する業界共通のプラットフォームを構築することが極めて有効。 3 多くのサービス企業は生産性向上のために、サービスプロセスの見直しと再編の必要性は認識しつつも、どのような利点があり、また、どのような手法を適用してプロセス改善をするのが適当かを特定するのが困難な状況。加えて、投資効果が見えない多くの中小サービス企業は、プロセス改善に有効な手法の採用に二の足を踏んでおり、手法が拡がっていない。 <ul style="list-style-type: none"> → 上記課題を解決するためには、サービスプロセス改善手法の創出と蓄積、これら成果の普及を行うことにより、全国の中小サービス企業へのプロセス改善手法の導入を進め、波及させていくことが極めて有効。 <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き、サービス産業の生産性向上施策を強力に推進するため、生産性を考える際の分母（効率性）と分子（高付加価値化・信頼性確保）の両面からアプローチしていく。このため、産学官による「サービス産業生産性協議会」との連携・運営等を通じ、サービスプロセス改善手法の提供普</p>

及（分母の改善）、サービス品質の「見える化」（分子の改善）に向けた取組を一体的に推進する。また、こうした生産性向上運動を全国隅々まで展開するとともに、各地域の特性を活かした生産性向上の取組等を支援する。

また、これら横断的取組に加え、観光・集客分野、医療・健康分野等の重点分野について、業種毎の特性を踏まえた取組を一体的に進めていく。

一方で、地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業については、所期の目的を達成したと考えられるため、平成20年度限りで終了することとした。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
サービス産業の生産性向上による経済成長	GDP成長率におけるサービス産業の寄与分	GDP成長率(%)	1.9 (17年度)	1.8	3.5	-	2.2 (2015年度までの平均年率)	「新経済成長戦略」においては、同戦略を中心に最大限の政策努力を行うことにより、実質GDPが2015年度までの間、平均年率2.2%程度で成長することを見込んでいる。このうち、サービス産業活性化策の具体化によるサービス産業の効率化の進展は、地方経済の活性化、マクロ経済の生産性上昇を促すことにより、概算で0.4%程度寄与することが見込まれている。
		サービス産業(狭義)の寄与分(%)	0.8 (17年度)	1.2	1.2	-	0.4 (2015年度までの平均年率)	
ベストプラクティスの発掘・普及	ハイ・サービス日本300選の選定・公表数	件	0 (18年度)	0	48	139	300 21年度までの合計	生産性向上に取り組むベストプラクティスを19年度から3年間で300事例選定・公表する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		経済成長戦略大綱	平成20年6月27日
未来開拓戦略		平21年4月	II. 3. 魅力発揮 ◆ 地域の強みを活かした中小サービス業の生産性向上による魅力発信

施策名	コンテンツ産業強化
施策の概要	世界的な成長が期待されるコンテンツ産業の国際展開、生産性向上を推進し、市場規模の拡大と雇用創出を図る。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策に関する評価結果の概要と目標達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 本施策は、コンテンツの国際展開、コンテンツ産業のボトルネック解決、コンテンツ流通の促進、コンテンツ人材育成といったインフラ的、横断的な支援をしている。その効果は、海外市場開拓及び国内構造改革を通じたコンテンツ産業の競争力強化のみならず、サービス業、製造業などの他産業への波及、及び地域振興にも有効である。また、コンテンツ制作者の多数は中小企業であることから、中小企業の振興としても有効である。</p> <p>本事業の予算投入により、我が国のコンテンツ産業全体は、約13.8兆円市場であるところ、将来的には2015年までに20兆円までの市場規模の拡大が期待されるものであり、施策へ投資することは我が国の経済発展を堅持するためにも極めて有意義である。</p> <p>(必要性) 我が国のコンテンツ産業は、クールジャパンと評され、世界で人気を博しているが、そのメリットを経済的利益に転化するメカニズムを構築できていないため、逸失利益が拡大しているといえる(日本のコンテンツの海外市場依存度は、1.9%と、米国の17.8%に遠く及ばず低水準に留まっている)。背景としては、国内完結型のビジネススタイルを構築してきたため、優れたコンテンツ製作能力を有する強みを海外展開に活かさできていないことが挙げられる。こうした状況を克服するためには、国内企業が海外展開するための足掛かりを確保するとともに、海外展開の足かせとなる海外市場の障壁等を取り除いていくことが必要である。</p> <p>また、国内コンテンツ市場を取り巻く環境をかんがみると、国内の既存メディアによる強い系列化、下請化のなか、既存の取引関係を超えたコンテンツ制作企業の自主的なビジネス展開や分野横断的な事業活動が弱いという現状があり、制作力の強化のためには、こうした構造の改善が必要である。とりわけ、ネットワーク環境の整備、技術革新の進展等を背景に、流通経路が多様化・コンテンツのマルチユースが進展しているが、前述の業界構造が存在する中においては、こうした新たな機会を十分に活用することができない状況にあることから、新しいビジネスモデルの構築のための環境整備を通じて、制作活動の活性化を推進していくことが不可欠である。</p> <p>(効率性) 本施策の内容は、コンテンツ産業の国際展開、コンテンツ産業のボトルネック解決、コンテンツ流通の促進、コンテンツ人材の育成といったインフラ整備的、横断的な支援を一体的に推進するものである。これによって、コンテンツ産業内における業種間のシナジー効果による新たなコンテンツの創造と、コンテンツ産業が一丸となった国際展開による海外に対する訴求力の向上という面で効率的であるといえる。</p> <p>(有効性) 昨年度の本事業により JAPAN国際コンテンツフェスティバル(愛称:コ・フェスタ)の開催を行い、短期間にコンテンツ関連イベントや人材育成・交流プログラムを集中開催することで、国内外のコンテンツバイヤーの集客効果を高めるとともに、分野横断的に内外のコンテンツが集結することにより、新たなコンテンツ創造の活性化が図られた。また、国内のコンテンツ関連イベントのブランドを「コ・フェスタ」のもとで統一的に展開することで、対外的知名度の向上による海外訴求力の強化が図られ、第2回の昨年度の動員数は、約82万人であり、第1回目を超えるものであった。加えて、国内における各種イベント、人材育成・交流プログラム等のコ・フェスタへのパートナー参加が拡大するなど、裾野も拡大している。また、他分野への波及効果としては、コンテンツを活用した地域振興については、映画「眉山」が地域(四国地方)に与える効果を測定したところ、約37億円の経済的効果があるなど、高い効果があることが確認されている。</p> <p>本事業によって、国内外の市場開拓及び国内市場の構造改革を推進し、我が国のコンテンツ産業の市場規模を、約13.8兆円市場から、将来的には2015年までに20兆円までに拡大することを目標としている。</p> <p>(反映の方向性) コンテンツ産業の海外展開を強化するとともに、国内市場においては、コンテンツの二次利用モデルの構築、正規版コンテンツ流通促進事業、著作権情報集中管理処理事業を実施するため、230百万円の増額要求を行う。</p> <p>平成22年度概算要求:2,000百万円(コンテンツ産業強化対策支援事業【一般会計】) 平成21年度予算:1,874百万円(コンテンツ産業強化対策支援事業【一般会計】)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H17年度	H18年度	H19年度		
コンテンツ市場の 拡大	コンテンツ 産業の 市場規模	兆円		約13.8	約13.8	約13.8	20.0 (平成27 年度)	コンテンツ産業は、製造業、観光業など他産業へ高い経済波及効果を有するとともに、「ジャパンブランド価値」の確立による我が国の国際的地位の向上にも資するものであり、今後の日本経済を牽引する重要政策の一つである。このため、産業自体の市場規模、デジタルコンテンツの市場規模が、施策の効果を測る指標となる。
コンテンツ 産業の雇 用の拡大	コンテンツ 産業の雇 用の拡大	万人		約187	-	-	200	
デジタル コンテン ツ市場規 模	デジタル コンテン ツ市場規 模の拡大	兆円		約2.6	約2.6	約2.7	6.3	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	4. クリエイティブな新市場の創出に向けた環境整備 (1) 既存のコンテンツ（広告、美術品、デザイン、映画・ビデオ・写真、ソフトウェア・ゲーム、音楽・パフォーミングアーツ、テレビ・ラジオ番組等）及び新たにアーカイブ化される行政情報等を基に、デジタル技術を最大限活用して、知的財産をネットワーク上で活用・共有する新たな市場（IPTV、デジタルサイネージ（電子看板）等）の創出に向けた環境を整備する。
知的財産推進計画 2009	平成 21 年 6 月 24 日	3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する ソフトパワーは、海外市場拡大・内需拡大の原動力となるものであり、我が国の魅力を海外に発信する重要な役割を有しており、その成長戦略を積極的に推進していく必要がある。このため、コンテンツ、食、ファッション、デザイン等のソフトパワーを生み出す産業を今後の我が国経済を牽引する戦略産業の一つとして位置付け、重点投資を図ることを通じその創造基盤の強化と内外市場の開拓による成長を促進する。 ① ソフトパワー産業における中小企業支援策の活用を促進する 2009年度から、産業クラスター等を活用し、地域のソフトパワー産業のネットワーク形成を促進するとともに、産学官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のソフトパワー産業における積極的な活用を促進する。 ⑤ コンテンツの取引支援システムを構築する i) 2009年度から、音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援する。 iv) 権利処理の円滑化を図るため、2009年度から、ジャパン・コンテンツ・シ

ョーケースや放送コンテンツの取引支援システムと連携しつつ、権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベース機能を有する著作権取引支援システムを開発する。

- ⑧ 映像産業振興機構の活動を支援する
映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構によるコンテンツ産業の人材育成事業やコンテンツ取引の市場整備に係る事業等を支援する。
- ③ コンテンツ制作等への支援を充実する
- i) クリエーターの創造活動を活性化するため、大学やメディア芸術拠点等におけるコンテンツ制作や、コンテンツの国際共同制作等への支援を充実する。
- ① コンテンツの海外展開を促進する
- iii) 海外展開を視野に入れた映像コンテンツの制作、販路開拓等に対する総合的な支援策を検討し、2009年度中に一定の結論を得る。
- ② 日本ブランド発信イベントの機能を強化する
- i) JAPAN国際コンテンツフェスティバルを総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化するため、2009年度から、オフィシャルイベントとして東京発日本ファッション・ウィークを開催するとともに、海外で開催される日本紹介イベント等との連携を図る。また、地域への展開を図るため、京都において関連イベントを開催する。
- v) 東京国際映画祭について、TIFFCOMとの連携によりマーケット機能を強化するとともに、2009年度から、特色あるイベントの開催や効果的な会場の選定を行う。
- ④ アジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する
アジア地域における国境を越えたコンテンツの制作・流通やビジネスに関する協働の促進を図るため、2009年度から、アジア主要国における官民合同のハイレベルな国際会議であるアジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する。
- ⑪ ソフトパワー産業に関する定量的な情報を充実させる
コンテンツ産業等における輸出入や海外におけるライセンス収入に係る統計情報や労働人口に係る統計情報を収集・分析するとともに、各企業がIR活動等を通じて海外売上等に係る情報を公開することを促す。
- ⑫ コンテンツ分野における海外市場の情報収集等を強化する
事業者の戦略的な海外展開を支援するため、JETROを通じたコンテンツ分野における海外市場の基礎的データ、市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報の収集、セミナーの開催やウェブでの公開によるこれら情報の提供を強化するとともに、JETROの海外拠

		<p>点における企業相談を充実する。</p> <p>⑥ クロスメディアによる効果的な発信を実施する</p> <p>2009年度から、JAPAN国際コンテンツフェスティバルやメディア芸術祭の日本ブランド発信イベントについては、ウェブサイト、在外公館等における日本文化紹介事業、国際共同番組、国際放送の活用など、複数のメディアを活用した効果的な発信を実施する。</p>
<p>未来開拓戦略 (Jリカバリー・プラン)</p>	<p>平成 21 年 4 月 17 日</p>	<p>(3)「魅力発揮」(農林水産業、ソフトパワー、観光、人材、IT)</p> <p>コンテンツ、ファッション、デザイン等のソフトパワーは、我が国製品・サービスの価値をさらに高め、裾野の広い産業分野を支える可能性をもつ。特に、我が国のポップカルチャーやメディア芸術は、「クール・ジャパン」とも称され、世界的な評価が高まっている。こうした我が国のソフトパワーの力を活かして、国内外において、コンテンツ産業の育成と新たな製品サービス市場の開拓に、戦略的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>○ ソフトパワーの海外展開支援</p> <p>◆ コンテンツ海外展開促進プロジェクト コンテンツ輸出を拡大するため、産学官に眠る優秀なコンテンツ人材と資金を集め、「コンテンツ海外展開ファンド」を創設。海外展開を念頭に置いたコンテンツ制作支援や、販路開拓等海外展開支援を行う。</p> <p>◆ コンテンツ産業の基盤整備(アジア市場整備、コンテンツ技術開発等) アジア・コンテンツ・ビジネスサミットの開催、若手クリエイター育成支援、映画館のデジタル化促進、コンテンツ技術開発やデジタルコンテンツの流通促進等新たなコンテンツの発掘・市場拡大を促すための施策を推進し、コンテンツ産業の競争力の抜本強化を図る。</p> <p>◆ 日本のソフトパワー海外展開促進事業 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」(愛称コ・フェスタ)、「東京発日本ファッション・ウィーク」、「感性価値創造フェア」などの事業と海外での日本紹介イベントとのネットワーク化を行い、ソフトパワーの発信力強化を行う。</p> <p>○ 次世代著作権取引支援システムの整備</p> <p>◆ コンテンツ取引の環境整備 コンテンツ企業を複雑な権利処理から解放し、迅速かつ柔軟に権利が運用できるよう「権利情報集中処理機構」(音楽分野)の取組を支援するとともに、権利の所在をリアルタイムで把握できる機能等を有する次世代コンテンツ取引支援システムを構築する。</p> <p>放送コンテンツの著作権者や使用許諾されている範囲等に関する情報を一元的に管理し、海外展開等コンテンツの流通を希望する事業者がアクセスでき、権利処理を円滑化するための仕組みの整備を促進する。</p>
<p>麻生内閣総理大臣スピーチ「新たな成長に向けて」</p>	<p>平成 21 年 4 月 9 日</p>	<p>(2) 日本のソフトパワー発信 日本のソフトパワーの人気というもの</p>

		<p>をビジネスにつなげるということで、2020年には20兆円から30兆円規模の一大産業に育成し、50万人の新規雇用を創出したいと思っております。</p> <p>コンテンツのづくり手、クリエイター作品、才能、ウェブ、また、携帯などによってビジネスとして花開かせることが重要なんだと思っております。</p> <p>このため、人気クリエイターの脚本などのライセンスというものを一括購入して、海外での作品化のための販路開拓とか、また、資金提供を一体的に行う組織というものを創設したいと思っております。</p>
デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～	平成 21 年 4 月 9 日	<p>(3) 地域活性化 (抜粋) さらに地域コンテンツのデジタル映像化支援、コンテンツ海外展開ファンドの創設とそれらを活用した海外市場の開拓や対内直接投資を促進することにより、ソフトパワー発信力の高い知識創造型産業を地域に創出する。</p> <p>(4) デジタル技術を活用した新産業創出 (抜粋) 権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベースを提供し、権利情報等を集中的かつ円滑に処理するための仕組みの強化など、次世代の著作権取引や権利処理のシステムを整備する。</p>
新経済成長戦略のフォローアップと改訂	平成 20 年 9 月 19 日	<p><文化、コンテンツなどの日本のソフトパワーの浸透></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地消費者の需要や文化的背景に合わせたきめ細かいローカライズ、現地パートナーとの協力関係の構築による流通経路開拓、資金調達や契約慣行等の調和により、我が国の優れた文化・コンテンツが受け入れられ、トレンドセッティングに資するよう取り組む。このため、国際共同製作支援、JAPAN国際コンテンツフェスティバル、東京国際映画祭、東京ゲームショウ、国際ドラマフェスティバル、アジア・コンテンツ・ビジネスサミット等を実施する。

施策名	化学物質管理
施策の概要	<p>透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年（※）までに達成する。</p> <p>※「2020年」の期限は、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WS SD）において示された「ヨハネスブルグ実施計画」に記載された、有害化学物質の環境上の適正な管理に関する達成年限。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 様々な便益をもたらす化学物質の活用による産業の活性化や生活の質的向上が実現すると同時に、人の健康や環境生物の生息に対する化学物質の影響が適切に管理されるよう、その科学的・国際的な動向と整合させつつ、①我が国における化学物質上市事前審査・使用規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を整備・運用すると共に、②その基盤となる科学的知見を充実させ、それを基に国内外の産業、行政、市民等関係者においてリスクベースの考え方や手法を浸透させることにより、企業等における化学物質の適正管理を促進することが課題である。</p> <p>II 化学物質危機管理分野 化学兵器の廃絶と不拡散のため、国際的に化学兵器禁止条約に基づく厳格な管理が行われているところである。また、国内法の化学兵器禁止法における規制物質のうち毒性物質を取り扱っている事業所等が国民保護法の枠組みで危険物質等取扱所に指定されていることから、国民保護措置の実施、危機管理体制の構築等に必要とされる体制・環境を整備することが求められている。</p> <p>（必要性）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 化学物質安全は企業にとって典型的な外部不経済であることから、化学物質に係る安全・安心を確保するためには、外部不経済を内部化し、化学物質の適正管理を実現しなければならない。このためには、当面は、国が関与する形で、市場の欠陥を是正するための何らかのルール・規律を構築し、これを企業が実態経済の中で適用していくことが必要である。また、過度に化学物質を忌避するのではなく合理的な対応を実現するためにも、中立的な立場である国が中心となつて、化学物質のライフサイクルを通じた人健康等のリスク把握といった客観性のある科学的知見の充実を図り、併せて、国、地方自治体、企業及び国民の適切な役割分担を構築していくことが不可欠である。</p> <p>II 化学物質危機管理分野 申告情報の管理、国際査察の受け入れ、同条約の解釈・運用、実施体制の整備等、化学兵器禁止条約に適切に対応するためには、中立的な立場である国の関与が必要である。また、国民保護計画に基づき経済産業大臣が武力攻撃災害発生時に化学プラントに対して緊急停止命令を発出する等、国民の安心・安全を第一に考えた危機管理体制の構築は、国が負うべき責務である。</p> <p>（効率性） 規制法に基づく措置をその根幹としているが、合理的な規制の追求（化学物質におけるハザードベースからリスクベースへの転換、自主的な管理の促進、化学兵器における民生用途の大小に基づく合理的な管理等）とともに、単に規制措置だけではない事業者の自主的な対応促進も併せて展開している。</p> <p>なお、化学物質管理分野においては、更なる民間及び行政コスト低減に向けた制度改正を検討しており、効率性の高い合理的制度体系への不断の努力を進めているところ。</p> <p>（有効性）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 化学物質審査規制法においては、平成20年度で約2万件の新規化学物質が市場上市前に適正に審査され、更に、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等16物質の第一種特定化学物質、トリクロロエチレン等23物質の第二種特定化学物質、シクロドデカン等37物質の第一種監視化学物質、クロロホルム等944物質の第二種監視化学物質等に対する各種の管理・監視を実施すること等により、化学物質に係る環境の汚染の防止に大きく寄与している。</p> <p>また、化学物質排出把握管理促進法においては、平成19年度でトルエン等354物質に対し、全国で約4万1千事業所がPRTTR届出による排出把握管理を行っており、更に435物質について化学物質の安全性評価データシートを商取引において提供することを義務づけ、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進することに大きく寄与している。</p> <p>II 化学物質危機管理分野 化学兵器禁止法においては、化学兵器に関連する毒性物質及びその原料物質の製造・使用等に対してその毒性の程度に応じ許可制に基づく製造等の制限や届出義務を課し、前者については立入検査の実施、後者についてはこれらを取り扱う国内約500の事業者等の届出情報を化学兵器禁止機関（OPCW）に申告し、当該申告に基づいてOPCWが実施する産業査察を受け入れる制度を整えることで、化学兵器の廃絶を目的とする化学兵器禁止条約の国内実施を担保している。また、化学兵器禁止法の対象事業所が標的となった場合の武力攻撃災害の発生又は拡大に備えるため、国民保護法及び経済産業省国民保護計画に従い経済産業大臣が行う化学プラントの緊急停止命令等を円滑に実施するための連絡体制を構築する等、危機管理体制の整備を実施している。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取組を促す化管法は、</p>

(狭義の) 化学物質管理政策の柱であり、累次の制度見直しや新制度の制定等により、時代に
 応じた制度の合理化・適正化を進めてきたところ。

平成20年1月から、産業構造審議会、中央環境審議会及び厚生科学審議会による化審法見直し
 に係る合同会議を開催し、平成20年12月に、化学物質の上市後の状況を踏まえたリスク評価体系
 の構築、リスクの観点から踏まえた新規化学物質事前審査制度の高度化、厳格なリスク管理措置等
 の対象となる化学物質の取扱いを主な内容とする報告書を取りまとめ、平成21年5月に国会審議
 を経て、改正化審法が公布された。

平成22年度以降、改正化審法を踏まえ、化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化
 するため、新規化学物質だけでなく、既存の化学物質についても管理の網を広げるとともに、化
 学物質自体の製造・輸入段階のみならず、化学物質を使用して製品を製造する等の段階を含めた
 サプライチェーン全体における管理体制の構築を図る。

II 化学物質危機管理分野

平成22年度においては、引き続き、近年のテロ・リスクの増大に伴い、今後は、化学兵器禁止
 法の的確な施行に加え、テロなどによる脅迫・破壊行為を想定した化学プラントの体制・装備の
 強化といった危機管理(被害管理)対策を実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年 度	19年 度	20年 度		
	新規化学 物質の製 造・輸入	件		482	573	663		化学物質審査規制法 施行に伴う各制度の 届出・申出件数
	低生産量 化学物質 の届出	件		236	598	797		
	少量新規 化学物質 の申出			17,687	19,641	21,361		
	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	届出排出 量	トン		259,038	245,393	234,299		化学物質排出把握管 理促進法施行に伴う 各種届出数量等
	届出移動 量	トン		229,430	225,427	222,724		
	届出事業 所件数	件		40,795	40,980	40,725		
	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	申告事業 所数	件		521	509	499		化学兵器禁止条約ま たは化学兵器禁止法 に基づく申告事業所 数など
	立入り検 査等実施 事業所数	件		23	30	39		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第3次環境基本計画 (化学物質管理分野)	平成18年4月 閣議決定	重点分野として「化学物質の環境リスクの 低減」が位置づけられている。
	第三次科学技術基本計画 (化学物質管理分野)	平成18年3月 閣議決定	個別政策目標として「環境と経済の好循環 に貢献する化学物質のリスク・安全管理の実 現」が掲げられている。
	国民の保護に関する基本方針 (化学物質危機管理分野)	平成17年3月 閣議決定	化学テロや化学プラントを含む危険物質 取扱所に係る武力攻撃災害について、国民の 保護のための措置の実施に関する基本的な 方針、国民保護計画の作成の基準となる事項 について示されている。

施策名	中小企業事業環境の整備																																										
施策の概要	中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図り、中小企業の事業活動の活性化を図る。																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業の資金調達環境の整備については、引き続き、不動産担保や個人保証に依存しない融資の拡大などの資金供給の円滑化に取り組む必要がある。また、中小企業の海外展開支援については、海外展開ノウハウに係る情報提供の充実や現地における人材確保のための研修等の海外市場進出（輸出・投資）に円滑化に取り組む必要がある。</p> <p>(必要性) 中小企業の事業継続には円滑な資金調達が不可欠であるが、信用力等が必ずしも十分でなく資金調達の面で困難を抱える多くの中小企業にとって、資金調達環境の整備は引き続き大きな課題である。特に、平成20年に起こった国際金融不安やこれに伴う景況悪化により、収益を圧迫され、資金繰りに影響を来している中小企業にとっては、経営の命綱である金融の円滑化が大きな課題である。また、中小企業向けの貸出残高が減少傾向にあるなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。借入れに困難を感じている中小企業もかなり存在しており、国及び政府機関が補完的措置を講じていくことが必要である。</p> <p>中小企業の海外市場進出については、言語や人材資源の制約の観点から情報の入手が依然として困難であり、海外展開のリスクは相当程度高い。そのため、中小企業の海外進出や進出中小企業の円滑な経済活動を推進するため、的確な経営判断が行えるような情報提供やアドバイス、現地の制度改善等環境整備を図ることが必要である。</p> <p>(効率性) 中小企業への金融円滑化事業に関しては、中小企業の借入れの20%は政策金融機関、信用補完でカバーされている。こうした貸付等は、融資は民業補完に限定し、保証により民間金融機関を支援することにより、多額の資金供給を可能としている。また、海外展開支援事業では、情報提供、ノウハウ等のアドバイス、研修の機会等の提供は、事業の国際化に対応する能力を情勢して事業リスクを軽減することに加え、企業の経営の自律化、安定化に寄与する。</p> <p>(有効性) 中小企業は、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める。また、金融機関からの借入が中小企業の資金の30.6%を占め、海外現地法人を保有している製造業のうち中小企業の割合は30%にもなる。中小企業に対する円滑な資金供給やグローバル展開に関する情報提供等により事業環境を整備することは、中小企業の事業活動を活性化させ、我が国全体の経済活力の維持につながることから、効果は大きい。特に情報提供においては、海外進出準備にあたり、アドバイス事業を活用した進出ノウハウを習得させ、現地情報の入手・提供等を通じて円滑な準備が可能となる。</p> <p>(反映の方向性) 景況の悪化や新たな資金ニーズに対応し、セーフティネット金融の充実、事業再編、海外市場開拓、地域の問題解決のビジネスなどを支援する融資制度の強化など、国・地方を挙げて、中小企業の円滑な資金供給に万全を期す。</p> <p>中小企業の国際展開を円滑化するため、進出先の情報提供体制の充実、進出先における不公正取引是正等、現地日系中小企業の円滑なビジネス活動を推進する上での事業環境整備、研修生受入れ、専門家派遣制度の活用等を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>中小企業 資金繰り DI</td> <td>%ポイント</td> <td></td> <td>-2</td> <td>-7</td> <td>-23</td> <td>(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月 の中小企業の資金繰り 判断)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本政策金融 公庫中小企業 事業貸付額</td> <td>億円</td> <td></td> <td>10,289</td> <td>9,537</td> <td>13,839</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業から の相談件 数</td> <td>件</td> <td></td> <td>690</td> <td>534</td> <td>481</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際展開 に関する 入手情報 への満足 度</td> <td>%</td> <td></td> <td>93</td> <td>94</td> <td>94</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度		中小企業 資金繰り DI	%ポイント		-2	-7	-23	(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月 の中小企業の資金繰り 判断)		日本政策金融 公庫中小企業 事業貸付額	億円		10,289	9,537	13,839			企業から の相談件 数	件		690	534	481			国際展開 に関する 入手情報 への満足 度	%		93	94	94
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																
		18年度	19年度	20年度																																							
	中小企業 資金繰り DI	%ポイント		-2	-7	-23	(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月 の中小企業の資金繰り 判断)																																				
	日本政策金融 公庫中小企業 事業貸付額	億円		10,289	9,537	13,839																																					
	企業から の相談件 数	件		690	534	481																																					
	国際展開 に関する 入手情報 への満足 度	%		93	94	94																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								
	経済財政改革の基本方針 2009 ----- 経済成長戦略大綱	平成21年6月23日 閣議決定 ----- 平成20年6月改訂	5. ①中小企業の活性化 ・ 資金繰り対策に万全を期するほか、… (以下略) 「中小企業金融の円滑化」																																								

<p>施策名</p>	<p>経営革新・創業促進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発、商品・サービスの新たな生産・販売方式の導入等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 中小企業の新たな事業活動の促進に資する環境を整備することによって、中小企業が質の高い経営革新に取組めるようになり、利益率の改善や生産性向上が図られるなど経営基盤の強化を図る。また、特に、小規模企業の自助努力による経営革新や創業の取組の促進を図る。 新たなニーズ、高付加価値の新商品・新サービスを提供していくため、中小商工業者等と農林漁業者との連携を含む異分野の事業者との連携の活発化や地域に存在する産業資源の活用を図り、設備・技術・ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動の促進を図る。 我が国の優れたものづくりの基盤となっている技術を担うものづくり中小企業者で潜在的な能力を有する者の新たな発掘や、技術の高度化に資する研究開発の促進、高度なものづくり基盤技術を有する中小企業者の新たな事業の創出を図ることにより、我が国製造業の国際競争力を支えるトップレベルの技術を備えた中小企業層の強化を図る。 商店街などの中小商業・サービス集積地が、引き続き地域コミュニティの中核として、地域住民の生活に潤いを与える場として機能していくことができるよう、これまでに培われた社会的機能の維持・向上を図るとともに地域住民等と連携して商店街全体の運営管理を強化することにより、中小商業・サービス業の活性化を図っていくことを目指す。 (必要性) 我が国経済を取り巻く環境の変化の中で、引き続き経済の活力を維持するためには、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める中小企業の事業活動の活性化・発展が不可欠である。 そのため、中小企業の経営革新支援については、技術や経営ノウハウ等のソフト面での情報提供、研究開発や先進的な技術の導入、ITの利活用、販路開拓、人材育成等多様な経営課題を支援することが必要である。 また、中小企業の基盤技術の向上については、我が国の産業活動を支えるものであり、他の技術や他の産業への波及効果が大きい。優れた技術やノウハウを有する中小企業が、それぞれの強みを持ち寄り、新しい製品やサービス等を開発し市場拡大を図ることは、我が国の国際競争力の強化のために必要である。 商店街等の商業・サービスの集積地については、単に物販等の場としてだけではなく、立地環境や集積性等に恵まれ、様々な社会的機能が蓄積した地域コミュニティの中核的存在になっている。国としては、その社会財としての機能を更に発展させるため、地域住民等と協力して行う集積地の一体的な運営管理や、少子高齢化、安全・安心、低炭素・リサイクル等の社会的課題に対する取組を強化していくことが重要である。 (効率性) 新事業活動の創出支援に当たっては、異なる分野の事業者が連携し、設備、技術、ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動や、地域の優れた技術・技能、特色ある一次産品といった潜在力を最大限に活用した新事業活動を支援することにより、相乗効果による技術力ある中小企業の輩出、新事業展開や経営革新への取組が期待できることから、効率的に効果を得ることが期待される。 (有効性) 我が国製造業を支える中小企業は、我が国全体の付加価値の6割弱を占めており、中小企業の新事業活動や経営革新（経営の効率化、イノベーションの創出等）・創業を図ることは、中小企業の事業活動の活性化のみならず、我が国製造業の国際競争力を強化し、新事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与するという中・長期的な効果が期待できる。 さらに、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、経営革新・創業という活動が中小企業を行う事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す蓋然性が高く、当該事業活動を積極的に支援することが経済全体を活性化することにつながる。一方、このような新たな事業活動への取組は、通常の事業活動と比べ、より強く事業活動における不利に直面することが多いと考えられるため、特にこのような事業活動における阻害要因を取り除くための施策を国が講じ、多様で活力ある中小企業の成長発展を図っていくものである。したがって、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、有効性が高い。 (反映の方向性) 回復の遅れが目立つ地域経済の活性化のためには、意欲ある小規模等の支援強化に資する相談拠点の整備、地域中小企業の再生支援のための中小企業再生支援ネットワークの強化、中小企業における人材能力の向上のための団塊世代（新現役）の活用、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の新事業活動等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を促していく。また、我が国産業の国際競争力強化のため、ものづくり中小企業の活性化を図る。さらに、地域住民の需要に応じた商店街の活動を支援することで、商店街の活性化を図る。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (22年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
	経営革新法に基づく経営計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった件数	%		59.0	62.7	53.2	100%を目指す	
	農商工連携における国の認定件数	件		—	—	190	200 (5年で500件以上)	
	中小ものづくり高度化法における認定件数	件		—	433	653	1,100 (累計)	
	中小商業活力向上事業の実施件数	件		69	54	122	250	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (2) 先端技術開発・人材力強化、中小企業支援 ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援 ・ 中小企業事業再生支援の強化（中小企業再生支援協議会の支援体制強化等）
	安心実現のための緊急総合対策	平成 20 年 8 月 29 日	6. 強い農林水産業創出対策 ○ 新たな市場の創出 ・ 農商工連携の促進（研究開発、新商品開発及び販路拡大）
	経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	・ 商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。 ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独禁法」、「下請法」等による取締強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。

<p>施策名</p>	<p>経営安定・取引の適正化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業の取引適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) かつてない景気悪化の中で、売上減少、収益圧迫、資金繰りの悪化と中小企業を巡る状況は厳しさを増している。大企業に比べて経営基盤・財務基盤が脆弱な中小企業に対して、下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。</p> <p>(必要性) 親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、親事業者が市場において優越的地位にあることは明白であり、その地位を濫用した行為が行われ下請事業者が不利益を被るという問題が生じる可能性が高いため、市場原理のみに委ねることが困難であり、政府のチェックが必要である。このため、「下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）」を、親事業者に遵守させること、下請代金法の違反を未然に防止するため、下請代金法の周知徹底を図る必要がある。</p> <p>小規模事業者は経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすく、また、中小企業は自社が健全経営であっても取引先の倒産により経営が悪化し連鎖倒産する可能性があることから、廃業等の事態に備えるための小規模企業共済制度、取引先の倒産による連鎖倒産を防止する中小企業倒産防止共済制度の両共済制度を安全・確実に運営する必要がある。</p> <p>国内企業数の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の約7割を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業の次世代への円滑な承継を図り事業を継続していくことは極めて重要な課題である。しかし、実質的に所有と経営が一致している中小企業においては、経営者の相続に伴い、①民法上の遺留分による制約、②事業承継時の資金調達の困難性、③事業承継に際しての相続税負担といった様々な課題が発生する。事業承継の円滑化に関する取組としては、既に一部の商工会議所等において一定の取組が行われているものの、より一層の効果を挙げるためには、最新の手法による、統一的なセミナーの実施、調査・広報費等の拡充に関する支援求める声が強い。さらに、全国で事業承継の問題を抱える中小企業を支援するためには、国により広範な支援体制を構築することや、事業承継協議会における専門的な検討等では国の関与が必要不可欠である。</p> <p>(効率性) 下請代金法の運用において、下請代金検査官により年間約1,000件の立入検査を実施（平成19年度）し、約2,500件の改善指導を行っているが、特に悪質な取引については、公正取引委員会へ措置請求、公表による一罰百戒をおこなうことで、健全な事業環境が構築されていることから、効率的な運用を行っていると言える。また、併せて、下請中小企業の親事業者に対する交渉力等を高めるための販路拡大等に資する施策を講ずることにより、下請中小企業の経営基盤の強化につながることを期待されることから、効率的に施策を実施していると言える。</p> <p>さらに、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度とも、制度運営経費は国からの運営費交付金で賄っているが、共済金の給付、貸付は契約者が積み立てた掛け金とその運用収入を原資として実施することによって効率的な運用が行われている。</p> <p>国内企業数の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の約7割を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業の次世代への円滑な承継を図り事業を継続していくことは極めて重要な課題である。本取組の実施によって、全国各地の中小企業の事業承継が円滑化されることで、後継者不在による廃業に伴う雇用の喪失等が相当程度減少することが期待されることから、投資対効果は非常に大きいと考えられる。</p> <p>(有効性) 近年の下請中小企業を取り巻く環境は著しく変化（取引構造の流動化・コスト競争の激化）しており、その影響を受ける企業が多数存在していることや依然として小規模事業者は経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすいこと、中小企業は自社が健全経営であっても取引先の倒産により経営が悪化し連鎖倒産する可能性があることなどから、行政が各種施策を講ずることによって下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護すること、下請取引情報や販路開拓に関する情報提供等により、下請中小企業の取引機会の拡大と下請中小企業の経営基盤を強化すること、さらには、小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度を確実に運営することによって廃業や倒産に備えることは、中小企業の経営基盤の強化や経営安定化に寄与し、中小企業の事業活動の活性化につながるという、施策の目標の達成に有効である。</p> <p>(反映の方向性) 親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、市場原理に委ねることが困難であるため、「下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）」に基づき、親事業者に対し、下請取引の規制を遵守させる。また、下請代金法の周知、理解の増進に努め、親事業者と下請事業者との取引の適正化、健全な事業環境の構築を図る。</p> <p>共済制度を安全・確実に運営し、廃業後の生活安定の確保等を図る小規模企業共済制度について、共済金給付水準を確保する。また、金融審査を行わず無担保・無保証により貸付を行う中小企業倒産防止共済制度を円滑に実施し、取引先の倒産による連鎖倒産の防止を図る。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
	下請代金法にかかる書面調査の数	件		123,386	130,877	202,153	250,000	
	下請中小企業に係る取引機会の増加	件		35,742	37,044	39,232	40,000	下請取引あっせん件数
	小規模企業共済制度加入件数	件		92,961	91,730	95,000	119,000	
	中小企業倒産防止共済制度加入件数	件		15,004	16,982	25,000	26,000	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		経済財政改革の基本方針 2009	平成20年6月23日 閣議決定
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に対する附帯決議		平成20年4月9日 (衆議院経済産業委員会)	「中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への経営の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。」
		平成20年5月8日 (参議院経済産業委員会)	「中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うこと」

施策名	まちづくりの推進																							
施策の概要	市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場としての中心市街地を再生することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。																							
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策に関する評価結果の概要</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 近年、地域の核である中心市街地の空洞化の問題が生じていることから、全国のより多くの市町村において活性化を図るため、平成21年度までに100件の内閣総理大臣による基本計画認定がなされることを目指して、各種支援を実施しているところ。 また、内閣総理大臣による基本計画の認定を受けた地域で掲げている「経済活力の向上に係る目標値」が、80%は達成されることを目指して支援していくこととし、そのための具体的措置として、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等を実施しており、今後も推進していく必要がある。</p> <p>(必要性) 中心市街地は、地域社会の核として、人が住み、遊び、働き、交流する場を形成してきた。しかし、モータリゼーションの進展、大規模店舗の郊外立地等により中心市街地が空洞化し、機能的な都市活動の確保が困難となっている。過去に莫大なインフラ投資を行ってきた中心市街地の衰退は、地域の富・ストックの損失ともいえ、各地域による自律的な復興が不可能になってしまうほど低迷する前に、回復軌道へと回帰させることが必要である。 「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す上では、元来、都市計画、公共施設の配置など、行政が制度的、計画的に整備する諸条件が大きく作用しており、特に全国的な視点に立った効果的支援、広域的な視点からまちづくりを行うため、国による成功事例を踏まえた関与や最新情報の提供等が今後とも必要である。</p> <p>(効率性) 「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を実現するには、まちづくりのグランドデザインを描いた上で、総合的、集中的に対策を講じることが重要である。本施策では、まず、まちづくりを進める上で加味すべき諸要素を総合的に検討し改善策を描いた基本計画の策定を市町村に促し、実効性・有効性のある計画を認定し、認定された計画に対し、集中的かつ戦略的に支援を講じる仕組みとなっている。この結果、まちづくりを進める上で考慮すべき要素を総合的に取り扱うことが可能となり、中心市街地の再生が効率的に実現されるものと考え。</p> <p>(有効性) 中心市街地は、地域が自主的かつ主体的に取り組むべきであるものの、各自治体単体では、規模及び財源に制約があることから、まちづくりのノウハウ、データが蓄積しておらず、まちづくりの専門家が当該自治体に集積していない。よって、国が全国的に蓄積されたノウハウ、データ、専門家を活用しつつ、認定された基本計画に基づく事業に対して各省庁が連携する中で補助金等を通じて中心市街地に活性化のために効果的な投資を重点的に支援することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」の実現を図ることが有効である。</p> <p>(反映の方向性) 経済産業省としては、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携して、商業活性化の観点から重点的に支援することとする。平成22年度の予算要求に当たっては、大型空き店舗対策事業等、まちづくりと一体となって行われる商業活性化事業に対する支援予算を引き続き拡充していく等、中心市街地における商業の活性化を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1462 1273 1704"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (21年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地の活性化</td> <td>認定基本計画の数</td> <td>件</td> <td></td> <td>16</td> <td>77</td> <td>83 ※</td> <td>100</td> <td>認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成21年9月1日現在</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	中心市街地の活性化	認定基本計画の数	件		16	77	83 ※	100	認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				19年度	20年度	21年度																		
中心市街地の活性化	認定基本計画の数	件		16	77	83 ※	100	認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>地方再生戦略</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年12月改訂 地域活性化統合本部会合決定</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>地方都市は、地域経済の中心として、地域住民や事業者等による経済活動、社会活動、文化活動が活発に営まれる地域の牽引車の役割を果たすとともに、低炭素社会づくりの実現が強く期待されている。</p> <p>また、商業や公共サービス等多様な都市機能が集積するコンパクトシティ（集約型都市構造）へと都市構造を転換すること等を通じて、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、賑わいと活力のあるまちづくりを進めることが期待されている。地方都市における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、まちなかへの都市機能</p>																					

		<p>の集積等により、中心市街地における小売販売額の増加等の経済活動の活性化、企業立地の増加、様々な新規産業の創出、交流人口の増加等を目指す。</p>
	<p>都市と暮らしの発展プラン</p>	<p>平成20年12月改訂 地域活性化統合本 部会合決定</p> <p>都市が直面する課題を解決し、そこに暮らす「生活者」の安心を将来にわたって確保するためには、密集市街地の解消等による災害に強い都市づくり、防犯対策と連携した安全なまちづくり、コンパクトシティの実現による暮らしやすい低炭素型都市構造の構築など、都市づくりと各種施策を連携しながら政策横断的な取組として実施していくことが求められており、そのための都市対策の展開の方向を定めることが急務である。</p>

<p>施策名</p>	<p>地域経済の活性化の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域の企業・大学・研究機関等による広域的なネットワークの形成を促進し、国際競争力のある産業群を創出するとともに、地域の特性を活かした企業立地の促進や、地域の基幹産業である農林水産業と商工業の連携の促進等を通じて、地域経済の活性化における社会的課題の解決を図る。</p>
<p>評価結果の概要</p> <p>（総合的評価）</p> <p>（必要性）</p> <p>（効率性）</p> <p>（有効性）</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>○ 地域イノベーションの推進（広域的新事業創出基盤強化委託事業等の新設）</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>昨今の少子高齢化の進展や人口減少時代の到来、さらには昨年来の世界的な経済危機の影響による景気後退など、経済社会環境が大幅な変化を余儀なくされている中で、我が国経済が持続的な成長を維持し、国民一人一人がその成果を広く実感できるようになるためには、地域の自律的発展を促す基盤を整備し、地域経済の活性化を図ることが、喫緊の課題となっている。</p> <p>（必要性）</p> <p>地域経済の自律的発展を促し、地域経済の活性化を図るためには、地域における産学官など、様々な関係機関によるネットワークの構築や産業間の壁を超えた「連携」を促進させるなど、競争力のある新産業・新事業が継続して創出される環境を整備し、地域のもつポテンシャルを最大限に活用して、地域の再生を図っていく必要がある。</p> <p>政府としては、経済産業局と地域との連携を強化し、地域間の連携やその国際展開を支援するとともに、全国的見地からイノベーション支援人材の育成や事業化体制の整備を支援することにより、地域の潜在力を最大限活用した新産業・新事業創出及び地域力・国際競争力強化のための取組を強力に進めることで、地域の競争力を強化していく必要がある。</p> <p>（効率性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域が策定する成長ビジョンに応じて、経済産業局が地域資源や成長産業への柔軟かつ重点的に資源の再配分を行うことで、地域の経済産業の自律的・持続的な発展を図るものであり、地域のニーズやリソースを最大限に活用し、地域において実施することで最大限の効果が見込まれる施策をパッケージ化して支援することで、効率的な地域イノベーションを創出する。 農商工連携の促進においては、農林水産業者と商工業者等との「連携」を強化することで、農林水産業の成長を促進させるとともに、商工業者も農林水産業者が持つ経営資源を有効に活用することで、互いに相乗効果を発揮させることが可能となり、効率的かつ効果的なシナジー効果が期待される。また、これまで経済産業省と農林水産省がそれぞれ個別に行ってきた支援を、両省で密接に連携して行うことで農商工連携が促進され、地域経済の活性化につながる。 企業立地促進事業は、自治体が地域の強み・特色を活かし、企業ニーズを的確に捉えた総合的な企業立地計画の策定支援や、ワンストップサービスを提供する企業立地支援窓口の設置を行う等、迅速で効率的な企業立地を促進させる効果を有する。また広域にわたる複数の自治体が連携して産業集積の形成及び活性化に関する基本計画を策定することで、各地域の有する強み・特性の強化、資源の効率的な配分、各地域間の最適な役割分担が可能となることから、自治体が個別に企業誘致活動、事業環境整備や産業集積活性化のための取組を行うよりも、企業のニーズを捉えた効果的な事業展開を図ることが可能となる。 ソーシャルビジネス（SB）の支援においては、中間支援機関を各地域に育成し、ネットワーク化を図るとともに、SBのビジネスモデルを類似の課題を抱える地域へ導入することで、新たなSBの自立が短期間で可能となり、ビジネスとして成功する確率も飛躍的に向上することが期待される。また地域貢献・社会貢献度の高いSBの創出基盤が整備されることで、将来にわたって地域に新たな所得や雇用が生み出される等の効果が見込まれ、投下資金以上の経済効果が期待できる。 <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業局において、地域がそれぞれ有する強みや潜在力等を調査・検討し、それら地域リソースを最大限に活用するための成長ビジョンを策定・実証し、さらに実証による効果を本省にフィードバックして次年度の施策に反映することで、より有効な地域振興施策の拡充・発展を図る。よって、これら地域に即応した施策を展開し、さらに効果を検証しながら施策の精度を高めること、及び既に有効性が期待されている施策を地域が柔軟かつ重点的に取り組むことにより、地域の競争力強化を図ることは有効であるといえる。 農林水産業のポテンシャルを引き出すためには、我が国の商工業等が有する世界最先端の技術力や経営ノウハウを活用していくことが有効であり、他方、中小企業の観点からも、農林水産業が持つ経営資源を地域の強みとして有効に活用していくことで、ビジネスチャンスの拡大や新商品・新事業の創出につながる確率が高まることが期待される。また、農林水産業と商工業等との連携により、農林水産業者と中小企業者の双方の経営が強化されれば、地域経済に雇用と所得がもたらされ、地域経済の活性化に資する。 地域の垣根を越えて魅力ある事業環境の整備を行おうとする自治体に対して、各省庁が連携して支援を講じることで、国内への企業立地の促進が期待される。平成19年6月の企業立地促進法の制定以来、平成21年8月時点で全国で160の「基本計画」が同意され、着実に取組が進んでいる。しかし、昨年来の景気後退局面の中で、企業立地の件数は伸び悩んでおり、地域経済活性化のための取組を進めるには、これまでの企業立地を中心とした支援のみならず、既存の産業集積も視野に入れた産業集積活性化のためのより直接的な支援が求められている。地域における産業集積の活性化を図るためには、地域に於ける産官学のネットワークを通じた新たな知識等の融合、地域資源の相互活用等の取組を通じて、集積のメリットを最大限引き出すことが有効である。 <p>（反映の方向性）</p> <p>○ 地域イノベーションの推進（広域的新事業創出基盤強化委託事業等の新設）</p>

評価結果の概要

- ・ 地域での取組に効率的な効果が期待される施策のパッケージ化を図り、地域の特性に応じた弾力的な執行が可能な施策とする。
 - ・ イノベーションや事業化を促進する基盤の整備、人材の育成・確保やノウハウ・情報の共有を図る事業等の拡充を図る。
 - ・ 新事業創出を図るため、地域の産学官のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施する。
- 戦略的な産業集積の形成・活性化の促進（地域産業集積活性化等補助事業等の新設）
- ・ これまで取り組んでいた企業立地のための地域の産業ニーズを踏まえた人材育成事業等に加え、産業集積活性化のための取組を強化し、総合的な地域における産業集積の形成及び活性化支援策を展開する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
新産業・新事業の創出を図る	産業クラスター計画参画企業数	社		10,700	10,700	10,200		外部有識者による構成された産業クラスター研究会(平成17年5月)において、産業クラスター計画の中長期的な施策目標に位置づけられた。
	産業クラスター計画連携大学数	校		290	290	290		
	産業クラスターにおける新事業開始件数	件		9707	9707	集計中	4万件 H18-22年度累計	
国内立地環境の整備を図る	企業立地計画の承認件数	件		—	54	54	7,900件 H19-23年度累計	地方自治体の基本計画において位置づけられた承認件数の合計額

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月
	新経済成長戦略改訂版	平成 20 年 9 月	・ 農商工連携等による農林水産業の競争力の強化（植物工場の普及・拡大や畜産新技術の開発・普及） ・ ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスの活動強化

施策名	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保																																					
施策の概要	近年、原油をはじめとする資源価格の乱高下など、石油等を巡る国際情勢が目まぐるしく変化する中、我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図ることにより、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する。																																					
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 資源国の資源ナショナリズムが台頭し、資源消費国間の資源を巡る競争が激しさを増してきている。こうした中、資源の乏しい我が国は従来にも増して戦略的に政策を展開していく必要がある。具体的には、我が国に資源を輸入してくるまでの上流段階から、国内の精製・流通を通じて消費者である国民にエネルギーが供給されるまでの各段階において多層的に施策を講ずる必要がある。また、輸入が途絶するような緊急時の対応も必要である。</p> <p>以上の認識の下、「上流資源開発部門の強化」、「石油精製部門の強化」、「石油流通部門の強化」、「緊急時の対応力向上」の4つを政策の柱として、各事業が展開されている。</p> <p>(必要性) エネルギー政策基本法（平成14年法律第154号）にあるとおり、政府は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」の方針に従い、民間部門との補完的な機能分担に留意しつつ、戦略的に施策を講じ、エネルギー・セキュリティの向上を図り、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する必要がある。</p> <p>(効率性) エネルギー資源の確保は、短期間で成果が表れるものではなく、また、資源外交に代表されるように、個別の事業と成果の相関関係を示すことが困難であることから、施策の効率性について評価することは困難であるものの、例えば、資源国に対する開発について、原則、民間主導を明確にし、国が直接探鉱・開発を行うよりも低コストで我が国にエネルギー資源の確保を行うことを可能にする等の効率化を行うとともに、調査事業の統合による効率化を行うなど、個々の事業に係る経費について不断の見直しを行う。</p> <p>(有効性) エネルギー資源の開発、エネルギー資源に関する研究開発事業などが成果を生み出すには長期間を必要とする（例として、石油開発については、鉱区における石油賦存量の調査から石油の生産まで10年以上の期間が必要）ことから、本施策の個々の事業について、定量的に効果を測定することは困難である。一方で、施策全体の効果としては、自主開発原油比率など、一定の評価指標が存在することから、こうした指標をもとに有効性を測る。</p> <p>(反映の方向性) 平成22年度は、これまでの施策の方針を受け継ぎつつ、近年の資源価格の乱高下に対応しつつエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、長期的な観点からは、資源国との相互依存的な協力関係の構築を行い、短期的な観点からは、原油価格の乱高下による影響が大きい石油販売業者に対する支援の強化及び石油製品の価格監視を行うこととし、「施策目標の実現に向けた取組の全体像」で掲げた4つの柱のそれぞれについて、施策の重点化を図ることとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上流資源 開発部門 の強化</td> <td>自主開発原油比率</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>集計中</td> <td>約40% 2030年</td> <td>本邦企業の石油の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>権益比率相当分の石炭 の輸入割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>現状程度 の維持</td> <td>本邦企業の石炭の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時の 対応力向上</td> <td>石油備蓄 水準</td> <td>日</td> <td>-</td> <td>175</td> <td>177</td> <td>184</td> <td>-</td> <td>石油の供給に支障が生 じた際にも安定的な供給 が出来る水準を維持す</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	上流資源 開発部門 の強化	自主開発原油比率	%	-	18.9	18.9	集計中	約40% 2030年	本邦企業の石油の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。	権益比率相当分の石炭 の輸入割合	%	-	46	44	42	現状程度 の維持	本邦企業の石炭の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。	緊急時の 対応力向上	石油備蓄 水準	日	-	175	177	184	-
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																										
		18年度	19年度	20年度																																		
上流資源 開発部門 の強化	自主開発原油比率	%	-	18.9	18.9	集計中	約40% 2030年	本邦企業の石油の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。																														
	権益比率相当分の石炭 の輸入割合	%	-	46	44	42	現状程度 の維持	本邦企業の石炭の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。																														
緊急時の 対応力向上	石油備蓄 水準	日	-	175	177	184	-	石油の供給に支障が生 じた際にも安定的な供給 が出来る水準を維持す																														

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	資源確保指針（閣議了解）	平成 20 年 3 月	<p>4. 重要な資源獲得案件に対する支援に係る基本方針</p> <p>(2) 資源産出国の情勢に応じた柔軟な対応</p> <p>資源産出国と我が国との間の真に互恵的な関係を構築していくためには、資源産出国の情勢は国によって様々であることを踏まえ、次のように相手国の実情に応じた対応をすることが必要不可欠である。</p> <p>① 潜在的資源産出国に対する対応</p> <p>まず、国内に存する資源が必ずしも十分に開発されていない潜在的な資源産出国との関係においては、(i)探鉱や開発調査、(ii)資源産出国との間の資源開発に係る協力事業、(iii)資源開発プロジェクト等への出融資・債務保証・貿易保険等を積極的に活用しながら、こうした国々において資源開発事業を行おうとする民間企業を後押しする必要がある。</p> <p>② 具体的資源開発プロジェクトが進行している資源産出国に対する対応</p> <p>次に、ある程度資源開発が進んでおり、本邦企業により開発プロジェクトが始められている資源産出国との関係においては、過去に締結した契約の着実な履行の確保等を通じて、既に着手されているプロジェクトの円滑な進行を実現する必要がある。そのためには、当該プロジェクトを融資・貿易保険等により支援している関係機関とも連携しつつ、相手となる資源産出国との良好な関係を維持・発展させていく必要がある。</p> <p>③ 自立的・安定的な経済発展を目指す資源産出国に対する対応</p> <p>さらに、国内に存する様々な資源の開発を一つの契機として、自立的・安定的な経済発展を目指そうとしている国との関係においては、資源エネルギー・環境分野を始め、幅広い分野での技術協力や資金協力を含めた経済協力に加え、教育協力や文化交流等まで含めた多層的な協力関係の構築を目指す必要がある。</p>
	総合資源エネルギー調査会石油分科会 次世代燃料・石油政策に関する小委員会報告書	平成 20 年 2 月	<p>第 2 章 石油・天然ガスの我が国に対する安定供給確保</p> <p>1. 資源外交の一層の強化</p> <p>我が国も首脳・閣僚レベルの交流から、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等の政府関係機関による交流や産業界同士の交流まで含めて、産油国との間で、幅広く、かつ重層的な交流を強化し、新たな上流権益の獲得のみならず、既に保持している上流権益の維持や、確実かつ安定的な原油の輸入確保まで含めた総合的な「資源確保」を進めていく必要がある。</p> <p>4. 日本の石油資源獲得に関する「技術力（技術開発力）」を活用した資源確保</p> <p>世界における油田・ガス田開発が進み、現在残されている油田・ガス田は何らかの開発の難しさを抱えているところが多数であり、探鉱・開発を進めて行くに当たっては、様々な技術的課題を解決していかなければならない。</p> <p>第 3 章 安定供給確保を担う我が国石油産業の供給基盤強化</p> <p>I 石油精製業の在り方について</p> <p>3. 石油精製業の課題と取組</p> <p>(c) 重質分解能力の向上</p> <p>重質分解能力（重質油や超重質油から効率的</p>

にガソリン等の高付加価値の石油製品を精製する技術)の向上は、重質化傾向にある中東産の原油や、オイルサンド等の超重質の非在来型原油から効率良く必要な留分を取り出すことを可能にする。これにより我が国の製油所が処理可能な原油の幅は一層拡がり、エネルギーセキュリティの向上にも資することになる。

(d) 連携・統廃合

精製・販売部門のマージンが海外と比べ相当低い状態にあることは我が国の石油精製業が抱える問題である。今後の大幅な需要の減少も見据えれば、抜本的な対応が必要である。

II 石油販売業の在り方について

2. 環境対策投資の必要性

給油所の地下タンクからの石油製品の漏洩は、周辺の土壌汚染を発生させる危険があるだけでなく、周辺地域の環境へも悪影響を及ぼしかねないものであり、十分な対策を講じることが必要となっている。

3. 石油販売業の課題と方向性②(公正・透明な競争環境の整備)

④ 公正な取引の確保

公正な取引を確保するため、独占禁止法に違反する疑いのある行為に対しては、引き続き、厳正なチェックが必要である。また、経済産業省においても、このチェック機能への協力を強化する観点から、卸価格調査を実施し、その結果を公正取引委員会に提供するなど連携を進めているところであり、引き続きこうした取組を推進することが重要であると考えられる。

第4章 緊急時におけるエネルギー安全保障確保を担う我が国石油備蓄の在り方

1. 石油備蓄の意義

原油のほぼ全量の中東などの産油国からの輸入に依存している我が国では、石油輸入量の大幅な減少により国内供給量が不足または不足するおそれがあるような事態が生じた場合、国民生活に深刻な打撃を与えることになる。このため、常時一定量の石油を国内に確保し、供給不足の事態に備えておくことは、エネルギーセキュリティを確保する観点から極めて重要である。

施策名	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
施策の概要	エネルギー利用効率の向上、石油代替エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。
施策に関する評価結果の概要	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 事業の目標や必要性を精査し、数値目標の設定等を行うとともに、事業の内容を評価し、予算要求額の増額・減額等を行った。</p> <p>(必要性) エネルギーは国民生活の基本であり、常に安定的な供給を第一に考える必要がある。エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国にとって、多様化・多層化を続けるエネルギー供給上のリスクに対応していくための最も確実な対策は、エネルギーの高度利用等エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化、エネルギー供給余力の保持などにより、世界最先端のエネルギー需給構造を確立することである。</p> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭の高度利用 石炭の高度利用を支援することは、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの強化を同時に達成出来る点で、費用対効果の高い対策である。支援に当たっては、関連業界のニーズ、対象地域の実情を把握し、石炭の高度利用に資する技術開発、実証普及、人材育成等を一体的に進めることで効率的に効果を得ることが期待できる。 天然ガス等の高度利用 天然ガスの高度利用拡大を図ることは、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの強化を同時に達成出来る点で、費用対効果の高い対策である。また、他の化石燃料等から天然ガスへの燃料転換の一部費用を補助することにより、産業部門のCO₂削減効果を高めるとともに、新規需要の拡大を通じた天然ガス市場の拡大、導管網の効率性の向上による供給コストの低減、セキュリティ対応体制の整備等複合的・副次的な効果が見込まれるため、効率的に効果を得ることが期待出来る。 新エネルギーの利用拡大 新エネルギーは、エネルギーセキュリティや温暖化対策等に一定の効果を有するものの、その導入に当たっては経済性や出力の不安定性などの課題が存在する。また、エネルギー源毎に異なる特性に着目しつつ、技術開発、実証実験と言った離陸支援、モデル事業、設備導入補助等を通じて、初期需要創出、公共機関による関連設備の率先導入、市場拡大支援など、普及ステージに応じた「需要」と「供給」の拡大策を推進していくことで効率性を確保する。例えば、太陽光やバイオマス、燃料電池などについては「クールアース50」の実現に向けた革新的技術開発を進めるとともに、基礎的技術については早期市場投入を図るべく標準化を行うことにより、市場へのフィードバックを行うことや、新エネルギーの導入は地域性を考慮する必要があり、地方自治体による地域の強みを認識した地産地消型の新エネルギー利用などの取り組みに対して集中的に支援を行うことでは、当該地域における効果的な普及啓発が期待され、効率的に効果を得られることが出来る。 運輸部門における石油依存度の低減 運輸分野における石油依存度の低減に向けた取り組みを推進するに当たっては、車両側における開発・普及、燃料側における新燃料に係る技術開発や燃料供給インフラの整備・実証等の双方における集中投資が必要である。加えて、サイエンスの基本に立ち返った産学の集中的な取組及び民間との明確な分担の下に行う導入・普及・実証事業を進めていくことにより、効率的な効果を得ることが期待できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭の高度利用 埋蔵量が多く安価で安定的な供給が期待出来る石炭の高度利用を進め、石炭利用の促進を図ることは、我が国のエネルギーセキュリティ上も重要な役割を果たすと同時に、CO₂の排出量を大幅に削減できる点で地球環境問題の解決に貢献する等、社会的効果も大きい。施策目標の達成に大きく寄与するものである。このような石炭の利用促進の上でもっとも重要な点は技術開発であり、そのような観点から、例えば「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」、「環境エネルギー技術革新計画」に係る革新的技術開発の第一フェーズ（今後10年間）の中で、酸素吹きIGCCやCO₂貯留に関する大型実証試験を行い、2020年以降の実用化を目指す。 また、中国等アジアにおける石炭火力発電所の設備診断・改修等による効率向上を通じ、グローバルなCO₂削減に貢献する。 天然ガス等の高度利用 天然ガスの高度利用に係る事業により、環境調和的な天然ガスの利用技術やガスパイプライン等の施設・設備の導入が図られている。天然ガスの高度利用を進め、天然ガスの利用促進を図ることは、天然ガスがアジア太平洋地域において相当の埋蔵量が確認されており、エネルギーの中東依存度を低減できる点で、我が国のエネルギーセキュリティ上重要な役割を果たす。また、天然ガスは化石燃料の中で最もCO₂排出量が少ない等環境負荷が小さいという特性を有するため、その利用促進を図ることは地球環境問題の解決にも貢献している。燃料転換補助事業では18年度までに246万トンのCO₂削減を果たしている。このため、CO₂削減効果の高い天然ガスの利用を促進することは、社会的効果も大きく、施策目標の達成に大きく寄与するものである。面的

事業については、業際間連携が必要となることから民間企業主導では実例がほとんどなく、国がモデル事業を通じて省CO₂・省エネ等に資する優れた方式であることを広報・普及していくことは民間の取組を促進していく上で極めて効果的である。

(反映の方向性)

事業の目標、必要性を検討することにより、事業内容を評価し、予算要求額の増額・減額等の調整を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				平成17年度	平成18年度	平成19年度		
新エネルギーの 導入量を2010 年に1910万klと する	新エネルギー導 入	万kl	1054 (2003)	1160	1262	1280	1560~1 910 (2010)	京都議定書目標達成計 画に記載されており、京 都議定書の目標である 90年比▲6%を達成する ことにより、我が国の エネルギーの安定供給 等のために必要な目 標
一次エネルギー 供給量に占める 石油依存度を2 030年に40% 未満とする	一次エネルギー 供給量に占める 石油依存度	%	48.5 (2003)	46.5	44.1	43.9	40%未 満 (2030)	新・国家エネルギー戦略 に記載されており、我が 国エネルギーの安定供 給等のために必要な目 標
運輸部門にお ける石油依存度 を2030年度に 80%程度とする	運輸部門にお ける石油依存度	%	ほぼ 100 (2003)	ほぼ 100	ほぼ 100	ほぼ 100	80%程 度 (2030)	新・国家エネルギー戦略 に記載されており、我が 国エネルギーの安定供 給等のために必要な目 標

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策（主なも の）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		低炭素社会づくり行動計 画（閣議決定）	平成20年7月29日

<p>施策名</p>	<p>省エネルギーの推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民及び事業者が省エネルギーに向けた取組を継続的かつ最大限実施するよう促すこと（国内省エネルギー対策）により、我が国全体のエネルギー消費効率の更なる改善を図るとともに、エネルギー消費量の増大が著しいアジア地域を始めとした国際社会における地球的規模のエネルギー・環境問題の解決のための課題に取り組むこと（国際省エネルギー協力）により、グローバルな省エネ推進を図り、もって我が国のエネルギーの安全保障の強化及び地球温暖化防止を図るとともに、我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とする。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 国内省エネ対策については、これまで「エネルギー使用合理化技術戦略的開発事業」等の技術開発や「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」等の予算・税制措置等による導入補助を行ってきたところである。その結果、一定の成果を出してきたところではあるが、産業部門の最終エネルギー消費量はほぼ横ばいで推移しているものの、民生部門は著しく増加し、運輸部門においても高水準で推移している。そのため今後目標に向けて更なる省エネを促すためには、全部門においてエネルギー利用効率の向上に資する技術開発とその成果の受入を促していくことが不可欠であり、省エネを進める技術革新とそれを受け入れる社会システム側の変革との好循環を確立するべく、以下の考え方により施策を展開する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を展望した省エネ技術戦略の策定とそれに基づく技術開発支援 ・ 技術開発の成果をいち早く普及させるための仕組みづくり（省エネ成果を可視化させるベンチマークの開発と、それを活かした普及策等による初期需要創出） ・ 省エネの取組を強制する規制 ・ 省エネ性能が高くモデル的な設備や機器への重点的支援等波及効果を見込んだ補助金の活用 ・ 広範な対象に公平にインセンティブを与える税制 <p>国際省エネ協力については、今後も中国・インド等アジア諸国を中心に途上国においてはエネルギー需要が増大することが見込まれており、これらの国々における省エネの推進にあたっては、自律的に省エネが進む環境を整備することがまずは重要であり、そのためには、省エネ促進のための制度構築及びその着実な執行、省エネ技術等の普及が必要。このため、以下の三つの側面から対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成支援 省エネ法・省エネ基準等の制度整備と執行の強化を実施し、自律的に省エネが進む環境を整備することがまずは重要。具体的には、政策立案者や制度運用、執行者など政府関係者等の受け入れ研修やアジア諸国への専門家派遣など人材育成支援などを行う。 ・ 省エネ技術の実証事業 我が国で普及している省エネ技術が導入されていない途上国において、当該技術の有効性を示すことはその後の普及のために重要であり、日本の省エネ技術の導入を見据えた省エネ診断や、実際に日本の省エネ技術を海外に導入し、実証する事業を行う。また、実証後は普及のためのセミナー開催などを行う。 ・ ビジネススペースの取組促進 ビジネススペースでの取組を活性化するため、中国等と官民合同のフォーラムの開催、省エネ技術による海外展開に関心を持つ国内企業からなるビジネス推進協議会の活動支援等を行う。 <p>（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内省エネルギー対策 我が国は、石油ショック以後、約30年間で約37%のエネルギー利用効率の改善を達成した。更なる省エネルギーを進める上では、各分野において、関連の経済主体が固有の課題に直面していることに留意し、その克服のために必要な対策を検討するべきである。 産業部門においては、これまで規制や助成などによる個別対策が相当の効果を上げてきたため、今後は分野横断的な取組も含め、省エネルギー機器等の導入支援等と並行し革新的技術開発が必要である。また、エネルギーコスト軽減効果が十分なインセンティブとしては機能しにくい民生・運輸分野や、社会インフラの整備や多様な主体との協働を要する、交通、都市構造など社会経済システムに係わる分野においては、省エネルギーを進める手法の工夫が必要である。 こうした中、省エネ設備や機器の導入を促進するためには、以下の観点から、国の関与が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「エネルギーコスト削減の利益」というインセンティブだけでは限界があるために、各主体固有の課題を踏まえつつ、省エネ機器・設備の導入を国が支援する必要。 ・ 技術開発は不確実性の大きな領域であるために、国が積極的に支援する必要。 ・ 国民の省エネルギーに対する意識喚起や、情報入手の機会を高めるために、国が効果的な広報活動等を引き続き実施する必要。 ・ 更なる省エネルギーに資する社会インフラを整備するために、国が関与する必要。 ・ 個々の主体が省エネルギーに取り組むよりも、多様な主体が協働して省エネルギーに取り組む方がより大きな効果が期待できる場合があるが、エネルギーコストの管理は、通常、個々の主体ごとでしか行われないものであり、協働による潜在的な省エネルギーの効果、メリットを顕在化させ、それを具現化させるべく主体間の調整を円滑に行うために、国が関与する必要。 ○ 国際省エネルギー協力 アジア地域の急速な経済発展を踏まえ、中国・インド等を中心にエネルギー需要の急増が見込まれており、特に中国・インドの両地域は2030年には現在の2倍のエネルギー消費量に増大する

見込み。これらは、現在の原油価格高騰の一因。我が国のエネルギー安全保障の強化、地球温暖化問題の対応、アジア地域の安定的な経済成長の実現等を図る観点から、アジア地域を中心とした各国の省エネルギー対策を推進するため、我が国としても積極的に協力していくことが必要。特に我が国は、世界最高水準の省エネを実現しており、アジア各国政府からの期待が大きいため、通商政策、外交政策上も重要なアプローチである。また、省エネ技術を有しているのは民間企業であり、途上国等での本格的な省エネ技術等の普及のためにはビジネススペースの取組が重要。政府間の省エネ協力を推進するだけでなく、省エネに関するビジネススペースの海外展開の取組を官民一体となり、国が政策的に推進する必要がある。

(効率性)

(国内省エネ対策)

主な導入支援補助金の平成20年度実績の費用対効果を計算すると、それぞれ以下のとおりである。このとき、費用対効果は、年間の省エネ量（補助対象の高効率機器と従来機器の年間エネルギー消費量の差／原油換算ベース）を、補助単価で除して得た数値である。各補助金で対象としている機器は様々であり実現される省エネ量も多様であるが、試算結果はいずれも平均値（100未満四捨五入）であることに留意する必要がある。なお、各部門によって費用対効果は様々であるが、省エネを推進する施策の効果については、費用対効果の観点のほか、エネルギー消費形態や主体が置かれている環境の異なる各部門の特徴を考慮して、評価する必要がある。

○ エネルギー使用合理化事業者支援補助金

補助対象機器は、産業部門、民生業務部門及び運輸部門の各部門で使用される機器に区分される。それぞれの費用対効果は以下のとおりである。

一般に、大型の省エネルギー設備の投資回収期間は他の生産設備等に比して長く、事業者の投資判断において優先度が低くなる傾向が強い。本補助金は、投資回収期間を短縮し、事業者に大型の省エネルギー設備への投資を促す効果を発揮する。

①産業部門：約1600 k 1／億円

②民生業務部門：約800 k 1／億円

③運輸部門：約2500 k 1／億円

○ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金

補助対象機器は様々であることから、以下の機器に分けて費用対効果を計算し、評価することが妥当である。

一般に、民生業務部門や家庭部門の光熱費は産業部門に比べ相当程度安価であり、一事業者、一世帯当たりの省エネルギーによるコスト削減のメリットが小さい。他方、事業者数、世帯数は多いことから、国全体で見た場合のエネルギー消費量全体の規模は無視できない。本補助金は、これらの事業者等にとって省エネ対策を検討する好機といえる建物の建築・増改築時を捉え、支援するものである。

①省エネ建築物（民生業務部門）を構成する複数の機器等の組合せ：約600 k 1／億円

②高効率空調機（民生業務部門）：約500 k 1／億円

③省エネ住宅（民生家庭部門）を構成する複数の機器等の組合せ：約100 k 1／億円

④高効率給湯器（民生家庭部門）：約300 k 1／億円

上記①及び③については、複数の省エネ機器等の組合せの導入を補助することにより、省エネ住宅や省エネ建築物をモデル的に導入し、実証することを目的としている。したがって、個々の補助対象事業者等で得られた省エネ効果のほかに、モデルの普及等で期待される波及的な省エネ効果が見込まれる（ここでは推計していない）。

上記②及び④については、民生部門の省エネルギー対策の推進に特に貢献すると考えられる特定の機器の導入を補助している。一般に、省エネ機器は、市場規模が小さい段階では価格が高い。本補助により一定規模の需要が生み出されることで、製造事業者が量産を開始し、価格の低減が図られ、性能の改善が図られるものと期待できる。この結果、補助事業で導入された省エネ機器の省エネ効果のほかに、価格低減等による波及的な機器導入とそれに伴う省エネ効果が見込まれる（ここでは推計していない）。

(国際省エネ協力)

制度整備等への支援を効率的に実施する観点から、特に、相手国の省エネルギー対策の現状やエネルギー需要構造等を踏まえ、相手国のニーズを明らかにした上で、必要な政策決定に対して、特に重要な機関やポジションの人材に対して、協力を実施。具体的には、各国エネルギー担当省庁の管理職級の職員や政府系政策研究機関の主任研究員等を重点的に実施。

また、省エネ技術の実証事業についても、他国の制度状況や、当該技術の他国における導入ポテンシャル、他国状況における省エネ効果などを総合的に調査した上で、モデル事業を実施しており、効果の高い案件を実施しており効率的である。

(有効性)

(国内省エネ対策)

省エネ効果の高い設備・機器等に係る補助事業により、各部門における省エネルギー対策が着実に進展している。これらの補助対象設備・機器の導入による各部門における省エネルギー対策の進展は、補助事業による直接効果は限定的であるが、省エネに関する情報提供、環境整備等とも相まって、民間による省エネ設備投資の誘発効果、地域住民や民間企業等、社会の関心や省エネ意識の高揚が見られるなど、社会全体への波及効果は大きく、施策目標の達成に寄与するものである。

(国際省エネ協力)

途上国においては、依然として、省エネ意識が不十分であるため、まずは、省エネ法等の規制や

支援措置など制度を整備し、自律的に省エネが進む環境を作り上げることがまず重要である。その上で、これをベースとして、各種の省エネ技術やエネルギー管理手法を裾野の広い層に浸透させ、各国のエネルギー効率の向上に結実していくものと考えられる。

制度構築支援については、例えば、中国の省エネ法改正作業に先立ち、中国政府の調査ミッション（全人代と主要官庁の合同調査団）の研修を受け入れたが、省エネのインセンティブの付与の仕方や執行体制等に関し参考になったとの意見が示されており、中国の2007年の省エネ法改正にその成果が活かされた。また、インドの要望に応え、自動車の燃費基準のトップランナー制度に関する研修事業を行ったが、2008年8月現在、インドにおいてはこの研修をきっかけとして自動車の燃費基準のトップランナー制度の本格的導入を検討しているところ。

また、省エネ技術の実証事業については平成20年度末までに44件の実証モデル事業を実施済みであり、そのモデル事業に係る省エネ機器・設備がその後各国において展開された案件数も224件に上っており、一定の効果、成果は見られている。

（反映の方向性）

《予算》

（国内省エネ対策）

- ・ エネルギー使用合理化事業者支援事業や省エネルギー対策導入促進事業の拡充
- ・ 省エネルギー設備等導入促進情報提供事業を引き続き実施
- ・ 省エネルギー技術戦略開発・実証事業により省エネ技術開発を一層促進および製造技術の省エネ等、多分野の省エネルギー技術開発を実施

（国際省エネ協力）

- ・ 国際エネルギー使用合理化等協力基礎事業、省エネ技術の実証事業（国際エネルギー消費効率化等モデル事業等）の拡充およびビジネススペースで技術普及に繋げるための支援を強化

《税制》

（国内省エネ対策）

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制については、利用を促すための情報提供や適切な執行を確保
- ・ 既存の住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除や特定増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の継続・延長を要望

《法令・ガイドライン》

（国内省エネ対策）

- ・ 省エネ性能を、建物と、そこに組み込む省エネ機器とを総合的に捉えて計測する手法を確立し、その手法に基づく基準を整備
- ・ 上記基準を満たす住宅・ビルの省エネ性能を可視化する表示制度を整備
- ・ 事業者単位規制及びフランチャイズチェーン規制、セクター別ベンチマーク、共同省エネルギー事業に関する規定を整備

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

○国内省エネルギー対策

指標	実績値				目標値(目標年度)	
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度		
エネルギー消費効率改善率 (H15年度比)	3%	6%	9%	調査中	30%(H22年度)	
最終エネルギー消費量 (原油換算百万kl)	産業部門	179	181	187	調査中	172-173(H22年度)
	民生業務部門	77	76	73	調査中	76(H22年度)
	民生家庭部門	56	54	55	調査中	51-52(H22年度)
	運輸部門	98	97	95	調査中	93-94(H22年度)

(備考)

※エネルギー消費効率改善率は、各年度における最終エネルギー消費量をその年度の実質国内総生産(2000年基準)で除して得た数値の改善率をいう。

※最終エネルギー消費量は、燃料種毎にCO2排出量への換算値が異なるなどの理由からCO2排出と異なる動きを示す場合があることについても留意が必要。

※なお、それぞれの部門で、省エネに貢献する省エネ機器等が普及しなかった場合におけるエネルギー消費量と、平成22年度の最終エネルギー消費量の目標量(省エネに関する施策を実施した場合における同時期のエネルギー消費量)の差分で計算される推定値から計算される平成22年度の省エネ目標量は産業23-22百万kl、民生27-26百万kl、運輸22-21百万kl、合計72-69百万klとなる。

※平成20年3月総合資源エネルギー調査会需給部会において、長期エネルギー需給見通しを改定し、2010年度におけるエネルギー消費量の見通しを改定した(統計手法を含む)ため本指標もこれに合わせて変更を行った。

○国際省エネルギー協力

指標	実績値					
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
①省エネルギー研修受入人数	0	55	222	230	347	419
②省エネルギー関連専門家派遣人数	20	62	70	61	71	102

《投入コスト》

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
総予算執行額(億円)	568	687	530	504 (予算額)	566 (見込額)

※総予算執行額は、施策の各年度における事業構成(前年度の事前評価書)に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。

※平成18年度の執行額は、34施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。

※総予算執行額には、独立行政法人運営費交付金事業及び再掲事業、共通管理経費、事務費を含まない。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	「低炭素社会づくり行動計画」	平成20年 7月 （閣議決定）	<p>II. 革新的技術開発と既存先進技術の普及</p> <p>(5) 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速</p> <p>トップランナー基準を達成したテレビ（2004年度から2008年度で15.3%効率改善）、エアコン（2004年度から2010年度で22.4%効率改善）、冷蔵庫（2004年度から2010年度で21.0%効率改善）等の省エネルギー機器の普及を図るほか、高効率給湯器については、2010年度までにCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器446～520万台、潜熱回収型給湯器291～326万台の加速的普及を図る。具体的には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年法律第49号）」に基づくトップランナー基準の見直し及び強化を実施していくこととし、2008年度に目標年度を迎えるテレビについて、早期に基準を強化するため2008年度内に新基準の検討を行うなど、目標年度を迎えた機器の基準強化を着実に実施するほか、業務用冷蔵庫、ルーター、複合機等、更なる機器の追加を検討する。さらに、大型液晶やプラズマディスプレイ、半導体、低温室効果冷媒を用いた革新的な省エネエアコン等の研究開発を行うとともに、高効率給湯器、省エネ自然冷媒冷凍装置等の導入支援を行う。</p> <p>また、省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者評価制度、「チーム・マイナス6%」の取組、省エネ家電普及促進フォーラムの活動を通じて、製造事業者、流通事業者、消費者団体によるそれぞれの立場での消費者への情報提供、統一省エネラベルの基準強化や対象拡大を図る。また、省エネ家電の使用による二酸化炭素削減効果を明らかにし、当該製品の生産者、消費者、販売者などがインセンティブを実感できる仕組みの構築の検討を2008年度中に行う。</p> <p>(6) 省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及</p> <p>省エネ住宅・ビルについては、新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す。そのため、省エネルギー措置の届出義務化の範囲の拡大、大規模な住宅・建築物への命令の導入、住宅供給事業者に対する建売住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入等を内容とする改正省エネルギー法（平成20年法律第47号）を的確に執行する。その際、給湯器等の設備を含めた基準づくりや、消費者にとって分かりやすい省エネルギー性能の評価・表示方法を検討する。また、税制・予算措置の活用による省エネ住宅・ビルの新築、改修の支援等を行う。</p>
	経済危機対策	平成21年 4月 「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議	<p>第2章具体的施策</p> <p>II. 成長戦略—未来への投資</p> <p>1. 低炭素革命</p> <p>◇ 太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により「資源大国」を目指す。</p> <p>(2) 低燃費車・省エネ製品等 (略)</p> <p>また、省エネ機器の普及促進等を実施する。</p> <p><具体的施策></p> <p>○ 建築物のゼロエミッション化加速（2030年までに新築公共建築物での実現を目指した開発等）</p>

施策名	原子力の推進・電力基盤の高度化
施策の概要	<p>「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進する。具体的には、以下の目標の実現を目指していく。</p> <p>【目標・指標】</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進（2030年以降における発電電力量に占める原子力発電比率30～40%程度以上）、及び低炭素イニシアティブの実現（2020年に原子力、新エネルギー、水力などのゼロエミッション電源の割合を50%以上）</p> <p>② 原子力・電力分野における技術開発等（原子力利用の高度化・安定化、供給途絶等による停電の防止）</p> <p>③ 電気事業制度改革等による市場環境の整備（「安定供給」、「環境適合」、「競争・効率的」の同時達成）</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を電源のポートフォリオの中における基幹電源として推進するとともに、原子力発電所の安定的な運転を確実なものとする核燃料サイクルの早期確立など、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するという政策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として所要の研究開発事業及び広報事業等を実施中。施策目標の達成状況は順調であるが、今後も着実に推進していくことが必要。</p> <p>（必要性）</p> <p>電気は国民生活・産業活動の基盤的なインフラであり、豊かな国民生活を実現するために欠かせないものである。このため、国は安定供給の確保と環境への適合等を図るため、以下の施策を行うことが必要。</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電は我が国エネルギー安全保障と地球温暖化問題への対応の観点から、今後とも基幹電源と位置づけ、国として安定的な運転のために核燃料サイクルを含め全面的に推進することが必要。また、原子力分野は、技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、多額の費用を要する他、世界的な核不拡散体制等の国際的動向も踏まえた政策対応を図ることが必要。加えて、原子力発電の必要性及び安全性に関する国民の理解が十分ではないため、民間のみで取組を求めることは困難であり、国が適切に技術開発の推進や事業環境の整備を図ることが必要。 発電用施設等の設置及び運転の円滑化は事業者が行うべきであるが、電力需給の逼迫が国民生活及び経済活動に重大な支障を及ぼすこと、電源立地を推進するために必要な地元の理解促進は事業者の力のみでは克服できないことから国が前面に出た関与が必要不可欠。 安定供給の確保及び地球温暖化問題に伴う温室効果ガスの削減等の公益的課題に対しては、国の関与による継続的な支援が必要。 <p>② 原子力・電力分野における技術開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電は技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、事業実施に多額の費用を要するため、技術開発等に国が適切に関与することが必要である。 分散型電源と系統電力が調和しつつ、多様な電力供給に応えられる柔軟性の高い電力供給設備の構築の要請に対する技術開発には国の関与が必要。 <p>③ 市場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成するシステムを構築するため、一次エネルギー価格の高騰や環境問題などの情勢変化を踏まえつつ、電気事業制度改革に取り組むことが必要。 <p>（効率性）</p> <p>短期的な利益に直結せず、またはリスクの伴う研究開発、技術開発等については、真に国が予算措置を講じる必要がある部分に限定することによって、効率性を損なうことのないよう対応している。また、電力供給に関わる技術開発のように、多くの要素が相互に関連してはじめて目標達成できるものは、重複や時期のずれによる非効率が生じることがないよう、ロードマップを作成し、関係者の研究開発の進行を合理的なものとしている。</p> <p>さらに、ウラン探鉱開発、核燃料サイクル事業等、技術や手法については事業レベルで確立しているものの、成否の確率が必ずしも高くない場合や、多額投資を長期間に渡り回収しなければならない事業を支援する場合には、民間企業の参入を妨げるボトルネックを抽出し、特性に応じ税制や財政投融资等のツールを細かく措置することにより、効率性を損なうことのないように施策を講じている。また、政府間交渉とのリンケージやカントリーリスク対応等を勘案すると、民間のみの事業では失敗する可能性が高くなる傾向があり、その観点からも効率性は担保される。</p> <p>（有効性）</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の推進のための施策については、原子力発電所の安定的な運転に資するとともに、技術の維持・発展のみならず、原子力産業を担う人材の育成に資する点でも有効である。 電源立地地域対策のための施策については、各種地域振興策が図られることによる電源地域住民の福祉の向上、広報活動を通じた電源立地に対する理解と協力の向上といった効果が得られる。

- 電力負荷平準化対策のための施策については、電力負荷率を改善させる効果や火力発電設備の高効率化により、安定供給の確保、CO2排出量の削減が図ることが可能。
- ② 原子力・電力分野における技術開発等
- 高速増殖炉サイクルの早期実用化、2030年前後の既設軽水炉代替需要へ対応する次世代軽水炉開発、軽水炉技術を前提とした核燃料サイクルの確立、放射性廃棄物対策などの技術開発を通じて、核燃料サイクルを含む原子力発電を推進し、施策目標に大きく寄与する。
 - 送配電設備の高度化（多重化・地中化）などの電力技術開発の実施により、電力の安定供給の確保、電力を無駄なく輸送する等の効果のみならず、防災面でも大きく寄与する。
- ③ 市場環境の整備
- 電気料金については、これまでの間に約2割の低下を実現。
- (反映の方向性)
- FBR実証炉の早期実現を目指し、実証炉の概念検討及び設計に必要な実プラントの技術開発を加速するとともに、軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの移行期において必要な技術開発を推進する。
 - 核燃料サイクルの推進に必要なウラン濃縮等の技術開発を推進する。
 - 最終処分地の確保に向けた取組の強化策として、地層処分概念や安全性等について、実体験を通じ安心・安全の意識を醸成する理解促進活動の取組、広聴・広報活動の強化を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (H22年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H8年度	H13年	H19年度		
電力負荷 平準化	電力負荷 率(%)	(%)	/	56.6	56.7	62.8	-	/
	ピークシフト 電力	(万kW)	/	67	126	193	250	
	電気事業 における 二酸化炭素 原単位	(kg-二酸化 炭素/kWh)	/	0.382	0.376	0.45	0.34	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		「低炭素社会づくり行動計画」	平成20年7月 (閣議決定)

<p>施策名</p>	<p>鉱物資源の安定供給確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>鉱物資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給確保を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成19年度までに中長期的かつ持続的に鉱物資源の供給源の拡大と多様性を図るため「非鉄金属の探鉱・開発の促進」、短期的な供給障害にも耐えうる体制を整備するため「レアメタル備蓄」などの施策に取り組み、鉱物資源の安定供給の確保を図ってきた。(平成20年現在、探鉱開発により権益を確保し、権益比率相当分の鉱石の輸入割合が36.1%、レアメタルの備蓄量が22.2日分) 昨今、レアメタル等の鉱物金属は、自動車、IT製品を始めとする高付加価値・高機能製品の製造に必須な素材であるが、国際価格が高騰しており、安定供給確保は喫緊の課題である。 平成18年5月に取りまとめられた「新・国家エネルギー戦略」、同年6月に取りまとめられた「資源戦略研究会報告書」、平成19年7月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会の報告書、平成20年3月に閣議了解された「資源確保指針」を踏まえ平成20年9月に閣議決定された「新経済成長戦略フォローアップと改訂」に基づき平成20年10月から、総合資源エネルギー調査会鉱業分科会を開催し、平成21年7月に今後のレアメタルの安定供給に向けた総合的な戦略である「レアメタル確保戦略」を取りまとめた。 平成22年度要求等に当たっては、「レアメタル確保戦略」を踏まえ、海外資源確保、リサイクル、代替材料開発及び備蓄等の施策を拡充し、多面的・総合的な取組みを展開する。</p> <p>(必要性) レアメタルをはじめとする鉱物資源は、自動車、IT製品をはじめとする高付加価値・高機能製品の製造に必須の素材であり、その安定供給は、我が国製造業の国際競争力の維持・強化の観点から極めて重要である。特に、今後の普及拡大が見込まれるハイブリッド自動車や電気自動車等のモーター・燃料電池、また、太陽光パネル等の新エネルギー分野や高効率照明等の省エネルギー分野、さらに、燃料電池用触媒等の環境対策分野でのレアメタル需要の拡大が見込まれている。 しかし、レアメタルは、希少性や偏在性が強く、生産国の輸出政策、主要生産施設の状況等の影響を大きく受け易い。また、銅、鉛、亜鉛といったベースメタル等の副産物として産出される場合が多く、主産物であるベースメタルの生産動向等の影響を大きく受け易いといった特殊性も有する。近年、中国、インド等をはじめとした新興国の経済発展を背景に、レアメタルの消費は世界的な規模で拡大を続け、国際需給は逼迫し、多くのレアメタルの価格は高騰。平成20年上期頃にピークとなったが、秋以降の世界的な景気悪化により大幅に価格が下落した。このようにレアメタルの価格のボラティリティーは高まっており、中長期的には需要の増大により再び上昇傾向で推移するとの見方が多い。また、資源国における資源ナショナリズムの台頭や、一部の国では戦略物資と位置づけ輸出抑制等の国家管理を強める等、レアメタルを取り巻く環境には不安定な要素が多く、将来、国際的な需給逼迫や供給障害が発生する可能性も懸念されている。 それ故、我が国の強みである世界に誇る省資源・環境技術力を最大限に活かし、『「資源大国」を目指した資源エネルギー供給革命』を実現するため、レアメタル等鉱物資源の安定供給確保が必要である。</p> <p>(効率性) 我が国企業による海外における非鉄金属資源の探鉱開発に対する支援事業において、これまでに、190億円の投入により約2兆円の金属価値(確認金属量に直近の金属価格を乗じたもの)が確認されるなど、効率的な取組が行われている。 国の役割として、海外資源確保に加え、使用済製品等からの非鉄金属資源リサイクル、レアメタルの代替材料開発及び備蓄等の多面的かつ総合的な取組を、民間企業による事業実施上の特性に応じた努力を基本としつつ、資源供給に係る制約やリスクが大きき、市場メカニズムのみによって安定供給確保を図ることが困難である場合にのみ、国が積極的に実施することは、効率的であると言える。</p> <p>(有効性) 我が国企業による探鉱開発、使用済製品等からの非鉄金属資源リサイクル、レアメタルへの依存リスクの低減・分散を図る代替材料等の技術開発、緊急時対策としてのレアメタルの備蓄等といった多面的かつ総合的な取組により、中長期的に、鉱物資源の供給リスクを低減し、我が国への安定供給確保が可能となる。こうした鉱物資源の安定供給を確保することは、我が国製造業の国際競争力の確保にもつながることから、効果は大きい。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> レアメタル資源の賦存ポテンシャルが期待されるアフリカ、中央アジア、環太平洋地域等の資源戦略上の重点国をターゲットに、賦存量調査等を資源国と共同で実施し、我が国の権益確保を促進するとともに、特に、アフリカのサブサハラ以南及び南米地域の一部において、衛星リモートセンシングによる集中的な探査事業を拡充要求する。 人工衛星に搭載したハイパースペクトルセンサによる画像から得られる地質情報を解析する技術を確立する事業を拡充要求する。 資源開発に係る環境対策が不十分な国において、現地鉱山や製錬所に対して最適な環境対策を提言するとともに、研修生受け入れや、セミナー開催、リサイクル状況調査等を通じ、「持続可能な鉱業活動」を支援することで資源国との関係を強化する事業を新規要求。 レアメタルを豊富に含有する廃小型電子・電気機器の回収システム実証事業、製造工程におけるレアメタルリサイクル技術開発を拡充要求し、低炭素産業を支える製品のリサイクルシステム

構築を新規要求するとともに、代替材料の開発を推進。

- ・ 出融資拡充による海外企業への資本参加・買収による権益取得を支援。
- ・ 沖縄、伊豆・小笠原海域等に分布する海底熱水鉱床の開発に向け、資源量探査、海底における採鉱技術や環境影響予測手法の検討、海洋環境基礎調査等を拡充要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
資源外交・採鉱開発の推進	権益比率相当分の鉱石の輸入割合	%	—	37.8	40.2	36.1	権益比率相当分鉱石の輸入割合の引き上げ(23年度)	本邦企業の権益比率相当分の鉱石の輸入割合を引き上げることを目指す。
リサイクルの推進	実証事業・技術開発により国内で発生する希少金属含有小型電気電子機器から回収された非鉄金属の回収率	%	—	—	—	—	インジウム90%、タングステン95%、レアアース80%(23年度)	インジウム、タングステン、レアアース等の回収率の向上。
代替材料等の開発	タングステン、インジウム、ジスプロシウム、白金、セリウム、テルビウム、ユーロピウムの原単位	使用量/機能	—	—	—	—	インジウム:5割以上削減。 ジスプロシウム:3割以上削減。 タングステン:3割以上削減。 (23年度) セリウム:3割以上削減。 白金:5割以上削減。 テルビウム、ユーロピウム:8割以上削減。 (25年度)	タングステン、インジウム、ジスプロシウム、白金等の使用量の削減を目指す。
レアメタル備蓄	国家備蓄量	日分	—	24.4	23.8	22.2	42.0 (23年度)	現行目標

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
レアメタル確保戦略(経済産業省)	平成21年7月28日	<p>1. レアメタル確保に関する基本的考え方</p> <p>2. レアメタル確保のための戦略的な取組の必要性</p> <p>我が国は、これまでも、海外資源確保、リサイクル、代替材料開発、備蓄の4つの施策を柱とするレアメタルの安定供給確保対策に取り組んできたところである。しかしながら、レアメタルを取り巻く環境には、需給両面にわたる種々の課題や要請が存在し、今後、より一層の総合的、戦略的な取組が求められる。</p> <p>これらの対策に取り組んでいくためには、資源国との多面的関係の強化、人材の育成、技術力の強化、ユーザーを含むレアメタル・サプライチェーン産業の一体的取組といった関連する対策に取り組むことも不可欠である。</p>

		<p>また、資源の安定供給対策は、探査、開発、生産に加え、インフラ整備や資源国との関係構築、代替材料の技術開発等に長期間を要するため、中長期的に取り組むべき課題である。</p> <p>このため、指針となる総合的な戦略を策定し、政策の連携、産業の連携、研究の連携、産学官の連携の強化を図り、我が国関係者の総力を結集し、中長期にわたり、確実なレアメタル安定供給確保に取り組むべきである。</p> <p>II. 集中的・戦略的取組</p> <p>1. 鉱種の優先度を見極めた取組</p> <p>レアメタルについて、安定供給確保を速やかにかつ効果的・効率的に実現していくためには、需給の現状や見通し等を踏まえて、レアメタルの鉱種毎の評価を行い、優先度を見極めつつ取り組んでいくことが重要である。</p> <p>2. 政策・技術動向等を考慮した鉱種評価</p> <p>鉱種の優先度を見極める上では、供給の安定性の評価が判断材料として最も重要である。供給の安定性を評価する際には、需給動向、鉱山開発の動向、生産の集中度、資源の偏在性等資源の供給に直接関連する事項に加え、レアメタルはリサイクルや他の素材への代替の可能性があることから、リサイクルによる国内供給の状況や代替材料供給の状況等といったレアメタル需要に影響を与える事項についても検討すべきである。</p> <p>また、レアメタルは、省エネルギー機器や新エネルギー機器等の新たな用途に使用されることにより需要が急増する可能性があることから、産業政策等の関連政策の動向に留意し、関連商品の開発や普及の動向等も考慮すべきである。</p> <p>さらに、新商品開発やそれに対応して原料供給・資源確保に取り組む企業の資源戦略等についても配慮すべきである。</p> <p>3. 重要な鉱種への集中的・戦略的な取組</p> <p>レアメタルのうち、優先度が高いと評価された重要な鉱種については、より一層、資源開発、リサイクル、代替材料開発及び備蓄の各対策による取組の強化を検討し、鉱種の特性に応じた、集中的・戦略的な取組を行うべきである。</p>
<p>海洋エネルギー・鉱物資源開発計画 (総合海洋政策本部会合における了承)</p>	<p>平成 21 年 3 月 24 日</p>	<p>「第 3 章 海底熱水鉱床」</p> <p>1. 基本的な方針</p> <p>(3)基本的な方針</p> <p>海底熱水鉱床の開発は、日本はもとより世界的にも開発事例のない未踏の分野であり、多くの課題が存在することから、中長期的な観点での取組が必要である。</p> <p>開発に当たって取組が必要な分野は、資源量評価、環境影響評価、資源開発技術、製錬技術等、多岐に亘ることから、効果的かつ効率的に開発を推進するため、各分野の進捗状況を見極めつつ全体を整合して進め、計画的に各段階で評価を行いつつ開発を推進していくこととし、開発の進捗状況に応じて、目標(課題)の明確化・再設定、内容及びスケジュールの評価と見直しを行う。</p> <p>海底熱水鉱床の開発には、技術的要素のみならず、金属価格、陸上資源の生産コスト、環境規制等、不確定要素が多く、こうした海底熱水鉱床の開発を取り巻く諸条件を踏まえて、開発を進めていく必要がある。</p> <p>また、国連海洋法条約に基づき、公海域の</p>

		<p>海底鉱物資源を一元的に管理している国際海底機構において、現在、公海域の海底熱水鉱床に関する鉱業規則（マイニングコード）が審議中であるが、我が国の取組の成果等を踏まえ、これら国際的な検討にも積極的に関与・貢献していくことが重要である。</p> <p>これらの検討は、専門家等の意見を踏まえつつ実施することとする。</p>
「新経済成長戦略フォローアップと改訂」（閣議決定）	平成 21 年 9 月 19 日	<p>第 2 編「新経済成長戦略」の改訂</p> <p>I. 「資源生産性競争」時代における新たな経済産業構造の構築</p> <p>4. 具体的施策</p> <p>(3) 「資源大国」を目指した資源エネルギー供給革命</p> <p>⑥ レアメタルのリサイクル、代替材料開発等の推進</p> <p>資源確保のみならずリサイクル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定し、レアメタルのリサイクル、代替材料開発を強化する。</p> <p>○ 我が国が競争力を有するハイテク製品のもの作りを中長期的に維持強化するために必要不可欠なレアメタルについて、安定確保を図るため、資源確保のみならずリサイクル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定する。</p> <p>⑦ 資源外交の積極展開と新たな上流権益の確保</p> <p>省エネ・新エネを含めたエネルギー協力、ODA や貿易保険等の活用により、我が国への資源の安定的な供給のための資源国との戦略的な関係を構築するとともに、新たな上流権益の確保を図る。</p> <p>○ 資源確保のみならずリサイクル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定する。</p>
資源確保指針（閣議了解）	平成 20 年 3 月 28 日	<p>我が国への資源エネルギーの安定供給確保に当たり、特に重要と考えられる権益取得案件及び資源調達案件（以下、「重要な資源獲得案件」という。）を支援していくための関係機関を含む政府全体の指針として、資源確保指針を定める。これにより、政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。</p> <p>重要な資源獲得案件は、本邦企業が関連するものであって、石油、石炭及び天然ガス並びにウラン、レアメタルその他の鉱物資源に関し、それらの本邦への安定供給に資する案件として以下に掲げるものとする。</p> <p>① 探鉱又は開発に係る権益を取得するもの</p> <p>② 本邦需要家への供給に資する長期供給契約に係るもの</p>
経済成長戦略大綱（改定）（経済財政諮問会議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	<p><（5）資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化></p> <p>① 総合資源確保戦略</p> <p>需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠なレアメタル等の鉱物資源についても、我が国の強みを生かした積極的な資源外交、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け出融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援、代替材料の開発や川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プ</p>

			<p>ロセスの改善による省資源化対策、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの高効率回収技術開発等の支援、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進など総合的な対策を推進する。</p>
	<p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p><第 5 章. 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築></p> <p>4. 資源・エネルギーの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「資源確保指針」に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。 ・ E E Z 等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。
	<p>次世代自動車・燃料イニシアティブ ※経済産業大臣、日本自動車工業会会長、石油連盟会長による三者懇談会</p>	<p>平成 19 年 5 月 28 日</p>	<p>希土類元素供給源の多様化と供給量の拡大のための上流開発を行うとともに、並行して、省レアアース、更に長期的な観点から代替レアアースを使用した永久磁石モーターの開発や、非永久磁石系モーター（誘導モーター等）の開発を進めることが求められている。経済産業省としては、レアアースの上流開発対策とともに、モーターの更なる性能向上のための技術開発を推進していく予定である。</p>

施策名	温暖化対策
施策の概要	<p>温室効果ガスの排出削減に向けて、短期的には温室効果ガス排出削減に資する事業活動の促進、技術の開発・普及の推進、京都メカニズムの活用等によって「京都議定書」の6%削減約束を達成するとともに、中期的には2013年以降の将来枠組み構築及び具体化に向けた国際交渉への対応ならびに中期目標（2020年までに2005年比15%削減）の達成、長期的には革新的な技術の開発と既存先進技術の普及を通じた地球全体での温室効果ガスの排出削減を実現し、将来にわたって我が国が地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を持続させることを目的とする。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告（平成20年2月、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会及び中央環境審議会地球環境部会）において、既存の対策の進捗状況の評価等を踏まえた2010年度排出量の見通し及び不足削減量の推計を行うとともに、今後強化すべき対策に関する追加的排出削減効果について、「各部門において、国、地方公共団体を始め、各主体が対策に全力で取り組むことにより、既存対策を補強する諸施策の削減効果も併せて、（中略）京都議定書の6%削減目標は達成しうるものと考えられる」として、とりまとめられた。ただし、これは現行の目標達成計画の既存対策が見込みどおり進捗することを前提とし、それに加えて追加、強化すべきものであることから、前提となる既存対策による排出削減が確実に達成されるよう、各主体において積極的な取組が必要であることに留意する必要がある。</p> <p>このため、京都議定書の削減約束の達成に向けて、「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月閣議決定）に基づき、産業界の自主行動計画の推進・強化、中小企業向けの排出削減対策の推進、代替フロン等3ガス対策の更なる実施、京都メカニズムの推進・活用等の取組を着実に実施していくとともに、2008年度に行われる「京都議定書目標達成計画」の進捗管理を通じ、以下の方向で取組を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自主行動計画制度の拡大・強化 ② 排出量の伸びが著しい業務・家庭部門の対策の強化 ③ 大企業に比べ、取組が十分でない中小企業の排出削減対策の強化 ④ 環境負荷低減に向けた地域ぐるみの国民運動の支援・促進 ⑤ 今後、排出量の増加が見込まれる代替フロン等3ガスの対策強化 ⑥ 京都メカニズムの活用（クレジット取得） <p>また、気候変動枠組条約第13回締約国会合（平成19年12月）での、条約の下に全ての主要経済国が参加する2013年以降の新たな枠組に関する交渉の場の立ち上げ、気候変動対策に関する我が国の戦略「美しい星50」（平成19年5月）及び麻生総理の「環境スピーチ」（平成21年6月10日）、ラクイラサミット及び主要経済国フォーラム（平成21年7月）における気候変動問題に係る長期目標等の合意を踏まえ、すべての主要経済国が参加する公平で実効性のある将来枠組みの構築・具体化並びに温室効果ガスの排出を抜本的に削減するための革新的な技術の開発及び既存先進技術の普及に取り組む</p> <p>（必要性）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政関与の必要性 <p>温暖化問題の主たる原因としては、地球上の人間活動に起因する温室効果ガスの排出に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇にあるとされている。そのため、これを解決するための究極の対策として、濃度を一定のレベルで安定化させるべく、CO₂等の温室効果ガスが過度に大気中に排出されないよう、世界全体で排出量を把握し、各国で適切にコントロールしていかななくてはならない。</p> <p>そのため、国は、単純に市場に任せるだけでは対策が進みにくい部分^(※)を補完するべく、国民の環境保全への意欲の高まりや、温暖化対策の適切な実践に繋がるような仕組み・パートナーシップづくりを、内外の関係者との役割分担を図りながら、実施することが求められる。</p> <p>国がこうした温室効果ガスの排出削減等に係る基本的な方針の策定や基盤整備にあたり、総合的な調整役を担い、温暖化対策を実行することにより、我が国全体としての温暖化対策への取組を一層推進することができるため、引き続き国の役割として進めていくことが必要である。</p> <p>なお、国が関与する施策例としては、温暖化対策の国際的枠組みの構築及び具体化に向けた交渉とその総合的な実施、多様な主体による連携枠組み・ルールの整備、予算・税制等の措置を通じた対策推進、国民各層への普及啓発等が挙げられる。</p> <p>(※) 国が温室効果ガスの排出抑制に関する対策を講じることなく、市場での自由な経済活動に対策を委ねた場合、過度に温室効果ガスが大気中に放出されてしまう可能性が高い。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 経済産業省が関与する必要性 <p>温暖化問題への対応は、我が国や世界が経済成長と社会発展を持続させていく上で不可欠なものである。省エネルギー、再生可能エネルギー等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図るとともに、新たなビジネスモデルの創出などにより、温暖化問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする。これにより、内外の問題の解決に寄与するとともに、経済の活性化や国際競争力の強化を進め、環境と経済の両立を図る必要がある。</p> <p>また、環境保全に関する意欲と能力に溢れる豊富な人材を活かし、各地域の環境保全活動の輪を全国津々浦々に広げ、力強く後押しすることにより、地域が持つ本来の力が十分に発揮された元気な地域社会の実現を目指すとともに、こうした取組により、企業の事業活動、一人一人の暮らしや地域活動などの様々な社会経済活動における環境への対応を通じて、新たなビジネスチャンスや社会の活力を生み出すことも期待される。</p>

経済産業省では、我が国の産業界を所管し、かつ、エネルギー政策を所管する立場から、自主行動計画の推進・強化、省エネ機器の開発・普及、エネルギー利用効率の改善、技術開発の一層の促進、社会経済システムの転換等、温暖化対策への積極的な取組により、新たな投資や技術革新を推進し、さらには企業や国の競争力を高め、経済の活性化が環境を改善させる「環境と経済の好循環」の実現を目指すための施策を実施する。加えて、我が国の温室効果ガス排出量の約9割がエネルギー起源CO₂であることを踏まえ、実効性のある温暖化対策を進めるためにエネルギー政策と連携し、環境保全と確実な経済成長の双方の実現を目指す。

(効率性)

温室効果ガスの排出削減に関して、日本は京都議定書で定められた第一約束期間(2008～2012年)において、基準年比で6%の削減約束を達成しなくてはならないが、これを確実に達成するには温室効果ガス排出削減・吸収に直結する、即効性のある対策を一層推進していく必要がある。

また、それらの取組と併せて、政府・自治体等における率先実行計画の着実な実施、それらを通じた国民各層に対する温暖化対策に係る啓発・普及啓発、さらには、次期枠組み構築及び具体化国際協カスキームの提唱・構築に関して、我が国として積極的にイニシアチブを発揮する姿勢を示すことを通じて、我が国全体としての温暖化対策への真摯な取組を内外に対して発信し、地球規模での温暖化対策の加速化・効率的な実施を図る必要がある。

京都議定書目標達成の着実な実施のための取組強化、低炭素社会づくり行動計画の実現のための技術開発や普及啓蒙活動等を通じて、これらの要請に効率的かつ効果的に応えることが期待できる。

(有効性)

京都議定書目標達成計画を着実に実施するため、①これまでの取組が不十分な業種についての自主行動計画の強化、②省エネ対策の強化、③大企業に比べ取組が十分でない中小企業の排出削減の強化、④排出量増加が見込まれる代替フロン等3ガスの対策強化、に積極的に取り組むとともに、京都メカニズムの適切な活用、低炭素社会形成に向けた技術開発等を推進することにより、京都議定書の約束達成を有効に果たすことが期待できる。

(反映の方向性)

- ・ CCS実用化を加速するため、日米共同研究を通じて、分離回収技術の高度化及びCO₂の挙動予測手法を開発する事業を新規要求。
- ・ 従来想定より大幅に排出量が多いことが21年3月に判明した、冷媒用途の代替フロン(HFC)の使用時排出の抑制に向けた制度検討等のために必要な実証事業を新規要求。
- ・ 地球規模での温室効果ガス削減に貢献するため、我が国の有する優れた環境・エネルギー技術等を活用した途上国協力・貢献のために新規要求を行う。
- ・ 昨年10月に制度が開始された国内クレジット制度による排出削減に向けた取組をより一層強化するために、中小企業等の実施する排出削減対策支援等の拡充を行う。CO₂排出量の見える化を通じ、事業者の温暖化対策を促進する観点から、カーボンフットプリントの制度化・精緻化を検討する。また、事業者のインセンティブの付与のための方策の検討等の経費について拡充を行う。
- ・ 火力発電所等の大規模発生源から分離回収したCO₂を年間約10万トン規模で地下帯水層へ貯留(二酸化炭素回収・貯留(CCS))する技術について、地震探査、調査井の掘削、事業のための設備設計など本格的な実証段階に入るため、拡充を図る。
- ・ 代替フロン(HFC)の排出量の大幅な増加等が見込まれるところ、主要な排出源であるエアコンにかかる冷媒の低温室効果化と省エネ性能を両立する技術等を早急に開発する必要があるため、拡充を図る。
- ・ コークスの代わりに水素を還元剤とする技術及び二酸化炭素分離回収技術により温室効果ガスの排出を抑制する革新的製鉄プロセスの開発を促進するため、環境調和型製鉄プロセス技術開発の拡充を図る。
- ・ 我が国技術力の強みを活かせる省エネ分野等におけるCDM・J Iの活用を促進するとともに、新たな方法論の開発等を実施し、特にアセアン諸国におけるCDMプロジェクトの促進等を図りCDM・J Iの拡充を図る。
- ・ 温室効果ガス削減効果の高い代替フロン等3ガスの排出抑制に資する先導的な取組に対して、削減見込み量に応じた補助の拡充を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	京都議定書の基準年 (1990年)	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	(基準年比 排出量比)	目標値	
									2010年度 排出量	基準年 総排出量比
①エネルギー起源 CO ₂	1,059	1,193	1,198	1,199	1,203	1,186	1,219	+15.1%	1,076～ 1,089	+1.3～ +2.3%
②非エネルギー起源 CO ₂	85.1	83.7	85.6	83.8	84.0	84.3	84.5	▲0.6%	85	▲0.04%
③メタン	33.4	24.7	24.2	23.8	23.4	23.0	22.6	▲32.3%	23	▲0.9%
④一酸化二窒素	32.6	25.5	25.2	25.3	24.8	24.7	23.8	▲27.1%	25	▲0.6%
⑤代替フロン等3ガス	51.2	26.9	26.4	23.4	22.2	24.2	24.1	▲53.0%	31	▲1.6%
⑥森林吸収源									▲48	▲3.8%
⑦京都メカニズム									▲20	▲1.6%
合計	1,261	1,354	1,360	1,355	1,358	1,342	1,374	+9.0%	1,171～ 1,184	▲6.0%

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
京都議定書目標達成計画	平成17年 4月28日 閣議決定 平成18年 7月 一部改定 平成20年 3月28日 全部改定	第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向 第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向 我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。 加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指す。
イノベーション25	平成19年 6月1日 閣議決定	第5章「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 (1) 早急に取り組むべき課題 4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献 ① 科学技術外交の強化 ・ 日本の優れた環境・エネルギー技術等の世界への発信、実証 ・ 気候変動問題へのイニシアチブの発揮 ・ 環境・エネルギー技術による気候変動問題への国際的取組強化 ・ 国際共同研究推進のための枠組み (2) 中長期的に取り組むべき課題 4) 世界的課題解決に貢献する社会形成 ① 実効ある温暖化対策の国際的取組の推進・・・「革新的技術開発」、「低炭素社会づくり」
21世紀環境立国戦略	平成19年 6月1日 閣議決定	3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略 戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ ②美しい星50 提案1：世界全体の温室効果ガス排出量削減のための「長期戦略」の提唱 －世界全体の排出量を現状に比して、2050年までに半減 －革新的技術の開発 －低炭素社会づくり 提案2：中期戦略とその実現 (2013年以降の温暖化対策の具体的枠組みの構築に向けた「3原則」の提案) 原則1 主要排出国がすべて参加し、京都議定書

		<p>を超え、世界全体で排出削減に資すること</p> <p>原則2 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること</p> <p>原則3 省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること</p>
経済財政改革の基本方針 2007	平成19年 6月19日 閣議決定	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現</p> <p>1. 環境立国戦略</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、取組を加速する。</p> <p>2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。</p> <p>【具体的手段】</p> <p>(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速</p> <p>(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等</p>
Cool earthーエネルギー革新技術計画	平成20年 3月 経済産業省策定	<p>2. 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術について</p> <p>(1) 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術の絞り込みの考え方</p> <p>① 2050年の世界における大幅な二酸化炭素削減に寄与する技術</p> <p>(a) 技術の普及に要する時間を考慮し、2030年までには実用化が期待される技術</p> <p>(b) 普及に要する時間が短い技術については、2030年以降に実用化が期待されるものも対象</p>
低炭素社会づくり行動計画	平成20年 7月29日	<p>I 我が国の目標</p> <p>1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり</p> <p>2 国別総量目標の設定</p> <p>3 世界各国の取組に対する支援</p> <p>II 革新的技術開発と既存先進技術の普及</p> <p>1 革新的技術開発</p> <p>2 既存先進技術の普及</p> <p>III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み</p> <p>1 排出量取引</p> <p>2 税制</p> <p>3 見える化</p> <p>4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備</p> <p>IV 地方、国民の取組の支援</p> <p>1 農林水産業の役割を活用した低炭素化</p> <p>2 低炭素型の都市や地域づくり</p> <p>3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み</p> <p>4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ</p>

施策名	資源循環推進																				
施策の概要	大量生産・大量消費・大量廃棄物型の経済活動を続けてきた我が国における資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、資源負荷、環境負荷を克服。																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>これまで13年間の本施策の展開により、現状としては、循環型社会形成推進基本計画で定められた平成27年度の目標値の達成に向け着実に取組が進展していると言える。例えば、容器包装リサイクル法に関連した取組としては、これまで事業者による容器包装の排出抑制対策の取組状況の実態把握や、再商品化の義務を果たさない事業者に対して、指導、勧告、公表、命令を行い、義務履行を求めてきたところ。これらの取組を踏まえ、平成18年6月には、事業者に対する容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置の導入や、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化を始めとする容器包装リサイクル法の改正が成されている。また、見直し時期を迎えた資源有効利用促進法に関連した取組としては、これまで業種別の副産物の発生状況や3Rに配慮した製品設計、製品の回収・リサイクルの取組についての実態把握を実施してきたところ。これらの取組を踏まえ、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策WGにおいて、同法の評価・検討を行い、平成20年1月に「サプライチェーン企業間での摺り合わせの再強化による省資源型の次世代ものづくりの促進」、「事業者の情報提供の促進による消費者の3R意識の向上」等を内容とする報告書がとりまとめられた。現在、法制化も含め、提言内容の具体化に向けて検討しているところであり、上述の目標値達成に向けて着実にその効果は現れている。</p> <p>一方、既存の社会システムの中では、時間の経過に伴って施策の効果は鈍化していくことが予想される。こうした中、平成19年6月には「21世紀環境立国戦略」が、平成20年3月には新たな「循環型社会形成推進基本計画」が、それぞれ閣議決定され、今後国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性として、アジアでの循環型社会の構築に向けた取組や、3Rの技術とシステムの高度化といった、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。</p> <p>こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、資源有効利用促進法を始めとする各種リサイクル関係法の施行状況の一層の改善を図るとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが必要である。したがって、平成22年度要求にあたっては、以下の施策の改善・見直しを行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の経済活動は、レアメタルや石油等の有限で枯渇性の高い資源に依存するという資源制約や、CO₂排出抑制や最終処分量の逼迫等の環境制約に直面しており、今後の持続的な発展が阻害されることが懸念されている。また、アジア各国の経済成長に伴い循環資源の国際流通が拡大するものの、リサイクルに関する法制度や産業インフラが整っていないため、途上国におけるリサイクルの過程での不適切な処理により、環境汚染が引き起こされ、循環資源の円滑な貿易が阻害されるおそれがある。</p> <p>このような状況の中で、平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、今後国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性として、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合的に、循環型社会の構築に取り組むべきこととされた。具体的には、アジアでの循環型社会の構築に向けた取組や、3Rの技術とシステムの高度化といった、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。</p> <p>また、新しいイノベーションの方向として示された「エコイノベーション」（長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月閣議決定）等）においても、3Rの取組がサステナブル生産システムへの転換（サステナブル・マニュファクチャリング）を実現するものの1つとして位置づけられるなど、循環型社会形成推進基本計画で定められた目標達成に向け、引き続き、本施策を展開するとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが求められた。</p> <p>さらに、平成20年3月に改訂された「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 3R施設・設備等の導入促進に係る事業の実施</p> <p>循環型社会形成推進基本計画で定められている3つの指標について、各年度税制及び政策金融の寄与率（実績額1億円当たり）を算出した結果、各年度ともに単位税額・財政投融资額当たりの資源生産性、循環利用率、最終処分量が改善していることが分かる。</p> <p>【税制】</p> <table border="1" data-bbox="363 1921 1423 2087"> <thead> <tr> <th></th> <th>①資源生産性への寄与率</th> <th>②循環利用率への寄与率</th> <th>最終処分量への寄与率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>0.79</td> <td>0.39</td> <td>-3.58</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>0.41</td> <td>0.16</td> <td>-1.29</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0.44</td> <td>0.07</td> <td>-0.70</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1.04</td> <td>0.17</td> <td>-1.73</td> </tr> </tbody> </table> <p>【政策金融】</p>		①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	最終処分量への寄与率	平成15年度	0.79	0.39	-3.58	平成16年度	0.41	0.16	-1.29	平成17年度	0.44	0.07	-0.70	平成18年度	1.04	0.17	-1.73
		①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	最終処分量への寄与率																	
平成15年度	0.79	0.39	-3.58																		
平成16年度	0.41	0.16	-1.29																		
平成17年度	0.44	0.07	-0.70																		
平成18年度	1.04	0.17	-1.73																		

	①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	最終処分量への寄与率
平成15年度	0.02	0.01	-0.09
平成16年度	0.10	0.04	-0.33
平成17年度	0.07	0.01	-0.12
平成18年度	0.02	0.004	-0.04

- a年度の税制寄与率 = (a年度の資源生産性等の実績値 - (a-1)年度の資源生産性等の実績値) / a年度の税減収額 (億円)
- a年度の政策金融寄与率 = (a年度の資源生産性等の実績値 - (a-1)年度の資源生産性等の実績値) / a年度の財政投融资額 (億円)
- 資源生産性への寄与率が正であれば、単位税額 (財政投融资額) 当たりの資源生産性が向上していることが分かる。
- 循環利用率への寄与率が正であれば、単位税額 (財政投融资額) 当たりの循環利用率が向上していることが分かる。
- 最終処分量への寄与率が負であれば、単位税額 (財政投融资額) 当たりの最終処分量が減少していることが分かる。

なお、比較の都合上、投入コストについては、15年度以降17年度まで継続している対象設備の実績額を合計した数字であることに注意する必要がある。

② 3R関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備

循環型社会形成推進基本計画で定められている3つの指標について、各年度の予算の寄与率 (予算執行額1億円当たり) を算出した結果、各年度ともに単位予算額当たりの資源生産性、循環利用率、最終処分量が改善していることが分かる。

【政策金融】

	①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	最終処分量への寄与率
平成15年度	0.21	0.11	-96.2
平成16年度	0.15	0.06	-46.3
平成17年度	0.17	0.03	-26.5
平成18年度	0.66	0.11	-1.11

- a年度の予算寄与率 = (a年度の資源生産性等の実績値 - (a-1)年度の資源生産性等の実績値) / a年度の予算額 (億円)
- 資源生産性への寄与率が正であれば、単位予算額当たりの資源生産性が向上していることが分かる。
- 循環利用率への寄与率が正であれば、単位予算額当たりの循環利用率が向上していることが分かる。
- 最終処分量への寄与率が負であれば、単位予算額当たりの最終処分量が減少していることが分かる。

(有効性)

① 3R施設・設備等の導入促進に係る事業の実施

事業の実施により、施設や設備の導入が図られるとともに、関連施設ではリサイクル処理能力が増大している。(平成18年度においては、政策金融により432.3千トン、税制により62.8千トンのリサイクル処理能力が増大した。)

② 3R関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備

資源有効利用促進法を始め、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル関連法の施行を通じて、対象製品の3Rの取組が着実に進展しており、またそれら以外の製品・業種に関しても3R関連の情報提供や市場環境の整備により自主的な回収リサイクルシステムの構築が促進される等、社会の関心や環境意識の高まりに寄与してきている。その結果として、循環型社会形成推進基本計画に定められた指標 (資源生産性・循環利用率・最終処分量) も着実に進展している。

(反映の方向性)

《予算》

- ・ 「資源生産性向上連携促進事業」については、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品のサプライチェーン全体を視野に入れた環境配慮設計措置の義務付けによる資源投入量の抑制強化策を検討していることを踏まえ、こうしたサプライチェーンの事業者間の取組を円滑に進め、事業者の効果的・効率的な取組の促進を図るため、継続して要求する。
- ・ また、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品の3R配慮 (環境配慮設計、資源投入量抑制等) が消費者の選択に繋がるような効果的な情報の「見える化」の実現について検討していることを踏まえ、事業者の製品の3R配慮への努力が市場で適切に評価されるための、必要な評価項目及び指標並びにそれらの情報の効果的な提供手法を開発するため、継続して要求する。
- ・ 「資源循環推進調査事業」については、予算要求の合理化のため【施策30温暖化対策】へ統合。引き続き、個別分野ごと整備されている各種3R関連法の適切な運用を図るとともに、3R技術・システムの実用化や3R製品の市場化を実施するため、継続して要求する。

《法令・ガイドライン》

- ・ 適宜必要な措置を講じる。

《政策金融》

- ・ 3R関連施設・設備等の導入を促進するため、中小企業がリデュース・リユース・リサイクル

事業及び適正な廃棄物処理を行うための施設整備の政策金融について、継続を要望。

《税制》

- 世界的な資源需要の拡大、有用資源の供給逼迫等を踏まえ、事業者の3R関連設備等の導入を促進し、循環型社会の形成を推進するため、自動車部品再利用製品製造設備等について償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長を要望。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (27年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
循環型社会の形成	資源生産性	(万円/t)	25.8	31.1	33	34.8	42	循環型社会形成推進基本計画
	循環利用率	(%)	8.9	11.9	12.2	12.5	14~15	
	最終処分量	(万t)	7300	3,500	3,200	2,900	2,300	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
レアメタル確保戦略	平成21年7月公表	<p>リサイクル拡大のための取組</p> <p>① 資源有効利用促進法の活用等 携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築について資源有効利用促進法の活用の必要性を含め、取組強化策について検討を進め、各種施策の動向・進捗も踏まえつつ、本年中を目途に方向性について関係者の合意を得られるよう調整を図るべき。</p> <p>② 廃棄物処理・リサイクルガイドラインによるリサイクル・システムの検討 デジタルカメラの効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、事業者による自主回収スキームを立ち上げるべく、廃棄物処理・リサイクルガイドラインによるルール化の検討を行うべき。</p> <p>③ レアメタルリサイクル技術の開発 特に、リチウムやレアアース等の需要の増大が見込まれるレアメタルについては、早急に研究開発に取り組むことが重要。</p> <p>④ アジア大の資源循環システムの構築 国内のみならず、アジア等を視野に入れた資源循環システムの構築も検討すべき。</p> <p>⑤ 関係省庁、自治体等との連携 リサイクル・システムを構築していく上では、関係省庁と自治体等の連携が重要。</p>
未来開拓戦略	平成21年4月諮問会議了承	<p><資源大国実現プラン></p> <p>我が国の都市部等から発生する廃棄物に眠る膨大な資源のリサイクル、水処理技術の国際展開、原子力産業の基盤強化・国際展開、国際的な資源獲得戦略の強化等によって、資源大国日本を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの構築（都市鉱山開発） 使用済み携帯電話回収の実証実験と制度整備 今後3年間で携帯電話1億台の回収を目指す。 これにより、金約3.2トン（約80億円相当）やレアメタル等の資源回収 廃プラスチックの総資源化（都市油田開発） 革新的技術開発等により、廃プラスチック処理を焼却等からリサイクルへ転換し、低炭素化、枯渇性資源節減を実現（2020年までに再使用、再生利用及び高効率熱回収の合計が回収量に占める比率を90%以上とすることを可能とする技術水準、多段階のリサイクル手法組合せ等の構築を目指す。 アジアにおける資源循環システムの構築 アジア各国において、2020年までに廃棄物・リサイクル

<p>新経済成長戦略</p>	<p>平成20年 9月 閣議決定</p>	<p>制度の定着を目指すとともに、環境汚染への影響を適切に管理した上で、再生資源の国際的な有効利用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レアメタルのリサイクル、代替材料の確保 資源確保のみならずレアメタル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定し、レアメタルのリサイクル、代替材料開発を強化する。 ・ アジア大での3Rを通じた循環型社会の構築 中小企業を含めた我が国企業の3R分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援パッケージとして実施することで、3R関連産業の市場規模拡大を促進する。また、ERIAを活用し、アジア大の3R施策の展開を図る。 (参考) 新経済成長戦略（2008改訂版） http://www.meti.go.jp/press/20080909005/20080909005.html
<p>循環型社会形成推進基本計画</p>	<p>平成20年 3月 閣議決定</p>	<p>従前の循環型社会形成推進基本計画（平成15年閣議決定）に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環型利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果を得たものの、世界的な資源制約、地球温暖化問題等への対応の必要性が増大しており、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要性が指摘されている。</p> <p>このため循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。</p> <p>(参考) 循環型社会形成推進基本計画 http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/keikaku_2.pdf</p>

<p>施策名</p>	<p>環境経営・競争力の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>環境ビジネスの育成（環境ビジネス創出に資するリスク低減）、環境に配慮した企業経営の促進（効率的で競争力のある環境管理体制の構築）、環境負荷物質対策（環境規制への実効性のある取組を促進、バーゼル条約履行の体制強化等）を行い、環境調和型経済社会の構築を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要 評価結果の概要 達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) これまで平成11年度から10年間、本施策を実施してきた中で、平成17年の京都議定書の発効、地球温暖化問題の報道等による消費者の環境意識の高まりや、平成13年の循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物・リサイクル関連法制の整備もあり、近年、循環ビジネスへの取組みが十分ではなかった製造業者、いわゆる動脈産業ビジネスへの取組みが急速に進展している。具体的には、同様のスペックの製品でも「環境に良い製品」ということであれば売り上げが伸びるといふ事例などや、製造事業者においてはISO14001（環境マネジメントシステム）の取得数やMFCA、LCA導入事業所数の増加などがある。</p> <p>しかしながら、消費者においては、企業の自己宣言型の環境ラベルが多数存在しており、消費者が製品間の比較ができない状況であることや、日本企業は生産・流通、製品・サービス等において世界に誇る「環境力」を有しているが、「環境力」を的確に評価する手法が確立されていないため、「環境力」を市場における競争力として十分に発揮できないなどの「見える化」ができていない問題等がある。</p> <p>平成21年6月に産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会において、上述の課題の解決に向けて、「環境を『力』にするビジネス新戦略」が提言された。具体的には、需要・供給の双方の改善策を検討し、商品・サービスのライフサイクル全般（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出される温室効果ガスをCO2量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けた検討や、企業の様々な環境への取組をきめ細かく評価する手法の検討等の必要性が提言されており、それらの施策を推進していく。</p> <p>環境負荷物質対策としてはバーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題へ対応していく一方、VOC、NOx・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施していく。</p> <p>また、平成22年度から改正土壌汚染対策法が施行され、自主的に調査を行った土地についても法律の枠組みの中での区域指定や措置が行われることとなったこと、さらに、資産除去債務の計上が義務化されることから、自主的に調査や対策を実施して将来の債務を軽減していく事業者や事業拡大・事業転換に伴い調査や法律に基づく措置を実施していく事業者に対して支援策を実施していく。</p> <p>(必要性) (1)環境を『力』にするビジネスの促進 ＜施策の背景＞ 地球温暖化、資源・廃棄物問題等の環境・資源制約が益々高まる中で、個々の企業経営においても、これら環境・資源制約への対応が求められてきた。地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、化学物質管理対策等の我が国が直面する環境問題を解決する上で、個々の企業による「環境経営」や「環境ビジネス」への取組を我が国の経済社会システムに定着させることが必要となっている。</p> <p>近年では環境負荷低減を事業内容とする「環境ビジネス」は大きな成長が見込まれ、我が国経済にとつて重要な新分野も萌芽しつつあり、市場においてその重要性や価値が認められ、経済活動として「自律的」に展開している分野（ハイブリッド自動車、省エネ家電等）もあるが、多くの分野においては、供給側と需要側双方の課題により、市場が有効に機能していない。</p> <p>また、環境への取組みを、企業競争力、ビジネス開拓の重要な要素と捉え、企業経営上不可欠である収益性も加味した「持続可能な経営」、「環境と両立した経営」を実践する企業も多くなってきているが、「環境」は新しい事業の源泉になるとの認識があってもコスト面からの躊躇や、環境マネジメントシステムの導入を行っている多くの企業が外部からの要請を動機とした体制構築に留まっており、経営の強みとして機能することに困難を抱えている。</p> <p>＜必要性＞ 上記の課題の解決に向けて、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会において検討が行われ、市場において環境に配慮した製品・サービスや企業の環境力を適切に評価し、購買行動や投資行動につながる仕組みの構築、環境経営ツールの高度化、ベストプラクティスの分析・啓発、持続可能な地域ぐるみの環境への取組の促進、環境ビジネスモデルの実証等について、「環境を『力』にするビジネス新戦略」（環境を軸とする新たな企業価値の創出）として提言が行われた。具体的には、「環境力」評価手法の検討、カーボンフットプリントの制度化に向けた検討等を行い、課題の解決に向けた施策を推進すべきことが提言された。</p> <p>供給者・需要者双方の環境価値の増大を目指す新戦略の推進は、持続可能でかつ環境問題解決に寄与する独創的な環境ビジネスの育成を図りつつ、民間企業の活力向上に資するものであり、国として実施する必要がある。</p> <p>また、市場の中で自律的に拡大、定着していくためには、民間企業による自主的な取組のみならず、環境に配慮した先行的取組を実践する企業が競争力を有することのできる市場環境整備が不可欠であり、それを取り巻く市民、消費者、行政との連携、普及啓発も極めて重要であることや、導入コストを低減し、その費用対効果を明らかにしつつ、民間企業、市民、消費者に対する普及・啓発を通じて取組を促進することが必要である。こうした環境に配慮した企業経営の促進施策は、同様に民間企業の活力向上に資するものであり、国として実施する必要がある。</p> <p>(2)環境規制への実効性のある取組の促進</p>

<施策の背景>

- 中国等の急速な経済成長に伴い、バーゼル条約の国内法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下バーゼル法）に定める特定有害廃棄物の輸出入件数が増大している。
- 環境影響評価法について、対象事業の範囲の拡大等について見直しが行われている。
- 国内外の事業活動の高度化により、事業活動で発生する環境負荷物質は多様化。これに対応するための主な国内の動向は以下のとおり。
 - ・ PM2.5（直径が2.5 μ m以下の超微粒子）の環境基準策定の検討
 - ・ 自動車NOx・PM法改正（平成20年1月1日施行）による3大都市圏への流入車対策等の規制
 - ・ 揮発性有機化合物（VOC）についての排出規制
 - ・ 暫定排水規制の対象物質の見直し
 - ・ 非意図的に微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）が混入した廃棄物の処理を促進すべく、合理的な処理技術の実証や、認証制度の整備が進行中
 - ・ 過度な土壌汚染対策の増加による、汚染土の拡散や不適正処理に対応すべく、土壌汚染対策法改正法が平成21年4月24日に公布
- 環境基準を上回る有害物質を長期間排出、有害物質測定データの改ざん・隠蔽など事業者による不適正事案が発生しており、実効性のある公害防止管理体制構築が求められている。

<必要性>

- 中国の急速な経済成長に伴う再生資源需要の増加等により、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物の事前相談件数は、平成20年度は19年度の約1.3倍に増加しており、21年度も増加傾向を示している。よって本事業においてバーゼル法事前相談業務委託を実施し、バーゼル法施行業務を的確かつ効率的に実施していくことが必要である。
- 新たな環境影響評価制度に事業者が迅速かつ的確に対応できるよう、海外動向や実施状況などの調査が必要になる。
- 中小事業者も含めて産業界が円滑かつ適切に規制に対応できるよう、環境負荷物質対策に係る技術やノウハウ、海外動向などに関する情報を提供する必要がある。
- 事業者の公害防止管理については平成19年3月に事業者の実効性のある公害防止体制の整備のためのガイドラインを策定したが、産業界の取組状況を引き続き把握し、先進的な取組を産業界に情報提供するとともに、必要に応じてガイドラインを見直す必要がある。

（効率性）

環境調和型経済社会の構築を図るために、環境ビジネスの育成、環境に配慮した企業経営の促進支援を行ってきたところ、基盤整備等の充実により更なる普及促進が見込めるなど、コストに対する施策効果がより効率的となっている。例えば、MFCAを導入したことにより年間7千万円程度のコスト削減を達成したケースもあることから、低炭素型環境管理会計国際標準化等事業によりMFCAの国際標準化をはかり、企業の利用を促進していくことによる費用対効果は大きい。また、カーボンフットプリント制度構築事業については、実効的な算定及び表示の方法の標準化等の基盤を整備した後は民間ベースでの運営とするため、より効率的な運用が可能となるように制度構築を行っている。

また、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図るためには、税制や財投措置による事業者の公害防止施設等の整備を促進することや、事業者による実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築を促進すること、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施することを通じて、事業者の自発的な環境負荷物質対策を広く普及していくことが効果的であり、コストに対する施策効果が高いものと考ええる。

（有効性）

環境経営を進めることで競争力を強化していく上では、サプライチェーンを成す供給側、需要側の双方の事業者が、環境に配慮して行動するよう、インセンティブの構造や事業環境を変化させる効果を狙った施策を講じる必要がある。

本施策では、このような認識の下、事業者が、経営管理、生産プロセス、さらには最終的な製品・サービスを提供する段階において、常に環境に配慮した行動を選択するよう促すこと、事業者・消費者双方がより環境負荷の低い製造・消費へと転換することでより低炭素な消費活動を促すこと、また、多様なステークホルダーの間で環境に配慮した取組に関するコミュニケーションが深まる環境を整備することを目指し、施策を展開している。具体的には、これらの取組を行う上での有効な制度の構築検討及び手法の普及や、環境経営の実態調査による現状把握、環境ビジネスモデルに関する実証事業、より効果的かつ効率的な促進施策の企画立案に資する基礎データの収集（環境ビジネスの市場規模・雇用規模の調査等）等を実施することとしており、施策目標実現に向けた所要の効果が期待できるものと考ええる。

これらの取組の結果、環境経営を実践する企業の実態を反映する一指標として、MFCAの実施・導入実績を見るならば、20年度までにMFCAでは200事業所が導入などの実績があり、本施策の効果を示唆するものであると考ええる。

平成22年度においては、日本企業の環境力に磨きをかける「環境を『力』にするビジネス新戦略」に基づき、より需要・供給の双方の改善策を検討し、市場における「環境力」評価手法の検討や、カーボンフットプリントの実効性のある制度構築に向けた検討等により、更なる施策効果が期待される。

また、環境規制への実効性のある取組の促進については、昭和40年代の環境負荷物質濃度の深刻な状況に比べて大幅に改善していることから、これまでの公害防止対策に係る政策について一定の

効果があったものとする。

(反映の方向性)

(1) 環境を『力』にするビジネスの促進

・カーボンフットプリント制度構築等事業

商品・サービスのライフサイクル全般（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出される温室効果ガスをCO₂量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けてルールの精緻化、第三者認証スキーム等の検討を行うとともに、国際標準化（ISO）も視野に入れた戦略的な国際展開を図る。また、制度の導入促進を図るため、導入企業の表彰、評価手法の確立等のインセンティブの付与に向けた検討等の経費について拡充を行う。

・社会環境整備・産業競争力強化型企画開発事業（低炭素型環境管理会計国際標準化等事業分）

【再掲】

環境管理会計の主要手法であり、低炭素社会構築に大きく寄与するマテリアルフローコスト会計(MFCA)について、我が国主導によって我が国産業界の実態を踏まえた国際規格を策定するため、22年度は引き続きMFCA導入実証事業等による国内対策及び国際会議の運営等を実施する。

・広域的新事業創出基盤強化委託事業（環境調和産業活性化事業分） **【再掲】**

広く地域社会全体で未来ある地域産業群を生み出すため、これを支えるイノベーションの創出に必要な環境整備を、経済産業局・地域等の連携の下に実施する。

うち、環境調和産業活性化に係る分野では、地域の住民、企業やNPO等と連携して環境負荷低減を効果的に実施する環境ビジネスの成功事例やノウハウの共有、マッチングフォーラムにより地域におけるネットワークの形成等を行うほか、地域の特性を活用した先進的な環境ビジネスの実証試験を行うことで、環境ビジネスの事業基盤の強化や環境ビジネスに係る人材の育成を図る。

・地球環境問題等対策調査（環境経営・ビジネス促進調査分） **【再掲】**

環境に配慮した企業経営の促進、環境ビジネスの育成、エコプロダクツ市場の拡大を図るための調査・研究を行う。22年度は特に今後の施策展開を検討していく上で重要となる、環境ビジネスの市場規模・雇用規模について調査を行う必要があるため拡充を図る。

・資源有効利用促進等資金利子補給金

事業者が行うリサイクル等による資源の有効活用等に資する設備投資等に対して利子補給措置を講じ、そのために必要な資金を民間金融機関等に補給する。22年度は引き続き民間金融機関等へのインセンティブを図っていく。

(2) 環境規制への実効性のある取組の促進

・地球温暖化問題等対策等調査（環境負荷物質対策調査分） **【再掲】**

バーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題への対応やVOC、NO_x・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を継続。

・省水型・環境調和型水循環プロジェクト **【再掲】**

国内外において環境調和型水循環システムの実証研究、次世代水処理技術の開発、海外展開の支援を行う。

革新的な膜分離技術、省エネ型有機性排水処理システム(MBR)を開発するとともに、排水からの金属資源の分離・回収技術、難分解性化学物質等の高効率分離・除去技術の開発を行う。

・土壌汚染対策のための技術開発 **【再掲】**

工場、事業場の操業中からの自主的な土壌汚染対策を促進するため、原位置で行う重金属、VOC（揮発性有機化合物）等回収・浄化機能を有する低コストな土壌汚染対策技術を開発する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
環境を『力』にするビジネスの促進	①環境ビジネスの市場規模	兆円	57 17年度				83 27年度	産構審産業と環境小委員会第1回資料3 平成20年2月
	②マテリアルフローコスト会計導入事業所数	事業所	100 18年度	100	130	200	550 22年度	業種別、事業規模別に実態を基にして設定。
	③環境ビジネス実施事業者数	社	13 20年度			13	50 22年度	国民の環境配慮活動を活性化する環境ビジネスの今後の増加を考慮し設定
	④地域ぐるみの国民運動参加者数	千人	374 20年度目標			164	1000 22年度	採択団体の目標と今後の採択より設定
	⑤3R設備設置・改良事業者数	社	9 20年度			9	25 22年度	現状値より普及を考慮し設定
	⑥カーボンフットプリント制度の試行品数	品	0 19年度				300 22年度	今後の予定を考慮し設定

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
				17年度	18年度	19年度			
環境規制への実効性のある取組の促進	①NO ₂ の環境基準達成率	一般環境大気測定局	% 99.2 12年度	99.9	100.0	100.0	100.0 22年度	「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(平成14年4月)	
		自動車排気ガス測定局	% 80.0 12年度	91.3	90.7	94.4	100.0 22年度		
	②SPMの環境基準達成率	一般環境大気測定局	% 84.4 12年度	96.4	93.0	89.5	100.0 22年度		
		自動車排気ガス測定局	% 66.1 12年度	93.7	92.8	88.6	100.0 22年度		
	③VOCの排出削減率	%	0 12年度比	18.0	20.0	—	30 22年度		「揮発性有機化合物(VOC)の排出規制のあり方について(意見募集)」(平成16年2月)
	④ダイオキシン類排出総量	(g-TEQ/年)	1,899~2,013 13年度	323~348	289~317	286~307	316~340 22年度		「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成17年6月)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
低炭素社会づくり行動計画	平成20年7月29日	<p>III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み</p> <p>3 見える化</p> <p>(1) カーボン・フットプリント制度等の普及</p> <p>できるだけ多くの商品や食品、サービスにおいて、その温室効果ガス排出量等が消費者に「見える化」されることを目指す。～</p> <p>(2) カーボン・オフセットや炭素会計のルールづくり</p> <p>カーボン・オフセットや炭素会計の取組について、事業者や国民の理解を広め、幅広い普及を図る。</p> <p>4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備</p> <p>～環境ビジネス等に内外からの資金が流れやすくなるための基準や仕組みづくりを行う。</p> <p>IV 地方、国民の取組の支援</p> <p>4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ</p> <p>(4) NGOや地域のグループによる取組の支援</p> <p>NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を目指す。</p>

	<p>経済成長戦略大綱</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>1. 我が国の国際競争力の強化 (3) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展</p> <p>① 環境を『力』にするビジネスの推進</p> <p>○ 「環境力」を競争力に活かすための「見える化」の促進 サプライチェーンにおける環境配慮の促進、環境管理会計（マテリアルフローコスト会計）の国際標準化等による環境経営の高効率化等、事業実施面での見える化を推進する。</p> <p>また、カーボンフットプリントなどの導入による製品・サービス市場における「環境力」の「見える化」の推進、「環境力」の評価手法の開発や環境金融の明確化及び環境情報の開示促進などによる金融面における環境配慮の促進、グリーン購入の推進など、市場関係者や消費者が適切に「環境力」を評価し、その評価に基づいて行動できるような仕組みを構築することを目指す。</p> <p>○ 環境力を核とした地域の活性化 各地域での環境意識の高まりを活かし、「1人1日1kg」のCO₂削減をモットーとした国民運動と連携した環境コミュニティビジネスといった、地域ぐるみの取組を推進する。</p>
--	-----------------	-------------------------	---

<p>施策名</p>	<p>原子力安全</p>
<p>施策の概要</p>	<p>原子力に内在するリスクを十分認識し、的確に規制を行うことにより、また、原子力施設に対する災害、テロなどの有事に万全をもって備えることにより、国民から負託を受けたエージェントとして原子力の安全を確保し、もって国民の安全の確保と環境の保全を図ることを目的とする。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) エネルギー需給や地球温暖化問題が世界的に高まっている中、原子力エネルギーの利用が注目されている。しかし、原子力エネルギーの活用には、高度なレベルの安全管理が必要であり、国民に対する安心・安全の提供が大前提となる。原子力安全施策は原子力エネルギーに関する国民の安全確保と環境保全の観点から必要不可欠な施策である。 また、効率性の観点からも諸外国と比較しても効率的な取組を行っている。さらに、現在行っている施策によって得られた成果は規制制度の具体的な内容の策定や技術基準、指針等の整備に、実際に用いられており、極めて有効に機能している（具体的には以下に示すとおり）。このように、原子力安全施策は、必要性、効率性、有効性のいずれの点も満たしており、国民経済、国民生活の安定という観点からも必要不可欠な施策である。 (必要性) 現在、世界的なエネルギー需要の急増により、石油をはじめとした従来型化石燃料の価格が高騰し、エネルギー安全保障に対する懸念が広がっている。これとは別に、低炭素社会の構築が世界的にも強く求められている。こうした中、原子力は、資源小国である我が国のエネルギー安全保障及び低炭素社会構築の両面で大きく期待される重要なエネルギー源である。 しかし、一方で、原子力発電所等原子力施設では放射線や放射性物質を取り扱う施設で、高度なレベルの安全管理が必要であり、原子力エネルギーを活用し、また、これを拡大するためには、原子力安全の確保、国民に対する安心の提供が前提となる。 万一、これらの放射線や放射性物質が外界に漏出した場合、国民や環境に与える被害は甚大であり、このような放射性物質による被害から国民や環境を守るのは国の責務である。特に原子力安全については、万が一の事態が発生した場合のリスクは計り知れなく、事実過去には事業者による自主点検記録の不正問題も発生した経緯があることも踏まえると、安全を確保するためには、事業者の自主管理だけではなく、行政による適切な関与が必要である。 (効率性) 米国における原子力安全規制体制は、104基の原子力発電所に対し、安全研究や実証試験の要員も含め、現在約3,700名の職員を擁しており、このうち検査官は約330名である（予算額約900億円）。一方、我が国では、53基の原子力発電所に対し、原子力安全・保安院のうち原子力安全規制行政担当の人員は約350名であり、このうち検査官は約110名となっている（予算額300億円強）。他の機関の原子力安全規制に関する人員（文部科学省（約100名）、原子力安全委員会（約110名）、JNES（約450名（うち検査員約110名））及びJAEA（約210名）を加えても、約1,200名体制となっており、より少ない人員・予算額で効率的に安全規制を行っている。 (有効性) 本施策で行っている事業の実施によって得られる科学的な知見は、実際に規制制度の具体的な内容の策定、技術基準や指針等の整備に用いられ、審査官等の技術的バックグラウンドとして知見が蓄積され、有効に活用されている。 特に、原子力のような技術的には最先端の分野においては、技術的な専門性が高度化する一方であり、そうした知的基盤の積み上げなくしては、規制を行うにも専門家集団たる事業者を適切に指導することは不可能である。 (反映の方向性) 平成22年度における施策の展開としては、平成18年9月に原子力安全委員会が改定した「耐震設計審査指針」を踏まえ、事業者が平成20年3月末までに提出した既設の原子力発電所等の耐震安全性評価の中間報告書等の内容の妥当性について、引き続き確認作業を進める。また、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震や本年8月に静岡県で発生した地震などを踏まえ、原子力施設等の耐震安全性・防災対策の強化を図る。例えば、原子力発電所における耐震裕度の定量化を通じた耐震安全性の評価・確認手法の高度化を図り、更に信頼性の高い耐震安全対策を実現する。 また、近い将来、運転開始が見込まれる日本原燃六ヶ所再処理施設、再開が見込まれる高速増殖炉もんじゅ、運用開始が計画される各原子力発電所、更には、日本原電東海発電所の原子炉部分や原型炉「ふげん」の本格解体などにも適正に対応できるよう審査・検査体制を整備する。 加えて、原子力発電所の高経年化への対応、高レベル放射性廃棄物等の安全規制をはじめとした原子力に関する安全研究についても引き続き充実を図る。 更に、本年1月に施行した新検査制度の着実な実施、更なる改善に取り組む。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

達成すべき目標としては、①的確な規制の整備とその執行を実施することをもって、事故やトラブルの未然防止や再発防止を図ること、②万一の事故時にも迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、災害の発生防止及び被害の拡大防止の対策を実施すること、③国民から付託を受けたエージェントとして、事業者から独立した立場で安全性を検証し、執行されている安全規制の科学的合理性・客観性・公平性についてはもとより、その安全規制の判定結果や判定の根拠について必要な説明責任を果たすこと、④原子力に内在するリスクを十分かつ的確に認識し、安全性の科学的な検証等のための知識基盤を維持するとともに、常時高度化を図ることが挙げられる。

こうした取組に関する指標としては、例えば、原子力施設に対する安全審査の実施状況に関する評価の指標として原子力施設の許認可申請数、原子力防災の実施状況として原子力総合防災訓練の参加人数など挙げられる。具体的な数値は以下のとおり。

《原子力施設の許認可申請件数（平成20年度）》

実用発電用原子炉：86件、研究開発段階炉：7件、核燃料加工施設：50件、

使用済燃料再処理施設：19件、使用済燃料貯蔵施設：0件、廃棄物管理・埋設施設：9件

《原子力総合防災訓練の参加人数》

平成18年度：約3,700人、平成19年度：約1,800人、平成20年度：約3,930人

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	エネルギー基本計画(閣議決定)	平成 15 年 10 月	原子力の安全の確保と安心の醸成
	第168回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説	平成 19 年 9 月 10 日	(安心して暮らせる社会を実現する) 世界一災害に強い国づくりを進めます。 (中略) 地震発生時における原子力発電所の対応に万全を期すとともに、情報公開を徹底し、周辺住民の方々の不安を払拭します。
	第168回国会における甘利経済産業大臣挨拶 (参議院経済産業委員会)	平成 19 年 10 月 18 日	国民の安全・安心の確保にも全力を尽くします。 新潟県中越沖地震では原子力発電所の安全確保に関し、国民のみなさまに御心配をおかけしました、今後は、消防体制の強化や迅速な事故報告体制の構築に取り組むとともに、耐震安全性については最新の知見を反映し、地元の皆様を始め国民の皆様の安心を確保するべく確実に安全性を確認してまいります。

施策名	産業保安
施策の概要	<p>高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気設備を有する施設、都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性といった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策に関する評価結果の概要等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 近年の産業保安に係る事故の発生状況、産業保安を巡る新たな環境変化・リスク要因の増加、さらには、金属鉱業等の休廃止鉱山が有する特殊事情に鑑み、産業保安活動における災害・事故等の発生防止に向け、①事業者による自律的な事故防止に向けた環境の整備、②事業の特殊性に応じた保安対策(休廃止鉱山における鉱害防止事業)に係る環境の整備を着実に実施していく必要がある。</p> <p>(背景及び必要性) 1 事業者による自律的な事故防止に向けた環境の整備 《施策の背景》 産業保安に係る事故については、毎年一定程度発生しており、死亡者・重傷者を出す重大事故、生活環境に影響を与える事故も絶えず、国民生活だけでなく、経済活動上にも多大な影響を与えている。このため、保安対策の高度化によって重大事故等の減少又は撲滅を図り、そうした社会的な損失を低減させることが求められている。加えて、設備の高経年化やエネルギー事業者間の競争の拡大、新たな危険性を内包する物質の開発等、産業保安を巡る新たな環境変化・リスク要因が増加していることから、産業保安に関しては、新しい技術的知見を蓄積し、時代に即した規制の制定や保安管理の普及を行うことが益々求められてきている。</p> <p>《必要性》 産業保安関係法令については、審査や検査など既に法令上の多くの権限が地方公共団体に移譲されており、また自主保安原則を導入して民間の自発的な活動による安全確保を奨励しているところであるが、新しい技術等に対応した基準制定や自主保安の一層の推進に向けた動機付け・方向付けを行い、広く国民生活における一定水準の安全・安心を提供し、維持していくためには、国による関与が必要不可欠である。すなわち、審査、検査時の判断の根本となる技術基準や今後の保安制度の仕組みについては、地域性を問わず、客観的、画一的なものとする必要があると、地方公共団体や民間にこの役割を期待することは難しい。一方、仮に国が関与を行わず、新しい技術等を開発・利用する上での安全等に係る基準の制定・見直しが適時適切に行われない場合、当該技術等の採用者は過剰な安全対策のための投資余力がある民間企業に限定されることから、新たな市場創出の阻害要因となり得る、あるいは、十分な安全対策が施されないまま当該技術等が利用されるといった状況を生じうる。特に後者の場合、現に災害が発生してしまってからでは遅く、かかる事態を未然に防止するため、国があらかじめ基準制定・見直しや自主保安の促進等の形で関与していることが必要である。</p> <p>2 事業の特性に応じた保安対策に係る環境の整備 《施策の背景》 金属鉱業等の鉱山に関しては、他の一般の工場等とは異なり、事業活動終了(閉山)後もカドミウムやヒ素等有害物質を含む坑廃水を永続的に流出し続けるという特殊性がある。過去にはイタイタイ病の例にみられるように、坑廃水が人の健康や農水産物への被害の原因となった大きな社会問題(鉱害)が起きており、休廃止鉱山の鉱害防止事業は、下流域の水環境を良好に保持するために、途絶することなく実施していく必要がある。</p> <p>《必要性》 鉱害防止事業そのものは、義務者(鉱害の原因行為者)が存在する場合は当該義務者が、義務者が不存在又は無資力の場合は地方公共団体がこれを実施するが、自らの鉱業活動に起因しない自然汚染や他者汚染があること、鉱業権の付与という形で国も鉱業の実施に全く関与していない訳ではないこと、事業が非収益であるにも関わらず永続的な実施が必要であること等、事業を適切かつ着実に進めるためには、その環境整備のために国の一定程度の関与が必要不可欠である。</p> <p>(効率性) 事業者が必ずしも保安の確保等に係る自主的活動を行うとは限らないため、技術基準等作成の事務を所掌する国に技術的な知見を蓄積させること等は、民間企業が独自に基準を策定するなどして保安活動を展開することと比較して、産業全体における保安レベルの統一性、即時性、実現可能性を確保するとの観点から効率的である。</p> <p>また、収益を伴わないにも関わらず永続的に多額の費用負担を生じる鉱害防止事業の実施者に対する支援は、事業の確実な実施のために必須であり、これにより、事故による社会的費用の発生を防ぐとともに環境の保全等に効果がある。</p> <p>(有効性) 国が主導して、新たな技術的知見に基づく技術基準の見直しのための調査を、有識者を含めた体制において継続的に行い、客観性の高い全国画一的な基準を策定することは、産業全般における一定水準の保安レベルの確保を確実にかつ速やかに実現する上で必要不可欠な施策手段であり、これに加え、個別企業・団体では実施が困難な多種産業における広範な事故情報の収集、その解析調査に基づく類似事故の防止策についての情報展開、企業リスクの高い安全機器の開発への支援、一般消費者等への幅広い普及啓発活動等の実施と相まって、事故・負傷者の減少及び事業者の負担軽減に効果を有する。</p> <p>また、休廃止鉱山の鉱害防止事業に対する支援は、下流域における住民の健康保護及び生活環境の保全を図るために必要不可欠な手段である。</p>

(反映の方向性)

(1) 産業活動の現場における事故情報の活用の促進、自主保安を基本とした取組の促進

① 事故調査解析と技術基準等の改訂

i) 高圧ガスの保安については、平成8年の高圧ガス保安法改正等累次の制度見直しを経て、自主保安を中心とする施策を実施しているところ。これまでも、基準策定・見直し等の高圧ガスに係る安全規制施策を進めてきたところであるが、近年の高圧ガス製造事業所における事故については、ハード面の不備による事故のうち、「劣化・腐食等」に起因した事故が増している。この原因としては、全体として設備の高経年化が進んでいることが挙げられる。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、高圧ガス設備の保安管理技術の向上を図るとともに、合理的・科学的な検査方法の確立を更に重点化・強化することが必要。したがって、これまでの施策の状況等を踏まえ、平成22年度は、以下の施策を行う。

《予算》

・ 平成22年度は、前年度に引き続き、技術基準の改正に向けた検討や事故調査解析、免状交付事務等を継続。

《法令・ガイドライン》

・ 高圧ガス保安法令について、近年の技術進歩や規制緩和要望等を踏まえ、平底円筒形貯槽に係る耐震設計構造物の液面揺動に対する耐震性の評価基準（高圧ガス設備の耐震告示）の見直し等の法令改正等を適時適切に検討。

ii) 火薬類の保安については火薬類取締法を中心とする安全規制政策を進めてきた結果、近年事故発生件数はほぼ横ばいで推移しているものの、火薬類取締法の技術基準については、現在の技術水準や火薬類を巡る環境変化に合わせた見直しが必要であり、火薬類の危険度に応じた合理的・効果的な規制体系が求められている。したがって、これまでの施策の状況等を踏まえ、平成22年度は、以下の施策を行う。

《予算》

・ 平成22年度は、前年度に引き続き事故調査解析や免状交付事務等を継続するとともに、以下の事業等を実施・継続。

火薬類関連施設周辺地域の市街地化等の環境変化に対応した新たな保安施設（地下式火薬庫等）の技術基準の検討を推進するとともに、新たに土堤の強度を定量的に測定し、新素材・新工法の活用を検討し、より効果的な土堤を設計するための基礎データ入手や、需要が多品種少ロット化する火薬類の現状をふまえ、火薬庫に隔壁を設置し火薬庫を有効に活用するための技術的基礎データ取得に向け、引き続き、野外実験の実施等の爆発影響低減化技術の検討を継続。

《税制》

・ 火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置について、土堤及び防爆壁の整備を推進し、もって公共の安全を確保する観点から、平成19年度に2年間の期限延長を要望。平成22年度以降においても引き続き特例措置を適用できるよう経済産業省から総務省に期限延長を要望。（化学課と連名）

《法令・ガイドライン》

・ 火薬類取締法令に規定する火薬庫の技術基準等に関し、近年の火薬類に係る技術進歩等を踏まえた適正な規制内容となるよう検討。

iii) 電力の安全については、平成19年度の電気事故件数は昨年からはほぼ横ばいであったものの、電気事業法に基づく技術基準について、事故原因や環境の変化、国際規格との整合性等をふまえた改訂が必要とされている。このため、平成22年度には以下の施策を行う。

《予算》

・ 国際規格の資料文献を収集するとともに、海外調査を行うことにより、国際規格の改訂の状況を調査するとともに、国際規格の検討状況を踏まえ、最新の規格改訂動向及び規格の我が国への取り入れ（火力発電設備の技術基準の国際整合化）について調査する。平成22年度については、ASME規格のうち材料・構造について、ISO規格のうち溶接についての調査を行う。

《法令・ガイドライン》

・ 電気事業者等からの事故報告（電気関係報告規則第3条）に基づき、類似事故の再発を防止するために適当な手段を講じるとともに、電気工作物の安全性確保、信頼性の向上のための施策を実施。

・ 電気事業法について、規制緩和要望等に基づく法令改正等を適時適切に検討。

iv) 都市ガスの安全については、ガス工作物及びガス用品等（ガス工作物等）の適切な設置・運用等を行うに当たり、刻々と変化する社会情勢・需要や技術の進展等に則した、新たな技術基準の策定や既存技術基準への適合性の評価等を行うとともに、ガス工作物等の設置・使用状況等の実態調査及び分析・評価を行う。

《予算》

・ 平成22年度は、前年度に引き続き、ガス工作物等に関する技術基準適合性評価や技術基準見直しに要する調査・検討等を継続。

《法令・ガイドライン》

・ ガス事業法等について、事故の発生状況、技術進歩等に基づき技術基準等の整備を検討。

v) 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）の保安については、平成18年度には、ガス瞬間湯沸器事故が相次いで発表されるなど一般消費者等のLPガス供給・保安に対する信頼を

損ねる事態となつているところであり、また、平成20年のLPガス事故は221件と2年連続で平成2年以來の200件を超える高い水準となり、高止まりの状態が継続している。このため、平成22年度においても、LPガス販売事業者等に対する保安対策指針を策定し、自主保安の高度化を促すとともに、必要に応じLPガス事故の発生時例に基づくLPガス保安法令における技術基準等の強化等を通じて、LPガス保安の指導・監督を実施する。

《法令・ガイドライン》

- ・ LPガス保安法令について、LPガス事故の発生事例に基づく技術基準等の強化及び近年の技術進歩や規制緩和要望等を踏まえた技術基準の整備・緩和を検討。
 - ・ 毎年度、原子力安全・保安院長が策定しているLPガス販売事業者等に対する「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について、LPガス事故の発生事例やLPガス販売事業者等の法令違反等の動向を踏まえ、改訂及び公表を実施。
- vi) 鉱山の保安については、鉱山災害の撲滅を目指し、平成17年の法改正以降、鉱山事業者による自主保安を中心として、災害情報の分析、関係者間での情報共有、産業保安監督部による指導・監督等の取組を進めているところであり、平成22年度も引き続きこれらの取組を実施する。

《法令・ガイドライン》

- ・ 鉱山保安法令について、国内外の規制動向等を踏まえ、適正な規則内容となるよう検討する。特に、平成22年度は改正鉱山保安法施行から5年経過後の施行状況の確認結果を踏まえ、法令改正についての結論を出し、必要があれば所要の改正を行う。
- ・ 平成22年度は、災害情報の分析、鉱山に対するアンケート調査及びヒアリングの結果、並びに産業保安監督部の意見を踏まえて法令の施行状況を取りまとめ、中央鉱山保安協議会において、現行法令の見直しについての結論を出す。

i) ~ vi) 共通

《機構・定員》

- 平時は危機管理体制の基盤整備と維持管理を行い、緊急時には危機管理業務に特化して迅速・的確な対応をするために必要な定員を確保する。
 - 産業保安事故の急増を踏まえ、産業保安監督部における事故対策に係る体制を強化する。
- ② 保安規制の在り方の検討
- 産業保安分野における最近の事故・コンプライアンス問題への対応や、平成18年度にとりまとめた産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会中間取りまとめで示された方向性等を踏まえ、自主保安原則に立脚した事業者の保安体制等、品質保証・安全文化向上のための保安規制の在り方（事業者による自主検査の拡大、民間規格の積極活用等）について検討を進める。また、新しい事業形態等を踏まえた保安の現状について調査し、技術基準の策定・見直しに必要な技術的知見を蓄積することによって、最新の知見に基づいた合理的・科学的な技術基準の策定、見直し等を検討する。
- ③ 安全確保のための普及啓発事業
- i) 高圧ガス、火薬、電力、都市ガス、LPガス等の分野において、災害事故の防止と予防意識の高揚を図るため、各産業保安監督部や都道府県、関連団体と連携し、予防週間の実施やセミナーの開催等を通じた情報提供を行うとともに、表彰制度等により保安確保の取組を推進する。また、産業保安に関する研修の開催等を通じて、産業保安行政に対する産業保安監督部も含めた職員の理解を深め、産業保安レベルの底上げを図る。
 - ii) 鉱山の保安については、鉱山事業者による自主保安の取組を基本としつつも、特に中小事業者を対象に鉱山保安法の定着を図るため、産業保安監督部による指導を行うとともに保安優良者に対する表彰を行い、保安確保の取組を徹底させる。

④ 事後チェックの着実な実施

高圧ガス、火薬、電力、都市ガス、LPガス、鉱山のそれぞれの分野について、産業保安監督部等とも連携をとりながら、事業者において自主保安が適切に実施されていることを確認するための立入検査等事後チェックを着実に実施する。

平成22年度においても、引き続き、業務の合理化や職員のスキルの向上等を通じて、現在の定員・予算の範囲内での事後チェックの着実な実施を図るとともに、法令違反等に対して厳格な対応を行う。

(2) 保安上の課題の特性に応じた対策

○ 休廃止鉱山における鉱害防止事業の着実な実施

休廃止鉱山における鉱害防止対策については、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法を制定して以来、計画的な鉱害防止事業の実施に努めてきたところであり、平成15年度からは、同法に基づく第4次基本方針を定め、これまで6年間、鉱害防止対策を実施してきたが、特定施設に係る鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等の政策経費については、個別事業ごとの必要性を十分精査の上、引き続き必要な予算を確保する。

《予算》

- ・ 第4次基本方針に基づく鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等について必要額を要求。

《税制》

- ・ 金属鉱山等の坑道等の施設使用終了後における鉱害防止工事的な実施を図るため、当該鉱業の実施者に強制的に積み立てさせる鉱害防止積立金について、損金算入の特例（税制

措置)を認める「金属鉱業等鉱害防止準備金制度」の適用期限を平成23年度まで延長を要望。

- ・ 特定の基金に対する負担金の損金算入の特例(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金)を実施。

《財政投融资》

- ・ 鉱害防止資金等の財政投融资については、第4次基本方針等に基づき、採掘権者等の鉱害防止事業等を着実に推進するため、融資期待額等を踏まえ要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

《目標》

以下に掲げる目標を実現することにより、産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す。

- 1 産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業事故の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自律的な事故防止が図られるような環境を整備する。
- 2 また、産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、その特性に応じた保安上の措置を必要とする分野(休廃止鉱山における鉱害防止事業)について、それぞれの現場において、必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
高圧ガス・火薬類・LPガスを取り扱う施設、電気・都市ガス事業に供する施設及び鉱山に係る産業活動において事故件数を低減する。	高圧ガス保安法関係事故件数(災害に限る)	件	対前年	193	287	294	事故の減少(対前年比)	前年度に対して、高圧ガスに係る事故件数の減少を目指すもの。
	火薬類による事故件数	件	30件	41	49	48	30件(平成22年度)	消費中に発生した事故は40件であり、事故全体の約4割。そのうち、煙火の消費中の事故が30件。
	電気事故件数	件	対前年	11,251	10,547	調査中	事故の減少(対前年比)	前年度に対して、電気に係る事故件数の減少を目指すもの。
	都市ガスによる死亡事故件数	件	1	3	7	4	年間に1名未満(平均)	ガス安全高度化検討会報告書(平成10年3月)に基づくもの。
	LPガスによるB級以上事故件数	件	4	2	5	4	4(平成22年度)	B級以上の事故件数の低減を目指すもの。
鉱山災害を撲滅する。	鉱山災害による罹災者数	件	0	34	35	35	0(平成24年度)	鉱山災害による罹災者0(平成24年度)を目指すもの。
休廃止鉱山における鉱害を防止する。	鉱害防止工事の事業量	億円(累計)	—	26.5	30.8	34.2	鉱害の発生防止	H15年度～H24年度の間に鉱害防止工事を終了(義務者不存在分の工事量は10年間で107億円)。
	坑廃水処理の事業量	億円(年間)	—	28.5	28.2	27.4	鉱害の発生防止	H15年度以降も引き続き坑廃水処理を確実に実施(義務者不存在分・存在分合わせて事業量は32億円/年)。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

年月日

平成18年7月7日閣議決定

記載事項(抜粋)

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処す

<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成20年 6 月27日 閣議決定</p>	<p>る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・現災を着実に実施する。 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。
<p>鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案 審議</p>	<p>平成16年 4 月の参 議院経済産業委員 会</p>	<p>「鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たまり積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。」と附帯決議がなされ、平成16年 5 月の衆議院経済産業委員会において、「鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。」と附帯決議がなされている。</p>

表 15-4-② 新規施策を対象として事前評価した政策〈21年12月公表〉

<p>施策名</p>	<p>産業人材</p>
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少社会に突入する中で、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進め、イノベーションを生み出す人材を多く輩出し、就業者一人当たりの生産性向上を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国が人口減少社会に突入し、労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済成長を実現するためには、これまで以上に人材の「質」の向上が必要であるため、本施策では、人材育成やそのために必要な社会構造への対策など人材の「質」を高める取組を行ってきた。これらの取組の結果、地域の人材育成ネットワークの構築や学生に対する早期からの職業観・勤労観の涵養等において一定の成果を上げている。平成22年度には、現在産業界をはじめとした実社会で求められている人材を育成し、その能力を最大限に発揮できる環境を整備するための施策を重点化するとともに、その自律的な運営を目指す。また、企業の国際競争が加速する中、国際的な事業展開を支える人的体制の整備が不可欠であるため、我が国人材のグローバル化を図るとともに、優秀な留学生等が日本・日系企業への就職を目指すよう環境整備を進める。加えて、現下の厳しい雇用情勢を受け、人材育成と同様に就職機会創出の重要性が増しているため、企業と求職者の雇用のミスマッチの解消を図る施策を実施する。</p> <p>(必要性) 我が国が人口減少社会に突入し、「労働」と「資本」の量的な伸びに限界が見られる中で、持続的な経済成長を実現するためには、我が国産業競争力の基盤である産業人材の一人ひとりの質的な向上が不可欠である。しかしながら、経済・社会環境の急速な変化、社会で求められる能力の変化、個人の学び方・働き方の変化等に伴い、企業、学校、地域・家庭など、様々な点でその変化に対応しきれておらず、既存の人材育成・活用システムに限界が見られている。こうした課題は、企業、学校、地域、家庭、個人、さらには海外の人材といった、多様なステークホルダーが関与しており、課題の克服に向けて行動するに当たっては、互いに密接に連携をとりながら、新しい仕組みや、規律を築いていくことが不可欠である。さらに、国際的な競争の激化を踏まえるならば、このような取組を迅速に進めることが必要であることから、その初期段階において、行政が関与し、産業界と学校側との円滑なコミュニケーションと協働関係の確立をはじめ、多様なステークホルダーに課題の明確な認識と克服に向けた行動を促し、社会全体での人材育成が自律的に進んでいくよう、大きな方向付けを与える政策的な仕組みを整備することが必要である。</p> <p>(有効性) 施策目標を達成するためには、①企業、大学、個人、留学生といったそれぞれのステークホルダー自身に変化を促すとともに、②企業や大学の関係が典型的であるように、相互に問題意識を共有し新たな関係を構築していくよう促していくことが必要で、両者の効果をもたらす施策を同時に展開していくことが肝要である。</p> <p>このような考え方のもと、①の観点からは、企業に対しての人材マネジメントのあり方の提案や産学連携による留学生向け実践教育の導入を行うとともに、②の観点からは産学連携人材育成事業等を行っており、両者の相乗効果によって、社会全体で自律的に必要な産業人材を生み出していくための仕組みが確立するものと期待されることから、施策効果は高いものと考えられる。</p> <p>(効率性) 本施策については、最終的に地域や産業界等による自律的かつ持続的な人材育成・確保の仕組みが構築されることを目標としており、施策の初期段階のランニングコストのみ国が拠出することとしている。期限を区切らずに継続的な支援を行った場合に比べて、支援対象が初期段階から、国の支援が終了した後を念頭において長期的な視野に立った事業運営を図るため、初期段階のみの限られたランニングコスト負担に対して、国からの支援終了後も長期にわたる施策効果が見込める。</p> <p>さらに、施策における各事業の実施においても、効率的な執行を行い、少ない予算で最大限の効果発揮を目指している。例えば、産業技術人材育成支援事業については、まず産学間の対話が行われ、そこでの検討成果を事業採択要件に反映する計画であり、事業に求める要件を厳密にすることで、より効率的、効果的な事業採択を狙っている。また関係省庁と連携して事業展開していくことにより、行政内部においても産学連携の人材育成事業に関しての効率性向上を狙っている。</p> <p>(反映の方向性) 「産学連携による留学生向け実践的教育事業」については、事業の自立化に向けた取組みと、昨今の雇用環境を踏まえた留学生の就職支援の強化を調整し、引き続き要求する。また、雇用情勢の悪化に対応すべく、ジョブカフェの機能を強化するため、「中小企業雇用情勢対応人材支援事業」を新規事業として要求。「産業技術人材育成支援事業」については、関連事業を統合し、効率化を行う。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)
				17年度	18年度	19年度	20年度	
世界から優秀な留学生が集まる魅力的な環境を創出する	① 留学生及び就学生からの日本企業への就職者数	人	5264 16年度	5878	8272	10262	11040	11500 21年度
雇用のミスマッチ解消に向け、求職者の就職と中小企業の人材確保を支援する	② ジョブカフェによる就職決定者数	万人	3.2 16年度	6.1	6.5	6.0	5.5	5.5 21年度
学校教育が経済社会のニーズに応えている割合	③ IMD国際競争力調査(60カ国中)	位	58 16年度	56	49	43	40	

政策評価の結果の政策への反映状況

本政策の目標達成に向けて、核となる部分に焦点を当てるため、事業の組替えを行い、政策全体で自立化を図る。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	第 2 章 成長力の強化 1. 成長戦略の推進 (3) 魅力発揮 小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業訓練の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ① 中小企業の活性化 ・・・人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消・・・
未来開拓戦略	平成 21 年 4 月 17 日	3. 魅力発揮<人財力強化・技術力発揮プラン> ジョブカフェによる若者と中小企業とのネットワークを全国的に展開する・・・ 関連施策 3. 魅力発揮 ○ 世界トップレベルの研究環境実現 ◆ 留学生の積極的受入れとその活用 2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。そのため、留学生の就職支援・・・

施策名	技術革新の促進・環境整備
<p>施策の概要</p>	<p>鳩山総理が掲げた温室効果ガスの削減目標（2020年までに▲25%）を達成するためには、革新的な環境エネルギー技術の開発が必要であり、我が国が有する高度な技術力を結集し、研究開発から成果の社会への普及までの一体的に加速して、世界最先端のグリーンイノベーションを生み出すことが不可欠である。このため、産学官一体となった知識の融合、環境技術を始め先端的・革新的な研究開発とその事業化や人材育成など、イノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくために必要となる環境整備を行い、我が国が世界最高のイノベーションセンターとして、研究開発と市場との間でイノベーションが連続的に生み出される好循環を構築することにより、我が国の競争力の強化、新産業創出、経済成長、国民生活の向上に貢献するとともに、地球規模の制約の克服等中長期的課題の解決を図る。</p>
<p>施策に関する評価と目標達成の概要</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 温室効果ガスの削減目標（2020年までに▲25%）の達成や人口減少社会の到来、資源獲得競争の激化などの課題がある中、こうした課題を解決しつつ、我が国が中長期にわたる経済成長を達成するため、イノベーションの加速化により、成長力、競争力を強化していく必要がある。このため、①グリーンイノベーションの推進による低炭素社会の実現等、課題解決先進国に向けた研究開発の推進、② 企業、大学、公的研究機関等の研究能力結集のための環境整備、③出口を見据えた研究開発システムを支える人材育成等といった目標の達成に向け、今後とも各種施策を推進していくことが必要である。</p> <p>（必要性） 鳩山総理が掲げた温室効果ガスの削減目標（2020年までに▲25%）を達成するためには、環境と経済の両立に向けて、革新的技術を早期に実現すべく、研究開発の前倒しを図り、我が国の環境エネルギー技術を世界に展開することにより、世界全体での排出量削減と我が国産業の国際競争力の向上につなげていくことが必要である。</p> <p>また、我が国経済は、地球温暖化問題の他にも、人口減少と高齢化、国際競争の激化など、大きな環境変化に直面しており、その克服のためには、絶えざるイノベーションにより付加価値の高い産業活動・経済活動を創出し、質の高い雇用機会を実現していくことが必要。</p> <p>しかしながら、革新的な環境技術の開発等、イノベーションの創出の源である技術開発やそのための人材育成等には、投資規模や長期性などリスクも高い。さらに外部性（スピルオーバー等の社会的便益、安全・環境等の社会的有用性等）も存在するため、単に市場原理に基づく投資のみでは、社会的に見て技術開発は過小投資に陥りやすい。こうした過小投資に対し、国が関与することにより、外部性、不確実性（高リスク）に対応しつつ、効率的かつ的確な投資行動を促進することが必要となる。</p> <p>国内外の技術革新に関する調査や議論によると、産官学における各主体がそれぞれ融合・連携することで社会に点在する知識（科学や技術、市場に関する情報等）が活用され、技術革新が発生・促進されると指摘されている。特に近年においては、研究開発環境の変化（技術の高度化・複雑化や異分野融合、製品ライフサイクルの短縮化への対応の必要性等）により、産学官間、企業間、大学（学部）間の連携・融合の重要性が増加している。一方、米国等に比べて連携・融合の取組、外部リソースの活用、ネットワーク形成等は進んでいないといわれている。このため、こうした動きを支援・促進させることが必要である。</p> <p>また、新技術の社会での利用・導入を促進するためには、規制の見直し、標準の策定等の環境整備を一体的に行うことが必要となる場合があるため、行政の関与が不可欠となる。</p> <p>民間の経済活力の向上、対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展や鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給確保が経済産業省の主要な任務であることから、これら政策的な課題について総合的な政策の立案と適切な関与が必要である。特に、低炭素社会の実現といった、大きな社会的要請を踏まえ、環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開等による経済の持続的発展を図るため、経済産業省は主導的に政策を展開していくことが求められる。</p> <p>（効率性） 産学官の知見を結集した「技術戦略マップ」を踏まえた研究開発に重点投資し、事前評価、中間・終了時評価、そして追跡評価を行って施策見直しへ反映するという一連のスキームを確立することにより、不必要な技術領域・課題への投資を抑制することが可能となり、より効率的な実施が実現される。また、技術戦略マップ等に基づき定められた戦略的重点領域に対して、国主導による研究開発プログラム等の予算事業と標準化等と一体的に実施することにより、戦略的重点領域における研究開発等の成果が効率的に創出されると同時に、民間における研究開発等の不確実性や負担等が減少し、実用化が加速されるなどの相乗的な施策効果が期待され、一定の予算額の投入に対して効率的な実施が可能である。さらに、これらの成果の創出に留まらず、異分野の知識、情報・技術等の融合の促進及びその場の形成・整備、高度な研究者・技術者の人材育成と併せて図ることにより、民間部門を中心とする我が国全体のイノベーション・システムが構築される面への貢献も十分に期待される。</p> <p>（有効性） 高効率な革新型太陽電池や、火力発電所等の大幅なCO₂削減につながるCCS（二酸化炭素回収・貯留）など、我が国が有する優れた技術及び技術開発能力を発揮し、革新的な技術（構造・素材やシステム等の点で既存技術やその延長線上にある技術を越えた革新性を持ち、大幅な温室効果ガスの削減に寄与する革新的な技術）の開発を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与するものであり、大きな効果が期待される。</p>

(反映の方向性)

- 環境・安心、ナノテク・部材、ロボット・新機械など、7つに体系化されたイノベーションプログラムの下、「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」における、「グリーンイノベーションの推進」を踏まえた環境技術の重点的推進や、標準化などの関連施策と一体的に推進することにより、効率的なプロジェクトの実施を図る。特に、グリーンイノベーションに資するプロジェクトのうち可能なものについては、研究開発の前倒しを図り、温室効果ガスの削減目標（2020年までに▲25%）への貢献を図る。
 - 低炭素社会の実現に向け、環境エネルギー技術など日本の「強み」を最大限発揮できるように、次世代のエネルギー供給網、次世代の自動車、次世代の住宅・ビル等の技術モジュールを有する、担い手となる事業者を中心に産官学が有機的に連携し、社会システムとして組み合わせた「日本型低炭素社会システム」の実証を行う。並行して、海外でも実証等を行い、国内で実証をすることが制度的に困難であるような課題を中心に検証し、国内での実証事業との相乗効果を通じて、「日本型低炭素社会システム」の構築を加速化させ、先進国向け、新興国・途上国向けに類型化して海外展開を図る。
 - エネルギー環境分野における、日米の研究所間による共同研究・標準化協力の実施により、革新的な技術の迅速な確立・普及を推進する。
 - 先端的・独創的な技術を有する中小企業等が、大学・公的研究機関の技術・設備等の資源を活用して行う実用化に向けた研究開発に対する支援を行う。
 - 民間企業等の優れた先端的な産業技術を実用化及び事業化に着実かつ効果的に結実させるため提案公募型の技術開発助成を行う。
 - 地域において、大学、公的研究機関、民間企業、自治体等が連携して、次世代産業の担い手となる研究人材・研究支援人材を雇用・育成し、中小企業等への就業を促進する取組に対して支援を行う。
 - 大学と産業界との対話を促し、両者間の認識等のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組む「産学人材育成パートナーシップ」での検討結果を踏まえた産学連携による人材育成プログラムの開発とその実証等を行う。
- 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

(1) グリーンイノベーションの推進による低炭素社会の実現等、課題解決先進国に向けた研究開発の推進

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値
全要素生産性(TFP)の伸び率※1	1.6%	2.3%	▲0.8%	-	-	-
研究開発費(我が国の産学官合計)※2	169,376 億円	178,452 億円	184,631 億円	189,438 億円	-	-
NEDOにおける ①査読済論文発表数※3	① 321	① 333	① 367	① 217	① 232	① 1319 ※4
②国内外特許出願数	② 1610	② 1499	② 1362	② 1202	② 885	② 5000
※②の①内は国外特許で外数	(707)	(635)	(684)	(540)	(282)	(1000)
③中核人材育成[人]	③ 1002	③ 1829	③ 1449	③ 1074	③ 1948	③ 6214
産総研における ①論文発表数	-	① 5477	① 5342	① 4982	① 4595	① 5000/年度
②特許実施数	-	② 640	② 638	② 745	② 767	② 実施契約件数 600/年度 (毎年度)
第三期科学技術基本計画における重点推進4分野等に対し措置されている国の研究開発投資の額の推移	-	-	17,761 億円	16,998 億円	17,465 億円	-

(出典)※1:JIP データベース 2009(RIETI), 暦年値 ※2:総務省「科学技術研究調査報告書」

※3:NEDOの技術シーズ育成事業における数値

※4:目標値は第二期中期目標期間(平成20年度~24年度)の累積に対する値。①及び③については、第二期中期計画において政府予算の状況等を加味した上で第一期中期目標期間と同等以上としている。

(2) 企業、大学、公的研究機関等の研究能力結集のための環境整備

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値
鉱工業技術研究組合の数(※)	- (31)	- (31)	34 (26)	34 (22)	33 (23)	-
国内の研究開発従業者に対する融合の場の認知度	-	-	-	10.1%	10.7%	5%(H19年度) 30%(H27年度)
産総研の民間との共同研究の件数	1071	1221	1303	1409	1532	-
TLOのロイヤリティ収入(※)	29.0億円	8.4億円	6.9億円	8.3億円	-	-
TLOのライセンス件数(件)	626	769	1,001	869	-	-

※平成16年度ロイヤリティ等収入額については、エクイティの売却収入を含む

(3) 出口を見据えた研究開発システムを支える人材育成等

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値
理工系学部卒業生、 大学院修了者の 就職者数(人)	95,101	98,786	102,004	102,721	98,962	-
うち 製造業への就職者数 (人)	38,918	41,285	43,253	44,198	43,451	-
割合(%)	40.9	41.8	42.4	43.0	43.9	-

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境技術の実用化に向けた開発の加速化等の社会的課題を解決する技術開発の推進及び課題解決型のイノベーション・システムに向けた環境整備に重点的に取り組む。具体的には、低炭素社会を実現する各環境技術の実用化に向けた研究開発や先端技術人材の育成等のイノベーション環境整備関連の予算を要求。 事業の効率性、有効性の向上のため、相乗効果が見込めるもの等を統合。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第3期科学技術基本計画 （閣議決定）</p>	<p>平成18年3月28日</p>	<p>2. 第3期基本計画における基本姿勢 他 「（略）研究開発投資を戦略的運用の強化により一層効果的に行うこと、絶え間なく科学の発展を図り知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元する努力を強化すること、科学技術政策やその成果を分かりやすく説明するなど説明責任を強化することによって国民の理解と支持を得ることを基本とする。（略）科学技術政策の観点からも先にインフラ整備ありきの考え方から、優れた人材を育て活躍させることに着目して投資する考え方に重点を移す（略）」</p> <p>I. 基本的考え方 「（略）環境エネルギー分野などの技術革新で世界をリードするという視点に重点をおき、予算等の資源を重点配分するものとする。（略）」</p> <p>II. 経済と環境が両立する社会を目指すグリーンイノベーションの推進 「国連気候変動サミットにおける鳩山総理演説」で掲げられた「全ての主要国による意欲的な削減目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」という目標の達成を目指すためには、①既存のエネルギー効率の高い技術の世界的普及を促進すること、に加えて、②研究開発中の太陽電池、燃料電池、バイオマス、CO₂回収・貯留（CCS）等の革新的技術の更なる加速、及び③新たな科学的・技術的知見の「発掘」と「統合」によるブレークスルー技術が必要であり、これらの革新的な環境・エネルギー技術で日本が世界をリードすることが極めて重要である。地球温暖化防止に向けた緩和策と適応策の両面からの研究開発の加速化・新技術創出のため、これらの施策を最重要政策課題と位置付け、資源を重点配分する。そして、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するグリーンイノベーションを推進し、我が国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に努める。」</p> <p>III. 重点的に推進すべき課題 ○健康長寿社会の実現、○地域科学技術施策の推進、○社会還元加速プロジェクトの推進、○革新的技術の推進、○科学技術外交の推進</p>
<p>平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針 （総合科学技術会議決定）</p>	<p>平成21年10月8日</p>		

<p>施策名</p>	<p>知的財産の適切な保護</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国企業等の知的創造活動により生み出された成果（知的財産）が国内外で適切に保護されるよう、知的財産の権利付与の迅速化、我が国企業等が有する営業秘密等の技術情報の適切な管理の促進による技術流出防止、我が国企業の模倣品・海賊版被害の低減に向けた環境を整備する。</p>
<p>施策に関する評価と目標達成すべき事項</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 我が国経済の持続的な成長を実現するためには、絶えずイノベーションを促進するとともに、その成果を適切に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することが重要である。知的財産の適切な保護を実現していくため、模倣品・海賊版対策強化事業として実態調査や環境整備等を実施し、その成果などを活用して侵害発生国・地域政府への制度・運用改善要求、執行機関の能力強化支援等を行い、我が国企業の模倣品・海賊版被害の低減を図ってきている。これらの取組により、中国等においては取組強化、制度・運用の両面における改善などの成果がみられるところであるが、我が国企業の模倣品・海賊版被害は未だ深刻であり、今後も着実に知的財産の適切な保護環境整備に向けた施策を推進していくことが必要である。更に、我が国産業の国際競争力を強化する観点から、産業活動の源泉とも言うべき技術情報等の適切な保護や知的財産の早期権利化ができる環境を整備することが必要である。</p> <p>（必要性） 我が国産業の国際競争力を強化する観点からは、産業活動の源泉とも言うべき知的財産、とりわけ発明を早期に権利化するための環境を整備することが必要である。また、「意図せざる技術流出」の発生は、海外企業の技術のキャッチアップの加速化による競争力の喪失、技術の適正な対価の受け取り機会の喪失による収益の低下等が懸念される。こうした課題に対し、我が国が他国の追随を許さない国際競争力を保ち続けるためには、知的財産の創造・活用を念頭におきつつ、適切に保護することが必要である。更に、中国をはじめとする海外市場における模倣品・海賊版の氾濫は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させてしまう。</p> <p>（効率性） 特許庁が実施した調査において平成19年の模倣品の被害額を回答した876社の総額は983億円にもなっているが、本施策の成果を活用した侵害発生国政府機関への制度・運用改善要請や侵害発生国の取締機関等の執行能力の強化により、模倣品被害率等が改善するとともに、模倣品・海賊版被害額も減少することが予想され、我が国企業にとっても相当程度の市場効果が期待できることから、投入コストに比して効率性が高い施策と考えられる。更に普及啓発活動による企業等における適切な技術情報の管理の促進、エンフォースメント支援体制の強化等の取組、先行技術調査の外注拡大による効率的な審査体制の整備等の取組が合わさることにより、施策の目標達成に大きく寄与するものである。</p> <p>（有効性） 模倣品被害企業の約7割が模倣品の製造国・地域として中国（香港を含む。）を挙げている（平成21年3月特許庁報告書）ところであるが、この最大の模倣品・海賊版製造国である中国政府に対しては、これまで再三の制度・運用改善要請、中国執行機関の能力強化支援を行ってきた。近年、中国政府は知的財産保護を重視する政策を打ち出しており、我が国が要請してきた法制度、運用面の改善等にも取り組まれてきているところであり、我が国企業の知的財産の適切な保護、適正な利益の確保の観点から本施策の効果は大きい。</p> <p>また、技術流出対策として、35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答しており（平成18年12月経済産業省アンケート調査）、本施策における技術情報の適切な保護のための制度を整備することは、企業における自主的な管理の取組とあいまって、営業秘密の意図せざる流出を防止する効果が期待できる。</p> <p>知的財産の権利付与の迅速化に関しては、着実に取組が実施されていることから、引き続き、利用者の知的財産の早期の権利化に貢献することが期待できる。</p> <p>（反映の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国政府に対し、要請と協力について協議する官民合同ミッションを引き続き派遣し、模倣被害報告が世界全体に拡大していることから、今後被害の拡大が見込まれるインド・中東・中南米等の国・地域での対策を強化する。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）」構想について、G8北海道洞爺湖サミットにおいて、年内妥結に向け交渉を加速することが首脳宣言に盛り込まれたことを踏まえ、実現に向けた取組についても推進する。 ・ 海外における海賊版対策の調査、エンフォースメント支援等に関し、従来のパッケージに加えオンライン上違法サイト対策を強化するとともに、アジア地域コンテンツ産業分野の相互理解・協力関係の強化を目指し、フォーラムにおける交流分野の拡大等を図る。 ・ 技術流出防止について、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討してきたところであり、企業等の技術情報の法的保護の在り方について検討を引き続き行う。 ・ 知的財産の権利付与の迅速化について、平成20年10月を目途に現行の早期審査よりも早い審査を行うスーパー早期審査制度の試行を開始するなど、多様な出願人のニーズに対応しながら、審査の一層の迅速化を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H18年度	H19年	H20年度		
知的財産の権利付与の迅速化	特許審査 順番待ち期間	月数		26.7ヶ月	28.3ヶ月	29.3ヶ月	11ヶ月 (H25)	我が国産業の国際競争力を強化する観点からは、知的財産を早期に権利化するための環境を整備することが必要。
	意匠審査 順番待ち期間	月数		6.9ヶ月	7.2ヶ月	6.9ヶ月		
	商標審査 順番待ち期間	月数		6.1ヶ月	6.9ヶ月	6.4ヶ月		
我が国企業が有する営業秘密等の保護・技術情報の流出防止	技術流出被害率	%		35.8%				企業等における技術流出防止への取組としてまずは秘密保持契約等が締結されていることが重要。
	秘密保持契約等の締結状況 上段：在職中、下段：退職時	%		70.1% 73.1%				
国内外での模倣品・海賊版被害の製造・流通の低減	模倣被害率	%		23.0%	24.0%	調査中		日本企業の模倣被害率(被害企業数/回答企業)は、連続してデータが収集されており、施策の効果を測る指標となる。
	知的財産侵害品輸入差止件数	件数		19,591件	22,621件	26,415件		
	国内における知的財産侵害品取締件数	件数		493件	441件	385件		
	日本製コンテンツの摘発件数	件数		2,250件	2,041件	2,251件		

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
 - 海外市場における模倣品・海賊版の氾濫は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得べき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させてしまう。そのため、我が国企業等の知的財産が国内外で適切に保護される環境整備の充実を図るべく、平成21年6月に創設された「日中知的財産権ワーキング・グループ」や官民合同ミッション等の模倣品対策等に関する各種の政府間対話を効果的に実施するため、侵害発生国の侵害実態調査、制度調査及び取締り執行機関への協力事業を実施するとともに、インターネット上における侵害行為等の新たな侵害態様への対応の強化のための必要な経費を概算要求した。
 - 平成22年度概算要求：527百万円（知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業【特許特別会計】）
 - 平成21年度予算：372百万円（模倣品・海賊版対策強化事業【一般会計】）
- 機構・定員要求
 - ・ 知的財産の権利付与の迅速化に関して、審査体制の強化を図るべく必要な定員を要求した。（定員要求：42名）
 - ・ 企業における営業秘密の適切な管理支援業務の増大に伴い必要な定員を要求した。（定員要求：2名）

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第154回通常国会 小泉総理 施政方針演説	平成14年2月4日	「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」ことを宣言。
経済成長戦略大綱	平成20年6月27日改訂	2007年現在約27ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮し、最終的にゼロとする目標の達成に向け、引き続き必要な審査官の確保や先行技術調査の外注拡大等の取組を強化するとともに、出願人の多様なニーズに柔軟に対応しながら、特許審査の一層の迅速化を推進する。

			<p>模倣品・海賊版の拡散を防止するため、昨年10月以来「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)構想の実現に向けた協議を知的財産保護に関心の高い関係国と進めており、引き続き議論をリードするとともに、当該構想の早期実現にむけた取組を加速する。また、侵害発生国に対し、官民一体となって取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する協力を行うとともに、侵害発生国や主要先進国の取締り執行機関等関係当局との連携を強化する。</p> <p>意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術の的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促すとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討し、グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクの増大に対応した所要の措置を行う。</p>
	<p>知的財産推進計画2008 (知的財産戦略本部決定)</p>	<p>平成20年6月18日</p>	<p>知的財産推進計画においては、知的財産保護の強化、模倣品対策強化に向け、国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守り、抑止力の向上を図るため、官民挙げて強力かつ効果的な対策を講ずることが求められているとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報化等の適切な管理のためにグローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応するための行動計画が定められている。</p>

施策名	工業標準・知的基盤の整備
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、我が国の研究開発成果の国際的な普及や、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図り、産業競争力を強化するとともに、安全・安心な社会を構築する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDOの研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準共同研究開発事業と基準認証研究開発事業費補助金を統合のうえ、国際標準提案型研究事業を拡充要求。 国際標準化への重点的取組を加速するため、環境管理会計の主要手法であるマテリアルフローコスト会計(MFCA)の国際標準化及び高度道路交通システム(ITS)に関する国際標準化を統合のうえ、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を拡充要求。 <p>(必要性)</p> <p>① 工業標準</p> <p>標準は、互換性の確保、品質の確保等を通して我が国産業の効率性の向上及び国際競争力の強化をもたらす極めて有効な手段である。しかしながら、①標準は、それ自体が公共財的な側面を持つこと、②民間の経営戦略上、標準化が有益であると判断されたものについては民間主体で標準化が推進される場合もある一方で、環境、高齢者・障害者対応、製品安全等の社会的ニーズが高い反面、民間の利益に直接結びつかない分野では、民間主体での標準化が進まないこと、等を背景に国の積極的な関与が望まれる。したがって、国が幅広い国内外の利害関係者との調整を行うこと等を通じて標準化を推進する必要がある。</p> <p>② 知的基盤</p> <p>研究開発活動を始めとする知的創造活動の成果は知的資産として蓄積され、それが新たな研究開発や知的創造につながる。しかし、単に知的資産として蓄積されるのみでは、社会全体での新たな研究開発や活動にはつながらない。したがって、研究開発成果の経済社会全体での活用を円滑にし、研究開発活動のみならず広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支えていくためには、「知的基盤」として、蓄積された知的資産が体系化され、広く供用可能とされていることが必要である。</p> <p>また、計量制度は、暦や貨幣制度と同様に、社会の基盤的制度である。したがって、経済・社会のニーズの変化に合わせて、民間の能力を活用しつつ必要に応じ適切に制度の見直し等を行いながら、行政が責任を持つ的確かつ効率的に制度を運用していくことが適当である。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 工業標準</p> <p>工業標準の整備、国際標準化の戦略的取組に関する施策は規格作成に必要なデータの取得等最低限のコストで、目に見える形で成果が現れる極めて効率性の高い施策である。</p> <p>② 知的基盤</p> <p>戦略的な計量標準の整備に関する施策により、臨床検査・食品安全・環境などの分野で新たな規制等に係る標準物質への対応が急務となっている状況下で、限られた政策資源のもとで、的確で効率的に対応することが可能となる。</p> <p>(有効性)</p> <p>産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築における品質・信頼の確保のため、工業標準・知的基盤の整備に関する施策は以下の点で有効性が高い。</p> <p>① 工業標準</p> <p>標準化は、互換性の確保、品質の安定、技術の固定化を通じて製品の普及、市場の拡大を可能とする有効なツールであり、戦略的な国際標準化活動は市場獲得に結びつく。また、少子高齢化、安全・安心への関心の高まりなどの社会ニーズに対応した消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境問題への対応等の公共福祉分野等の標準化については、民間の利益に結びつきにくく、民間主体では進まないため、国主導で産業界と連携して標準化を進め、公共調達で規格を採用すること等により、高齢者・障害者にとってアクセシビリティが高く、安全・安心な社会基盤の供給が可能となる。</p> <p>② 知的基盤</p> <p>知的基盤への投資自体は利潤を生む性格のものではないが、知的基盤の重点分野において、各々専門とする民間の能力を活用、又は研究開発マネジメント・コーディネート機能の高い独立行政法人を活用し産学官連携で研究開発を行うことで、知的基盤の整備を加速的に推進し、知的創造活動により創出された成果を効果的、効率的に体系化、組織化し広く供用することが可能となる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDOの研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準共同研究開発事業、基準認証研究開発補助金を統合のうえ、国際標準提案型研究事業を拡充要求。 国際標準化への重点的取組を加速するため、環境管理会計の主要手法であるマテリアルフローコスト会計(MFCA)の国際標準化及び高度道路交通システム(ITS)に関する国際標準化を統合のうえ、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を拡充要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16～18年 平均	17～19 年平均	18～20年 平均		
国際標準 提案件数 の倍増	ISO,IC に おける提 案件数		63 (13～15 年平均)	94	96	102	約120 (27年度)	13～15年平均に対し、 提案件数倍増

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
欧米並みの 幹事国 引受数を 実現	ISO,IECに おける国 際幹事引 受数			63	67	74	約100 (27年度)	○18年2月時点の欧米並 みの件数を目標。 ○実績値は暦年集計。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
知的基盤 整備目標	物理標準			252	271	279	334 (22年度)	
	標準物質			242	260	283	314 (22年度)	
	20万分の 1地質図 幅			112	115	115	124 (22年度)	
	生物遺伝 子資源の 提供数	万		4	4.7	5.4	7 (22年度)	
	ガラス組 成データ	万		27	27.5	28	30 (22年度)	

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDOの研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準共同研究開発事業、基準認証研究開発補助金を統合のうえ、国際標準提案型研究事業を拡充要求。
- 国際標準化への重点的取組を加速するため、環境管理会計の主要手法であるマテリアルフローコスト会計（MFCA）の国際標準化及び高度道路交通システム（ITS）に関する国際標準化を統合のうえ、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を拡充要求。

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
新経済成長戦略大綱	平成20年9月19日 閣議決定	第1 国際競争力の強化 1. 我が国の国際競争力の強化 (1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化 「国際標準総合戦略」、「国際標準戦略目標」の策定等を踏まえ、これらの施策を着実に推進する。 第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 4. ワザ：技術革新 (3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化 「国際標準戦略目標」の達成に向けて、官民が連携して、経営戦略と研究・知財戦略の一体化した国際標準化を実現するとともに専門人材の育

		成など民間企業、研究機関などの国際標準化活動を支援する。
知的財産推進計画 2009	平成21年6月24日 知的財産戦略本部 決定	II. 重点的に講ずべき施策 2. グローバルな知財戦略を強化する (4) 国際標準化活動を強化する ① 企業における経営者層・管理者層の意識を改革する ② 研究者の業績評価を改善する ③ 標準技術を円滑に実施可能とする方策を検討する
知的財産戦略 2009	平成21年6月12日 総合科学技術会議 決定	I. 第3期科学技術基本計画の進捗状況と課題 1. 知的財産戦略に関する重点項目の進捗状況と課題 1-4 標準化の活用に向けたさらなる進展
国際標準総合戦略	平成18年12月6日 知的財産戦略本部 決定	第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する 第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する 第3章 国際標準化人材の育成を図る 第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する 第5章 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する
第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日 閣議決定	第3章科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化 (2) 知的基盤の整備 (4) 標準化への積極的対応
消費者基本計画	平成17年4月8日 閣議決定	具体的施策 (2) 選択の機会の確保 ②計量・規格の適正化 (7) 経済社会の変化に応じた対応 ②国際的な連携の確保 (8) その他 ⑥企業の社会的責任への取組の促進

施策名	経営イノベーション・事業化促進
施策の概要	<p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐える新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>経営資源の効率的活用、ベンチャー企業の創出及び成長促進のための環境整備及びイノベーションを創出する新たな仕組みの構築を行うことにより、我が国経済の新陳代謝能力を高め、経済産業の活性化を図り、中長期的に実質GDP2.2%以上の経済成長の実現を目指す。</p> <p>(必要性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 我が国の産業競争力向上のためには、経営資源の新陳代謝機能を高め、経済産業を活性化することが重要である。そこで、改正産活法等の支援措置による企業の経営資源の効率的な活用の推進、過剰債務を悩む事業の再生促進、新技術の積極的活用等によるイノベーション促進等を通じた企業全体の生産性向上を図る必要である。 我が国経済を発展させるためには、新事業の創出が必要であるが、現状においては、新事業を立ち上げるための情報が不足しており、また、リスクの高さや信用力不足により資金調達が困難な状況となっている。こうした状況を改善するため、より多くの潜在的起業家が、起業に必要な情報や資金等を調達しやすい環境を整備する必要がある。 現下の経済危機や世界経済の構造変化に対応するため、我が国として、次世代の国富を担う産業が創出されることが必要である。我が国には、優れた技術等が数多く存在するものの、それらが大企業、中小企業、ベンチャー企業、大学等に分散し有機的な連携が図られていないため、これらの技術等を十分に活かし社会的ニーズに対応した事業の創出につなげていない。したがって、こうして潜在力を十分発揮できていない場合、産業や組織の枠を超えて技術等の経営資源を組み合わせる、いわゆるオープン・イノベーションにより、成長性の高い市場において新たな製品やサービスを生み出すなど、新たな付加価値を創出する取組が重要である。 <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 産活法は多方面から企業の生産性向上を支援し、既存計画に加え、平成21年度改正により資源生産性革新計画や資金の円滑供給等の新しい措置が追加された。今後、こういった強力な政策支援を通じ、企業の生産性向上を図り、我が国産業全体の生産性向上に繋げる。 ベンチャー企業の創業を促進するためには、大学・大学院における実践的な起業家教育の受講機会拡大に加え、起業後の豊富なリスクマネーの供給や、起業や投資に関する情報共有が重要である。ベンチャー企業の創出・成長をあらゆる段階で重要度が高い施策を全国規模で実施するため効率性が高い。 産業革新機構（以下、「機構」とする）による事業は、革新的な事業活動の創出に必要な長期のリスクマネーの供給を円滑化できることに加え、当該リスクマネーの供給の結果として適切なリターンが期待できる。 <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成11年に産活法が制定され、新たに事業再編に必要な計画を加えるといった改正を行いつつ、経済産業省ベースでは平成21年3月31日時点で320件（全省庁ベースで492件）の認定がなされ、そのうち計画が終了した237件のうち209件（約88%）が生産性を相当程度向上させた認められる。また、平成21年度に改正した産活法の税制支援措置の拡充、出資に対する補てん措置の新設等により、今般の経済状況からさらに相談数が増え、重要度が増すと思われる。 ベンチャー企業の発展に向け、有識者による「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」の場を通じ、現在のベンチャー企業が置かれた現状を再度点検しつつ必要な政策的対応の検討を実施し、平成20年4月に最終報告書を取りまとめた。平成22年度の各事業は、同研究会の最終報告書においてとりまとめられた6つの課題（①起業スキル不足、②世界的ベンチャー規模の不在、③起業家文化の欠如、④乏しい資金力、⑤機関投資家不在、⑥IPO至上主義）に対応する内容を展開しており、有効性は高い。 機構による支援業務が時限的に行われることにより、オープン・イノベーションによる事業及び当該事業に対する投資事業の成功事例を創出し、当該成功事例を社会に浸透することを通じて、我が国においてオープン・イノベーションが自律的に行われることが期待される。 <p>(反映の方向性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 産活法の認定等を通じ、さらなる産業の生産性向上及び過剰債務に悩む事業の再生の円滑化を図る。 ベンチャー企業の創業・成長を促進させるため、起業家人材育成事業及び中小企業国際化支援ネットワーク事業を実施するとともに、「女性、若者／シニア起業家支援資金」を継続する。 革新的な経済産業構造への転換に資する新たなビジネスモデルを創造する仕組みとして、「株式会社産業革新機構」が本年7月に設立。一定規模の長期のリスクマネーを供給することで、中長期にわたる国富の増大を図り、産業や組織の枠を超えて経営資源を結集させることにより、オープン・イノベーションを推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (H22年度)
実質GDP成長率	2.0%	2.3%	2.3%	1.8%	-3.5%	(中長期的に)2.2%以上
総資産経常利益率(ROA)	3.5%	3.8%	3.9%	4.0%	(調査中)	H20年度よりプラス2%以上
自己資本当期純利益率(ROE)	4.0%	4.8%	5.8%	6.0%	(調査中)	H20年度よりプラス2%以上
エネルギー生産性	—	—	—	—	—	4%以上(H24年度)
炭素生産性	—	—	—	—	—	5%以上(H24年度)
開業率(%)	3.5 (平成13～16年平均)	5.1 (平成16～18年平均)		(調査中)		(増加)
廃業率(%)	6.1 (平成13～16年平均)	6.2 (平成16～18年平均)		(調査中)		—
産活法認定件数(件)	94	93	41	22	24	—
エンジェル税制利用件数(直接投資)(件)	357	167	54	129	470	—
エンジェル税制投資額(直接投資)(百万円)	847	933	659	278	1,041	—
女性・若者／シニア起業家支援資金利用件数(件)	6,802	11,134	11,978	12,693	11,109	—
新創業融資制度利用件数(件)	6,341	7,535	9,237	14,108	14,776	—
会社登記数(「民事・訟務・人権統計年報」の新規設立会社数)[暦年]	101,100	103,545	115,178	101,981	92,097	—
オープンイノベーション実績数	—	—	—	—	—	—

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
起業支援ネットワーク環境整備事業については、一定の効果を得たため、平成22年度は予算要求を行わないこととした。
- 財政投融資計画要望
女性や若者、シニアの起業家を支援するため、女性、若者／シニア起業家支援資金の継続を要望する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「成長力強化への早期実施施策」	平成20年4月	エンジェル投資の活性化に向けた支援策を抜本的に拡充する。
「経済成長戦略大綱」	平成20年6月	起業家教育の受講機会拡大を促す、企業、業種、大学の壁を超えて技術・人材を組み合わせる新たなビジネスモデルを創造する仕組みの創設等。
「低炭素社会づくり行動計画」	平成20年7月	「イノベーション創造機構」(仮称)を2009年度に創設し、国内外からの長期リスクマネーの円滑な供給を図る。
「新経済成長戦略改訂版」	平成20年9月	「資源生産性競争」時代における新たな経済産業構造の構築。

施策名	I Tの利活用の促進
施策の概要	<p>企業、行政、生活、社会の各分野におけるI Tの利用・活用を通じて、構造改革、課題解決、生産性の向上等を促進する。具体的には、I Tのポテンシャルを最大限に活かし、我が国の生産性向上を加速化していくために、①中小企業・サービス産業などの底上げにつながるI T資本投入の拡大、I T投資効率を向上させるようなI T活用の促進を図る。</p> <p>また、I T活用を支える基盤の整備として、②I Tの利活用において秀でる人材（I T人材）の育成、社会インフラの整備等を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 現在、諸外国においても、自国経済の成長力を高めるべく、戦略的なI T活用を国全体として推進しており、我が国の競争力を維持・強化する観点からは、国が関与し、これらの取組を牽引していくことが必要である。特に、I T利活用により低炭素革命の進展を図る等、地球的課題の解決を我が国産業競争力強化に資する形で取り組むことが重要となっている。しかし、社会全体でのI T利活用を推進する上では、共通化、標準化を図ることが肝要であるところ、市場における自生的な対応に委ねては、短期間での整備は不可能であるため、政府が指標化・標準化を促し、広く社会に浸透させて行く必要がある。さらに、これらのI T活用を推進する上で重要なのは、I Tを利用できる人材である。I T人材の育成についても、各国が、競って高度I T人材の育成に政府の資源を投じつつ取り組んでいる状況にあり、我が国としても、引き続き産学の連携により有効な人材育成体制を構築することが、国際競争力を維持する上で求められている。加えて、政府は、I Tの効果を受益する巨大なユーザー組織の側の面も併せ持つ。政府のI T活用は、一義的には政府自身の業務合理化、行政サービスの向上を図る上で不可欠な取組であるが、市場への主要参加者として取引慣行等の改善のために率先垂範を示すことを通じ、I Tの利活用を支える健全な市場の発展を促すという効果も大きく、この面からの政府の役割も大きい。</p> <p>（必要性） I Tの利活用は、我が国の経済の生産性向上、経済成長の動向を左右するのみならず、個人生活や社会の活力の基盤にも大きな影響を及ぼすものである。このため、企業、社会だけでなく個人レベルで、I Tの活用の意義を理解しながら、I Tを主体的に使いこなしていくことが求められる。さらに、これらのI T活用を推進する上で重要なのは、効率的なI T活用を可能にする人材の育成といった一連のプロセスの自立的な展開を促す環境を整えることが必要である。</p> <p>（効率性） I Tに関わるグローバル人材を輩出するとともに、新たなI T機器の需要創出によるI T産業の市場活性化だけでなく、I T導入など利用を図った中小企業等において生産性が向上し、利益拡大など大きな効果が見込まれることから、本施策は、費用対効果の面では効率的である。</p> <p>（有効性） 我が国の中小企業や行政システムへのI Tの活用についてはまだ余地があるため、I T経営の普及や中小企業等のI T投資の促進にかかる事業を実施していくことは、経営の質の大幅な向上それに伴う売り上げ・生産性の向上が期待されるだけでなく、I Tの新しい活用あるいは普及によって新たな企業サービスやI T機器への需要創出につながることも予想されるなど、その波及効果は大きく、日本経済全体にとって有効である。また、I T人材の育成や安全な社会の構築といった環境整備も同時に展開されることによって、I Tにかかる利用と、新たな技術・サービスの創出との好循環が利用とその成果がさらに積極的に効果的に利用する素地がつけられることから有効である。</p> <p>（反映の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用製品における企業環境貢献度可視化・価値化事業（新規要求） ・I T経営実践促進事業（広域的新事業創出基盤強化委託事業の内数）（減額要求） ・地域経済情報化基盤整備事業（広域的新事業創出促進補助事業の内数）（減額要求） ・我が国情報経済社会における基盤整備（増額要求） ・電子経済産業省構築事業（減額要求） ・アジア域内の知識経済化のためのI T活用等支援事業（増額要求） ・中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業（平成21年度で終了） ・企業間情報連携基盤の構築（平成21年度で終了） ・につぼんe物産市プロジェクト（平成21年度で終了）

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H18年	H19年	H20年		
50%	企業経営をITによって最適化する企業の割合	%	-	26.1%	34.5%	34.20%	22年度	
60%	基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合	%	-	-	-	調査中	22年度	
1000件	企業経営におけるIT利用・活用の成功事例	件	-	269	378	266	22年度	
30%	スキル標準に基づいた人材評価を行う企業の割合	%	-	-	-	12.1%	23年度	
年間15万人	ITパスポート試験申込者数	人	-	-	-	-	23年度	
約905万時間/年の業務削減、約1.7億円/年の経費削減※	業務削減・経費削減(旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務)	時間 円	-	-	開発工程消化率 100%	開発工程消化率 100%	25年度	
約3.2万時間/年の業務削減、約3.8億円/年の経費削減	業務削減・経費削減(経済産業省統計調査等業務)	時間 円	-	-	開発工程消化率 100%	開発工程消化率 100%	23年度	
500団体以上	開発した文字情報基盤(共通フォントや、文字コードの検索機能)を利用する府省・自治体等の数	団体	-	-	-	-	23~27年度	

※業務システム最適化計画において、効果等の試算については、引き続き精査し、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の改定を行うこととされているため、計画の改定があった場合には当該目標値も変更になる場合がある。

政策評価の結果の政策への反映状況

ITのポテンシャルを最大限に活かし、ITによる温暖化対策、産業の競争力強化を実現するため、平成22年度においては、省エネ家電製品等の買換による環境貢献の可視化・価値化の仕組みに関する調査等のほか、アジア域内のIT利用環境整備、IT人材の育成等、IT利活用促進のための取り組みを引き続き着実に推進する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	第 2 章 成長力強化 1. 成長力の推進 (3) 魅力発揮ーITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化、ITを活用した地域の活性化等、ITによるアジア知識経済圏の構築等、電子行政の加速、高度IT人材等の育成強化
i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	第 2 章 分野別の戦略 I. 三大重点分野 (1) 電子政府・電子自治体分野、 II. 産業・地域の活性化及び新産業の育成
民主党の政権政策マニフェスト 2009	平成 21 年 7 月 27 日	1. 現在の政策・支出を全て見直す。 5. IT、バイオ、ナノテクなど、先端技術

		<p>の開発・普及を促進</p> <p>5-36. 「次世代の人材育成」</p> <p>5-42. 家電製品等の供給・販売等において、CO₂排出に関する情報を通知するなど「CO₂の見える化」を推進。</p>
三党連立政権合意書	平成 21 年 9 月 9 日	<p>7. 地域の活性化 中小企業に対する支援を強化</p> <p>8. 地球温暖化の推進 国内の地球温暖化対策を推進し、環境技術の研究開発・実用化を進め、既存技術を含めてその技術の普及を図るための仕組みを創設し、雇用を創出する新産業として育成を図る</p>
総理大臣指示の重点政策	平成 21 年 9 月 16 日	<p>1. アジアを視野に入れ、技術や人材など日本の強みを最大限に活かすとともに、今後の経済を牽引する新たな成長産業を育て、雇用を創出するための戦略を構築する。</p> <p>2. 資金繰り対策を含め、中小企業を総合的に支援する。</p> <p>4. 地球温暖化対策を政府全体で推進。</p>

施策名	流通・物流基盤整備
<p>施策の概要</p>	<p>① アジアにおける広域的な物流環境の改善 日中間における広域的な物流環境を改善するため、物流情報プラットフォームの構築、パレット等物流資材の標準化、荷役作業中の貨物損壊などの防止に資する管理方法の高度化の可能性等に関する調査を実施。この調査をもとに、今年度より新たに設置される日中物流政策対話等を通じて、日中間での物流環境の改善を図る。</p> <p>② 貿易手続きや物流管理のIT化と国際的情報連携の構築 グローバル・サプライチェーンにおいて、国・取引関係者の枠を超えて、オープンかつ柔軟に共通の貨物可視化情報を取得・共有する、企業間情報連携基盤の仕組み構築（ルールづくり）を実施していく。また、AEO（Authorized Economic Operator）の相互承認推進・税関との密接な連携を前提とした、コンプライアンスの高い企業に対する輸出入手続きの更なる簡素化を制度化することの可能性を探る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要 達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 近年アジア等新興国では著しい経済成長が続いており、こうした国の活力を取り込んで我が国産業も成長することが、今後の人口減少社会の中では必須である。このため、製造業を中心にアジア等地域全体にサプライチェーンを展開し、物流の円滑化、全体最適化を図る動きがある。我が国産業の国際競争力の強化のためには、我が国が主導して仕組み・ルールを構築し、世界標準として浸透させ、業界や国・地域への広がりや牽引する必要がある。</p> <p>（必要性）</p> <p>① アジアにおける広域的な物流環境の改善 日中両国の経済関係の深化に伴い、両国の企業にとっては、製品の製造から販売に至るまでの、国境を跨ぐサプライチェーン全体の円滑化が一層重要となっている。 しかし、中国企業との間で貿易を行う日本企業から、中国の貿易手続きに係る課題として、貿易手続や物流人材に関するものなど様々な課題が挙げられている。そこで、これらの課題解決のための調査・研究を実施するとともに、物流の円滑化に向けて両国の関係部局が集まり議論する政策対話の場を設け、行政が主導的な立場を取り、多様な主体の連携を図りつつ、議論することが必要である。</p> <p>② 貿易手続きや物流管理のIT化と国際的情報連携の構築 グローバル規模で事業を行う製造業者が、国際競争力を有する効率的な経営を実現するためには、逐次変化する世界各地の消費市場の販売動向を基に、あらかじめ、世界各地の自社工場での生産計画や、消費市場での販売・在庫計画を策定し、それらをつなぐ綿密で柔軟な輸送計画を立てることが重要となっている。 一方で、貨物を物流事業者へ引き渡したあと、輸送中の貨物の位置等の情報をリアルタイムで把握しようとした場合、サプライチェーン上に多数登場する複数の物流事業者との連絡や、事業者ごとに異なる複数の貨物管理コードの紐付け等の煩雑な作業が必要であり、サプライチェーンマネジメントが必ずしも十分できていない。 これが実現できれば、急な需要変動に対応した貨物の仕向地の変更や、状況に応じた効率的な輸送手段の変更などを柔軟かつ迅速に行うことが可能となり、製造業者は、より精度の高いサプライチェーンマネジメントを構築できる。そのためには、情報共有基盤技術が世界的なインフラとして整備されていることが肝要であり、行政が業態や利害得失が多様である事業者相互の密接な連携を推進し、新しい関係の構築を進めることが必要である。</p> <p>（効率性） グローバルサプライチェーンにおける企業間情報連携は、個々の企業や特定のグループ内において閉じたシステムが構築され、サプライチェーンマネジメントを全体で最適化するための情報共有の仕組みとはなっていなかった。「サプライチェーンマネジメントの更なる高度化・効率化」や「貿易手続きの簡素化・効率化」をきっかけとした産業横断的な情報共有のための仕組みの構築を進めることは、これらの問題への対応を進めるだけでなく、グローバルサプライチェーンに関わる企業がそれぞれ異なったシステムを構築することによる重複投資を避け、全体最適を実現することに資する。グローバルサプライチェーンにおける貨物の可視化情報を共有するための基盤は、我が国のみならず、今後は米国、EU、東アジアとの通商を行う国を中心に普及が見込まれるものであり、その普及については大きな効果が期待できる。</p> <p>（有効性） 経済構造のグローバル化が進む中、スピーディーでシームレスかつ低廉な物流の構築やデマンドサイドを重視した効率的物流システムが求められていたことから、政府は平成17年度に「総合物流施策大綱（2005-2009）」を策定し、総合的な物流施策を推進してきた。それにより、流通業界において迅速かつ効率的なサプライチェーンマネジメントを実現するため、次世代のEDI標準の確立等流通システムの標準化に取り組み、「流通ビジネスメッセージ標準」を平成20年度までに完成させるなど、諸施策を推進してきた。また、貿易手続きについても、平成19年度の「貿易手続改革プログラム」の策定以降、毎年フォローアップと改訂を行い、税関の臨時開庁手数料の廃止や原産地証明制度改革、AEO制度の対象者の拡大など、貿易関連手続の改善が着実に実施されている。そして、平成21年度には新たに「総合物流施策大綱（2009-2013）」を策定したほか、「貿易手続改革プログラム」のフォローアップおよび2次改訂を行い、さらなる物流環境の改善に向けて施策を着実に実行していく。</p> <p>（反映の方向性）</p>

- ・中国等アジア物流改善に向けた調査等の実施
- ・グローバル・サプライチェーンにおける企業間情報連携基盤の構築および実証

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
貿易手続きや物流管理のIT化と国際的情報連携の構築	売上高物流コスト比率	%	-	5.01%	4.84%	4.87%	着実な減少	社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 物流コスト調査報告書より

政策評価の結果の政策への反映状況

《予算》
 ・ 「国際流通・物流システム高度化推進事業」は当初予定していた事業目標を達成したため、流通・物流システム開発等推進費に大括りし、本事業を終了。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
総合物流施策大綱 (2009－2013)	平成21年 7月 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、日中韓物流大臣会合、日ASEAN交通大臣会合、国際物流競争力パートナーシップ会議を通じて、アジアにおける物流環境に係る課題の抽出や人材育成の取組み等を推進してきた。今後も、これらの枠組み等を始めとする各種の政府間対話等を通じ、複合一貫輸送の推進、物流に関する諸制度・サービスの改善、貿易手続円滑化や物流管理技術の向上等に向けた協力を引き続き強力に進め、物流環境の改善に取り組む必要がある。 ・ また、電子タグ等の技術を活用し国際物流管理情報の可視化を推進するため、物流事業者や荷主等の間で貨物の位置情報を共有するための貨物管理コードの国際標準化等、企業間情報連携基盤の構築について検討を進める必要がある。 ・ 引き続き、AEO制度の利用状況や諸外国の制度の進展等を踏まえ、貨物のセキュリティ管理を確保しつつ、物流全体のリードタイムの短縮やコスト削減等に向け、AEO制度の利用・運用状況や効果を見極めつつ、貿易円滑化と貨物セキュリティ確保の両立を図る見地に立って、AEO制度等、保税・通関制度等の在り方を検討し、必要な見直しを継続的に行う必要がある。
経済成長戦略大綱	平成 20 年 6 月改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1. 国際競争力の強化 <ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国の国際競争力の強化 <ol style="list-style-type: none"> (4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化 「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、2006年に策定した「国際物流競争力強化のための行動計画」を着実に実施し、2015年までに東アジア域内における物流効率化を目指す。このため、2006年度に構築した「国際物流競争力パートナーシップ」を引き続き存置し、関係省庁が一体となって、総合物流施策大綱やアジア・ゲートウェイ構想とも連携を取りつつ、行動計画を着実に推進し、適切に評価し、次のステップにつなげる。（中略）また、東アジア・ASEAN経済研究所（ERIA）における広域物流開発計画の策定等を通じて国内外の諸課題解決に取り組むとともに、ASEAN、さらにはアジアワイドでのパートナーシップを構築する。 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み <ol style="list-style-type: none"> (4) グローバル化に対応する制度の整備 <ol style="list-style-type: none"> ② AEO制度の推進等

			<p>我が国の国際競争力を強化するため、AEO制度の拡充や税関の臨時開庁手数料の廃止等を平成20年4月より実施したところであるが、引き続きアジア・ゲートウェイ構想における貿易手続改革プログラムの取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2. 生産性の向上（ITとサービス産業の革新） <ul style="list-style-type: none"> 1. ITによる生産性向上と市場創出 <ul style="list-style-type: none"> (2) ITによる「つながり力」強化 <ul style="list-style-type: none"> ② 電子商取引や電子タグ等による「情報共有基盤」の構築 <p>標準化の検討が進むインターネットEDI（電子データ交換）等の対象商材・業界の拡大を図る。さらに、取引に関する情報に加えて、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報について、EDIや電子タグ等を活用し、企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を超えた情報共有の仕組み（電子商取引・電子タグ基盤）を2010年度までに構築する。</p>
--	--	--	--

施策名	情報セキュリティ対策の推進																																																											
施策の概要	<p>情報処理基盤の安全性を確保するための対策、企業・個人における情報セキュリティ対策を促進することを通じて、第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月情報セキュリティ政策会議決定）において、政府全体の基本目標である「『ITを安心して利用可能な環境』の構築」を目指す。</p>																																																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等に代表されるITへの脅威（情報セキュリティ上の問題）は多様化・高度化する傾向にあり、「ITを安心して利用可能な環境」を構築するためには、官民が連携して情報セキュリティ対策を推進することが必要である。</p> <p>（必要性） 情報セキュリティ対策は費用対効果が見えにくいこと、脆弱性等への対応は製品開発者の利益に直結しない上に、そもそも製品開発者が脆弱性等に気付きにくいこと等から、本分野については民間の自主的な取組だけでは十分な効果が期待できない。情報セキュリティ対策を民間の自主的な対応のみに委ねた場合、民間における情報セキュリティ対策は不十分なものとなり、結果として、経済社会活動の基盤となっているIT全体の安全性・信頼性が大きく損なわれ、我が国経済社会活動全体、ひいては安全保障にも悪影響を及ぼす可能性が高いため、国が施策を講じることが必要である。</p> <p>（効率性） コンピュータウイルスによる被害金額は年間数千億円と推計されており、また、ボット等の新たな脅威も出現していることから、情報セキュリティ上の問題に起因する被害はその数倍にのぼると考えられる。本施策については、PC、インターネットを利用する不特定多数の者が受益者であり、国において必要な予算措置等を講じることで、情報セキュリティ対策の基盤が整備され、社会全体の情報セキュリティに関するリスク・被害の抑制が可能になるため、効率的である。</p> <p>（有効性） コンピュータセキュリティ早期警戒体制を整備し、企業等における情報セキュリティ上の問題に対する情報収集、緊急時対応を可能とすることにより、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等による被害が抑制される。また、IT製品に係る情報セキュリティ評価関連事業等の技術面での情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策ベンチマークの策定等の組織面での情報セキュリティ対策を推進することにより、企業・個人の情報セキュリティ対策が進展する。コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備、及び企業・個人の情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティ上の問題による被害を防止することは、「ITを安心して利用可能な環境」を作り、大きな効果を及ぼすものと考えられる。</p> <p>（反映の方向性） 利便性と均衡を考慮した情報セキュリティ機能を予め付与したデジタル機器等が市場に投入され、誰もが簡単、安全に情報を活用することができる研究開発等を実施するための経費を新規に要求する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1294 1497 1664"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにすることを旨とする</td> <td>コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値</td> <td>億円</td> <td>—</td> <td>3,137</td> <td>2,201</td> <td>調査中</td> <td>2,000程度 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティセミナーの参加者数</td> <td>人</td> <td>—</td> <td>6,947</td> <td>8,020</td> <td>8,696</td> <td>7,000以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする</td> <td>企業におけるセキュリティポリシーの策定率</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>47.5</td> <td>50.0</td> <td>調査中</td> <td>60以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット安全教室の開催回数</td> <td>回</td> <td>—</td> <td>98</td> <td>130</td> <td>125</td> <td>150以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>152</td> <td>211</td> <td>220以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度以降の指標については、平成21年度の実績を踏まえ、設定することとする。</p>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	○IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにすることを旨とする	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	億円	—	3,137	2,201	調査中	2,000程度 (21年度)		情報セキュリティセミナーの参加者数	人	—	6,947	8,020	8,696	7,000以上 (21年度)		○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする	企業におけるセキュリティポリシーの策定率	%	—	47.5	50.0	調査中	60以上 (21年度)		インターネット安全教室の開催回数	回	—	98	130	125	150以上 (21年度)		ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)	件	—	90	152	211	220以上 (21年度)	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																
				18年度	19年度	20年度																																																						
○IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにすることを旨とする	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	億円	—	3,137	2,201	調査中	2,000程度 (21年度)																																																					
	情報セキュリティセミナーの参加者数	人	—	6,947	8,020	8,696	7,000以上 (21年度)																																																					
○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする	企業におけるセキュリティポリシーの策定率	%	—	47.5	50.0	調査中	60以上 (21年度)																																																					
	インターネット安全教室の開催回数	回	—	98	130	125	150以上 (21年度)																																																					
	ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)	件	—	90	152	211	220以上 (21年度)																																																					
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>脅威の「見えない化」が進むとともに、金銭・機密情報取得などを目的とした攻撃も増加するなど、脅威そのものの多様化に加え、攻撃側の手法もさらに複雑化・高度化しているため、このような新しい脅威への対応にウエイトを一層シフトしていく。また、攻撃側が国境を越えて活動を展開していることを踏まえ、国外の関係機関との連携・協力体制を強化する。さらに情報セキュリティ対策に係る情報の普及啓発事業については、地域の中小企業や個人を対象としたものを充実させていく。</p> <p>一方、企業等の情報セキュリティ対策については、情報漏えい対策などの情報管理等が一層重要となっていることを踏まえ、企業等の競争力の根元となる情報とIT利活用上のリスクを管理する情報セキュリティガバナンスに係る政策に重点化する。また、新たな研究開発については、情報セキュリティ技術のシーズを研究開発するものから、社会的・経済的ニーズに応えることを目的としたものに重点化していく。</p>																																																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																																																									
<p>IT新改革戦略（IT戦略本部）</p>		<p>平成18年1月</p>	<p>II今後のIT政策の重点</p>																																																									

重要政策（主なものの）	決定)		2. IT基盤の整備 (2) 安心してITを使える環境の整備 ネットワークの不適正な利用による被害等の最小化のために、官民が協力し、我が国全体として対策を強化する。
	重点計画 2008 (IT戦略本部決定)	平成 20 年 6 月	世界一安心できる IT 社会 ー「情報セキュリティ先進国」への躍進、サイバー犯罪の撲滅ー
	IT政策ロードマップ	平成 20 年 6 月	2. ITを安心して活用でき、環境に先進的な社会の実現 ITの利便性を安心して享受できる社会の実現のため、継続的・重点的な取組が重要である。
	経済成長戦略(経済財政諮問会議取りまとめ)	平成 20 年 6 月	3. 3つの戦略 (1) 全員参加経済戦略 ④ 世界最先端のIT国家化 情報セキュリティ向上に向け、平成20年度内に電子政府の企画・設計段階からの安全確保等「セキュア・ジャパン2008」の施策や次期基本計画策定を実施する。
	経済成長戦略大綱(改定) (財政・経済一体改革会議決定)	平成 20 年 6 月	1. ITによる生産性向上と市場創出 (2) ITによるつながり力強化 ② IT経営の推進 情報の利活用を支える情報セキュリティの実現方策などに取り組む。
	第2次情報セキュリティ基本計画(情報セキュリティ政策会議決定)	平成 21 年 2 月	
	セキュア・ジャパン2009 (情報セキュリティ政策会議)	平成 21 年 6 月	
	経済財政改革の基本方針2009 (経済財政諮問会議取りまとめ)	平成 21 年 6 月	第2章 成長力の強化 1. 成長戦略の推進 (3) 魅力発揮 「第2次情報セキュリティ基本計画に基づき、「セキュア・ジャパン2009」の施策を着実に実施し、情報セキュリティの向上を図る。
	デジタル新時代への戦略 (IT戦略本部決定)	平成 21 年 7 月	Ⅲ. デジタル基盤の整備 (方策) 3. 情報セキュリティ対策の確立
民主党の政権政策 Manifesto2009	平成 21 年 7 月	5. 「IT、バイオ、ナノテクなど、先端技術の開発・普及を支援」 5-36「中小企業憲章の制定など、中小企業を総合的に支援」 5-47「消費者の権利を守り、安全を確保」 6-48「災害や犯罪から国民を守る」	

施策名	消費者行政（製品・取引）の推進
<p style="text-align: center;">施策の概要</p>	<p>(1) 商取引適正化・製品安全に係る調査研究 商務の適性化においては、商取引自体の適正化を図ること及び安全な製品が取引されることを目的とする。 商取引分野においては、企業の消費者相談対応部署等へのアンケートの実施で、最新のトラブル実態を把握し、商品、役務及び取引形態の多様化・複雑化やインターネット取引・国際取引の進展・個人情報に関する消費者意識の変化を踏まえた新たな課題について調査・検討を行う。加えて、諸外国の政府の商取引の適正化のための施策・規制等を調査する。さらに、諸外国の取組を参考にして消費者志向経営・ビジネス促進に必要な施策を行うとともに、先進的な取組を行っている企業の優良行動の実態について調査・分析を行う。また、商品市場の健全な発展を図るため、各国の取引所の上場商品等が多様化・複雑化することに伴う新たな課題について検討を行い、実態に即した施策展開を行っていく必要があるため、国内外の商品市場の実態調査等を行う。 製品安全分野においては、民間事業者の自主的な製品安全活動を促進するための調査研究等を行う。具体的には、リスクアセスメント評価手法の研究・普及、事業者が利用するリコールに係る指針の調査等を実施する。</p> <p>(2) 商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業 商取引分野においては、事業者等に対して、説明会やウェブサイト等を通じ、改正割販法・改正商取法等の内容・解釈の周知・啓発を行う。特に、商品取引所法については、平成21年に改正がなされ、原則、平成22年度中の施行が予定されているところ、説明会を重点的に行う。また、平成22年度より運用が本格化する改正割賦販売法についても、改正内容（個別クレジット業者への登録義務・加盟店調査義務、消費者への支払に係る抗弁権の付与、カード情報等の保護義務、支払能力を超える与信の禁止等）に係る広報活動を行う。 製品安全分野においては、製品安全制度が円滑に運用されるように製品安全制度の内容の事業者への周知等を行う。具体的には、長期使用製品安全点検制度等の製品安全施策に関する民間事業者等への周知・広報活動等を実施する。</p> <p>(3) 製品安全関連法の施行 事故情報の評価・分析、技術基準への適合状況の確認、技術基準の改正・策定のための調査等を行う。</p> <p>① 事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品安全法令に基づく規制対象製品について、実際の流通品が技術基準に適合しているのか状況を確認するために、試買テストを行う。 ・ 重大製品事故情報等を体系的に分析・評価し、新たに規制すべき品目や定めるべき技術基準等の抽出等を行う。特に、今年度より導入された長期使用製品安全点検制度に関し、新たな対象品目についての調査が必要。 <p>② 規制対象製品の技術基準の策定等調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな規制対象製品について技術基準を作成するとともに、既存の技術基準の見直し等を行うため、海外の技術基準（IEC規格等）の調査研究や試験方法の検討等を行う。
<p style="text-align: center;">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 安全な製品を利用できる環境や、商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、国民経済の健全な発展を達成する。</p> <p>1 消費者が安全な製品を利用できる社会の実現 製品事故が多様化する中、事故の拡大・再発防止から未然防止に至るまで、幅広く事故防止を図られるための環境を目指す。そのために、製品安全法制度のみならず、事業者・消費者の自主的な取組をも一体となった事故防止制度を構築する。</p> <p>2 適正な取引秩序に基づいて、健全に発展する市場の実現 クレジット取引、商品取引等、それぞれ現実に存在する個別の特徴を持った各取引形態に適した法令やルールに基づく取引秩序が確立した市場を目指す。</p> <p>（必要性） 社会の高度技術化、生活文化の多様化が進展し、多様な製品、多様な取引形態が次々と生まれている現状において、消費者や事業者の合理的行動に任せ、悪質な商品や事業者が市場から淘汰されるのを待っているだけでは、実際に発生する製品事故や消費者トラブルを防ぐことができない。そこで、消費者の安全・安心の確保を前提とした商務の適性化を図る上では、このような市場メカニズムに任せるだけではなく、国として製品の安全や取引の安全に対処する必要がある。更に、平成21年9月の消費者庁発足を受け、経済産業省は、引き続き所管している規制法の主管者としてだけでなく、各事業の所管主として、事業者が自主的に消費者志向の経営・取引を行い、市場における取引がより活性化する市場メカニズムの生成を支援する必要がある。</p> <p>1 製品については、消費者の安全が確保されるような一定水準の安全レベルは、市場メカニズムだけでは確保が困難であり、国による法令等での安全規制や事業者への働きかけ等が必要不可欠である。そのため、規制対象製品ごとに技術基準を設定し、各法令で定められた表示が付された技術基準適合製品以外は販売を禁止するなど、製品安全4法を適正に執行することが重要である。また、消費生活用製品安全法に基づき、事業者から消費者庁に報告された事故情報の分析を徹底すること等の確実な実施も、消費者の安全を図るうえで、重要である。</p> <p>2 クレジット取引、商品取引等の商取引分野においては、消費者トラブルが生じやすく、また現に消費者相談の件数も多い。これらのトラブルを引き起こす悪質事業者は、次々と新しい手口を</p>

用いてルール違反を繰り返すため、そもそも市場メカニズムにおける経済合理性によっては淘汰されない性質を有しており、国が取引の安全を確保するための各種法規制を常に整備し、執行していく。また併行して、悪質商法の現状や関連法規の整備・適用の状況などについて、法執行の一部を担う都道府県、消費者相談を行う各種相談員や消費者自身に対して、広く統一的な情報提供を行いつつ機動的で厳正な法執行を行う必要がある。そして、消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するためには、法令による悪質事業者への対応のみならず、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進していくことが必要である。

(効率性)

本施策においては、消費者の安全・安心の確保の観点から、まず法の整備によって事業者が遵守すべき義務や、消費者による自衛を可能とする権利等を規定するとともに、整備されたルールの普及に基づく法執行に重点を置き、業務停止命令や危害防止命令（製品の回収を含む）等の行政処分を着実に実行し、違法な事業者、違反製品を市場から排除し、法遵守への誘導を行っている。また、企業に対し製品安全確保に係る自主的なガイドラインの策定・運用を働きかけるなど、製品事故の事前防止に主眼を置いた効率的な取組を行っている。

さらに、取引の安全についても、法制度の整備のみならず、整備した法制度が有効に活用されるよう、消費生活センターや消費者だけでなく、事業者等にも向けて、新たな悪質商法の情報や、民事ルール等の活用方法等について積極的に情報提供を行っており、トラブルの未然防止や、事後解決の迅速化、円滑化に効果をあげている。

このように、本施策においては、法の執行から整備、その活用に至るまで各フェーズに応じた実効性確保の取組を行っており、効率的な施策目的の実現を図ることができる。

(有効性)

消費生活用製品安全法は、ガス事業法等の個別法で安全の確保が図られた製品以外全てを対象とすることで、漏れのない、包括的な消費者の安全・安心の確保を行うことができる。このことは、幅広く製品安全を図るうえで、本施策が極めて大きな役割を果たしていると言える。

消費者取引に関する相談件数が全体として年間100万件強であるのに対し、相談の6割以上は本施策の対象となる割賦販売、商品取引等の分野に集中しており、消費者取引の安全・安心を確保する上で、当該分野へ集中した対策の有効性は高い。

また、「法の執行」と「法の制度整備」の枠組みを両輪として施策を推進することで、事前予防と事後的解決の両面での対策の強化が図られた。また当省は、消費者の契約相手となる多くの事業者事業の発達・改善を所管することで、事業者の自主的な取組を効果的に促進している。これらの施策を通じて、適正な市場の発展が図られる。

(反映の方向性)

- 商品取引所法の改正に伴い必要となる予算（事業者等へ新制度を広く周知・啓発するために必要となる予算等）や、悪質事業者への執行にかかる体制の変更・拡充、及び平成22年度に運用が本格化する改正割賦販売法に適切に対応しうる検査体制を確保するため、商品取引所法及び割賦販売法の執行に必要な制度の構築・改修費や非常勤職員手当・旅費等を要求。
- 消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するため、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進するために必要となる調査を実施するための予算を要求。
- クレジット取引に係る国内外における新たな課題に対応し、クレジット取引の適正化を図るための関連予算を要求。
- 商品取引所法等の執行強化に係る機構定員の要求。
- より迅速かつ適切に製品事故の未然・再発防止を図るため、試買テスト、製品安全4法に係る技術基準の見直し、製品事故の未然防止制度の運用、製品安全に係る普及・啓発活動等に必要となる予算を要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
取引の安全・安心確保	特定商取引に関する相談件数	万件	110 (H15年度)	61	56	46		
	割賦販売法に基づく立入検査件数	万件	16 (H15年度)	11	9	17		
	商品取引に関する相談件数	件	7,810 (H15年度)	4,544	4,194	3,467		
製品の安全・安心確保	製品安全4法における違反措置件数	件	56 (H15年度)	318	321	250		

政策評価の結果
の政策への反映
状況

これまで、法執行については、製品安全4法の規制対象品目に対する試買テスト実施し、安全性の確認を行ってきた。近年、商品開発サイクルが短くなっており、規制対象となる品目数も増加傾向であるところ、事故情報データベースを活用しながら、時宜に応じた試買テストの拡充を図っていく。

製品安全の分野については、市場出荷後における経年劣化による製品の重大事故の未然防止策を講じる観点から、平成19年に消費生活用製品安全法を改正し、事故情報の報告・公表制度を新設した。本制度により、製品事故の再発防止策を強化したところであるが、今後は製品事故原因の分析から安全対策の抽出を行い、得られた情報の注意喚起を充実する。また、対象規制品目における既存の技術基準の見直し等を行うため、技術標準の更なる調査研究等を行う。

取引の安全の分野については、本施策の継続的な実施により、消費者トラブルに対する機動的な対応を行ってきたこともあり、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は取引類型によって若干の差異はあるものの、ここ数年は大幅な減少傾向にある。しかし、特定商取引に係る相談件数の減少については、大部分は架空請求、不当請求の減少によるものであり、訪問販売等の他の取引形態については、若干の減少傾向にあるものもあるが、様々な手法を用いた悪質な販売行為が次々と発生しているため、依然として高い水準にある。トラブルの内容としては、70歳以上の高齢者からの相談件数が大幅に増加しており、高齢者に対する悪質訪問販売による高額被害が目立っている。こうした背景を踏まえ、産業構造審議会において、特定商取引法と割賦販売法の見直しについて審議が行われ、平成19年12月に報告書がとりまとめられた。本報告書を踏まえ、規制の抜け穴の解消、訪問販売規制、クレジット規制、インターネット取引等の規制の強化などを内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が成立したところ（平成20年6月18日公布）。特定商取引法においては、既に、迷惑広告メール規制に関する部分は施行され（平成20年12月1日）、その他の最終施行も平成21年12月までに施行。割賦販売法においても、平成21年12月に施行（うち一部については平成22年12月までに施行予定）。

こうした背景から、平成22年度以降は、ルール制度の普及、執行体制の強化などの実効的な取組を講じることにより、個別クレジット付きの訪問販売に関する苦情相談件数を減少させるなど、実際のトラブルの減少につなげていく必要がある。今後は、さらに、消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するため、消費者庁とも協力しながら、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進していく必要がある。

そして、原油等の商品価格が世界的に乱高下し、商品先物市場における相場操縦行為の存在も指摘されている中、適正な商取引の実現のために、我が国商品先物市場の透明かつ公正な商品価格形成機能を強化する必要もある。また、ロコ・ロンドンまがい取引などの海外商品先物取引等に係る苦情相談件数が近年急増しており、早急な委託者保護施策が求められている。加えて、世界の商品先物市場においては、技術革新によって取引所利用にあたっての時間的空間的制約が消滅したこと、あるいはクロスボーダーの資金移動の円滑化等により、取引所間の競争が急速に激化している一方、我が国商品先物市場は平成16年以降縮小し、流動性の低下により本来商品先物市場が有する公正な商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等が低下していることから、我が国の商品先物市場の競争力強化が喫緊の課題となっている。そこで、平成21年度に「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法改正を行い、平成21年度から平成22年度にかけ、政省令やガイドライン等の整備を行うこととしている。

こうした背景から、平成22年度要求に当たっては、平成22年度完全施行予定の改正法周知のための普及・啓発事業及びルール整備等の基礎情報としての実態調査を行うための必要な予算等を要求する。また、市場監視の強化による市場の透明性向上等について、証券監督者国際機構（IOSCO）も活用して国際協調を図っていく必要があることから、証券監督者国際機構への加盟分担金についても引き続き必要な予算を要求する。

したがって、平成22年度要求に当たっては、製品安全確保策を着実に遂行するための予算、改正商品取引所法の普及、改正割賦販売法施行後の新たな課題の対応、消費者視点にたちながら産業の活性化をはかるための市場環境整備等に必要な予算等を要求する。

① 安全に製品を利用できる社会の実現

《法令・ガイドライン》

- ・ 製品安全4法に基づく規制対象品目の継続的な見直し等を実施予定。

② 適正な取引秩序に基づいた市場の実現

《予算》

- ・ 「製品安全性確保向上対策」については「商取引適正化・製品安全に係る事業」と統合し、予算を効率化。
- ・ 「市場監視の強化等に係る事業」については所要の目的を達成したため、予算要求せず。

《機構定員》

- ・ 平成22年度に運用が本格化する改正割賦販売法に適切に対応しうる検査体制を確保するため、割賦販売法の執行に係る機構定員の要求。
- ・ 商品取引所法等の執行強化に係る機構定員の要求。

《法令・ガイドライン》

- ・ 特定商取引法の改正により、高齢者層に見られるような訪問販売を中心とした被害拡大に歯止めをかけるための抜本的制度見直しや、同種の消費者被害の未然防止・拡大防止を目的とした消費者団体訴訟制度の導入、インターネットを利用した通信販売における利用者保護等を図ったところであり、今後も法改正の効果等を消費者庁と連携しながらモニタリングしつつ、更に必要な措置を講じていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦販売法の改正により、悪質商法を助長するような不適正与信の排除、過剰与信の防止等のための抜本的な制度見直しを図り、クレジット取引の適正化につき必要な措置を講じる。その実効性確保のため、周知活動等も広範囲に行う。 ・ 商品取引所法の改正により、事業者等にとって使いやすい、我が国の需給を踏まえた公正な価格形成ができる透明な、個人や中小企業にとってトラブルのない市場とする所要の措置を講じており、今後はその実効性確保のための周知活動等を行い、今後整備する政省令やガイドラインに実態を反映するべく、実態調査なども引き続き行う。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第170回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 20 年 9 月</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>いわゆる事故米について述べます。事故米と知りつつ流通させた企業の責任は、断固処断されるべきとして、これを見逃した行政に対する国民の深い憤りは、当然至極と言わねばなりません。わたしは、行政の長として、幾重にも反省を誓います。再発を絶対に許さないため、全力を挙げます。</p> <p>すべからく、消費者の立場に立ち、その利益を守る行政が必要なゆえんであります。既存の行政組織には、事業者を育てる仕組みがあり、そのため訓練された公務員がありました。全く逆の発想をし、消費者、生活者の味方をさせるためにつくるのが、消費者庁であります。国民が泣き寝入りしなくて済むよう、身近な相談窓口を一元化するとともに、何か商品に重大な事故が起きた場合、その販売を禁止する権限も持たせます。悪質業者は、市場から駆逐され、まじめな業者も救われます。</p>
	<p>第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 20 年 1 月</p>	<p>国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場から作られた法律、制度、さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければなりません。国民の安全と福利のために置かれた役所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私はこのような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。</p> <p>今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。</p> <p>公務員の意識の改革も併せて必要です。「常に国民の立場に立つ」をモットーに、例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取り組み方を大きく変えていきます。</p>

施策名	経済産業統計の整備																																													
施策の概要	経済産業統計の整備及び着実な実施を図り、経済産業政策をはじめとする政策の立案、事業者や個人の経済活動、学術研究や国際的な相互理解等に必要な基礎情報を提供することにより、合理的な意思決定を行うための基盤を整備する。																																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 経済産業統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤であることを鑑み、引き続き、経済センサスの創設に向けた検討や、情報通信基本調査（仮称）の創設などを実施し、体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保を行っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 経済産業統計調査等の結果は経済産業政策をはじめとする政策運営や事業者・国民の合理的な意思決定のための重要な基礎情報といった公共財の位置付けを有しているため、引き続き体系的かつ効率的な整備や、精度維持・向上及び継続性の担保等、有用性の確保を行っていく必要がある。</p> <p>(効率性) 既存大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化、統計調査業務の民間開放、統計調査に係る業務・システムの全体最適化等により、統計調査業務を効率的に実施できる。 また、社会・経済の変化に対応した統計を重点的に整備することにより、新たな政策立案や利用者のニーズに的確に対応したきめ細やかな情報提供を効率的に行うことができる。</p> <p>(有効性) 経済産業統計調査の結果は、政策運営、企業・事業者の経営戦略など各種合理的な意思決定の基礎情報や、政府、大学及び研究機関における分析研究のための基礎資料などに広く用いられている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサスー活動調査の企画設計 ・ 情報通信基本調査（仮称）の創設 ・ 日中国際産業連関表（プロトタイプ表）の作成 ・ 電子商取引動向調査に向けた実態調査結果の検証 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="373 969 1489 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統計整備</td> <td>サービス分野の構造統計の対象業種※月次</td> <td>業種</td> <td>11業種 (19年度)</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>28業種 (21年度)</td> <td>サービス分野における、月次ベースで売上高をとっている統計の業種ベースでのカバー率。</td> </tr> <tr> <td>利用拡大</td> <td>アクセス件数</td> <td>万件</td> <td>97万件 (19年度)</td> <td>—</td> <td>97</td> <td>101</td> <td>200万 件 (22年度)</td> <td>経済産業省統計トップページへのアクセス件数。</td> </tr> <tr> <td>着実な統計作成</td> <td>公表遅延ゼロ日数</td> <td>日</td> <td>365日 (19年度)</td> <td>—</td> <td>365</td> <td>365</td> <td>365日 (22年度)</td> <td>公表遅延ゼロの継続日数。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	統計整備	サービス分野の構造統計の対象業種※月次	業種	11業種 (19年度)	7	11	21	28業種 (21年度)	サービス分野における、月次ベースで売上高をとっている統計の業種ベースでのカバー率。	利用拡大	アクセス件数	万件	97万件 (19年度)	—	97	101	200万 件 (22年度)	経済産業省統計トップページへのアクセス件数。	着実な統計作成	公表遅延ゼロ日数	日	365日 (19年度)	—	365	365	365日 (22年度)	公表遅延ゼロの継続日数。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																		
				18年度	19年度	20年度																																								
統計整備	サービス分野の構造統計の対象業種※月次	業種	11業種 (19年度)	7	11	21	28業種 (21年度)	サービス分野における、月次ベースで売上高をとっている統計の業種ベースでのカバー率。																																						
利用拡大	アクセス件数	万件	97万件 (19年度)	—	97	101	200万 件 (22年度)	経済産業省統計トップページへのアクセス件数。																																						
着実な統計作成	公表遅延ゼロ日数	日	365日 (19年度)	—	365	365	365日 (22年度)	公表遅延ゼロの継続日数。																																						
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 平成21年度においては、平成20年度に引き続きサービス統計、経済センサスの創設、統計調査業務の民間開放、調査結果の利用拡大等に関する予算要求を行ったが、平成22年度においては引き続き前記の予算を要求するほか、情報通信業基本調査等に係る経費の予算要求を行う。 （平成22年度概算要求：2,940百万円〔平成21年度予算：2,916百万円〕）</p> <p>○ 機構定員要求 平成21年度はサービス統計の抜本的拡充に資するよう、サービス統計の統計調査業務を担当する定員、統計法改正に伴う統計データ二次利用に関する新規業務を担当する定員、東アジア諸国等との産業統計国際比較体制整備の推進及び統計専門家育成事業の拡充に伴う追加業務を担当する定員を要求。本年度は消費者向け電子商取引の詳細な実態把握調査を担当する定員、情報サービス分野と通信分野の統合調査の実施を担当する定員、日韓・日中・日米の国際産業連関表の作成業務を担当する定員を要求。</p>																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<p>施政方針演説等</p> <p>「経済成長戦略大綱」（平成18年7月、財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月改定）</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）</p> <p>4. 経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化 （本文） （略）我が国における包括的な産業構造等の経済活動を同一時点で網羅的に把握するとともに、より高い精度の事業所母集団情報の整備を行うため、2009年及び2001年に経済センサスを実施する。ま</p>																																											

		<p>た、サービス統計の抜本的拡充、統計作成の効率化のための行政情報の活用、定量的な経済社会、産業分析に必要な統計データの二次利用等を積極的に行う。</p>
<p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）</p>	<p>平成 21 年 3 月 13 日</p>	<p>○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。など</p>

施策名	通商政策
<p>施策の概要</p>	<p>国際的な枠組みの整備や内外の制度調和により経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化を図る。</p> <p>上記施策目的を達成するため、より具体的に、以下の4つの目標を掲げてその実現を果たしていく。</p> <p>すなわち、海外とのモノ、資金、人、技術などの交流を促していくことによって、</p> <p>① 国民（自然人、法人）の富の増大を目指す。 - 実際のビジネスの増大、ビジネスコストの削減に繋げていく。</p> <p>② 国民生活の基礎物資（資源エネルギーなど）を確保していく。 - 国民生活・産業活動で必要となる基礎物資の質、量、価格（適正価格）面での確保を図る。</p> <p>③ 国及び国民の国際化・国際競争力の強化を図る。 - 対内直接投資の促進、人材の交流等を促す。</p> <p>④ 日本という国の魅力の増進を図る。 - 国際社会での日本のプレゼンスの向上を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>これまで、主に二国間関係を強化する事業を中心に諸外国との貿易・投資の活発化、経済関係の緊密化を図ることを行ってきた。しかし、我が国を取り巻く国際環境は変化を見せ、我が国企業は既に広範に事業展開を行っているなど、東アジア諸国との経済的相互依存関係が高まりつつある。こうした現状を踏まえ、平成18年度から、東アジア諸国を中心に取組が進んでいる経済連携促進を支援する事業及び東アジア地域における各国の制度調和を図るための事業を行ってきたところ。</p> <p>世界的に景気後退が見られる現状において、欧米に比べ高い成長率を維持しているアジアが、「21世紀の成長センター」として、世界経済を牽引していくことが期待されている。このような現況を踏まえ、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）を最大限活用し、ASEAN事務局等とともに、地域の広域開発及び貿易自由化等を通じたアジアの成長力強化と内需拡大等に我が国が主体的に取り組むことにより、地域の信頼関係と協力体制を確立しつつ、「東アジア共同体」の構築をめざす。</p> <p>EPA（経済連携協定）について、貿易自由化、投資、サービス、知的財産等幅広い分野で質の高い協定とするとともに、実際にビジネス環境の改善につなげるための取組や、原産地証明制度等の利便性を向上する取組を強化する。また、「東アジア包括経済連携（CEPEA）」構想や、EU等の大市場国との経済連携に向けた取組を積極的に推進する。さらに、投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めることとし、当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国等を重点的な検討対象とする。また、発効済みの経済連携協定に関しては、その着実な執行及び普及・活用促進と利用実態を踏まえた改善等に積極的に取り組む。</p> <p>また、WTO体制下でのルールに基づく自由貿易体制を維持・強化するとともに、保護主義を牽制し、先進国・途上国双方の貿易拡大により世界全体の景気浮揚につなげるため、これまでの積み重ねを土台に、志の高く、バランスのとれたドーハ・ラウンドの早期妥結に向けて粘り強く取り組むほか、経済危機下における保護主義を阻止するため、問題のある措置については諸外国や国際機関と連携して改善、是正への働きかけを強化する。</p> <p>また、地球温暖化問題の解決や、貿易・投資に係る課題の解決、知的財産保護の徹底等に向けた国際的な取組を促すため、2010年に日本で開催されるAPEC等の活用方策についても、戦略的に検討する。</p> <p>（必要性）</p> <p>(1) 企業活動のグローバル化が進展する中、我が国企業は、国際展開に当たり、各国間の制度の相違や制度自体の不備、情報不足等により諸々の困難に直面している。こうした状況の下で、我が国企業の事業活動を支援し、我が国経済を活力あるものとしていくためには、国境を越えた事業環境の自由化・調和・安定化等を通じて自由な経済活動を可能にすることが求められている。国際的な事業環境の自由化・調和・安定化は、国・地域ごとに異なる経済ルールへの対応のための調整コストを低減させ、我が国企業の国際事業活動の円滑化に資するという公共的性質があり、対外経済政策の一貫として行政の関与が求められる。</p> <p>(2) また、ダイナミックに成長するアジア及びBRICsの市場や供給力という機会をとらえるためには、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するといった視点が重要である。そのため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）の政策提言・調整機能も最大限活用して、ASEAN事務局等とともに、地域の広域開発及び貿易自由化等を通じたアジアの成長力強化と内需拡大等に我が国が主体的に取り組む、地域の信頼関係と協力体制を確立し、「東アジア共同体」を構築することが必要である。</p> <p>（効率性）</p> <p>例えば、WTO交渉により、我が国のみならず全世界で農産品・非農産品の貿易自由化が達成された場合には、世界銀行の試算では世界全体で2,870億米ドル（2005年）、OECDの試算では680億米ドルの所得向上が得られる（2006年）。また、サービス貿易自由化や規模の経済性の効果も含めた場合には、世界全体で24,173億米ドルの所得向上、我が国だけでも約4千億ドルの経済効果があるとの試算がある（2006年、独立行政法人経済産業研究所）。さらに、WTO事務局の試算では、2008年7月の閣僚プロセスで収斂がみられた数字をベースに、農業、NAMAにおける全ての</p>

コミットメントが完全に達成された場合、全世界で1,500億ドルの関税削減効果があるとしている（2006年の貿易量をもとに計算）。日メキシコEPAについては、商社、販社、輸送機器・同部品企業を中心に、在メキシコ日系企業の62.4%が「メリットがある」と回答している（JETROのアンケート調査「在中南米進出日系企業の経営実態調査」（2007年度）より）。また、仮に、東アジア包括的経済連携（CEPEA）が締結された場合には、域内関税の撤廃などにより、我が国のGDPを最大0.54%程度押し上げる効果があるとされる（日本経済研究センター「ASEAN+6経済連携の意義と課題（2007年度アジア研究報告書）」より）など、本施策の実施・推進は、日本経済の発展にとっても有効な手段であるといえる。

（有効性）

WTO、EPAなど貿易投資円滑化に資する制度の構築、運用を通じた国際的な事業環境整備の推進は、企業の国際展開の費用を政策的に引き下げ、更なる企業活動の国際化と企業便益の増大をもたらす。我が国全体として見れば、生産性の向上と所得収支の増大につながる。また、諸外国とのビジネス環境整備、経済関係緊密化を図るための各種事業の実施により、各種セミナー開催数及び参加者数の増加、安定した専門家の派遣回数継続、我が国や企業環境にかかる参加者からの高い評価の獲得などを得ることは、我が国がグローバルイノベーションの中で持続的に成長していくための必要最低限の要件であるといえる。また、諸外国との経済連携促進のための事業の実施により、各国との経済連携が進展、協定締結国の増加などの効果が得られる。さらには、新たな海外需要開拓に向けて、各国の事業環境、制度、経済実態の調査を行うことにより、新興国等における具体的な案件形成が進む効果も得られる。したがって、これら事業の実施によって、企業間取引が活発化し貿易額、投資額の増加が図られるだけでなく、我が国全体の魅力の向上や生産性・生活水準の向上など波及的な効果も大きいといえ、施策目標の達成に大きく寄与すると考えられる。

（反映の方向性）

- ・ 経済連携への取組を強化するため、研修生受け入れ、専門家派遣といった人材育成事業の実施など、経済連携促進にかかる産業高度化推進事業について継続する。
- ・ 東アジア域内の経済発展格差の是正や持続的成長を図るため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）が行う、貿易、投資、産業政策、環境、人材育成、基準認証、知的財産などの分野に関する施策提言・調整、調査研究等のための、「東アジア経済統合研究協力拠出金」について継続する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化	貿易額	億ドル		12,266	13,338	14,224	14,000 22	施策目標の達成を体系的に測るための指標
	対外・対内直接投資額	億ドル		434	957	1,016	570 22	

政策評価の結果の政策への反映状況

- ・ 経済連携への取組を強化するため、研修生受け入れ、専門家派遣といった人材育成事業の実施など、経済連携促進にかかる産業高度化推進事業について継続する。
- ・ 東アジア域内の経済発展格差の是正や持続的成長を図るため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）が行う、貿易、投資、産業政策、環境、人材育成、基準認証、知的財産などの分野に関する施策提言・調整、調査研究等のための、「東アジア経済統合研究協力拠出金」について継続する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
○「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月閣議決定）	平成21年6月23日	第2章成長力の強化 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ① アジア経済倍増へ向けた成長構想等 ・ アジアの経済規模が2020年に現在より倍増することを目指すとともに、世界の成長センターであるアジアの強みを最大限いかし、我が国がアジアとともに発展する道筋をつける。そのため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等が、「アジア総合開発計画」を策定するなど、アジア諸国と協力しながら、我が国の国際公約に則り、アジアの広域開発を推進するとともに、アジアの内需拡大に向けた制度整備等を進める。

		<p>④ 経済連携、資源外交</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多角的自由貿易体制の維持・強化に向け、保護主義の抑止とWTOドーハ・ラウンドの早期妥結に取り組む。民間知見を活用し、途上国の一村一品運動を支援する。 ・ 経済連携協定については、「2010年に向けたEPA工程表」14に基づき、引き続き積極的に推進するとともに、投資協定等の締結を推進する。 ・ 2010年に我が国が議長を務めるアジア太平洋経済協力（APEC）において、地域の統合と発展に向けた新たなビジョンを示し、その実現に向けリーダーシップを発揮する。 ・ 中東・ロシア・中南米・アフリカ等の新興国と資源外交や産業協力による重層的關係を強化する等、エネルギー安全保障の強化や新興市場の拡大に取り組む。
<p>○三党連立政権合意書 (平成21年9月)</p>	<p>平成21年9月9日</p>	<p>9. 自立した外交で、世界に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際社会におけるわが国の役割を改めて認識し、主体的な国際貢献策を明らかにしつつ、世界の国々と協調しながら国際貢献を進めていく。個別的には、国連平和維持活動、災害時における国際協力活動、地球温暖化・生物多様性などの環境外交、貿易投資の自由化、感染症対策などで主体的役割を果たす。 ○ 主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくる。日米協力の推進によって未来志向の関係を築くことで、より強固な相互の信頼を醸成しつつ、沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。 ○ 中国、韓国をはじめ、アジア・太平洋地域の信頼関係と協力体制を確立し、東アジア共同体（仮称）の構築をめざす。

施策名	貿易投資促進
<p>施策の概要</p>	<p>貿易投資の円滑化に向けた環境整備等を通じて、我が国企業の国際展開や我が国への貿易投資を促進し、貿易投資の拡大による我が国経済の活性化を図る。</p> <p>1 我が国への貿易投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対日投資の拡大、戦略物資の輸入拡大・輸入円滑化を図る <ul style="list-style-type: none"> －広域連携地域等の誘致支援、外国企業とのマッチング機会の提供等を通じた対日投資の増加 －投資環境に係る制度整備による対日投資の増加 －資源・エネルギー等の安定供給確保 －小口輸入相談や情報提供等を通じた輸入事業者の裾野拡大 <p>2 我が国企業の国際展開の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戦略的対外投資の拡大と対外投資の円滑化、中小企業及び戦略分野の輸出拡大を図る <ul style="list-style-type: none"> －国際課税制度改革を通じた対外投資の制約要因除去・円滑化 －貿易保険の整備・活用を通じたハイリスクな戦略投資の拡大 －中小企業（農商工連携を含む）、航空機、原子力、プラント、水ビジネス等の輸出振興・国際展開/サービス産業の国際展開 －2010年上海国際博覧会、2012年麗水国際博覧会への日本館出展等を通じた日本ブランドの認識向上 <p>※1、2共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易投資の円滑化を図る <ul style="list-style-type: none"> －貿易手続改革プログラム（日本版AEO制度等）を通じた物流円滑化による国際取引の拡大 －WTO/EPA/BIT/租税条約等による貿易投資の円滑化
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 今後、日本が人口減少社会に入り、アジアなど新興国が台頭し始める状況下において、日本のとるべき成長戦略は日本企業の海外展開・アジア等との経済一体化、国内の高付加価値化・イノベーション拠点化であり、我が国への貿易投資の拡大による経済活性化を進めるとともに、日本企業の国際展開を促進し、そこで得た果実を国内に還流させ、国内でイノベーションを生み出すという好循環を構築することが重要となっている。</p> <p>（必要性）</p> <p>1 我が国への貿易投資の促進</p> <p>国境を越えた貿易投資は、資源の最適な配分を通じて、世界経済の活性化に寄与する役割を果たしている。また、我が国への海外からの直接投資の呼び込みは優れた技術や新たなノウハウをもたらし、我が国のイノベーション創造や技術集積の高付加価値化を促進させる可能性を有している。さらに、貿易（輸入）の円滑化は、資材の最適調達による競争力の強化、国内市場の活性化・多様化、消費者の選択機会の増大を促すものであり、我が国の高付加価値拠点化に向けて輸入促進や投資呼び込みが必要になっている。</p> <p>2 我が国企業の国際展開の促進</p> <p>我が国企業が海外市場展開を円滑に進めていくため、貿易投資環境の整備が重要になっており、貿易保険や国際課税制度を通じて国が積極的に輸出促進や投資拡大に向けて取り組んでいくことが重要になっている。また、貿易投資を円滑化する上では、日本が他国から魅力ある貿易投資相手国と認識されることが有益であることから、国家レベルでの文化・ブランドの発信等は、我が国のソフトパワー、価値観を他国へ訴えていくための有効な国家的戦略である。</p> <p>（効率性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対日投資促進事業の取組 外国企業に対する投資環境情報の発信については、これまで海外の新聞・雑誌等による広報活動を行ってきたが、情報発信の具体的効果に着目した重点化を行うべく、外国企業誘致に取り組む広域連携地域等、具体的な投資環境の魅力打ち出すコンテンツ作成に特化することとし、対日直接投資情報発信等事業を終了する。 ・ 貿易保険の取組 基本的には、現在国費の投入は無く、保険料と回収金収入により保険金等の支出を賄う収支相償により貿易保険制度を運営している。 ・ 国際博覧会事業の取組 過去の博覧会において、出展に必要な経費はほとんど全て政府が負担しており（若干の現物協賛を除く）、各国も同様であるが、パビリオンの延べ床面積当たりの費用や国民一人当たりの費用といった観点で比較すると、日本の出展の効率は、他の国と遜色のないレベルにある。来年開催の上海博覧会においては、民間企業や自治体からより多くの協力を得ながら、官民一体での出展を目指すこととしており、民間活力も活用しながら、より効率的な形で、日本ブランドの国際的発信や地球規模での課題への貢献を通じた中長期的な貿易投資促進を進めている。 <p>（有効性）</p>

- ・ 対日投資促進事業の取組
外国企業にとっての認知度やマーケットとしての大きさを考えると、産業集積をベースに複数の都道府県が広域連携を構築して誘致活動を実施することが重要となっていることから、国が主導となり企業立地促進法の基本計画が同意されている地域間の広域連携を通じた外国企業誘致活動を支援することを通じて、効果的な地域への対日投資拡大を図ることができる。
また、我が国企業が外国企業と提携（アライアンス）し、外国企業が有する海外販路を獲得することで、成長する海外市場展開を拡大させる近道となることが考えられることから、このような対日投資促進の支援は、優れた技術を有する日本企業のグローバル展開に効果を有する。
- ・ 貿易保険の取組
我が国企業の国際展開に当たっては、諸外国の投資環境や市場に関する情報収集能力や資金調達などが課題となっている。諸外国の投資環境や市場に関する情報提供、融資、事業リスク回避のための保険制度の運用を行い、企業の国際展開を円滑にすることにより、我が国の所得収支の拡大がもたらされる。
貿易保険については、通商政策、資源エネルギー政策上のツールとして活用することにより、我が国にとって重要な二国間関係の構築、資源の確保を図ってきた実績があり、今後も資源などの世界的な取引拡大が見込まれる中、引き続き、その有効性は継続されると考えられる。（実績例：世界的にウラン獲得競争が激化する中、平成19年4月、日本貿易保険（NEXI）とカザフスタン国営原子力公社カザトンプロム社（KAP）との間で、本邦企業のウラン取引に伴うファイナンスを促進するための保険引受枠（5億ドル）を設定する協力協定を締結。これにより、KAPの資金調達コストの削減、個別案件の迅速な保険引受が可能となり、我が国のウラン資源確保に貢献した。）
- ・ 国際博覧会事業の取組
国際博覧会については、過去、海外で開催された国際博覧会における来場者の日本館に対する評価は、参加国の中でも毎回上位を維持しているという調査結果が出ており、来場者の日本館に対する注目度は非常に高い。上海博・麗水博においても、日本の文化・ライフスタイル・価値観やそれらを具現化するコンテンツ等の発信、エネルギー・環境問題などの地球的規模の課題への我が国の取組の紹介や解決策の提示、情報通信等の我が国の最先端技術の提示などを行うことで、日本ブランドの国際的発信、グローバルな価値への貢献、中長期的な貿易投資促進に資する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年末	H17年末	H18年末	H19年末	H20年末	H21年末	目標
①対内直接投資残高 (対GDP比)	10.1兆円 (2.0%)	11.9兆円 (2.4%)	12.8兆円 (2.5%)	15.1兆円 (2.9%)	18.5兆円 (3.6%)		・貿易投資の拡大による我が国経済の活性化 —・平成22年までに対日直接投資残高対GDP比5%程度まで拡大
②貿易額(総輸入額)	49.2兆円	56.9兆円	67.3兆円	73.1兆円	79.0兆円		・貿易投資の拡大による我が国経済の活性化
③対外直接投資残高	38.6兆円	45.6兆円	53.5兆円	61.9兆円	61.7兆円		〃
④貿易額(総輸出額)	61.2兆円	65.7兆円	75.2兆円	83.9兆円	81.0兆円		〃

※上記4つを基本指標とするが、個別施策ごとの適切な直接指標も併せて設定することとする。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- 1 我が国への貿易投資の促進
 - ・ 対日投資促進事業の取組
我が国への対内直接投資を拡大させるため、平成20年12月に改定した「対日直接投資加速プログラム（対日投資会議決定、平成18年6月）」の3つの重要施策である、①地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上、②世界等の競争に打ち勝つ投資環境の整備等、③内外への積極的な広報、に沿って取り組む。
 - ・ 貿易円滑化事業の取組
小口輸入相談や情報提供等を通じた輸入事業者の裾野拡大に取り組む。
 - ・ 対日投資環境に係る制度整備の取組
我が国の投資環境の改善に資する税制や各種制度の整備を行い対日投資の拡大を図る。
 - ・ 戦略物資の輸入拡大、輸入円滑化
制度整備等を行い、資源・エネルギー等の安定供給の確保を図る。
- 2 我が国企業の国際展開の促進
 - ・ 貿易保険の取組
民間の保険では負担できない企業活動のリスクをカバーすることによって、我が国企業の輸出や海外事業活動を促進することを目的として、通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との連携に努め、政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化、重点化しつつ、引受リスクの質的及び量的な拡大を図り、利用者ニーズを踏まえた保険商品の改善やサービスの質の向上に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> 国際博覧会事業の取組 2010年上海国際博覧会及び2012年麗水国際博覧会（韓国）に参加し、エネルギー・環境等の地球規模の課題に対する日本の取組や先端技術、伝統等を紹介し、日本ブランドの確立に向けた国際的情報発信を行う。 サービス産業の国際展開/中小企業及び戦略分野の輸出振興・国際展開の取組 サービス産業の国際展開に向けた支援や、中小企業（農商工連携を含む）の海外市場の開拓、我が国の戦略分野として考えられる航空機・原子力・プラント・水ビジネスの輸出振興・国際展開のための支援施策を実施する。 国際課税制度改革の取組 日本企業の健全な海外展開を促進・円滑化して海外の活力を取り込む我が国の成長戦略を踏まえ、金融危機後の租税回避防止のための国際課税強化の動きも念頭に、外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）及び移転価格税制の見直しを図るとともに、租税条約ネットワークの拡充を図る。
--	--

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月	「対日直接投資加速プログラム」に則って、対日投資の拡大を進めるとともに、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について包括的検討を引き続き進める。
	2012年麗水国際博覧会に対する公式参加について（閣議了解）	平成 21 年 2 月	先般大韓民国政府から参加招請があった2012年麗水国際博覧会に対し、我が国は、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として、これに公式参加するものとする。
	対日直接投資加速プログラム（平成18年6月対日投資会議決定）改定	平成 20 年 12 月	
	新経済成長戦略2008改訂版（閣議決定）	平成 20 年 9 月	<上海国際博覧会における「日本ブランド」の海外発信> 2010年上海国際博覧会において、我が国のライフスタイル、価値観、先端技術やエネルギー・環境問題への取組等を提示し、「日本ブランド」を国際的に発信する。
	経済成長戦略大綱（改定）	平成 19 年 5 月	⑥ 国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信 今後海外で開催される国際博覧会の場を通じ、わが国の伝統、テクノロジー、ライフスタイルが織りなす文化力を官民一体となって国際的に発信し、2005年日本国際博覧会の「地球的規模の課題解決」という理念を継承・発展していくとともに、アジア・ゲートウェイ構想とも連携をとりつつ日本の魅力も発信する。
	2010年上海国際博覧会に対する公式参加について（閣議了解）	平成 18 年 10 月	先般中華人民共和国政府から参加招請があった2010年上海国際博覧会に対し、我が国は、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として、これに公式参加するものとする。

施策名	経済協力の推進
<p>施策の概要</p>	<p>途上国の経済発展を支援するため、途上国の貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいては、我が国と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深化を図る。</p> <p>具体的には、下記の3つの目標の実現によって、経済協力を活用した東アジア等の貿易・投資環境の整備を目指す。</p> <p>① 産業・物流インフラ整備の促進 途上国及び我が国産業界ニーズを踏まえたインフラ整備を促進する。 (指標：円借款案件形成調査の成果(円借款要請等の具体化率)、円借款供与額(E/Nベース))</p> <p>② 制度インフラ構築支援 重点化すべき制度インフラ整備案件を検討・共有し、アジア標準等の創出・展開を図る。 (指標：アジア標準の実績・計画、普及した/目指す国、普及率等)</p> <p>③ 産業人材育成の強化 東アジア等における産業人材育成を通じ、現地企業のパフォーマンス向上を図る。(指標：事業実績(国別、産業別、コース別)、研修参加者や企業等による評価、パフォーマンス向上への寄与等)</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国は先進国の一員として、途上国の発展に寄与するとともに、国際社会の平和と発展に貢献することが求められている。このため、インフラ整備や人材育成といった経済発展基盤整備に対して、円借款又は民間資金による資金協力プロジェクトのための案件形成調査と技術協力を主なツールとした経済協力を実施するとともに、民間投資の活力を引き出ししていくといった、我が国独自の途上国発展政策を実施していくことで、これが途上国との経済関係を深化させ、ひいては我が国経済・産業に裨益することにもつながる。</p> <p>(必要性) 従来から、我が国企業は東アジア地域において国際事業ネットワークを形成し、同地域における経済成長のダイナミズムを取り込んできたことから、現在行われている経済連携交渉なども踏まえ、今後とも東アジア地域との関係を深化・拡大させていくことが重要であり、引き続き、貿易・投資環境整備のための同地域における経済協力を推進していくことが必要である。また、アフリカ諸国に対する経済協力の必要性の高まりから、アジアの経験を活かし、あらゆる経済協力ツールを活用した柔軟なやり方で着実に実行していくことが求められている。</p> <p>こうした経済協力は、中長期的な観点から、一体性と一貫性をもって実施する必要があること、途上国の開発政策と我が国の経済協力の調整を図ることが求められていること、国際社会における連携も必要とされることから、国として取り組むことが求められている。円借款事業や技術協力については外務省、財務省ほか関係省庁と連携して実施しているが、経済協力の企画・立案においては、通商・経済政策上の観点や、我が国のエネルギー・環境政策上の観点が欠かせないことから、我が国産業界や大学などと連携し、関係者の技術や知見を適切に活用していく必要があり、経済産業省がリーダーシップを取って積極的に関与していく必要がある。</p> <p>(効率性) 途上国の経済発展レベルや産業発展の段階を踏まえ、経済協力の内容・重点がそれぞれ異なることに留意しつつ、各経済協力ツールの選択と集中を行い、効果的、効率的に組み合わせることで、本施策の費用対効果を維持・強化していくこととする。特に、近年、我が国の財政事情が厳しい中で、経済産業省のODA費も、ピーク時の558億円(平成9年度)から、平成21年度予算では277億円にまで減少して5割以下となっている。この間、政府全体でもODA額が約4割減少するなど、予算をめぐる環境は極めて厳しい状況であるが、一方で支援する対象や制度の絞り込みや他制度との組合せを行うことにより効果的な執行に努めることとする。</p> <p>例えば、広域地域開発の結節点となる地域を特定した上で、円借款、民間投資、JBIC、NEXI等を有機的に連携させて、集中的にインフラ整備を実施したり、一定の基盤整備がすでに整備されている先進アセアン諸国には、民間資金に公的資金を補完的に組み合わせた方法でのインフラ整備や専門性の高い人材を中心とした産業人材育成を行い、更なる民間投資促進を通じた国際競争力強化に注力する。また、一定の発展を遂げている中進アセアン諸国については、投資環境改善による産業集積の確立に向けたハード・ソフトインフラ整備、中小企業振興及び裾野産業支援のための人材育成等を行う。さらに、他国と経済格差がついている後進アセアン諸国に対しては、産業、貿易、物流拠点といった基本的なハードインフラ整備など、域内の経済格差是正のための包括的な経済協力をを行う。</p> <p>これらにより、現在、漸増傾向にある東アジアの貿易投資額の維持、増加を図る。</p> <p>(有効性) 我が国は、東アジアを重点地域としてODAを供与し、相手国との外交関係の強化や経済発展基盤の整備を支援することで、経済関係の深い同地域の貿易投資環境整備を行ってきた。特に東アジア地域は、発展段階に差があることから、それぞれの国のニーズ(人材、インフラ、制度など)に応じた経済協力を通じて、内外から多くの民間投資が行われ、東アジア諸国の経済発展に寄与してきた。主要アジア諸国に対する我が国の経済協力はいずれも大きな割合を占めており、経済協力なくしては現在の発展に支障を来していたことが十分予想される。引き続き、途上国の産業人材育成や制度構築支援などソフト面での経済協力や、円借款によるハードインフラ整備といった経済協力に取り組むことは、従来から緊密な関係にある東アジア諸国やアフリカ諸国と今後とも連携を一層深めていくことにつながり、ひいては我が国経済・産業の発展に裨益することから、その波及効果</p>

は大きい。

(反映の方向性)

アジアやアフリカ諸国等の途上国の自立的経済発展を支援するため、当該国の発展状況に応じて、経済協力ツールを効果的・効率的に組み合わせる実施していくことが必要である。

22年度要求では、より一層効率的・効果的な執行を行うために、政策ニーズや執行状況の観点から事業内容の見直しを行い、総じて減額するものの、一方で、経済連携協定に基づき、看護師・介護福祉士候補者を受入れ、日本語等研修を行う事業や途上国民間企業との共同資源開発調査による、資源開発技術・ノウハウ等の技術移転や相手国の人材育成を通じて、低炭素社会構築に必要な省エネ機器、次世代自動車等に必要不可欠である金属鉱物資源の供給源多様化、安定供給確保に資する事業については増額する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
【産業・物流インフラ整備の促進】						
①円借款案件形成調査の成果(円借款要請等の具体化率(注1))		50.0%	59.1%	27.8%	47.8%	25.0%
②円借款供与額(E/Nベース)		6,545億円	5,666億円	8,435億円	9,448億円	9,294億円
【制度インフラの構築支援】						
①アジア標準導入を目的として実施したプロジェクトの件数					46件	39件
②アジア標準の当該国での導入実績(注2)					N/A	N/A
【産業人材育成の強化】						
①研修参加者数及び研修生・企業の満足度、受入研修生数						
経済産業人材育成支援研修事業	受入研修生数	4,389名	4,501名	4,054名	4,010名	3,766名
	海外研修制数	4,954名	4,887名	4,056名	3,745名	3,008名
	研修生満足度	93%	94%	97%	97%	98%
	受入企業目標達成度	92%	92%	92%	97%	90%
②専門家派遣者数及び受入企業数、専門家派遣者数						
経済産業人材育成支援専門家派遣事業	専門家派遣者数	137名	152名	135名	122名	159名
	専門家受入企業数	137名	152名	135名	122名	159名

(注1) 調査終了後から現在までの間に円借款案件として要請された案件数またはロングリスト(円借款要請候補リスト)に掲載された案件等の数の調査実施件数の合計に占める割合。なお、平成18年度においては、具体化率は減少しているが、平成16年度～平成20年度の平均では、43.3%となり、高い具体化率を示している。なお、平成20年度具体化率が低いのは、調査が終了したばかりであるため。
 (注2) アジア標準は平成19年度からの指標設定のため実績値は入手不可(N/Aと記載)。

政策評価の結果の政策への反映状況

(1) 産業・物流インフラ整備

我が国企業が多数進出している途上国において、これら途上国の発展及び進出日系企業の活動のボトルネックとなっている発電、道路、鉄道等の産業・物流インフラの整備を、主として我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ実現するプロジェクトについて調査を実施し、我が国企業の投資環境整備及び我が国の技術や製品のアジア大での「標準化」の推進を目指す。

また、近年必要性が高まっている地球環境問題への対応に資するコンバインドサイクル発電所、超臨界高効率石炭火力発電所、地熱発電所等のプロジェクトや我が国の資源確保に資する道路・鉄道といった鉱山周辺インフラ整備プロジェクトの組成さらには、TICADIVの成果をふまえて、アフリカの成長につながる円借案件の形成にも、重点的に取り組み、これら政策ニーズへの対応を図る。

さらに、物流の効率化、裾野産業の振興等ソフトインフラ整備を通じて、広域地域開発の結節点となる地域の産業集積の形成や我が国のインフラサービス事業の海外展開を図る。

(2) 制度インフラ構築整備

東アジア経済連携強化の中で、各国相互の利益となる経済制度・システムの構築を図るため、重点5分野(知的財産権の保護、基準認証制度整備、物流の効率化、環境・省エネ、産業人材育成(資格制度等))に加え、我が国の経済発展の基盤となった技術・経済社会システムを「アジア標準」として選定し、今後も引き続き、アジアへの重点的な展開を行うこととする。

(3) 産業人材育成の強化

現地産業人材の高度化は、開発途上国の経済成長の基盤となる産業人材の育成の観点から、今後は、民間企業等の経営者や技術者に対する専門家派遣や研修を戦略的に実施するとともに高等教育機関等の産業人材育成機関の能力向上を図っていく。また、経済連携協定に基づき、比看護師、介護福祉士候補者への日本語研修等を実施していく。

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

経済成長戦略大綱	平成19年6月	○ 日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備 東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。 具体的には、中小企業診断士、情報処理技術者
----------	---------	--

		<p>試験、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいけば「アジア標準」として展開する。</p> <p>また、民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など、東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。</p> <p>(中略) また、産業発展に不可欠な電力、運輸、通信等のインフラ整備における地域・国ごとの状況や我が国進出企業のニーズを踏まえ、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しながら、製造や建設分野における優れた技術・ノウハウを東アジア共通の基盤として普及させていく。</p> <p>○ 東アジアの成長を担う産業人材の育成 我が国企業の優れた技術・ノウハウの移転を通じて、東アジアの成長を担う産業人材を育成する。このため、企業の製造現場等を活用して、技術指導や経営手法の普及を進めるとともに、日本への留学・研修経験者と連携しつつ、現地の産業人材育成機関の自立化を支援する。また今後の東アジアの産業を担う若者を育成するための教育分野の支援を強化する。</p> <p>○ アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施 アジアの経済成長に貢献してきた「日本型ODAモデル」の更なる展開を通じてアジア等海外における事業環境を整備し、貿易・投資の活性化を進めることにより、アジア等の経済的な活力を更に引き出すとともに、我が国の経済成長にいかしていく。</p>
資源確保指針	平成 20 年 3 月	<p>政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。(閣議決定)</p>
第 4 回アフリカ開発会議 (TICADIV) における 福田総理開会式演説	平成 20 年 5 月	<p>日本は向こう 5 年のあいだ、最大 40 億ドルの円借款を積極的かつ柔軟なやり方でアフリカに提供し、インフラ整備に勢いをつけるお手伝いをしたいと思います。</p> <p>ここでは、アフリカ・インフラ・コンソーシアムに集うドナーとも協力して、精一杯のことをさせて頂くつもりです。</p>

<p>骨太の方針 2008</p>	<p>平成 20 年 6 月</p>	<p>2. グローバル戦略 (1) 世界に開かれた経済の構築 外務省、経済産業省、農林水産省及び財務省は、WTOの年内妥結に努めるとともに、①2009年初めまでにEPA締結国・地域を12以上、②2010年に貿易額の25%以上を目指し、質の高い経済連携の加速に取り組む。 (ア) 別表の2010年に向けたEPA工程表を実行に移す (イ) 二国間投資協定については、実際ニーズにこたえることを主眼として、投資実績・見通し等を勘案し、より戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る (ウ) 我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む (6) 総合的な外交力強化 (ア) 経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する (イ) 「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助（ODA）の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む (ウ) 「科学技術外交の強化に向けて」（平成20年5月19日）に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した発展途上国との国際共同研究等を展開する</p>
<p>第 22 回海外経済協力会議</p>	<p>平成 21 年 6 月</p>	<p>ODAのあり方については、ODAの100億ドル積み増し公約（2005～2009年）やアフリカ向けODAの倍増公約（2008～2012年）、さらにはアジア向けODA最大2兆円公約等の国際公約の着実な実行、アジアの成長力強化、アフガニスタン・パキスタン等へのテロ対策・平和構築支援、アフリカ支援、環境問題、資源・エネルギー確保等、現下の経済協力の重点地域・課題への対処のために必要なODA事業量を確保することで一致した。その際、円借款の積極的な活用を図るとともに、無償・技協も引き続き重視していくことで一致した。また、官民連携については、我が国海外経済協力の効果的推進や「顔の見える援助」の一層の促進、民間セクターの海外事業展開を促進することで、民間資金フローが確保され、途上国の開発効果の持続的増大にも寄与などの観点から極めて重要である事を確認した。その上で、我が国として官民連携を一層推進するために、援助に関する基本的考え方の調和や国際ルールとの整合性確保等に留意しつつ、現状の海外経済協力の制度や運用を見直すことが必要であることで一致した。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2009（骨太の方針2009）</p>	<p>平成 21 年 6 月</p>	<p>第 2 章成長力の強化 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ⑤ 総合的な外交力強化</p>

		<p>円借款の更なる迅速化を図る。JICAの海外投融資業務について、開発効果の高い新しい需要に対応するため、早急に過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、本年秋を目途にJICA・関係省を中心に協議の上、きちんとした執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施する。</p>
民主党政権政策（マニフェスト）	平成 21 年 7 月	<p>5 雇用・経済、42. 地球温暖化対策を強力に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際社会と協調して地球温暖化に歯止めをかけ、次世代に良好な環境を引き継ぐ。 <p>5 雇用・経済、46. エネルギーの安定供給体制を確立する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レアメタル（希少金属）などの安定確保に向けた体制を確立し、再利用システムの構築や資源国との外交を進める。 <p>7 外交、52. 東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げる。 ・ 通商、金融、エネルギー、環境、災害救援、感染症対策等の分野において、アジア・太平洋地域の域内強力体制を確立する。 ・ アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との投資・労働や知的財産などの広い分野を含む経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）の交渉を積極的に推進する。その際、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない。
国連気候変動首脳会合における鳩山総理声明（鳩山イニシアティブ）	平成 21 年 9 月	<p>特に脆弱な途上国や島嶼国の適応対策への支援について、1) 先進国が相当の新規で追加的な官民の資金で貢献することが必要、2) とりわけ支援資金により実現される途上国の排出削減について、測定・報告・検証可能な形でのルール作りが必要、3) 資金支援につき、予測可能な形の革新的なメカニズムの検討や、バイ・マルチ資金についての情報提供やマッチングに関するシステムが必要、また、4) 低炭素技術の移転を促進するため、知的所有権の保護と両立する枠組みを創ること、を含む「鳩山イニシアティブ」を提案、これを具体化する中でCOP15の成功のために尽力していく。</p>

施策名	貿易管理
施策の概要	<p>水際における国内外の規制ニーズを迅速・的確に把握し、国際的な各種合意との整合性や適切な国内担保措置の在り方等を考慮に入れながら適正な貿易管理体制を構築することで、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、我が国経済の健全な発展を実現する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 施策に関する評価と標 価結果の概要 達成すべき目 </p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 安全保障貿易管理については、我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するため、安全保障関連技術の対外取引規制の見直し、罰則強化等を内容とする外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正を行ったところ。本外為法改正に伴い、中小企業を含む幅広い輸出者等を対象として安全保障貿易管理の徹底を求めるための仕組みが導入されたため、輸出者等の輸出管理に係る自主管理体制の構築の支援等を実施していく必要がある。</p> <p>また、近年アジア諸国の台頭等により、これらの国からの安価な輸入品が我が国に流入し、国内産業に損害を与えるケースが増加する中、このような案件をWTOルールに適合した形で迅速に処理し外国からのダンピング輸出等による国内産業の損害を速やかに防止するため、早急に貿易救済措置に係る調査能力の向上を図ることが重要。</p> <p>(必要性) 安全保障貿易管理を始めとする国際的な輸出入管理、WTO協定上各国に認められている貿易救済措置、経済連携協定の適切な実施が円滑に行われるような国際経済秩序の維持は、公共財的な性質を有している。さらに、それらの意思決定が国家間関係を中心としてなされている以上、行政に求められる必要性は不変である。</p> <p>例えば、安全保障貿易管理については、具体的な規制品目や技術は主権国家を単位とする国際レジームにおける調整を踏まえて決定されていること、また、国内の企業、大学等において基準が統一されず管理体制にばらつきがあった場合、国としての輸出管理に抜け穴が生じてしまうことから、引き続き行政が関与することが求められる。また、貿易救済措置は主権国家間で発生した貿易摩擦について、国際的に認められたルールに則って問題解決を試みる措置であるため、これについても行政が関与することが求められる。さらに、経済連携協定の的確な実施についても、交渉は主権国家を単位として行われ、締結後も一国における統一的な基準に基づいた運用が求められることから、行政の関与が求められる。</p> <p>(効率性、有効性) 国際テロ組織による大量破壊兵器等の開発等や懸念国への大量破壊兵器の拡散といった、我が国及び国際社会が直面する安全保障問題に対して実効性ある対応を講じるためには、無数に存在する貨物や技術、輸出先となりうる国や地域、第三国を経由した流出の可能性といった様々な事情を総合的に勘案し、重点的に注視すべき案件を特定することが、効率的かつ有益である。</p> <p>安全保障貿易管理に関する情報収集・調査により、大量破壊兵器等の開発や迂回輸出等を行う主体やそのプロセス、また必要とされる貨物や技術等についての詳細なデータを収集することができ、これらのデータを分析してその結果を反映することで、より実情を反映した実効性ある輸出管理制度の構築とその執行が可能となる。</p> <p>アジア各地における輸出管理セミナーの実施は、我が国において整備された制度等を各国・地域に周知することで国際的な輸出管理体制の強化を促すものであり、結果として第三国を迂回した輸出を防止することにつながる。</p> <p>中小企業等を含む輸出者等の自主管理体制の構築の支援により、中小企業等を含む輸出者等の自主管理が強化される。</p> <p>これらによって、大量破壊兵器等の開発等にも利用可能な貨物・技術の違法流出を効果的に防止できるようになり、意図せざる不正輸出等の外為法違反の防止、我が国及び国際社会の安全保障に寄与することになる。</p> <p>また、アジア諸国等からの安価な輸入品によって国内産業へ損害を与えるという問題に対して迅速かつ適正に貿易救済措置を実施するためには、国際的に取り決められたルールについて諸外国と同等程度に習熟し、調査体制を整備しておくことが有益である。貿易救済措置の頻繁な発動によりノウハウが蓄積された主要国の貿易救済措置の制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例及び関税賦課決定に至る調査過程等について重点的に調査・分析を行うことは、我が国の調査能力を効率的に引き上げることに寄与し、ひいては、WTO協定整合性を備えつつ迅速な貿易救済措置に関する調査の実施を可能にするとともに、貿易救済措置の発動を求める国内生産者の要望に迅速に応えることが可能となる。</p> <p>その他、新規事業の実施に際しては、既存の民間団体等を活用することにより、事業の立ち上げに伴うコストや負担の軽減に努めている。また、実効ある貿易管理を行うための体制を整えるべく、必要に応じて機構・定員要求を行っている。来年度については、対北朝鮮措置の強化や外為法改正に伴い増加した業務に円滑に対応するための定員要求、ワシントン条約締約国会議等の国際会議の場で我が国の意見を反映させるための機構・定員要求等を行っているところ。</p> <p>(反映の方向性) 貿易管理行政をめぐる環境が変化する中で、貿易管理行政の有効性及び効率性を高めるため、平成22年度には以下の通り予算要求及び機構定員要求を行い、重要な政策分野に重点的にリソースを投入することを予定している。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全保障貿易管理の実効性向上のため、大量破壊兵器開発が懸念される国の大量破壊兵器等の開発動向等に関する情報収集・調査及び各国と連携した輸出管理制度の構築に向けて、特にアジア

ア諸国の政策担当者、企業等を対象とした輸出管理セミナーを開催する等のアウトリーチの予算を要求。

- 改正外為法により一層求められる我が国の安全保障貿易管理の実効性向上のため、大量破壊兵器等の開発等の軍事用途にも利用可能な民生技術（デュアル・ユース技術）を有する中小企業等を含む輸出者等に対し、安全保障貿易管理に係る自主管理体制の構築を支援するとともに、中小企業等を含む輸出者等における効果的かつ効率的な輸出管理体制を構築していくための調査研究を行うための予算を要求。
- 米国、E C等、貿易救済措置を頻繁に発動する主要国の貿易救済制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例び関税賦課決定に至る調査過程等についての調査・分析等の予算を要求。《機構定員》
- 対北朝鮮制裁の強化や外為法の改正に伴う業務の増加に対応するため、必要な定員を要求（計5名）。
- ワシントン条約締約国会議等国際会議の場で我が国の意見を反映させるため、必要な機構及び定員を要求（計2名）。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
適正かつ効率的な輸出入管理の実現	海外における輸出管理セミナー開催件数	件	2 (平成16年度)	5	5	3	（平成23年度）	輸出管理の実効性向上のためには、国内外の関係者に輸出管理制度を不断に普及・啓蒙することが必要。 こうした観点から、海外政府当局等に我が国の輸出管理制度を普及啓蒙することを目的として実施する「輸出管理セミナー」の開催件数、国内輸出業者における輸出管理に対するコンプライアンスの指標である「輸出管理社内規程」の導入企業数等を目標とすべき指標に選定した。
	輸出管理社内規程（C/P）導入企業数（累積、暦年）	件	988 (平成16年度)	1273	1382	1448	（平成23年度）	
	安全保障貿易管理説明会受講者数	人数	3514 (平成16年度)	13080	9906	10274	10000 (平成23年度)	
	原産地証明書発給件数	件	4214 (平成17年度)	6193	18463	44561	55000 (平成23年度)	原産地証明制度は、それが輸出者に使われることによって始めて意味をもつことから、原産地証明書の発給件数を目標とすべき指標に選定した。

政策評価の結果の政策への反映状況

システムの最適化計画に基づき貿易管理手続を行う電子システムが近々改善されることを念頭に、定員合理化計画に基づき、平成21年度にシステム関連の業務を行うポストの定員を削減した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成21年4月9日参議院経済産業委員会）	平成21年4月9日	政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。 1 特定技術の取引について、新たに導入されるボーダー規制の実効性を確保するため、企業等に対し、新制度の周知徹底を図るとともに、関係省庁の連携を一層強化すること。 2 新たに設けられる輸出者等遵守基準を具体的かつ実効性の高いものとする一方、本法を遵守し適正な輸出を行っている企業等の手続を簡素化するなど、過度な負担を軽減し、経済活動を阻害することのないよう留意すること。 3 迂回輸出のより効果的な防止のため、世界の安全保障貿易管理体制の整備に各国と協力して取り組み、特にアジア諸国との連携の強化に努めること。

施策名	ものづくり産業振興														
施策の概要	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国経済の基盤を成す製造業は、近年経済のグローバル化による国際競争力の激化、環境・資源制約の高まり、急速な少子高齢化と労働力不足等の大きな構造変化に直面している一方、国民が安全・安心に暮らせる社会（安全社会・低炭素社会）の実現への営みが要請されている。その中で引き続き、我が国製造業が世界における競争力を維持・向上させるためには、イノベーションの加速、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進に資する施策の実施が必要である。</p> <p>(必要性) イノベーションの創出は、民間企業ベースでは長期的視野に立った研究開発への投資や、補完的相乗効果を生むような研究開発が行われにくい。そのため、将来の市場拡大が期待される市場分野に資源を集中させ、官が潤滑油となって新産業の創出を促すことが必要である。 また、中小企業性の高い生活文化産業においては、連携が活発でない、情報発信力が弱い等といった構造上の問題を抱えており、産業界全体としての取り組みを促すために、産業的課題の克服に向けた官政府の役割が大きい。 製品安全については、民間企業にとっては安全・安心や環境問題の解決といった分野への投資は直接利潤を生むものではないため、投資へのインセンティブが働きにくい。そのため、官としては一定程度主導的に、有効な施策を実施していく必要がある。</p> <p>(効率性) 我が国製造業はGDPの約2割、研究開発費の約9割、輸出の約9割、法人税収の約4割を占め、我が国経済の基盤を成すものであり、今後の我が国経済の発展に不可欠な地位を占めている。本施策の実施により、イノベーションの促進や独創性ある製品が生み出されれば生活産業の差別化（ブランド化）が実現されることにより、我が国製造業全体の生産性は向上して産業強化につながり、2015年に2004年比で付加価値額25%増加の目標が達成されると、製造業の付加価値総額は140兆円となり、我が国経済への波及効果は大きい。さらに製造業の発展が果たす将来の製品安全及び地球環境対策による安全・安心な社会の実現への寄与に関しては、裨益は我が国だけでなく、地球で生活をおくる者全てに貢献できるものであり、本施策の費用対効果は大きい。</p> <p>(有効性) 我が国製造業は、経済のグローバル化による国際競争の激化、環境・資源制約の高まり、急速な少子高齢化と労働力不足に直面しており、引き続き、世界において競争力を維持していくためには、世界や東アジアの成長を牽引するようなイノベーションを加速していくことが不可欠である。そのため本施策は、製造業に対する技術開発等への資金投入だけでなく、それを生み出す人材や技術や製品を生かせる制度等、環境の整備のために政策資源を投入することが必要であるが、本施策はそうした課題への解決に対応している。特に、本施策は製造業の事業環境の改善に繋がる展開となっており、今後の国際競争力の増加に寄与すると同時に、その成果が国民の安全・安心な暮らしの構築といった施策目的の達成に寄与するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題解決のための革新的エネルギー技術開発の推進等 ・ 安全・安心な経済社会の構築 ・ 高信頼性を強みとする次世代産業群の創出 ・ 医療・ロボット・高度部材等の重点分野におけるイノベーションの推進 ・ 「感性価値」創造の促進と国際発信力の強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="357 1603 1385 1848"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>目標値(2015年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業の付加価値額(実質：兆円)^{※1} (2004年比伸び率)</td> <td>115.6</td> <td>121.6</td> <td>125.8</td> <td>130.4</td> <td>(調査中)</td> <td>142兆円 (2004年度比25%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 「製造業の付加価値」は、内閣府「国民経済計算」における経済活動別国内生産(実質：連結方式：2000年基準)による。</p>	指標	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	目標値(2015年)	製造業の付加価値額(実質：兆円) ^{※1} (2004年比伸び率)	115.6	121.6	125.8	130.4	(調査中)	142兆円 (2004年度比25%増)
指標	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	目標値(2015年)									
製造業の付加価値額(実質：兆円) ^{※1} (2004年比伸び率)	115.6	121.6	125.8	130.4	(調査中)	142兆円 (2004年度比25%増)									
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ イノベーション推進による新産業群の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて高い信頼性が必要とされ、製造業全体への波及効果の高い先進的宇宙システム、次世代自動車、再生医療、医療機器などにおける技術開発や環境整備を官民一体となって推進する。 ・ 「未来開拓戦略」に基づき、医療、ロボット、ナノテクノロジー等を活用した高度な部材など戦略的に重要な分野のイノベーションを促進し、高い付加価値を生み出す市場を創出する。 ○ 生活文化産業の高付加価値化の実現 														

	<ul style="list-style-type: none"> ファッション、日用品、デザイン等のクリエイティブ力を、日本の生活文化とあわせて総合的に海外で発信し、あらたな市場の獲得につなげるため、現地の生活文化や日本製品に対するニーズの調査、見本市への出展や商談のサポート等を行う J A P A Nブランド戦略展開支援事業を新規要求する。 <p>○ 安全・安心で持続可能なものづくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心、環境保全、産業競争力を同時に実現する化学物質管理を推進する。 北海道洞爺湖サミットを受け、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減するといった地球温暖化への取組や、革新的エネルギー技術の開発を推進するとともに、京都議定書目標達成のため、省エネ・新エネ対策を強化。 子供の事故情報分析や製品開発への支援体制の構築のため、キッズデザイン製品開発支援事業を新規要求する。 <p>《税制》</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油化学製品製造用輸入ナフサ等及び農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置については、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を確保するとともに、石油化学用原料の調達条件において諸外国と格差が生じないようにするため、また、我が国農林漁業の経営安定化を図る観点から、その税負担を極力軽減することが必要であるため、延長を要望。 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置については、世代間の資産の有効活用による住宅投資の活性化を図るとともに、住宅取得者の自己資金の充実による良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図るため、適用期限の延長を要望。 自動車税のグリーン化については、環境性能の優れた自動車の加速度的な普及を図るため、延長を要望。
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>新経済成長戦略 2008 改訂版</p>	<p>平成 20 年 9 月</p>	<p>第2編. 0. 2. 改革の3つの柱 (3) 地域・中小企業・農林水産業・サービスの未来志向の活性化 資源高は、地域の中小企業のみならず、地域の農林水産業にも大きな影響を及ぼしている。しかし他方で、日本は世界最高水準のエネルギー効率を誇る省エネ国家であるとともに、評価の高い農林水産物を世界市場に供給できる潜在力を持っている。食料価格や運送費用が上昇し、食の安全に対する関心も高まる中、日本の農林水産業は、今や世界に攻めて出る機会を得たととらえ、生産、流通、販売における革新を通じ、未来志向で、地域の活性化に取り組むことが必要である。 また、地域には、「地域の良さ、日本の良さ」をもった伝統文化・工芸品・自然などの地域資源が多く存在する。こうした地域資源（地域ソフトパワー）を域外・国外に発信し、地域への集客を促進し、地域活性化を図ることも効果的である。</p> <p>第2編. 4. 具体的施策 (2) ① イノベーションによる高付加価値化・ブランド力の強化 環境、省エネ・新エネ等の技術、文化、ファッション、コンテンツ等の日本の強みを生かした製品・サービスや、日本のブランドの海外進出を支援し、世界の景気低迷や資源高にもかかわらず、市場を獲得できる高い付加価値や強いブランド力をもつ産業群を育てる。</p> <p>第2編. II. 3. グローバル戦略の新展開 (1)① 2) 地域顧客ニーズを踏まえ、我が国の特色を活かした製品・サービスの提供「日本ブランド」の更なる浸透 <内需型製造業の海外シフト・展開支援> 日用品、加工食料品などの内需型製造業について、地域顧客ニーズを踏まえた製品の提供のための海外シフト支援や、海外の顧客ニーズに応えられる優れた製品が日本ブランドとして浸透するための海外展開支援等を行う。</p>
	<p>未来開拓戦略</p>	<p>平成 21 年 4 月</p>	<p>(1) 「低炭素革命」（省エネルギー、新エネルギー等の地球温暖化対策、3R、水処理、資源確保等） 例えば、産業部門は、1970年代の石油危機時に、省エネ技術で競争力をつけ、今では、世界一のエネルギー効率を達成している。特に、次世代自動車、</p>

			<p>鉄道システム、太陽光発電、燃料電池、蓄電池、グリーン家電、原子力発電、ヒートポンプ等、世界最高水準の環境・エネルギー技術力を有する。</p> <p>また、3R（廃棄物の排出抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)）や水処理（特に膜技術及び省水技術）といった高度技術や、伝統的な污水处理技術（浄化槽等）においても、高い国際競争力を有している。</p> <p>(2) 「健康長寿」（医療・介護、少子化対策）</p> <p>医療・介護サービスや、関連する健康サービスは、雇用誘発効果や生産誘発効果も高く、短期的な雇用の受皿としてのみならず、21世紀の我が国の産業構造を展望する上でも、有力な内需型産業の柱となりうる。さらに、疾患の予防・診断・治療は、経済的に見ても、戦略的に重要な分野である。この分野におけるイノベーションを促進することにより、高い付加価値を生み出す市場を創出することができる。</p> <p>(3) 「魅力発揮」（農林水産業、ソフトパワー、観光、人材、IT）</p> <p>コンテンツ、ファッション、デザイン等のソフトパワーは、我が国製品・サービスの価値をさらに高め、裾野の広い産業分野を支える可能性をもつ。特に、我が国のポップカルチャーやメディア芸術は、「クール・ジャパン」とも称され、世界的な評価が高まっている。こうした我が国のソフトパワーの力を活かして、国内外において、コンテンツ産業の育成と新たな製品サービス市場の開拓に、戦略的に取り組んでいくことが重要である。</p>
--	--	--	---

施策名	情報産業強化
施策の概要	<p>情報経済社会の発展を支える質の高い製品・サービスが提供され、次世代の情報経済社会を支える基盤の構築・発展が図られる上で不可欠な、我が国情報産業の競争力の強化を図るため、情報通信機器・デバイス等に関する革新的な技術の確立とその開発成果の普及及びソフトウェアの品質・信頼性及び生産性向上、開発に関する産学官の開発リソースの連携強化による技術開発の実現を目指す。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 企業の生産、物流、顧客管理のためのソフトウェアや携帯電話、情報家電等の製品の中にある組込ソフトウェアのように、今やあらゆる企業活動でIT化が進展している中、ITによる生産性の向上は企業競争力を維持強化する上で不可欠な要素である。しかしながら、我が国産業のIT投資効率の低さが指摘されているため、必要な対策を講じる必要がある。</p> <p>(必要性) IT投資効率を向上させるために、IT投資の対象を機能毎に「差別化につながる競争領域」と「各社が協働して対応すべき非競争領域」に峻別し、「選択と集中」を促していくことが効果的であるが、競争関係にある企業が、このような戦略的な投資に向かうためには、どのような領域を、自らにとっての非競争領域にするかということの精査を進めるための情報を得る必要があり、その際、企業相互の情報共有や意見交換が必要となる。しかしながら、従来の慣行や産業構造を背景に、企業間の自立的な連携に委ねるだけでは、国際的な劣位を克服することは困難である。このため、例えば、ソフトウェアの共通化のための業務手順や製品仕様の標準化、ソフトウェア開発に携わる人材育成等の基盤的な領域に着目し、関連企業の協働による共同開発等に対する国の関与・支援を行うことにより、企業のIT投資の選択と集中を加速化させることが必要である。</p> <p>また、情報処理を必要とする個人・企業による新形態の利用拡大の可能性は潜在的に存在し、世界の情報サービス市場におけるIT資源の提供形態は今後大きく変革していくものと見込まれる。しかしながら、個別のIT資源で顕在化しているプログラム行数の増大、生産性・相互運用性の低下、システム障害の多発と影響の拡大といった課題が、“連携する社会”の下で更に深刻化することが予見されることから、これを支える次世代IT基盤に必要な技術開発等を実施する必要がある。</p> <p>(効率性) 【情報通信機器・デバイス】 共同の基盤となる技術の開発・標準化は、情報産業内で企業毎にバラバラに行われていた同一分野に対する研究開発投資の無駄を削減するとともに、競争優位、差別化の確立につながる技術への投資が可能となることから、効率性・費用対効果は高いと考えられる。</p> <p>【情報サービス・ソフトウェア】 現在、システムに関するトラブルが頻発しており、リコールなどトラブルの解決に要する費用は全国的に相当程度大きい中、システムエンジニアリングの開発・普及等が行われることにより、トラブルの大幅な低減が見込まれるため、社会全体のロスから見た場合の費用対効果は高いと言える。また、中小企業を含む多くの企業が開発する様々な情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性の向上に貢献するシステムエンジニアリング等の開発を、国が主導して業種横断的に取り組むものであるため、個別企業が取り組む場合に比べ、重複投資を避けることができ、費用対効果は高いと言える。</p> <p>(有効性) 【情報通信機器・デバイス】 本施策の実施により、企業における効率的な研究開発の推進と、研究開発プロジェクトを通じた産学官の連携などの整備が行われ外国企業との競争条件のイコールフットィング化や高信頼性、低消費電力化などの基盤技術開発を通じた製品・デバイスの差別化が促され、国際競争力ある情報家電・情報通信機器産業が育成されうる効果が期待されることから、施策の目的に合致した展開である。</p> <p>【情報サービス・ソフトウェア】 民間企業のみでは秘匿性の観点から収集不可能な情報を収集し、解析を行うことなどによりシステムエンジニアリング手法が開発され、その有効性が個別企業の単位を超えて業種横断的に実証され、中小企業を含む産業界に広く活用されることにより、現在課題となっているシステムの信頼性及びその開発効率の向上、さらには我が国経済社会全体の信頼性の向上が期待されるものである。また、国際的にシステム開発プロセス等に関する標準化に向けた取組が加速する中、当該分野の標準化が我が国で数年以内に実現されることが期待されるため、我が国産業の国際競争力確保の観点から有効といえる。</p> <p>次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業で開発・実証される技術を装備したIT資源は、特定の分野に対して費用削減やデータ連携・共有の容易化等のメリットをもたらすのみならず、高い信頼性等が要求されるエネルギー、交通システム、ものづくり中小企業等の広い分野に適用され、企業の競争力強化につながることから、波及効果が大きい。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ITとサービスの融合による新市場創出促進事業」(減額要求) ・ 「次世代回路アーキテクチャ技術開発事業」(増額要求) ・ 「ナノエレクトロニクス半導体新材料・新構造技術開発」(減額要求) ・ 「次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業」(新規要求)

- ・ 「中小企業システム基盤開発環境整備事業」 (新規要求)
- ・ 「次世代半導体材料・プロセス基盤プロジェクト (MIRAI)」 (減額要求)
- ・ 「立体構造新機能集積回路 (ドリームチップ) 技術開発」 (減額要求)
- ・ 「スピントロニクス不揮発性機能材料技術開発」 (減額要求)
- ・ 「IT投資効率向上のための共通基盤プロジェクト」 (平成21年度で終了)
- ・ 「産学連携ソフトウェア工学実践事業」 (平成21年度で終了)
- ・ 「セキュア・プラットフォームプロジェクト」 (平成21年度で終了)
- ・ 「情報大航海プロジェクト」 (平成21年度で終了)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
			(年度)	18年度	19年度	20年度	(年度)	
19兆円	情報通信機器・デバイス産業の付加価値額(兆円)	兆円	14.6兆円 H16	16.3	17	-	23年度	平成16年度比約30%増
13.6兆円	情報サービス・ソフトウェア産業の付加価値額(兆円)	兆円	10.8兆円 H16	11.1	13	-	27年度	平成16年度比約25%増
0.5	半導体の消費電力	-	H16 ※規格とした半導体(周波数:450MHz、ゲート数:50M、電圧:1V)	0.7	0.7	0.6	22年度	—
238	消費電力(kWh)	液晶テレビ(HD37V)	—	148	146	143	21年度	—
362		プラズマテレビ(HD42V)	—	262	219	219	21年度	—
19年度比50%減	組込みシステム等の不具合発生率	%	19年度	25%	20%	16%	24年度	—
50%	情報システムの調達ガイドラインに、オープンな標準に係る仕様要件を入れている自治体の割合	%	—	—	—	32%	22年度	—

政策評価の結果の政策への反映状況

これまでの成果が実用化されつつある現状を踏まえ、引き続き、我が国が戦略的に取り組むべき重点分野の絞り込みを行い、本施策を実施することが必要。特に、国民に利便性と安全性を提供していく社会の実現が見込まれている中、様々なサービスを支える次世代IT基盤を構築するための技術開発・実証を行う。また、中小企業向けのシステム基盤開発・環境整備や、我が国産業の国際競争力を維持・強化するために革新的製品・機能創出基盤デバイス開発等を実施する。さらに、情

報通信機器において我が国の強みとされる省エネルギーに資する技術開発とその成果の普及の促進等に引き続き焦点をあて、競争力強化に向けた施策について検討を行う。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	第 2 章 成長力強化 1. 成長力の推進 (3) 魅力発揮－IT を活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化、IT を活用した地域の活性化等、IT によるアジア知識経済圏の構築等、電子行政の加速、高度 IT 人材等の育成強化
	i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	第 2 章 分野別の戦略 I. 三大重点分野 (1) 電子政府・電子自治体分野、II. 産業・地域の活性化及び新産業の育成
	民主党の政権政策マニフェスト 2009	平成 21 年 7 月 27 日	5. IT、バイオ、ナノテクなど、先端技術の開発・普及を促進 5-36. わが国経済の基盤である中小企業の活性化を図るため、政府全体で中小企業対策に全力で取り組む。 5-42. CO ₂ 等排出量について、2020年までに25%減（1990年比）、2050年までに60%超減（同前）を目標とする。
	三党連立政権合意書	平成 21 年 9 月 9 日	7. 地域の活性化 中小企業に対する支援を強化 8. 地球温暖化の推進 国内の地球温暖化対策を推進し、環境技術の研究開発・実用化を進め、既存技術を含めてその技術の普及を図るための仕組みを創設し、雇用を創出する新産業として育成を図る。
総理大臣指示の重点政策	平成 21 年 9 月 16 日	1. 今後の経済を牽引する新たな成長産業を育て、雇用を創出するための戦略を構築する。 4. 地球温暖化対策を政府全体で推進。	

施策名	サービス産業強化
施策の概要	少子高齢化やサービス経済化が急速に進展する中で、サービス産業の効率と質を引き上げ、サービス産業全体の生産性を向上させることにより、日本経済の持続的成長を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>今日、サービス産業は、社会から以下5つの期待を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス産業の生産性の向上 ・ 高度に機能分化し、強い市場訴求力を持つ新たな産業構造基盤の提供 ・ 生活の質の向上（安全・安心社会の実現） ・ 地域経済の雇用創出・安定化 ・ 製造業と並ぶグローバル競争力の獲得 <p>上記5つのサービス産業に対する社会からの期待に応えるべく以下の政策を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス産業のイノベーションの加速 2 イノベーションによる健康長寿・少子高齢化対策の高度化 3 地域ソフトパワーの発揮による観光・集客サービスの強化 4 ソフトパワー最大化に向けたコンテンツ政策 <p>(必要性)</p> <p>サービス産業は我が国のGDP及び雇用者数の約7割を占める重要な産業分野であり、この分野の成長が我が国経済の持続的発展には必要不可欠。特に、製造業でも中間投入に占めるサービスのウェイトが高まっており、今後一層の需要拡大が見込まれている。しかし、このようなサービス産業の役割の拡大にもかかわらず、その生産性の伸びは、我が国製造業と比べて低く、サービス産業の生産性をいかに向上させていくかが、喫緊の課題。</p> <p>また、今後、少子高齢化等の人口構造変化により、国内のサービス市場は、中長期的に減少していくことが予測される。このため、製造業に並び、我が国サービス業も積極的に海外展開を進め、外需を取り込んでいくことが重要。</p> <p>(効率性)</p> <p>サービス産業が我が国経済の約7割を占める規模を持つ中で、本施策の予算は23億円程度（平成20年度）であるが、サービス産業の持つ共通の特性に着目した業種横断的な取組を目指しており、サービス産業の各分野での応用可能性を持っている。こうして2015年度までの間の実質GDPの平均成長率（2.2%見込み）のうち、サービス産業において概算で0.4%寄与することを「新経済成長戦略」において見込んでおり、その規模を考えれば、本施策の費用対効果はきわめて大きい。また、「サービス」という機能や価値を生み出すイノベーションを支援し、これを支える知的資産の蓄積と人材育成を一体として進めるものであり、成果はサービス産業のみならず我が国産業全体の競争力強化へと波及する。</p> <p>また、これらの取組は産学官による「サービス産業生産性協議会」が中心的役割を担うことから、同協議会においては多種多様なサービス産業の情報の集約し、各施策間・各関係機関（産総研、中小機構等）の効果的な連携を行うなど効率的に行われる。</p> <p>更に、全国316箇所の地域力連携拠点とも連携することにより、大きな全国波及効果が期待され、本事業の効果とそのインパクトは絶大であると言える。</p> <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス産業は「目に見えない」「提供と同時に消滅」などの共通の特性が存在することから、消費者に十分な情報が行き渡らず、品質の評価も困難。このため、品質に基づく市場競争がなされておらず、効率及び品質・信頼性の低下を招いている。 <ul style="list-style-type: none"> → 上記課題を解決するためには、日本版CSI（顧客満足度指数）構築支援、サービス品質の可視化を可能とする指標等についての調査・分析および公表、品質認証・ADRシステム構築支援等の事業により、サービスの品質を「見える化」して、競争を促進する環境を整備することが極めて有効。 2 サービスは、人が中心となって提供されるため、その品質や効率性は人材に大きく依存する。他方、サービス産業は比較的新しい分野が多いこと、求められる人材像が明確ではないこと等から、人材育成の手法が必ずしも確立されていない。また、人材の流動性が高く、新規サービスも次々と生まれている。 <ul style="list-style-type: none"> → 上記課題を解決するためには、スキル標準の明確化とこれに基づくサービス産業能力評価システム構築支援等の事業により、企業内における長期的な社内教育に代替する業界共通のプラットフォームを構築することが極めて有効。 3 多くのサービス企業は生産性向上のために、サービスプロセスの見直しと再編の必要性は認識しつつも、どのような利点があり、また、どのような手法を適用してプロセス改善をするのが適当かを特定するのが困難な状況。加えて、投資効果が見えない多くの中小サービス企業は、プロセス改善に有効な手法の採用に二の足を踏んでおり、手法が拡がっていない。 <ul style="list-style-type: none"> → 上記課題を解決するためには、サービスプロセス改善手法の創出と蓄積、これら成果の普及を行うことにより、全国の中小サービス企業へのプロセス改善手法の導入を進め、波及させていくことが極めて有効。 <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き、サービス産業の生産性向上施策を強力に推進するため、生産性を考える際の分母（効率性）と分子（高付加価値化・信頼性確保）の両面からアプローチしていく。このため、産学官による「サービス産業生産性協議会」との連携・運営等を通じ、サービスプロセス改善手法の提供普</p>

及（分母の改善）、サービス品質の「見える化」（分子の改善）に向けた取組を一体的に推進する。また、こうした生産性向上運動を全国隅々まで展開するとともに、各地域の特性を活かした生産性向上の取組等を支援する。

また、これら横断的取組に加え、観光・集客分野、医療・健康分野等の重点分野について、業種毎の特性を踏まえた取組を一体的に進めていく。

一方で、地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業については、所期の目的を達成したと考えられるため、平成20年度限りで終了することとした。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
サービス産業の生産性向上による経済成長	GDP成長率におけるサービス産業の寄与分	GDP成長率(%)	1.9 (17年度)	1.8	3.5	-	2.2 (2015年度までの平均年率)	「新経済成長戦略」においては、同戦略を中心に最大限の政策努力を行うことにより、実質GDPが2015年度までの間、平均年率2.2%程度で成長することを見込んでいる。このうち、サービス産業活性化策の具体化によるサービス産業の効率化の進展は、地方経済の活性化、マクロ経済の生産性上昇を促すことにより、概算で0.4%程度寄与することが見込まれている。
		サービス産業(狭義)の寄与分(%)	0.8 (17年度)	1.2	1.2	-	0.4 (2015年度までの平均年率)	
ベストプラクティスの発掘・普及	ハイ・サービス日本300選の選定・公表数	件	0 (18年度)	0	48	139	300 21年度までの合計	生産性向上に取り組むベストプラクティスを19年度から3年間で300事例選定・公表する。

政策評価の結果の政策への反映状況

これまでの成果を踏まえ、今後は次の観点でサービス産業の生産性向上施策を重点化していく。
 (1) サービス産業生産性協議会を中心としたサービス産業のエンジニアリング化の促進
 (2) これら取組の成果の全国的な波及
 (3) サービス産業のグローバル展開支援
 また、これら横断的取組に加え、観光・集客分野、医療・健康分野等の重点分野について、業種毎の特性を踏まえた取組を一体的に進めていく。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
民主党マニフェスト	平成 21 年 7 月	3-23. 新型インフルエンザ等への万全の対応、がん・肝炎対策の拡充 がん、肝炎など特に患者の負担が重い疾病等について、支援策を拡充する。 5-36. 中小企業憲章の制定など、中小企業を総合的に支援する 【政策目的】 わが国経済の基盤である中小企業の活性化を図るため、政府全体で中小企業対策に全力で取り組む。
連立政権樹立に当たっての政策合意	平成 21 年 9 月	中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。 4. 子育て、仕事と家庭の両立への支援 安心して子どもを産み、育て、さらに仕事と家庭を両立させることができる環境を整備する。 5. 年金・医療・介護など社会保障制度の充実 介護労働者の待遇改善で人材を確保し、安心できる介護制度を確立する。 7. 地域の活性化 中小企業に対する支援を強化。

施策名	コンテンツ産業強化
施策の概要	世界的な成長が期待されるコンテンツ産業の国際展開、生産性向上を推進し、市場規模の拡大と雇用創出を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 本施策は、コンテンツの国際展開、コンテンツ産業のボトルネック解決、コンテンツ流通の促進、コンテンツ人材育成といったインフラ的、横断的な支援をしている。その効果は、海外市場開拓及び国内構造改革を通じたコンテンツ産業の競争力強化のみならず、サービス業、製造業などの他産業への波及、及び地域振興にも有効である。また、コンテンツ制作者の多数は中小企業であることから、中小企業の振興としても有効である。</p> <p>本事業の予算投入により、我が国のコンテンツ産業全体は、約13.8兆円市場であるところ、将来的には2015年までに20兆円までの市場規模の拡大が期待されるものであり、施策へ投資することは我が国の経済発展を堅持するためにも極めて有意義である。</p> <p>(必要性) 我が国のコンテンツ産業は、クールジャパンと評され、世界で人気を博しているが、そのメリットを経済的利益に転化するメカニズムを構築できていないため、逸失利益が拡大しているといえる（日本のコンテンツの海外市場依存度は、1.9%と、米国の17.8%に遠く及ばず低水準に留まっている）。背景としては、国内完結型のビジネススタイルを構築してきたため、優れたコンテンツ製作能力を有する強みを海外展開に活かしかけていないことが挙げられる。こうした状況を克服するためには、国内企業が海外展開するための足掛かりを確保するとともに、海外展開の足かせとなる海外市場の障壁等を取り除いていくことが必要である。</p> <p>また、国内コンテンツ市場を取り巻く環境をかんがみると、国内の既存メディアによる強い系列化、下請化のなか、既存の取引関係を越えたコンテンツ制作企業の自主的なビジネス展開や分野横断的な事業活動が弱いという現状があり、制作力の強化のためには、こうした構造の改善が必要である。とりわけ、ネットワーク環境の整備、技術革新の進展等を背景に、流通経路が多様化・コンテンツのマルチユースが進展しているが、前述の業界構造が存在する中においては、こうした新たな機会を十分に活用することができない状況にあることから、新しいビジネスモデルの構築のための環境整備を通じて、制作活動の活性化を推進していくことが不可欠である。</p> <p>(効率性) 本施策の内容は、コンテンツ産業の国際展開、コンテンツ産業のボトルネック解決、コンテンツ流通の促進、コンテンツ人材の育成といったインフラ整備的、横断的な支援を一体的に推進するものである。これによって、コンテンツ産業内における業種間のシナジー効果による新たなコンテンツの創造と、コンテンツ産業が一丸となった国際展開による海外に対する訴求力の向上という面で効率的であるといえる。</p> <p>(有効性) 昨年度の本事業により JAPAN国際コンテンツフェスティバル（愛称：コ・フェスタ）の開催を行い、短期間にコンテンツ関連イベントや人材育成・交流プログラムを集中開催することで、国内外のコンテンツバイヤーの集客効果を高めるとともに、分野横断的に内外のコンテンツが集結することにより、新たなコンテンツ創造の活性化が図られた。また、国内のコンテンツ関連イベントのブランドを「コ・フェスタ」のもとで統一的に展開することで、対外的知名度の向上による海外訴求の強化が図られ、第2回の昨年度の動員数は、約82万人であり、第1回目を超えるものであった。加えて、国内における各種イベント、人材育成・交流プログラム等のコ・フェスタへのパートナー参加が拡大するなど、裾野も拡大している。また、他分野への波及効果としては、コンテンツを活用した地域振興については、映画「眉山」が地域（四国地方）に与える効果を測定したところ、約37億円の経済的効果があるなど、高い効果があることが確認されている。</p> <p>本事業によって、国内外の市場開拓及び国内市場の構造改革を推進し、我が国のコンテンツ産業の市場規模を、約13.8兆円市場から、将来的には2015年までに20兆円までに拡大することを目標としている。</p> <p>(反映の方向性) コンテンツ産業の海外展開を強化するとともに、国内市場において、コンテンツの二次利用モデルの構築、正規版コンテンツ流通促進事業、著作権情報集中管理処理事業を行う。このため、必要な経費として、事業の効率化を図り、概算要求。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H17年度	H18年度	H19年度		
コンテンツ市場の 拡大	コンテンツ 産業の 市場規模	兆円		約13.8	約13.8	約13.8	20.0 (平成27 年度)	コンテンツ産業は、製 造業、観光業など他産 業へ高い経済波及効果 を有するとともに、 「ジャパンブランド価 値」の確立による我が 国の国際的地位の向上 にも資するものであり、 今後の日本経済を 牽引する重要政策の一 つである。このため、 産業界の市場規模、 デジタルコンテンツの 市場規模が、施策の効 果を測る指標となる。
コンテンツ 産業の雇 用の拡大	コンテンツ 産業の雇 用の拡大	万人		約187	-	-	200	
デジタル コンテン ツ市場規 模	デジタル コンテン ツ市場規 模の拡大	兆円		約2.6	約2.6	約2.7	6.3	

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- 予算要求
2015年までにコンテンツ市場規模を20兆円産業に育成するとの目標を達成するため、コンテン
ツ産業の国際展開を促進させることにより、新しい海外市場を開拓する。また、国内市場におい
ては、コンテンツの二次利用モデルの構築、正規版コンテンツ流通促進事業、著作権情報集中管
理処理事業を行う。このため、必要な経費として、事業の効率化を図り、前年度比4.4億円減と
して概算要求した。
平成22年度概算要求：1,424百万円（コンテンツ産業強化対策支援事業【一般会計】）
平成21年度予算：1,874百万円（コンテンツ産業強化対策支援事業【一般会計】）
- 機構・定員要求
海外展開支援、国内制度見直し等、コンテンツ産業育成にあたっての業務増大に伴う定員増（3
名要求）

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策（主なも
の）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
民主党政集 INDEX2009	平成 21 年 7 月 23 日	インターネットを用いたコンテンツの2次利 用促進 過去に放送されたテレビ番組（コンテンツ） をインターネットで2次利用する場合には、 すべての権利者から許諾を得なければなら ず、2次利用はなかなか進んでいません。イ ンターネット上でのコンテンツの活用を図る ため、著作権の保護に配慮しつつ、著作権処 理の円滑化に向けて抜本的な検討を進めま す。 特に、権利処理が困難な過去のコンテン ツの再利用を円滑化するための措置を早急に検 討します。
i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	4. クリエイティブな新市場の創出に向けた 環境整備 (1) 既存のコンテンツ（広告、美術品、デ ザイン、映画・ビデオ・写真、ソフトウ ェア・ゲーム、音楽・パフォーマンスア ーツ、テレビ・ラジオ番組等）及び新た にアーカイブ化される行政情報等を基 に、デジタル技術を最大限活用して、知 的財産をネットワーク上で活用・共有す る新たな市場（IPTV、デジタルサイ ネージ（電子看板）等）の創出に向けた 環境を整備する。
知的財産推進計画 2009	平成 21 年 6 月 24 日	3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する ソフトパワーは、海外市場拡大・内需拡 大の原動力となるものであり、我が国の魅 力を海外に発信する重要な役割を有してお

り、その成長戦略を積極的に推進していく必要がある。このため、コンテンツ、食、ファッション、デザイン等のソフトパワーを生み出す産業を今後の我が国経済を牽引する戦略産業の一つとして位置付け、重点投資を図ることを通じその創造基盤の強化と内外市場の開拓による成長を促進する。

① ソフトパワー産業における中小企業支援策の活用を促進する

2009年度から、産業クラスター等を活用し、地域のソフトパワー産業のネットワーク形成を促進するとともに、産学官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のソフトパワー産業における積極的な活用を促進する。

⑤ コンテンツの取引支援システムを構築する

i) 2009年度から、音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援する。

iv) 権利処理の円滑化を図るため、2009年度から、ジャパン・コンテンツ・ショーケースや放送コンテンツの取引支援システムと連携しつつ、権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベース機能を有する著作権取引支援システムを開発する。

⑧ 映像産業振興機構の活動を支援する

映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構によるコンテンツ産業の人材育成事業やコンテンツ取引の市場整備に係る事業等を支援する。

③ コンテンツ制作等への支援を充実する

i) クリエーターの創造活動を活性化するため、大学やメディア芸術拠点等におけるコンテンツ制作や、コンテンツの国際共同制作等への支援を充実する。

① コンテンツの海外展開を促進する

iii) 海外展開を視野に入れた映像コンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を検討し、2009年度中に一定の結論を得る。

② 日本ブランド発信イベントの機能を強化する

i) JAPAN国際コンテンツフェスティバルを総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化するため、2009年度から、オフィシャルイベントとして東京発日本ファッション・ウィークを開催するとともに、海外で開催される日本紹介イベント等との連携を図る。また、地域への展開を図るため、京都において関連イベントを開催する。

v) 東京国際映画祭について、TIFFCOMとの連携によりマーケット機能を強化するとともに、2009年度から、特色あるイベントの開催や効果的な会場の選定を行う。

④ アジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する

アジア地域における国境を越えたコンテ

		<p>ソフツの製作・流通やビジネスに関する協働の促進を図るため、2009年度から、アジア主要国における官民合同のハイレベルな国際会議であるアジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する。</p> <p>⑪ ソフトパワー産業に関する定量的な情報を充実させる コンテンツ産業等における輸出入や海外におけるライセンス収入に係る統計情報や労働人口に係る統計情報を収集・分析するとともに、各企業が I R 活動等を通じて海外売上等に係る情報を公開することを促す。</p> <p>⑫ コンテンツ分野における海外市場の情報収集等を強化する 事業者の戦略的な海外展開を支援するため、J E T R O を通じたコンテンツ分野における海外市場の基礎的データ、市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報の収集、セミナーの開催やウェブでの公開によるこれら情報の提供を強化するとともに、J E T R O の海外拠点における企業相談を充実する。</p> <p>⑥ クロスメディアによる効果的な発信を実施する 2009年度から、J A P A N 国際コンテンツフェスティバルやメディア芸術祭の日本ブランド発信イベントについては、ウェブサイトを、在外公館等における日本文化紹介事業、国際共同番組、国際放送の活用など、複数のメディアを活用した効果的な発信を実施する。</p>
<p>未来開拓戦略 (J リカバリー・プラン)</p>	<p>平成 21 年 4 月 17 日</p>	<p>(3)「魅力発揮」(農林水産業、ソフトパワー、観光、人材、I T)</p> <p>コンテンツ、ファッション、デザイン等のソフトパワーは、我が国製品・サービスの価値をさらに高め、裾野の広い産業分野を支える可能性をもつ。特に、我が国のポップカルチャーやメディア芸術は、「クール・ジャパン」とも称され、世界的な評価が高まっている。こうした我が国のソフトパワーの力を活かして、国内外において、コンテンツ産業の育成と新たな製品サービス市場の開拓に、戦略的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>○ソフトパワーの海外展開支援</p> <p>◆コンテンツ海外展開促進プロジェクト コンテンツ輸出を拡大するため、産学官に眠る優秀なコンテンツ人材と資金を集め、「コンテンツ海外展開ファンド」を創設。海外展開を念頭に置いたコンテンツ制作支援や、販路開拓等海外展開支援を行う。</p> <p>◆コンテンツ産業の基盤整備(アジア市場整備、コンテンツ技術開発等) アジア・コンテンツ・ビジネスサミットの開催、若手クリエイター育成支援、映画館のデジタル化促進、コンテンツ技術開発やデジタルコンテンツの流通促進等新たなコンテンツの発掘・市場拡大を促すための施策を推進し、コンテンツ産業の競争力の抜本強化を図る。</p> <p>◆日本のソフトパワー海外展開促進事業 「J A P A N 国際コンテンツフェスティバル」(愛称コ・フェスタ)、「東京発日本ファッション・ウィーク」、「感性価値創造フェア」などの事業と海外での日本紹介イベン</p>

			<p>トとのネットワーク化を行い、ソフトパワーの発信力強化を行う。</p> <p>○次世代著作権取引支援システムの整備</p> <p>◆コンテンツ取引の環境整備</p> <p>コンテンツ企業を複雑な権利処理から解放し、迅速かつ柔軟に権利が運用できるよう「権利情報集中処理機構」（音楽分野）の取組を支援するとともに、権利の所在をリアルタイムで把握できる機能等を有する次世代コンテンツ取引支援システムを構築する。</p> <p>放送コンテンツの著作権者や使用許諾されている範囲等に関する情報を一元的に管理し、海外展開等コンテンツの流通を希望する事業者がアクセスでき、権利処理を円滑化するための仕組みの整備を促進する。</p>
<p>デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～</p>	<p>平成 21 年 4 月 9 日</p>	<p>(3) 地域活性化</p> <p>(抜粋) さらに地域コンテンツのデジタル映像化支援、コンテンツ海外展開ファンドの創設とそれらを活用した海外市場の開拓や対内直接投資を促進することにより、ソフトパワー発信力の高い知識創造型産業を地域に創出する。</p> <p>(4) デジタル技術を活用した新産業創出</p> <p>(抜粋) 権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベースを提供し、権利情報等を集中的かつ円滑に処理するための仕組みの強化など、次世代の著作権取引や権利処理のシステムを整備する。</p>	<p>(3) 地域活性化</p> <p>(抜粋) さらに地域コンテンツのデジタル映像化支援、コンテンツ海外展開ファンドの創設とそれらを活用した海外市場の開拓や対内直接投資を促進することにより、ソフトパワー発信力の高い知識創造型産業を地域に創出する。</p> <p>(4) デジタル技術を活用した新産業創出</p> <p>(抜粋) 権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベースを提供し、権利情報等を集中的かつ円滑に処理するための仕組みの強化など、次世代の著作権取引や権利処理のシステムを整備する。</p>
<p>新経済成長戦略のフォローアップと改訂</p>	<p>平成 20 年 9 月 19 日</p>	<p><文化、コンテンツなどの日本のソフトパワーの浸透></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地消費者の需要や文化的背景に合わせたきめ細かいローカライズ、現地パートナーとの協力関係の構築による流通経路開拓、資金調達や契約慣行等の調和により、我が国の優れた文化・コンテンツが受け入れられ、トレンドセッティングに資するよう取り組む。このため、国際共同製作支援、JAPAN国際コンテンツフェスティバル、東京国際映画祭、東京ゲームショウ、国際ドラマフェスティバル、アジア・コンテンツ・ビジネスサミット等を実施する。 	<p><文化、コンテンツなどの日本のソフトパワーの浸透></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地消費者の需要や文化的背景に合わせたきめ細かいローカライズ、現地パートナーとの協力関係の構築による流通経路開拓、資金調達や契約慣行等の調和により、我が国の優れた文化・コンテンツが受け入れられ、トレンドセッティングに資するよう取り組む。このため、国際共同製作支援、JAPAN国際コンテンツフェスティバル、東京国際映画祭、東京ゲームショウ、国際ドラマフェスティバル、アジア・コンテンツ・ビジネスサミット等を実施する。

施策名	化学物質管理
施策の概要	<p>透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年（※）までに達成する。</p> <p>※「2020年」の期限は、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WS SD）において示された「ヨハネスブルグ実施計画」に記載された、有害化学物質の環境上の適正な管理に関する達成年限。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 様々な便益をもたらす化学物質の活用による産業の活性化や生活の質的向上が実現すると同時に、人の健康や環境生物の生息に対する化学物質の影響が適切に管理されるよう、その科学的・国際的な動向と整合させつつ、①我が国における化学物質上市事前審査・使用規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を整備・運用すると共に、②その基盤となる科学的知見を充実させ、それを基に国内外の産業、行政、市民等関係者においてリスクベースの考え方や手法を浸透させることにより、企業等における化学物質の適正管理を促進することが課題である。</p> <p>II 化学物質危機管理分野 化学兵器の廃絶と不拡散のため、国際的に化学兵器禁止条約に基づく厳格な管理が行われているところである。また、国内法の化学兵器禁止法における規制物質のうち毒性物質を取り扱っている事業所等が国民保護法の枠組みで危険物質等取扱所に指定されていることから、国民保護措置の実施、危機管理体制の構築等に必要とされる体制・環境を整備することが求められている。</p> <p>（必要性）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 化学物質安全は企業にとって典型的な外部不経済であることから、化学物質に係る安全・安心を確保するためには、外部不経済を内部化し、化学物質の適正管理を実現しなければならない。このためには、当面は、国が関与する形で、市場の欠陥を是正するための何らかのルール・規律を構築し、これを企業が実態経済の中で適用していくことが必要である。また、過度に化学物質を忌避するのではなく合理的な対応を実現するためにも、中立的な立場である国が中心となつて、化学物質のライフサイクルを通じた人健康等のリスク把握といった客観性のある科学的知見の充実を図り、併せて、国、地方自治体、企業及び国民の適切な役割分担を構築していくことが不可欠である。</p> <p>II 化学物質危機管理分野 申告情報の管理、国際査察の受け入れ、同条約の解釈・運用、実施体制の整備等、化学兵器禁止条約に適切に対応するためには、中立的な立場である国の関与が必要である。また、国民保護計画に基づき経済産業大臣が武力攻撃災害発生時に化学プラントに対して緊急停止命令を発出する等、国民の安心・安全を第一に考えた危機管理体制の構築は、国が負うべき責務である。</p> <p>（効率性） 規制法に基づく措置をその根幹としているが、合理的な規制の追求（化学物質におけるハザードベースからリスクベースへの転換、自主的な管理の促進、化学兵器における民生用途の大小に基づく合理的な管理等）とともに、単に規制措置だけではない事業者の自主的な対応促進も併せて展開している。</p> <p>なお、化学物質管理分野においては、更なる民間及び行政コスト低減に向けた制度改正を検討しており、効率性の高い合理的制度体系への不断の努力を進めているところ。</p> <p>（有効性）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 化学物質審査規制法においては、平成20年度で約2万件の新規化学物質が市場上市前に適正に審査され、更に、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等16物質の第一種特定化学物質、トリクロロエチレン等23物質の第二種特定化学物質、シクロドデカン等37物質の第一種監視化学物質、クロロホルム等944物質の第二種監視化学物質等に対する各種の管理・監視を実施すること等により、化学物質に係る環境の汚染の防止に大きく寄与している。</p> <p>また、化学物質排出把握管理促進法においては、平成19年度でトルエン等354物質に対し、全国で約4万1千事業所がPRTTR届出による排出把握管理を行っており、更に435物質について化学物質の安全性評価データシートを商取引において提供することを義務づけ、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進することに大きく寄与している。</p> <p>II 化学物質危機管理分野 化学兵器禁止法においては、化学兵器に関連する毒性物質及びその原料物質の製造・使用等に対してその毒性の程度に応じ許可制に基づく製造等の制限や届出義務を課し、前者については立入検査の実施、後者についてはこれらを取り扱う国内約500の事業者等の届出情報を化学兵器禁止機関（OPCW）に申告し、当該申告に基づいてOPCWが実施する産業査察を受け入れる制度を整えることで、化学兵器の廃絶を目的とする化学兵器禁止条約の国内実施を担保している。また、化学兵器禁止法の対象事業所が標的となった場合の武力攻撃災害の発生又は拡大に備えるため、国民保護法及び経済産業省国民保護計画に従い経済産業大臣が行う化学プラントの緊急停止命令等を円滑に実施するための連絡体制を構築する等、危機管理体制の整備を実施している。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>I（狭義の）化学物質管理分野 化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取組を促す化管法は、</p>

(狭義の) 化学物質管理政策の柱であり、累次の制度見直しや新制度の制定等により、時代に
 応じた制度の合理化・適正化を進めてきたところ。

平成20年1月から、産業構造審議会、中央環境審議会及び厚生科学審議会による化審法見直し
 に係る合同会議を開催し、平成20年12月に、化学物質の上市後の状況を踏まえたリスク評価体系
 の構築、リスクの観点から踏まえた新規化学物質事前審査制度の高度化、厳格なリスク管理措置等
 の対象となる化学物質の取扱いを主な内容とする報告書を取りまとめ、平成21年5月に国会審議
 を経て、改正化審法が公布された。

平成22年度以降、改正化審法を踏まえ、化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化
 するため、新規化学物質だけでなく、既存の化学物質についても管理の網を広げるとともに、化
 学物質自体の製造・輸入段階のみならず、化学物質を使用して製品を製造する等の段階を含めた
 サプライチェーン全体における管理体制の構築を図る。

II 化学物質危機管理分野

平成22年度においては、引き続き、近年のテロ・リスクの増大に伴い、今後は、化学兵器禁止
 法の的確な施行に加え、テロなどによる脅迫・破壊行為を想定した化学プラントの体制・装備の
 強化といった危機管理(被害管理)対策を実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年 度	19年 度	20年 度		
	新規化学 物質の製 造・輸入	件		482	573	663		化学物質審査規制法 施行に伴う各制度の 届出・申出件数
	低生産量 化学物質 の届出	件		236	598	797		
	少量新規 化学物質 の申出			17,687	19,641	21,361		
	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	届出排出 量	トン		259,038	245,393	234,299		化学物質排出把握管 理促進法施行に伴う 各種届出数量等
	届出移動 量	トン		229,430	225,427	222,724		
	届出事業 所件数	件		40,795	40,980	40,725		
	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	申告事業 所数	件		521	509	499		化学兵器禁止条約ま たは化学兵器禁止法 に基づく申告事業所 数など
	立入り検 査等実施 事業所数	件		23	30	39		

政策評価の結果
 の政策への反映
 状況

I 化学物質審査規制・管理促進

- 化学物質規制対策事業として、改正化審法を受けて、全ての化学物質を対象とした効率的かつ適確なリスク評価を実施するために、改正化審法の届出情報の収集、整理、さらにそれら及び国内外の知見を活用したリスク評価までを一貫して実施するための情報基盤を整備する。また、詳細なリスク評価を行うため、化学物質の詳細な用途把握を行うためのシステム検討・実証等を行う。
- 厳格化された化学物質規制の下、安全性の不明な物質を使い続けることによる中小企業にとっての経営リスクをいち早く低減し、化学物質による人や環境への影響を未然に防ぐ観点から、国が積極的に中生産量の化学物質の有害性情報を収集の加速化を図る。
- 有害性評価情報の伝達や共有強化に関する調査研究についても検討する。
- また、化管法の施行を中心とした化学物質総合管理対策事業は一貫した化学物質管理政策を推進するため化学物質規制対策事業と統合する。

II 化学物質危機管理

《予算》

- 「化学物質危機管理・化学兵器禁止条約対策事業」として、①国内における化学物質に係る危機管理体制の構築、②国際機関への化学分析データの提供等の協力を実施し、国内・国外の動向両面を見据えつつ国民の安心・安全に繋がる包括的な化学物質の危機管理対策を推進する。

関係する施政方
 針演説等内閣の
 重要政策(主なも
 の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第3次環境基本計画	平成18年4月	重点分野として「化学物質の環境リスクの

の)	(化学物質管理分野)	閣議決定	低減」が位置づけられている。
	第三次科学技術基本計画 (化学物質管理分野)	平成18年3月 閣議決定	個別政策目標として「環境と経済の好循環に貢献する化学物質のリスク・安全管理の実現」が掲げられている。
	国民の保護に関する基本方針 (化学物質危機管理分野)	平成17年3月 閣議決定	化学テロや化学プラントを含む危険物質取扱所に係る武力攻撃災害について、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画の作成の基準となる事項について示されている。

施策名	中小企業事業環境の整備																																											
施策の概要	中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図り、中小企業の事業活動の活性化を図る。																																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 我が国中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業の資金調達環境の整備については、引き続き、不動産担保や個人保証に依存しない融資の拡大などの資金供給の円滑化に取り組む必要がある。また、中小企業の海外展開支援については、海外展開ノウハウに係る情報提供の充実や現地における人材確保のための研修等の海外市場進出（輸出・投資）に円滑化に取り組む必要がある。</p> <p>(必要性) 中小企業の事業継続には円滑な資金調達が不可欠であるが、信用力等が必ずしも十分でなく資金調達の面で困難を抱える多くの中小企業にとって、資金調達環境の整備は引き続き大きな課題である。特に、平成20年に起こった国際金融不安やこれに伴う景況悪化により、収益を圧迫され、資金繰りに影響を来している中小企業にとっては、経営の命綱である金融の円滑化が大きな課題である。また、中小企業向けの貸出残高が減少傾向にあるなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。借入に困難を感じている中小企業もかなり存在しており、国及び政府機関が補完的措置を講じていくことが必要である。</p> <p>中小企業の海外市場進出については、言語や人材資源の制約の観点から情報の入手が依然として困難であり、海外展開のリスクは相当程度高い。そのため、中小企業の海外進出や進出中小企業の円滑な経済活動を推進するため、的確な経営判断が行えるような情報提供やアドバイス、現地の制度改善等環境整備を図ることが必要である。</p> <p>(効率性) 中小企業向け貸出の約20%は政策金融機関等による貸付及び信用保証でカバーされている。政府系金融機関による融資に関しては民業補充に限定し、保証によって民間金融による資金供給を支援することなど、効率的に施策を実施している。また、海外展開支援事業では、情報提供、ノウハウ等のアドバイス、研修の機会等の提供は、事業の国際化に対応する能力を情勢して事業リスクを軽減することに加え、企業の経営の自立化、安定化に寄与する。</p> <p>(有効性) 中小企業は、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める。また、金融機関からの借入が中小企業の資金の30.6%を占め、海外現地法人を保有している製造業のうち中小企業の割合は30%にもなる。中小企業に対する円滑な資金供給やグローバル展開に関する情報提供等により事業環境を整備することは、中小企業の事業活動を活性化させ、我が国全体の経済活力の維持につながることから、効果は大きい。特に情報提供においては、海外進出準備にあたり、アドバイス事業を活用した進出ノウハウを習得させ、現地情報の入手・提供等を通じて円滑な準備が可能となる。</p> <p>(反映の方向性) 景況の悪化や新たな資金ニーズに対応し、セーフティネット金融の充実、事業再編、海外市場開拓、地域の問題解決のビジネスなどを支援する融資制度の強化など、国・地方を挙げて、中小企業の円滑な資金供給に万全を期す。</p> <p>中小企業の国際展開を円滑化するため、進出先の情報提供体制の充実、進出先における不公正取引是正等、現地日系中小企業の円滑なビジネス活動を推進する上での事業環境整備、研修生受入れ、専門家派遣制度の活用等を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="359 1433 1484 1915"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>中小企業 資金繰り DI</td> <td>%ポイント</td> <td></td> <td>-2</td> <td>-7</td> <td>-23</td> <td>(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月 の中小企業の資金繰り 判断)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本政策金融 公庫中小企業 事業貸付額</td> <td>億円</td> <td></td> <td>10,289</td> <td>9,537</td> <td>13,839</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業から の相談件 数</td> <td>件</td> <td></td> <td>690</td> <td>534</td> <td>481</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際展開 に関する 入手情報 への満足 度</td> <td>%</td> <td></td> <td>93</td> <td>94</td> <td>94</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度		中小企業 資金繰り DI	%ポイント		-2	-7	-23	(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月 の中小企業の資金繰り 判断)		日本政策金融 公庫中小企業 事業貸付額	億円		10,289	9,537	13,839			企業から の相談件 数	件		690	534	481			国際展開 に関する 入手情報 への満足 度	%		93	94	94	
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																	
		18年度	19年度	20年度																																								
	中小企業 資金繰り DI	%ポイント		-2	-7	-23	(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月 の中小企業の資金繰り 判断)																																					
	日本政策金融 公庫中小企業 事業貸付額	億円		10,289	9,537	13,839																																						
	企業から の相談件 数	件		690	534	481																																						
	国際展開 に関する 入手情報 への満足 度	%		93	94	94																																						
政策評価の結果の政策への反映状況	平成22年度に実施する主な施策は以下のとおり 《予算》 ・ 信用保証制度の運営基盤の強化を図るための資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金を要求。 ・ 不況業種に属する中小企業等を対象とする信用保証制度の促進を図ることを目的として経営安定関連保証等対策費補助金を要求。																																											

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機対応円滑化業務を行うために必要な経費として出資金・補給金を要求。 ・ 日本政策金融公庫が円滑な貸付業務を行うことを目的とした補給金を要求。 ・ 日本政策金融公庫による売掛債権早期現金化支援のための出資金を要求。 ・ 中小企業基盤整備機構について、海外事業展開支援セミナー、調査等による情報提供等を行うために交付金を要求。 ・ 日本商工会議所について、進出先国の事業環境の改善を促すための事業等に係る補助金を要求。 ・ 財団法人海外技術者研修協会において、我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力等の向上を図る研修事業の補助金を要求。 ・ 財団法人海外貿易開発協会において、我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力等の向上を図る専門家派遣事業の補助金を要求。 ・ 日本貿易振興機構について、中小企業の海外への販路開拓や投資などの国際化に向けた取組を支援するために補助金を要求。 <p>《財政投融资》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域商店街活性化法」の成立を踏まえ、商店街の行うソフト事業への低利融資制度を新設。（日本政策金融公庫） ・ ものづくり中小企業を支援するため、試作品開発・販路開拓に関する低利融資制度を新設。（日本政策金融公庫） ・ 中小企業の海外展開を支援するため、海外展開資金の上限金額の拡充や金利引下げを実施。（日本政策金融公庫） ・ 地域経済の実態を踏まえた金融支援を充実させるため、地方公共団体の認定・確認制度と連携した低利融資制度を創設。（日本政策金融公庫） 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2009	平成21年6月23日 閣議決定	5. ①中小企業の活性化 ・ 資金繰り対策に万全を期するほか、… （以下略）
	経済成長戦略大綱	平成20年6月改訂	「中小企業金融の円滑化」

<p>施策名</p>	<p>経営革新・創業促進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発、商品・サービスの新たな生産・販売方式の導入等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。</p> <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に資する環境を整備することによって、中小企業が質の高い経営革新に取組めるようになり、利益率の改善や生産性向上が図られるなど経営基盤の強化を図る。また、特に、小規模企業の自助努力による経営革新や創業の取組の促進を図る。</p> <p>新たなニーズ、高付加価値の新商品・新サービスを提供していくため、中小商工業者等と農林漁業者との連携を含む異分野の事業者との連携の活発化や地域に存在する産業資源の活用を図り、設備・技術・ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動の促進を図る。</p> <p>中小企業が有するものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発の促進等により、我が国製造業の国際競争力を支えるものづくり中小企業の強化が図られる。</p> <p>商店街などの中小商業・サービス集積地が、引き続き地域コミュニティの中核として、地域住民の生活に潤いを与える場として機能していくことができるよう、これまでに培われた社会的機能の維持・向上を図るとともに地域住民等と連携して商店街全体の運営管理を強化することにより、中小商業・サービス業の活性化を図っていくことを目指す。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国経済を取り巻く環境の変化の中で、引き続き経済の活力を維持するためには、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める中小企業の事業活動の活性化・発展が不可欠である。</p> <p>そのため、中小企業の経営革新支援については、技術や経営ノウハウ等のソフト面での情報提供、研究開発や先進的な技術の導入、ITの利活用、販路開拓、人材育成等多様な経営課題を支援することが必要である。</p> <p>また、中小企業の基盤技術の向上については、我が国の産業活動を支えるものであり、他の技術や他の産業への波及効果が大きい。優れた技術やノウハウを有する中小企業が、それぞれの強みを持ち寄り、新しい製品やサービス等を開発し市場拡大を図ることは、我が国の国際競争力の強化のために必要である。</p> <p>商店街等の商業・サービスの集積地については、単に物販等の場としてだけではなく、立地環境や集積性等に恵まれ、様々な社会的機能が蓄積した地域コミュニティの中核的存在になっている。国としては、その社会財としての機能を更に発展させるため、地域住民等と協力して行う集積地の一体的な運営管理や、少子高齢化、安全・安心、低炭素・リサイクル等の社会的課題に対する取組を強化していくことが重要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>新事業活動の創出支援に当たっては、異なる分野の事業者が連携し、設備、技術、ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動や、地域の優れた技術・技能、特色ある一次産品といった潜在力を最大限に活用した新事業活動を支援することにより、相乗効果による技術力ある中小企業の輩出、新事業展開や経営革新への取組が期待できることから、効率的に効果を得ることが期待される。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国製造業を支える中小企業は、我が国全体の付加価値の6割弱を占めており、中小企業の新事業活動や経営革新(経営の効率化、イノベーションの創出等)・創業を図ることは、中小企業の事業活動の活性化のみならず、我が国製造業の国際競争力を強化し、新事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与するという中・長期的な効果が期待できる。</p> <p>さらに、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、経営革新・創業という活動が中小企業が行う事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す蓋然性が高く、当該事業活動を積極的に支援することが経済全体を活性化することにつながる。一方、このような新たな事業活動への取組は、通常の事業活動と比べ、より強く事業活動における不利に直面することが多いと考えられるため、特にこのような事業活動における障害要因を取り除くための施策を国が講じ、多様で活力ある中小企業の成長発展を図っていくものである。したがって、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、有効性が高い。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>回復の遅れが目立つ地域経済の活性化のためには、意欲ある小規模企業等の支援強化に資する相談拠点の整備、地域中小企業の再生支援のための中小企業再生支援ネットワークの強化、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の新事業活動等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を促していく。また、我が国産業の国際競争力強化のため、ものづくり中小企業の活性化を図る。さらに、地域住民の需要に応じた商店街の活動を支援することで、商店街の活性化を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (22年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
	経営革新法に基づく経営計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった件数	%		59.0	62.7	53.2	100%を目指す	
	農商工連携における国の認定件数	件		—	—	190	200 (5年で 500件以上)	
	中小ものづくり高度化法における認定件数(累積件数)	件		487件	653件	785件	1,500件	
	中小商業活力向上事業の実施件数	件		69	54	122	240	

政策評価の結果の政策への反映状況

平成22年度に実施する主な施策は以下のとおり。

(1) 経営革新の促進等

《予算》

- ・ I T経営実践促進事業、中小企業経営革新プラットフォーム整備事業、経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業、小規模企業対策推進事業

《税制》

- ・ 中小企業等基盤強化税制、中小企業技術基盤強化税制

《財投》

- ・ 新企業育成貸付（新事業活動促進資金）、企業活力強化貸付（I T活用促進資金）

《制度》

- ・ 中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の軽減

《機構定員》

- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく、「中小企業承継事業再生計画」の認定業務体制の拡充を図るため、地方局において当該業務を行う定員を要求。

(2) 中小企業の新事業分野への開拓

《予算》

- ・ 新事業活動促進支援補助金、市場志向型ハンズオン支援事業、J A P A Nブランド戦略展開支援事業

《税制》

- ・ 中小企業等基盤強化税制、中小企業技術基盤強化税制

《政策金融》

- ・ 新企業育成貸付（新事業活動促進資金）

《制度》

- ・ 中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の軽減

(3) 高度な技術基盤を有する中小企業層の厚みを増す環境の整備等（ものづくり基盤技術の強化）

《予算》

- ・ 戦略的技術支援事業、S B I R段階的競争選抜技術革新支援事業、ものづくり中小企業製品開発等支援事業

《税制》

- ・ 中小企業技術基盤強化税制

《政策金融》

- ・ 新企業育成貸付（新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新規開業支援資金、新事業活動促進資金）

《制度》

- ・ 中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の軽減

(4) 地域コミュニティの担い手としての商店街等の活性化

《予算》

- ・ 中小商業活力向上事業

《税制》

- ・ 土地譲渡所得の特別控除、中小企業等基盤強化税制

《政策金融》

- ・ 企業活力強化貸付制度

《制度》

- ・ 中小企業信用保険法の特例

	《機構定員》 ・ 商店街等の活性化のための施行体制の拡充を図るため、地方局において商店街対策関連業務を行う定員を要求。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (2) 先端技術開発・人材力強化、中小企業支援 ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援 ・ 中小企業事業再生支援の強化（中小企業再生支援協議会の支援体制強化等）
	安心実現のための緊急総合対策	平成 20 年 8 月 29 日	6. 強い農林水産業創出対策 ○ 新たな市場の創出 ・ 農商工連携の促進（研究開発、新商品開発及び販路拡大）
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	・ 商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。 ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独禁法」、「下請法」等による取締強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。	

<p>施策名</p>	<p>経営安定・取引の適正化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業の取引適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。</p>
<p>評価結果の概要 (総合的評価) (必要性) (効率性) (有効性) (反映の方向性)</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) かつてない景気悪化の中で、売上減少、収益圧迫、資金繰りの悪化と中小企業を巡る状況は厳しさを増している。大企業に比べて経営基盤・財務基盤が脆弱な中小企業に対して、下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。</p> <p>(必要性) 親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、親事業者が市場において優越的地位にあることは明白であり、その地位を濫用した行為が行われ下請事業者が不利益を被るという問題が生じる可能性が高いため、市場原理のみに委ねることが困難であり、政府のチェックが必要である。このため、「下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）」を、親事業者に遵守させること、下請代金法の違反を未然に防止するため、下請代金法の周知徹底を図る必要がある。</p> <p>小規模事業者は経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすく、また、中小企業は自社が健全経営であっても取引先の倒産により経営が悪化し連鎖倒産する可能性があることから、廃業等の事態に備えるための小規模企業共済制度、取引先の倒産による連鎖倒産を防止する中小企業倒産防止共済制度の両共済制度を安全・確実に運営する必要がある。</p> <p>国内企業数の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の約7割を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業の次世代への円滑な承継を図り事業を継続していくことは極めて重要な課題である。しかし、実質的に所有と経営が一致している中小企業においては、経営者の相続に伴い、①民法上の遺留分による制約、②事業承継時の資金調達の困難性、③事業承継に際しての相続税負担といった様々な課題が発生する。近年、中小企業経営者の高齢化が進展していることにかんがみると、中小企業の事業承継問題への対応が喫緊の政策課題となっている。このため、これまで事業承継円滑化に向けた法律、税、金融支援など総合的な支援策を講じてきた。今後とも、事業承継制度の普及啓発や制度の充実等を通じ、さらなる事業承継の円滑化を図ることが重要である。</p> <p>(効率性) 下請代金法の運用において、下請代金検査官により年間約1,000件の立入検査を実施（平成19年度）し、約2,500件の改善指導を行っているが、特に悪質な取引については、公正取引委員会へ措置請求、公表による一罰百戒をおこなうことで、健全な事業環境が構築されていることから、効率的な運用を行っていると言える。また、併せて、下請中小企業の親事業者に対する交渉力等を高めるための販路拡大等に資する施策を講ずることにより、下請中小企業の経営基盤の強化につながることを期待されることから、効率的に施策を実施していると言える。</p> <p>さらに、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度とも、制度運営経費は国からの運営費交付金で賄っているが、共済金の給付、貸付は契約者が積み立てた掛け金とその運用収入を原資として実施することによって効率的な運用が行われている。</p> <p>国内企業数の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の約7割を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業の次世代への円滑な承継を図り事業を継続していくことは極めて重要な課題である。本取組の実施によって、全国各地の中小企業の事業承継が円滑化されることで、後継者不在による廃業に伴う雇用の喪失等が相当程度減少することが期待されることから、投資対効果は非常に大きいと考えられる。</p> <p>(有効性) 近年の下請中小企業を取り巻く環境は著しく変化（取引構造の流動化・コスト競争の激化）しており、その影響を受ける企業が多数存在していることや依然として小規模事業者は経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすいこと、中小企業は自社が健全経営であっても取引先の倒産により経営が悪化し連鎖倒産する可能性があることなどから、行政が各種施策を講ずることによって下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護すること、下請取引情報や販路開拓に関する情報提供等により、下請中小企業の取引機会の拡大と下請中小企業の経営基盤を強化すること、さらには、小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度を確実に運営することによって廃業や倒産に備えることは、中小企業の経営基盤の強化や経営安定化に寄与し、中小企業の事業活動の活性化につながるという、施策の目標の達成に有効である。</p> <p>(反映の方向性) 親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、市場原理に委ねることが困難であるため、「下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）」に基づき、親事業者に対し、下請取引の規制を遵守させる。また、下請代金法の周知、理解の増進に努め、親事業者と下請事業者との取引の適正化、健全な事業環境の構築を図る。</p> <p>共済制度を安全・確実に運営し、廃業後の生活安定の確保等を図る小規模企業共済制度について、共済金給付水準を確保する。また、金融審査を行わず無担保・無保証により貸付を行う中小企業倒産防止共済制度を円滑に実施し、取引先の倒産による連鎖倒産の防止を図る。</p>
<p>評価結果の概要 (総合的評価) (必要性) (効率性) (有効性) (反映の方向性)</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
	下請代金法にかかる書面調査の数	件		123,386	130,877	202,153	250,000	
	下請中小企業に係る取引機会の増加	件		35,742	37,044	39,232	40,000	下請取引あっせん件数
	小規模企業共済制度加入件数	件		92,961	91,730	95,000	119,000	
	中小企業倒産防止共済制度加入件数	件		15,004	16,982	25,000	26,000	

政策評価の結果の政策への反映状況

平成22年度に実施する主な施策は以下のとおり。

(1) 中小企業が自立化して取引できる社会をめざす
《予算》

- 下請中小企業の振興を図るため、下請中小企業の販路開拓等に対する支援等を行うための予算を引き続き要求。
- 親事業者の経営者や調達担当者を対象とした下請代金法等の講習会の実施や、下請問題に係る各種相談、下請ガイドライン策定後の遵守・普及のフォローアップ等のための予算を引き続き要求。
- 下請代金法の厳正な運用のため、親・下事業者の取引環境・競争環境を把握するための書面調査が必要であり、法執行のための関連予算を引き続き要求。

(2) 中小企業が安心した経営を行える社会を目指す
《法令》

- 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の安全・確実な運営を引き続き行う。併せて両共済制度の制度改善を引き続き検討する。

(3) 中小企業の事業承継の円滑化を目指す
《予算》

- 事業承継支援センターの利用促進による事業承継の円滑化を図る。

《税制》

- 信託を活用した事業承継にかかる環境整備等を行うことによって、事業承継税制の制度を充実させる。

《財政投融资》

- 事業承継関連融資制度の延長を図る。

(4) 中小企業関連税制の活用を通じた中小企業の活性化を目指す
《税制》

- 中小企業の活性化を図るため、中小企業投資促進税制や少額減価償却資産の信金算入特例をはじめ、中小企業関連税制の延長等を図る。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2009	平成20年6月23日閣議決定	第2章 成長力の強化 5 中小企業の活性化と研究開発の強化 ① 中小企業の活性化 ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独占禁止法」、「下請法」等による取締まり強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。

<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に対する附帯決議</p>	<p>平成20年4月9日 (衆議院経済産業委員会)</p>	<p>「中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への経営の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。」</p>
	<p>平成20年5月8日 (参議院経済産業委員会)</p>	<p>「中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うこと」</p>

施策名	まちづくりの推進																					
施策の概要	市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場としての中心市街地を再生することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。																					
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 近年、地域の核である中心市街地の空洞化の問題が生じていることから、全国のより多くの市町村において活性化を図るため、平成21年度までに100件の内閣総理大臣による基本計画認定がなされることを目指して、各種支援を実施しているところ。 また、内閣総理大臣による基本計画の認定を受けた地域で掲げている「経済活力の向上に係る目標値」が、80%は達成されることを目指して支援していくこととし、そのための具体的措置として、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等を実施しており、今後も推進していく必要がある。</p> <p>(必要性) 中心市街地は、地域社会の核として、人が住み、遊び、働き、交流する場を形成してきた。しかし、モータリゼーションの進展、大規模店舗の郊外立地等により中心市街地が空洞化し、機能的な都市活動の確保が困難となっている。過去に莫大なインフラ投資を行ってきた中心市街地の衰退は、地域の富・ストックの損失ともいえ、各地域による自律的な復興が不可能になってしまうほど低迷する前に、回復軌道へと回帰させることが必要である。 「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す上では、元来、都市計画、公共施設の配置など、行政が制度的、計画的に整備する諸条件が大きく作用しており、特に全国的な視点に立った効果的支援、広域的な視点からまちづくりを行うため、国による成功事例を踏まえた関与や最新情報の提供等が今後とも必要である。</p> <p>(効率性) 「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を実現するには、まちづくりのグランドデザインを描いた上で、総合的、集中的に対応策を講じることが重要である。本施策では、まず、まちづくりを進める上で加味すべき諸要素を総合的に検討し改善策を描いた基本計画の策定を市町村に促し、実効性・有効性のある計画を認定し、認定された計画に対し、集中的かつ戦略的に支援を講じる仕組みとなっている。この結果、まちづくりを進める上で考慮すべき要素を総合的に取り扱うことが可能となり、中心市街地の再生が効率的に実現されるものと考え。</p> <p>(有効性) 中心市街地は、地域が自主的かつ主体的に取り組むべきであるものの、各自治体単体では、規模及び財源に制約があることから、まちづくりのノウハウ、データが蓄積しておらず、まちづくりの専門家が当該自治体に集積していない。よって、国が全国的に蓄積されたノウハウ、データ、専門家を活用しつつ、認定された基本計画に基づく事業に対して各省庁が連携する中で補助金等を通じて中心市街地に活性化のために効果的な投資を重点的に支援することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」の実現を図ることが有効である。</p> <p>(反映の方向性) 経済産業省としては、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携して、商業活性化の観点から重点的に支援することとする。平成22年度の予算要求に当たっては、大型空き店舗対策事業等、まちづくりと一体となって行われる商業活性化事業に対する支援予算を引き続き拡充していく等、中心市街地における商業の活性化を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1458 1278 1749"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (21年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地の活性化</td> <td>認定基本計画の数</td> <td>件</td> <td></td> <td>32</td> <td>77</td> <td>83 ※</td> <td>100</td> <td>認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成21年9月1日現在</p>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	中心市街地の活性化	認定基本計画の数	件		32	77	83 ※	100	認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		19年度	20年度	21年度																		
中心市街地の活性化	認定基本計画の数	件		32	77	83 ※	100	認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。														
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>改正中心市街地活性化法に基づき平成21年9月1日までに、83の市町村による基本計画が認定され、140の地域で中心市街地活性化協議会が設立されるなど認定申請に向けた取組が着実に進められている。</p> <p>経済産業省としては、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携して、商業活性化の観点から重点的に支援することとする。平成22年度の予算要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行い、中心市街地における商業の活性化を図る。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中心市街地商業等活性化支援業務等委託費事業」については、「中心市街地活性化支援等委託費」、「大規模小売店舗周辺生活環境影響調査」を統合することで、効率化を図り減額要求した。 																					

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済成長戦略大綱	平成20年6月、財政・経済一体改革会議決定	<p>今後の人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、都市計画制度の活用により都市機能の適正立地を誘導しつつ、「中心市街地活性化法」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づき、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをより一層進める。このため、中心市街地において、学校・病院等の公共公益施設の立地、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給等を促進するとともに、まちぐるみで取り組む意欲的な商業活性化の取組に対して重点的な支援を講ずる。</p> <p>また、まちづくりに関わる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会への支援に積極的に取り組む。さらに、中心商店街区域などにおける空洞化対策として、不動産の「所有」と「利用」を分離し、まちづくり会社等に利用権を集約するなどによって、当該区域をコンパクトにまとめ、活性化につなげる方策の具体化や活性化に係る資金調達の円滑化等を推進する。</p>
	地方再生戦略	平成20年12月改訂地域活性化統合本部会合決定	<p>地方都市は、地域経済の中心として、地域住民や事業者等による経済活動、社会活動、文化活動が活発に営まれる地域の牽引車の役割を果たすとともに、低炭素社会づくりの実現が強く期待されている。</p> <p>また、商業や公共サービス等多様な都市機能が集積するコンパクトシティ（集約型都市構造）へと都市構造を転換すること等を通じて、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、賑わいと活力のあるまちづくりを進めることが期待されている。地方都市における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、まちなかへの都市機能の集積等により、中心市街地における小売販売額の増加等の経済活動の活性化、企業立地の増加、様々な新規産業の創出、交流人口の増加等を目指す。</p>
	都市と暮らしの発展プラン	平成20年12月改訂地域活性化統合本部会合決定	<p>都市が直面する課題を解決し、そこに暮らす「生活者」の安心を将来にわたって確保するためには、密集市街地の解消等による災害に強い都市づくり、防犯対策と連携した安全なまちづくり、コンパクトシティの実現による暮らしやすい低炭素型都市構造の構築など、都市づくりと各種施策を連携しながら政策横断的な取組として実施していくことが求められており、そのための都市対策の展開の方向を定めることが急務である。</p>

<p>施策名</p>	<p>地域経済の活性化の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域の企業・大学・研究機関等による広域的なネットワークの形成を促進し、国際競争力のある産業群を創出するとともに、地域の特性を活かした企業立地の促進や、地域の基幹産業である農林水産業と商工業の連携の促進等を通じて、地域経済の活性化における社会的課題の解決を図る。</p>
<p>評価結果の概要</p> <p>（総合的評価）</p> <p>昨今の少子高齢化の進展や人口減少時代の到来、さらには昨年来の世界的な経済危機の影響による景気後退など、経済社会環境が大幅な変化を余儀なくされている中で、我が国経済が持続的な成長を維持し、国民一人一人がその成果を広く実感できるようになるためには、地域の自律的発展を促す基盤を整備し、地域経済の活性化を図ることが、喫緊の課題となっている。</p> <p>（必要性）</p> <p>地域経済の自律的発展を促し、地域経済の活性化を図るためには、地域における産学官など、様々な関係機関によるネットワークの構築や産業間の壁を超えた「連携」を促進させるなど、競争力のある新産業・新事業が継続して創出される環境を整備し、地域のもつポテンシャルを最大限に活用して、地域の再生を図っていく必要がある。</p> <p>政府としては、経済産業局と地域との連携を強化し、地域間の連携やその国際展開を支援するとともに、全国的見地からイノベーション支援人材の育成や事業化体制の整備を支援することにより、地域の潜在力を最大限活用した新産業・新事業創出及び地域力・国際競争力強化のための取組を強力に進めることで、地域の競争力を強化していく必要がある。</p> <p>（効率性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域が策定する成長ビジョンに応じて、経済産業局が地域資源や成長産業への柔軟かつ重点的に資源の再配分を行うことで、地域の経済産業の自律的・持続的な発展を図るものであり、地域のニーズやリソースを最大限に活用し、地域において実施することで最大限の効果が見込まれる施策をパッケージ化して支援することで、効率的な地域イノベーションを創出する。 農商工連携の促進においては、農林水産業者と商工業者等との「連携」を強化することで、農林水産業の成長を促進させるとともに、商工業者も農林水産業者が持つ経営資源を有効に活用することで、互いに相乗効果を発揮させることが可能となり、効率的かつ効果的なシナジー効果が期待される。また、これまで経済産業省と農林水産省がそれぞれ個別に行ってきた支援を、両省で密接に連携して行うことで農商工連携が促進され、地域経済の活性化につながる。 企業立地促進事業は、自治体が地域の強み・特色を活かし、企業ニーズを的確に捉えた総合的な企業立地計画の策定支援や、ワンストップサービスを提供する企業立地支援窓口の設置を行う等、迅速で効率的な企業立地を促進させる効果を有する。また広域にわたる複数の自治体が連携して産業集積の形成及び活性化に関する基本計画を策定することで、各地域の有する強み・特性の強化、資源の効率的な配分、各地域間の最適な役割分担が可能となることから、自治体が個別に企業誘致活動、事業環境整備や産業集積活性化のための取組を行うよりも、企業のニーズを捉えた効果的な事業展開を図ることが可能となる。 ソーシャルビジネス（SB）の支援においては、中間支援機関を各地域に育成し、ネットワーク化を図るとともに、SBのビジネスモデルを類似の課題を抱える地域へ導入することで、新たなSBの自立が短期間で可能となり、ビジネスとして成功する確率も飛躍的に向上することが期待される。また地域貢献・社会貢献度の高いSBの創出基盤が整備されることで、将来にわたって地域に新たな所得や雇用が生み出される等の効果が見込まれ、投下資金以上の経済効果が期待できる。 <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業局において、地域がそれぞれ有する強みや潜在力等を調査・検討し、それら地域リソースを最大限に活用するための成長ビジョンを策定・実証し、さらに実証による効果を本省にフィードバックして次年度の施策に反映することで、より有効な地域振興施策の拡充・発展を図る。よって、これら地域に即応した施策を展開し、さらに効果を検証しながら施策の精度を高めること、及び既に有効性が期待されている施策を地域が柔軟かつ重点的に取り組むことにより、地域の競争力強化を図ることは有効であるといえる。 農林水産業のポテンシャルを引き出すためには、我が国の商工業等が有する世界最先端の技術力や経営ノウハウを活用していくことが有効であり、他方、中小企業の観点からも、農林水産業が持つ経営資源を地域の強みとして有効に活用していくことで、ビジネスチャンスの拡大や新商品・新事業の創出につながる確率が高まることが期待される。また、農林水産業と商工業等との連携により、農林水産業者と中小企業者の双方の経営が強化されれば、地域経済に雇用と所得がもたらされ、地域経済の活性化に資する。 地域の垣根を越えて魅力ある事業環境の整備を行おうとする自治体に対して、各省庁が連携して支援を講じることで、国内への企業立地の促進が期待される。平成19年6月の企業立地促進法の制定以来、平成21年8月時点で全国で160の「基本計画」が同意され、着実に取組が進んでいる。しかし、昨年来の景気後退局面の中で、企業立地の件数は伸び悩んでおり、地域経済活性化のための取組を進めるには、これまでの企業立地を中心とした支援のみならず、既存の産業集積も視野に入れた産業集積活性化のためのより直接的な支援が求められている。地域における産業集積の活性化を図るためには、地域に於ける産官学のネットワークを通じた新たな知識等の融合、地域資源の相互活用等の取組を通じて、集積のメリットを最大限引き出すことが有効である。 <p>（反映の方向性）</p> <p>○ 地域イノベーションの推進（広域的新事業創出基盤強化委託事業等の新設）</p>	

評価結果の概要

- ・ 地域での取組に効率的な効果が期待される施策のパッケージ化を図り、地域の特性に応じた弾力的な執行が可能な施策とする。
 - ・ イノベーションや事業化を促進する基盤の整備、人材の育成・確保やノウハウ・情報の共有を図る事業等の拡充を図る。
 - ・ 新事業創出を図るため、地域の産学官のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施する。
- 戦略的な産業集積の形成・活性化の促進（地域産業集積活性化等補助事業等の新設）
- ・ これまで取り組んでいた企業立地のための地域の産業ニーズを踏まえた人材育成事業等に加え、産業集積活性化のための取組を強化し、総合的な地域における産業集積の形成及び活性化支援策を展開する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
新産業・新事業の創出を図る	産業クラスター計画参画企業数	社		10,700	10,700	10,200		外部有識者による構成された産業クラスター研究会(平成17年5月)において、産業クラスター計画の中長期的な施策目標に位置づけられた。
	産業クラスター計画連携大学数	校		290	290	290		
	産業クラスターにおける新事業開始件数	件		12,014	10,032	集計中	4万件 H18-22年度累計	
国内立地環境の整備を図る	企業立地計画の承認件数	件		—	54	54	7,900件 H19-23年度累計	地方自治体の基本計画において位置づけられた承認件数の合計額

政策評価の結果の政策への反映状況

- 地域イノベーションの推進（広域的新事業創出基盤強化委託事業等の新設）
- ・ 地域での取組に効率的な効果が期待される施策のパッケージ化を図り、地域の特性に応じた弾力的な執行が可能な施策とする。
 - ・ イノベーションや事業化を促進する基盤の整備、人材の育成・確保やノウハウ・情報の共有を図る事業等を実施する。
- 戦略的な産業集積の形成・活性化の促進（地域産業集積活性化等補助事業等の新設）
- ・ これまで取り組んでいた企業立地のための地域の産業ニーズを踏まえた人材育成事業等に加え、産業集積活性化のための取組を強化し、総合的な地域における産業集積の形成及び活性化支援策を展開する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月	第2章 成長力の強化 1. 成長戦略の推進 ・ 農林漁業潜在力発揮プラン（植物工場を3年以内に3倍増）
新経済成長戦略改訂版	平成 20 年 9 月	・ 農商工連携等による農林水産業の競争力の強化（植物工場の普及・拡大や畜産新技術の開発・普及） ・ ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスの活動強化

施策名	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保																																						
施策の概要	近年、原油をはじめとする資源価格の乱高下など、石油等を巡る国際情勢が目まぐるしく変化 する中、我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図ること により、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する。																																						
施策に関する評価結果の概要 達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 資源国の資源ナショナリズムが台頭し、資源消費国間の資源を巡る競争が激しさを増してきて いる。こうした中、資源の乏しい我が国は従来にも増して戦略的に政策を展開していく必要がある。 具体的には、我が国に資源を輸入してくるまでの上流段階から、国内の精製・流通を通じて消費 者である国民にエネルギーが供給されるまでの各段階において多層的に施策を講ずる必要ある。ま た、輸入が途絶するような緊急時の対応も必要である。 以上の認識の下、「上流資源開発部門の強化」、「石油精製部門の強化」、「石油流通部門の強 化」、「緊急時の対応力向上」の4つを政策の柱として、各事業が展開されている。</p> <p>(必要性) エネルギー政策基本法（平成14年法律第154号）にあるとおり、政府は、「安定供給の確保」、 「環境への適合」、「市場原理の活用」の方針に従い、民間部門との補完的な機能分担に留意しつ つ、戦略的に施策を講じ、エネルギー・セキュリティの向上を図り、石油・天然ガス・石炭の安定 供給を確保する必要がある。</p> <p>(効率性) エネルギー資源の確保は、短期間で成果が表れるものではなく、また、資源外交に代表されるよ うに、個別の事業と成果の相関関係を示すことが困難であることから、施策の効率性について評価 することは困難であるものの、例えば、資源国に対する開発について、原則、民間主導を明確にし、 国が直接探鉱・開発を行うよりも低コストで我が国にエネルギー資源の確保を行うことを可能にす る等の効率化を行うとともに、調査事業の統合による効率化を行うなど、個々の事業に係る経費に ついて不断の見直しを行う。</p> <p>(有効性) エネルギー資源の開発、エネルギー資源に関する研究開発事業などが成果を生み出すには長期間 を必要とする（例として、石油開発については、鉱区における石油賦存量の調査から石油の生産ま で10年以上の期間が必要）ことから、本施策の個々の事業について、定量的に効果を測定するこ とは困難である。一方で、施策全体の効果としては、自主開発原油比率など、一定の評価指標が存在 することから、こうした指標をもとに有効性を測る。</p> <p>(反映の方向性) 平成22年度は、これまでの施策の方針を受け継ぎつつ、近年の資源価格の乱高下に対応しつつエ ネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、長期的な観点からは、資源国との相互依存的な 協力関係の構築を行い、短期的な観点からは、原油価格の乱高下による影響が大きい石油販売業者 に対する支援の強化及び石油製品の価格監視を行うこととし、「施策目標の実現に向けた取組の全 体像」で掲げた4つの柱のそれぞれについて、施策の重点化を図ることとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1308 1501 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上流資源 開発部門 の強化</td> <td>自主開発原 油比率</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>15.8</td> <td>約40% 2030年</td> <td>本邦企業の石油の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>権益比率相 当分の石炭 の輸入割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>現状程度 の維持</td> <td>本邦企業の石炭の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時の 対応力向 上</td> <td>石油備蓄 水準</td> <td>日</td> <td>-</td> <td>175</td> <td>177</td> <td>184</td> <td>-</td> <td>石油の供給に支障が生 じた際にも安定的な供給 が出来る水準を維持す</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	上流資源 開発部門 の強化	自主開発原 油比率	%	-	18.9	18.9	15.8	約40% 2030年	本邦企業の石油の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。	権益比率相 当分の石炭 の輸入割合	%	-	46	44	42	現状程度 の維持	本邦企業の石炭の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。	緊急時の 対応力向 上	石油備蓄 水準	日	-	175	177	184	-	石油の供給に支障が生 じた際にも安定的な供給 が出来る水準を維持す
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																											
		18年度	19年度	20年度																																			
上流資源 開発部門 の強化	自主開発原 油比率	%	-	18.9	18.9	15.8	約40% 2030年	本邦企業の石油の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。																															
	権益比率相 当分の石炭 の輸入割合	%	-	46	44	42	現状程度 の維持	本邦企業の石炭の自主 権益輸入割合を引き上 げることを目指す。																															
緊急時の 対応力向 上	石油備蓄 水準	日	-	175	177	184	-	石油の供給に支障が生 じた際にも安定的な供給 が出来る水準を維持す																															
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>平成21年度においては、昨今の世界的なエネルギー需給の逼迫等を背景とした原油を始めとする 資源価格の乱高下、諸外国によるエネルギー資源獲得競争の激化などを受けて、資源エネルギー庁 において、新・国家エネルギー戦略（平成18年5月策定）などによるエネルギー政策の目標に基づ き、各種施策を講じてきた。また、特に石油については、総合資源エネルギー調査会石油分科会に おいてとりまとめられた、我が国の石油政策の方針（平成18年5月）に基づき、各種施策を講じて きた。</p> <p>平成22年度は、これまでの施策の方針を受け継ぎつつ、近年の資源価格の乱高下に対応しつつエ ネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、長期的な観点からは、資源国との相互依存的な 協力関係の構築を行い、短期的な観点からは、原油価格の乱高下による影響が大きい石油販売業者 に対する支援を強化及び石油製品の価格監視を行うこととし、「施策目標の実現に向けた取組の全 体像」で掲げた4つの柱のそれぞれについて、以下の施策の重点化を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上流資源開発部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源国開発支援による資源国との関係強化 ・ 戦略的地域における自主開発推進・供給源多様化 																																						

	<ul style="list-style-type: none"> ・メタンハイドレート生産技術開発の推進 ・我が国独自のGTL（天然ガスを起源とする軽油等）生産技術の実証試験の実施 ・未利用炭有用資源化技術開発の推進 ・産炭国との重層的かつ多面的な協力関係の構築のための協力事業の実施 ・石油の効果的な探査・開発のための技術開発 ・産炭国開発に係る石炭資源探査及びその助成等の実施 ・産炭国に対する石炭生産・保安技術移転の実施 ・我が国の大学等における人材育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ○石油精製部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品需要の軽質化を踏まえた革新的な石油精製技術の開発支援 ・業種・企業の壁を越えたコンビナート連携の推進・精製機能の集約強化など、石油供給構造の高度化への支援 ○石油流通部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の価格監視の強化 ・意欲的な石油販売業者の経営高度化・多角化支援 ・ガソリンスタンド等石油販売業による土壌環境対策への支援の拡充 ・石油製品の適正な品質の確保 ○緊急時の対応力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・国家備蓄石油・石油ガスの一層の安全かつ効率的な管理
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	資源確保指針（閣議了解）	平成 20 年 3 月	<p>4. 重要な資源獲得案件に対する支援に係る基本方針</p> <p>(2) 資源産出国の情勢に応じた柔軟な対応 資源産出国と我が国との間に真に互恵的な関係を構築していくためには、資源産出国の情勢は国によって様々であることを踏まえ、次のように相手国の実情に応じた対応をすることが必要不可欠である。</p> <p>① 潜在的資源産出国に対する対応 まず、国内に存する資源が必ずしも十分に開発されていない潜在的な資源産出国との関係においては、(i)探鉱や開発調査、(ii)資源産出国との間の資源開発に係る協力事業、(iii)資源開発プロジェクト等への出融資・債務保証・貿易保険等を積極的に活用しながら、こうした国々において資源開発事業を行おうとする民間企業を後押しする必要がある。</p> <p>② 具体的資源開発プロジェクトが進行している資源産出国に対する対応 次に、ある程度資源開発が進んでおり、本邦企業により開発プロジェクトが始められている資源産出国との関係においては、過去に締結した契約の着実な履行の確保等を通じて、既に着手されているプロジェクトの円滑な進行を実現する必要がある。そのためには、当該プロジェクトを融資・貿易保険等により支援している関係機関とも連携しつつ、相手となる資源産出国との良好な関係を維持・発展させていく必要がある。</p> <p>③ 自立的・安定的な経済発展を目指す資源産出国に対する対応 さらに、国内に存する様々な資源の開発を一つの契機として、自立的・安定的な経済発展を目指そうとしている国との関係においては、資源エネルギー・環境分野を始め、幅広い分野での技術協力や資金協力を含めた経済協力に加え、教育協力や文化交流等まで含めた多層的な協力関係の構築を目指す必要がある。</p>
	総合資源エネルギー調査会石油分科会 次世代燃料・石油政策に関する小委員会報告書	平成 20 年 2 月	<p>第 2 章 石油・天然ガスの我が国に対する安定供給確保</p> <p>1. 資源外交の一層の強化 我が国も首脳・閣僚レベルの交流から、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等の政府関係機関による交流や産業界同</p>

士の交流まで含めて、産油国との間で、幅広く、かつ重層的な交流を強化し、新たな上流権益の獲得のみならず、既に保持している上流権益の維持や、確実かつ安定的な原油の輸入確保まで含めた総合的な「資源確保」を進めていく必要がある。

4. 日本の石油資源獲得に関する「技術力（技術開発力）」を活用した資源確保

世界における油田・ガス田開発が進み、現在残されている油田・ガス田は何らかの開発の難しさを抱えているところが多数であり、探鉱・開発を進めて行くに当たっては、様々な技術的課題を解決していかなければならない。

第3章 安定供給確保を担う我が国石油産業の供給基盤強化

I 石油精製業の在り方について

3. 石油精製業の課題と取組

(c) 重質分解能力の向上

重質分解能力（重質油や超重質油から効率的にガソリン等の高付加価値の石油製品を精製する技術）の向上は、重質化傾向にある中東産の原油や、オイルサンド等の超重質の非在来型原油から効率良く必要な留分を取り出すことを可能にする。これにより我が国の製油所が処理可能な原油の幅は一層拡がり、エネルギーセキュリティの向上にも資することになる。

(d) 連携・統廃合

精製・販売部門のマージンが海外と比べ相当低い状態にあることは我が国の石油精製業が抱える問題である。今後の大幅な需要の減少も見据えれば、抜本的な対応が必要である。

II 石油販売業の在り方について

2. 環境対策投資の必要性

給油所の地下タンクからの石油製品の漏洩は、周辺の土壌汚染を発生させる危険があるだけでなく、周辺地域の環境へも悪影響を及ぼしかねないものであり、十分な対策を講じることが必要となっている。

3. 石油販売業の課題と方向性②（公正・透明な競争環境の整備）

④ 公正な取引の確保

公正な取引を確保するため、独占禁止法に違反する疑いのある行為に対しては、引き続き、厳正なチェックが必要である。また、経済産業省においても、このチェック機能への協力を強化する観点から、卸価格調査を実施し、その結果を公正取引委員会に提供するなど連携を進めているところであり、引き続きこうした取組を推進することが重要であると考えられる。

第4章 緊急時におけるエネルギー安全保障確保を担う我が国石油備蓄の在り方

1. 石油備蓄の意義

原油のほぼ全量を中東などの産油国からの輸入に依存している我が国では、石油輸入量の大幅な減少により国内供給量が不足または不足するおそれがあるような事態が生じた場合、国民生活に深刻な打撃を与えることになる。このため、常時一定量の石油を国内に確保し、供給不足の事態に備えておくことは、エネルギーセキュリティを確保する観点から極めて重要である。

施策名	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
施策の概要	エネルギー利用効率の向上、石油代替エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。
評価結果の概要 【評価結果の概要】 (総合的評価) 事業の目標や必要性を精査し、数値目標の設定等を行うとともに、事業の内容を評価し、予算要求額の増額・減額等を行った。 (必要性) エネルギーは国民生活の基本であり、常に安定的な供給を第一に考える必要がある。エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国にとって、多様化・多層化を続けるエネルギー供給上のリスクに対応していくための最も確実な対策は、エネルギーの高度利用等エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化、エネルギー供給余力の保持などにより、世界最先端のエネルギー需給構造を確立することである。 (効率性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭の高度利用 石炭の高度利用を支援することは、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの強化を同時に達成出来る点で、費用対効果の高い対策である。支援に当たっては、関連業界のニーズ、対象地域の実情を把握し、石炭の高度利用に資する技術開発、実証普及、人材育成等を一体的に進めることで効率的に効果を得ることが期待できる。 ・ 天然ガス等の高度利用 天然ガスの高度利用拡大を図ることは、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの強化を同時に達成出来る点で、費用対効果の高い対策である。また、他の化石燃料等から天然ガスへの燃料転換の一部費用を補助することにより、産業部門のCO₂削減効果を高めるとともに、新規需要の拡大を通じた天然ガス市場の拡大、導管網の効率性の向上による供給コストの低減、セキュリティ対応体制の整備等複合的・副次的な効果が見込まれるため、効率的に効果を得ることが期待出来る。 ・ 新エネルギーの利用拡大 新エネルギーは、エネルギーセキュリティや温暖化対策等に一定の効果を有するものの、その導入に当たっては経済性や出力の不安定性などの課題が存在する。また、エネルギー源毎に異なる特性に着目しつつ、技術開発、実証実験と言った離陸支援、モデル事業、設備導入補助等を通じて、初期需要創出、公共機関による関連設備の率先導入、市場拡大支援など、普及ステージに応じた「需要」と「供給」の拡大策を推進していくことで効率性を確保する。例えば、太陽光やバイオマス、燃料電池などについては「クールアース50」の実現に向けた革新的技術開発を進めるとともに、基礎的技術については早期市場投入を図るべく標準化を行うことにより、市場へのフィードバックを行うことや、新エネルギーの導入は地域性を考慮する必要があり、地方自治体による地域の強みを認識した地産地消型の新エネルギー利用などの取り組みに対して集中的に支援を行うことでは、当該地域における効果的な普及啓発が期待され、効率的に効果を得られることが出来る。 ・ 運輸部門における石油依存度の低減 運輸分野における石油依存度の低減に向けた取り組みを推進するに当たっては、車両側における開発・普及、燃料側における新燃料に係る技術開発や燃料供給インフラの整備・実証等の双方における集中投資が必要である。加えて、サイエンスの基本に立ち返った産学の集中的な取組及び民間との明確な分担の下に行う導入・普及・実証事業を進めていくことにより、効率的な効果を得ることが期待できる。 (有効性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭の高度利用 埋蔵量が多く安価で安定的な供給が期待出来る石炭の高度利用を進め、石炭利用の促進を図ることは、我が国のエネルギーセキュリティ上も重要な役割を果たすと同時に、CO₂の排出量を大幅に削減できる点で地球環境問題の解決に貢献する等、社会的効果も大きい。施策目標の達成に大きく寄与するものである。このような石炭の利用促進の上でもっとも重要な点は技術開発であり、そのような観点から、例えば「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」、「環境エネルギー技術革新計画」に係る革新的技術開発の第一フェーズ（今後10年間）の中で、酸素吹きIGCCやCO₂貯留に関する大型実証試験を行い、2020年以降の実用化を目指す。 また、中国等アジアにおける石炭火力発電所の設備診断・改修等による効率向上を通じ、グローバルなCO₂削減に貢献する。 ・ 天然ガス等の高度利用 天然ガスの高度利用に係る事業により、環境調和的な天然ガスの利用技術やガスパイプライン等の施設・設備の導入が図られている。天然ガスの高度利用を進め、天然ガスの利用促進を図ることは、天然ガスがアジア太平洋地域において相当の埋蔵量が確認されており、エネルギーの中東依存度を低減できる点で、我が国のエネルギーセキュリティ上重要な役割を果たす。また、天然ガスは化石燃料の中で最もCO₂排出量が少ない等環境負荷が小さいという特性を有するため、その利用促進を図ることは地球環境問題の解決にも貢献している。燃料転換補助事業では18年度までに246万トンのCO₂削減を果たしている。このため、CO₂削減効果の高い天然ガスの利用を促進することは、社会的効果も大きく、施策目標の達成に大きく寄与するものである。面的 	

評価結果の概要
 施策に関する要目
 達成すべき目標

事業については、業際間連携が必要となることから民間企業主導では実例がほとんどなく、国がモデル事業を通じて省CO₂・省エネ等に資する優れた方式であることを広報・普及していくことは民間の取組を促進していく上で極めて効果的である。

(反映の方向性)

事業の目標、必要性を検討することにより、事業内容を評価し、予算要求額の増額・減額等の調整を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				平成17年度	平成18年度	平成19年度		
新エネルギーの導入量を2010年に1910万klとする	新エネルギー導入	万kl	1054 (2003)	1160	1262	1280	1560~1910 (2010)	京都議定書目標達成計画に記載されており、京都議定書の目標である90年比▲6%を達成する
一次エネルギー供給量に占める石油依存度を2030年に40%未満とする	一次エネルギー供給量に占める石油依存度	%	48.5 (2003)	46.5	44.1	43.9	40%未満 (2030)	新・国家エネルギー戦略に記載されており、我が国エネルギーの安定供給等のために必要な目標
運輸部門における石油依存度を2030年度に80%程度とする	運輸部門における石油依存度	%	ほぼ 100 (2003)	ほぼ 100	ほぼ 100	ほぼ 100	80%程度 (2030)	新・国家エネルギー戦略に記載されており、我が国エネルギーの安定供給等のために必要な目標

政策評価の結果の政策への反映状況

- 石炭の高度利用
地球環境問題の解決に向け、環境調和的な石炭利用を図るため、引き続き世界最高水準のゼロエミッション石炭火力発電等の技術開発を進める他、日豪石炭火力発電CCS実証プロジェクト等の取り組みを活用した国際的な共同実証事業の展開等を通じて、早期の技術確立を目指す。
- 天然ガスの高度利用
天然ガスは他の化石燃料と比べて環境負荷が小さいという特性を有していることから、引き続き、エネルギー多消費型設備（工業炉・ボイラ等）の燃料の天然ガス化や、都市部における中小規模の天然ガス型エネルギーの面的利用導入を促進する。
- 新エネルギーの利用拡大
地球温暖化問題への対応については、化石燃料への依存度を可能な限り下げることが必要であることから、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの開発・利用が効果的。そのため、住宅用太陽光発電への補助、蓄電池、バイオエタノール、民生用燃料電池等への補助や普及促進を行う。
- 運輸部門の石油依存度低下
ガソリン依存度が大きい運輸部門は、エネルギー需給構造の脆弱性が高く、その需給構造の次世代化は将来に向けた速急な対応が不可欠な課題。例えば「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）においても、2020年には新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入することを目標としている。そのため、自動車の次世代化を促進するための補助、インフラを確立するための補助等を行う。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
低炭素社会づくり行動計画（閣議決定）	平成20年7月29日	○ 「太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入の大幅拡大を進める。」 ○ 「次世代自動車について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。」

施策名	省エネルギーの推進
施策の概要	<p>国民及び事業者が省エネルギーに向けた取組を継続的かつ最大限実施するよう促すこと（国内省エネルギー対策）により、我が国全体のエネルギー消費効率の更なる改善を図るとともに、エネルギー消費量の増大が著しいアジア地域を始めとした国際社会における地球的規模のエネルギー・環境問題の解決のための課題に取り組むこと（国際省エネルギー協力）により、グローバルな省エネ推進を図り、もって我が国のエネルギーの安全保障の強化及び地球温暖化防止を図るとともに、我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とする。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 国内省エネ対策については、これまで「エネルギー使用合理化技術戦略的開発事業」等の技術開発や「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」等の予算・税制措置等による導入補助を行ってきたところである。その結果、一定の成果を出してきたところではあるが、産業部門の最終エネルギー消費量はほぼ横ばいで推移しているものの、民生部門は著しく増加し、運輸部門においても高水準で推移している。そのため今後目標に向けて更なる省エネを促すためには、全部門においてエネルギー利用効率の向上に資する技術開発とその成果の受入を促していくことが不可欠であり、省エネを進める技術革新とそれを受け入れる社会システム側の変革との好循環を確立するべく、以下の考え方により施策を展開する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を展望した省エネ技術戦略の策定とそれに基づく技術開発支援 ・ 技術開発の成果をいち早く普及させるための仕組みづくり（省エネ成果を可視化させるベンチマークの開発と、それを活かした普及策等による初期需要創出） ・ 省エネの取組を強制する規制 ・ 省エネ性能が高くモデル的な設備や機器への重点的支援等波及効果を見込んだ補助金の活用 ・ 広範な対象に公平にインセンティブを与える税制 <p>国際省エネ協力については、今後も中国・インド等アジア諸国を中心に途上国においてはエネルギー需要が増大することが見込まれており、これらの国々における省エネの推進にあたっては、自律的に省エネが進む環境を整備することがまずは重要であり、そのためには、省エネ促進のための制度構築及びその着実な執行、省エネ技術等の普及が必要。このため、以下の三つの側面から対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成支援 省エネ法・省エネ基準等の制度整備と執行の強化を実施し、自律的に省エネが進む環境を整備することがまずは重要。具体的には、政策立案者や制度運用、執行者など政府関係者等の受け入れ研修やアジア諸国への専門家派遣など人材育成支援などを行う。 ・ 省エネ技術の実証事業 我が国で普及している省エネ技術が導入されていない途上国において、当該技術の有効性を示すことはその後の普及のために重要であり、日本の省エネ技術の導入を見据えた省エネ診断や、実際に日本の省エネ技術を海外に導入し、実証する事業を行う。また、実証後は普及のためのセミナー開催などを行う。 ・ ビジネススペースの取組促進 ビジネススペースでの取組を活発化するため、中国等と官民合同のフォーラムの開催、省エネ技術による海外展開に関心を持つ国内企業からなるビジネス推進協議会の活動支援等を行う。 <p>（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内省エネルギー対策 我が国は、石油ショック以後、約30年間で約37%のエネルギー利用効率の改善を達成した。更なる省エネルギーを進める上では、各分野において、関連の経済主体が固有の課題に直面していることに留意し、その克服のために必要な対策を検討するべきである。 産業部門においては、これまで規制や助成などによる個別対策が相当の効果を上げてきたため、今後は分野横断的な取組も含め、省エネルギー機器等の導入支援等と並行し革新的技術開発が必要である。また、エネルギーコスト軽減効果が十分なインセンティブとしては機能しにくい民生・運輸分野や、社会インフラの整備や多様な主体との協働を要する、交通、都市構造など社会経済システムに係わる分野においては、省エネルギーを進める手法の工夫が必要である。 こうした中、省エネ設備や機器の導入を促進するためには、以下の観点から、国の関与が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「エネルギーコスト削減の利益」というインセンティブだけでは限界があるために、各主体固有の課題を踏まえつつ、省エネ機器・設備の導入を国が支援する必要。 ・ 技術開発は不確実性の大きな領域であるために、国が積極的に支援する必要。 ・ 国民の省エネルギーに対する意識喚起や、情報入手の機会を高めるために、国が効果的な広報活動等を引き続き実施する必要。 ・ 更なる省エネルギーに資する社会インフラを整備するために、国が関与する必要。 ・ 個々の主体が省エネルギーに取り組むよりも、多様な主体が協働して省エネルギーに取り組む方がより大きな効果が期待できる場合があるが、エネルギーコストの管理は、通常、個々の主体ごとでしか行われないものであり、協働による潜在的な省エネルギーの効果、メリットを顕在化させ、それを具現化させるべく主体間の調整を円滑に行うために、国が関与する必要。 ○ 国際省エネルギー協力 アジア地域の急速な経済発展を踏まえ、中国・インド等を中心にエネルギー需要の急増が見込まれており、特に中国・インドの両地域は2030年には現在の2倍のエネルギー消費量に増大する

見込み。これらは、現在の原油価格高騰の一因。我が国のエネルギー安全保障の強化、地球温暖化問題の対応、アジア地域の安定的な経済成長の実現等を図る観点から、アジア地域を中心とした各国の省エネルギー対策を推進するため、我が国としても積極的に協力していくことが必要。特に我が国は、世界最高水準の省エネを実現しており、アジア各国政府からの期待が大きいため、通商政策、外交政策上も重要なアプローチである。また、省エネ技術を有しているのは民間企業であり、途上国等での本格的な省エネ技術等の普及のためにはビジネススペースの取組が重要。政府間の省エネ協力を推進するだけでなく、省エネに関するビジネススペースの海外展開の取組を官民一体となり、国が政策的に推進する必要がある。

(効率性)

(国内省エネ対策)

主な導入支援補助金の平成20年度実績の費用対効果を計算すると、それぞれ以下のとおりである。このとき、費用対効果は、年間の省エネ量（補助対象の高効率機器と従来機器の年間エネルギー消費量の差／原油換算ベース）を、補助単価で除して得た数値である。各補助金で対象としている機器は様々であり実現される省エネ量も多様であるが、試算結果はいずれも平均値（100未満四捨五入）であることに留意する必要がある。なお、各部門によって費用対効果は様々であるが、省エネを推進する施策の効果については、費用対効果の観点のほか、エネルギー消費形態や主体が置かれている環境の異なる各部門の特徴を考慮して、評価する必要がある。

○ エネルギー使用合理化事業者支援補助金

補助対象機器は、産業部門、民生業務部門及び運輸部門の各部門で使用される機器に区分される。それぞれの費用対効果は以下のとおりである。

一般に、大型の省エネルギー設備の投資回収期間は他の生産設備等に比して長く、事業者の投資判断において優先度が低くなる傾向が強い。本補助金は、投資回収期間を短縮し、事業者に大型の省エネルギー設備への投資を促す効果を発揮する。

①産業部門：約1600 k 1／億円

②民生業務部門：約800 k 1／億円

③運輸部門：約2500 k 1／億円

○ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金

補助対象機器は様々であることから、以下の機器に分けて費用対効果を計算し、評価することが妥当である。

一般に、民生業務部門や家庭部門の光熱費は産業部門に比べ相当程度安価であり、一事業者、一世帯当たりの省エネルギーによるコスト削減のメリットが小さい。他方、事業者数、世帯数は多いことから、国全体で見た場合のエネルギー消費量全体の規模は無視できない。本補助金は、これらの事業者等にとって省エネ対策を検討する好機といえる建物の建築・増改築時を捉え、支援するものである。

①省エネ建築物（民生業務部門）を構成する複数の機器等の組合せ：約600 k 1／億円

②高効率空調機（民生業務部門）：約500 k 1／億円

③省エネ住宅（民生家庭部門）を構成する複数の機器等の組合せ：約100 k 1／億円

④高効率給湯器（民生家庭部門）：約300 k 1／億円

上記①及び③については、複数の省エネ機器等の組合せの導入を補助することにより、省エネ住宅や省エネ建築物をモデル的に導入し、実証することを目的としている。したがって、個々の補助対象事業者等で得られた省エネ効果のほかに、モデルの普及等で期待される波及的な省エネ効果が見込まれる（ここでは推計していない）。

上記②及び④については、民生部門の省エネルギー対策の推進に特に貢献すると考えられる特定の機器の導入を補助している。一般に、省エネ機器は、市場規模が小さい段階では価格が高い。本補助により一定規模の需要が生み出されることで、製造事業者が量産を開始し、価格の低減が図られ、性能の改善が図られるものと期待できる。この結果、補助事業で導入された省エネ機器の省エネ効果のほかに、価格低減等による波及的な機器導入とそれに伴う省エネ効果が見込まれる（ここでは推計していない）。

(国際省エネ協力)

制度整備等への支援を効率的に実施する観点から、特に、相手国の省エネルギー対策の現状やエネルギー需要構造等を踏まえ、相手国のニーズを明らかにした上で、必要な政策決定に対して、特に重要な機関やポジションの人材に対して、協力を実施。具体的には、各国エネルギー担当省庁の管理職級の職員や政府系政策研究機関の主任研究員等を重点的に実施。

また、省エネ技術の実証事業についても、他国の制度状況や、当該技術の他国における導入ポテンシャル、他国状況における省エネ効果などを総合的に調査した上で、モデル事業を実施しており、効果の高い案件を実施しており効率的である。

(有効性)

(国内省エネ対策)

省エネ効果の高い設備・機器等に係る補助事業により、各部門における省エネルギー対策が着実に進展している。これらの補助対象設備・機器の導入による各部門における省エネルギー対策の進展は、補助事業による直接効果は限定的であるが、省エネに関する情報提供、環境整備等とも相まって、民間による省エネ設備投資の誘発効果、地域住民や民間企業等、社会の関心や省エネ意識の高揚が見られるなど、社会全体への波及効果は大きく、施策目標の達成に寄与するものである。

(国際省エネ協力)

途上国においては、依然として、省エネ意識が不十分であるため、まずは、省エネ法等の規制や

支援措置など制度を整備し、自律的に省エネが進む環境を作り上げることがまず重要である。その上で、これをベースとして、各種の省エネ技術やエネルギー管理手法を裾野の広い層に浸透させ、各国のエネルギー効率の向上に結実していくものと考えられる。

制度構築支援については、例えば、中国の省エネ法改正作業に先立ち、中国政府の調査ミッション（全人代と主要官庁の合同調査団）の研修を受け入れたが、省エネのインセンティブの付与の仕方や執行体制等に関し参考になったとの意見が示されており、中国の2007年の省エネ法改正にその成果が活かされた。また、インドの要望に応え、自動車の燃費基準のトップランナー制度に関する研修事業を行ったが、2008年8月現在、インドにおいてはこの研修をきっかけとして自動車の燃費基準のトップランナー制度の本格的導入を検討しているところ。

また、省エネ技術の実証事業については平成20年度末までに44件の実証モデル事業を実施済みであり、そのモデル事業に係る省エネ機器・設備がその後各国において展開された案件数も224件に上っており、一定の効果、成果は見られている。

（反映の方向性）

《予算》

（国内省エネ対策）

- ・ エネルギー使用合理化事業者支援事業や省エネルギー対策導入促進事業の拡充
- ・ 省エネルギー設備等導入促進情報提供事業を引き続き実施
- ・ 省エネルギー技術戦略開発・実証事業により省エネ技術開発を一層促進および製造技術の省エネ等、多分野の省エネルギー技術開発を実施

（国際省エネ協力）

- ・ 国際エネルギー使用合理化等協力基礎事業、省エネ技術の実証事業（国際エネルギー消費効率化等モデル事業等）の拡充およびビジネススペースで技術普及に繋げるための支援を強化

《税制》

（国内省エネ対策）

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制については、利用を促すための情報提供や適切な執行を確保
- ・ 既存の住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除や特定増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の継続・延長を要望

《法令・ガイドライン》

（国内省エネ対策）

- ・ 省エネ性能を、建物と、そこに組み込む省エネ機器とを総合的に捉えて計測する手法を確立し、その手法に基づく基準を整備
- ・ 上記基準を満たす住宅・ビルの省エネ性能を可視化する表示制度を整備
- ・ 事業者単位規制及びフランチャイズチェーン規制、セクター別ベンチマーク、共同省エネルギー事業に関する規定を整備

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

○国内省エネルギー対策

指標	実績値				目標値(目標年度)	
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度		
エネルギー消費効率改善率 (H15年度比)	3%	6%	9%	調査中	30%(H42年度)	
最終エネルギー消費量 (原油換算百万kl)	産業部門	179	181	187	調査中	172-173(H22年度)
	民生業務部門	77	76	73	調査中	76(H22年度)
	民生家庭部門	56	54	55	調査中	51-52(H22年度)
	運輸部門	98	97	95	調査中	93-94(H22年度)

(備考)

※エネルギー消費効率改善率は、各年度における最終エネルギー消費量をその年度の実質国内総生産(2000年基準)で除して得た数値の改善率をいう。

※最終エネルギー消費量は、燃料種毎にCO2排出量への換算値が異なるなどの理由からCO2排出と異なる動きを示す場合があることについても留意が必要。

※なお、それぞれの部門で、省エネに貢献する省エネ機器等が普及しなかった場合におけるエネルギー消費量と、平成22年度の最終エネルギー消費量の目標量(省エネに関する施策を実施した場合における同時期のエネルギー消費量)の差で計算される推定値から計算される平成22年度の省エネ目標量は産業23-22百万kl、民生27-26百万kl、運輸22-21百万kl、合計72-69百万klとなる。

※平成20年3月総合資源エネルギー調査会需給部会において、長期エネルギー需給見通しを改定し、2010年度におけるエネルギー消費量の見通しを改定した(統計手法を含む)ため本指標もこれに合わせて変更を行った。

○ 国際省エネルギー協力

指標	実績値					
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
①省エネルギー研修受入人数	0	55	222	230	347	419
②省エネルギー関連専門家派遣人数	20	62	70	61	71	102

《投入コスト》

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
総予算執行額(億円)	568	687	530	504 (予算額)	566 (見込額)

※総予算執行額は、施策の各年度における事業構成(前年度の事前評価書)に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。

※平成18年度の執行額は、34施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。

※総予算執行額には、独立行政法人運営費交付金事業及び再掲事業、共通管理経費、事務費を含まない。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

《予算》

(国内省エネ対策)

- 産業部門、民生(家庭・業務)部門、運輸部門
民生部門や中小企業における省エネ設備等の導入を促進させるためのエネルギー使用合理化事業者支援事業や省エネに関する人材面で課題を抱える中小企業を対象とした診断を充実させるための省エネルギー対策導入促進事業の拡充を図る。今後、気候変動問題への対応を強化していく上で国民各層による行動を喚起する広報を積極的に展開するために、省エネルギー設備等導入促進情報提供事業を引き続き実施し、効率的・効果的な広報等を実施する。

・ 技術開発

省エネルギー技術戦略2009の政策目標に合わせた形で省エネルギー革新技术開発事業により省エネ技術開発を一層促進するとともに、グリーンITプロジェクト、エネルギーITS推進事業の拡充、高効率ガスタービン実用化技術開発等の製造技術の省エネ等、多分野の省エネルギー技術開発を図る。

(国際省エネ協力)

- 今後、エネルギー需要の増大が見込まれる中国・インドをはじめとしたアジア新興国を中心に研修生受入や専門家派遣を着実に実施するため、国際エネルギー使用合理化等協力基礎事業を拡充する。
- 東アジア諸国を始め経済発展と環境保全の両立を可能とする省エネ技術への期待が大きくなっているため、当該分野において強みを持つ日本の省エネ技術の実証事業(国際エネルギー消費効率化等モデル事業等)を拡充する。また、併せてビジネスベースで技術普及に繋げるための支援を強化する。

《法令・ガイドライン》

(国内省エネ対策)

- 省エネ性能を、建物やそこに組み込む省エネ機器とを総合的に捉えて計測する手法を確立し、その手法に基づく基準を整備する。
- 上記基準を満たす住宅・ビルの省エネ性能を可視化する表示制度を整備する。
- 事業者単位規制及びフランチャイズチェーン規制、セクター別ベンチマーク、共同省エネルギー事業に関する規定を整備する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「低炭素社会づくり行動計画」	平成20年7月 (閣議決定)	Ⅱ. 革新的技術開発と既存先進技術の普及 (5) 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速 トッランナー基準を達成したテレビ(2004年

		<p>度から2008年度で15.3%効率改善)、エアコン(2004年度から2010年度で22.4%効率改善)、冷蔵庫(2004年度から2010年度で21.0%効率改善)等の省エネルギー機器の普及を図るほか、高効率給湯器については、2010年度までにCO2冷媒ヒートポンプ給湯器446~520万台、潜熱回収型給湯器291~326万台の加速的普及を図る。具体的には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)(昭和54年法律第49号)」に基づくトップランナー基準の見直し及び強化を実施していくこととし、2008年度に目標年度を迎えるテレビについて、早期に基準を強化するため2008年度内に新基準の検討を行うなど、目標年度を迎えた機器の基準強化を着実に実施するほか、業務用冷蔵庫、ルーター、複合機等、更なる機器の追加を検討する。さらに、大型液晶やプラズマディスプレイ、半導体、低温室効果冷媒を用いた革新的な省エネエアコン等の研究開発を行うとともに、高効率給湯器、省エネ自然冷媒冷凍装置等の導入支援を行う。</p> <p>また、省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者評価制度、「チーム・マイナス6%」の取組、省エネ家電普及促進フォーラムの活動を通じて、製造事業者、流通事業者、消費者団体によるそれぞれの立場での消費者への情報提供、統一省エネラベルの基準強化や対象拡大を図る。また、省エネ家電の使用による二酸化炭素削減効果を明らかにし、当該製品の生産者、消費者、販売者などがインセンティブを実感できる仕組みの構築の検討を2008年度中に行う。</p> <p>(6) 省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及 省エネ住宅・ビルについては、新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す。そのため、省エネルギー措置の届出義務化の範囲の拡大、大規模な住宅・建築物への命令の導入、住宅供給事業者に対する建売住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入等を内容とする改正省エネルギー法(平成20年法律第47号)を的確に執行する。その際、給湯器等の設備を含めた基準づくりや、消費者にとって分かりやすい省エネルギー性能の評価・表示方法を検討する。また、税制・予算措置の活用による省エネ住宅・ビルの新築、改修の支援等を行う。</p>
<p>経済危機対策</p>	<p>平成21年4月「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議</p>	<p>第2章具体的施策 II. 成長戦略—未来への投資 1. 低炭素革命 ◇ 太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により「資源大国」を目指す。 (2) 低燃費車・省エネ製品等 (略) また、省エネ機器の普及促進等を実施する。 <具体的施策> ○ 建築物のゼロエミッション化加速(2030年までに新築公共建築物での実現を目指した開発等)</p>

<p>施策名</p>	<p>原子力の推進・電力基盤の高度化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進する。具体的には、以下の目標の実現を目指していく。</p> <p>【目標・指標】</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進（2030年以降における発電電力量に占める原子力発電比率30～40%程度以上）、及び低炭素イニシアティブの実現（2020年に原子力、新エネルギー、水力などのゼロエミッション電源の割合を50%以上）</p> <p>② 原子力・電力分野における技術開発等（原子力利用の高度化・安定化、供給途絶等による停電の防止）</p> <p>③ 電気事業制度改革等による市場環境の整備（「安定供給」、「環境適合」、「競争・効率的」の同時達成）</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を電源のポートフォリオの中における基幹電源として推進するとともに、原子力発電所の安定的な運転を確実なものとする核燃料サイクルの早期確立など、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するという政策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として所要の研究開発事業及び広報事業等を実施中。施策目標の達成状況は順調であるが、今後も着実に推進していくことが必要。</p> <p>（必要性）</p> <p>電気は国民生活・産業活動の基盤的なインフラであり、豊かな国民生活を実現するために欠かせないものである。このため、国は安定供給の確保と環境への適合等を図るため、以下の施策を行うことが必要。</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電は我が国エネルギー安全保障と地球温暖化問題への対応の観点から、今後とも基幹電源と位置づけ、国として安定的な運転のために核燃料サイクルを含め全面的に推進することが必要。また、原子力分野は、技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、多額の費用を要する他、世界的な核不拡散体制等の国際的動向も踏まえた政策対応を図ることが必要。加えて、原子力発電の必要性及び安全性に関する国民の理解が十分ではないため、民間のみで取組を求めることは困難であり、国が適切に技術開発の推進や事業環境の整備を図ることが必要。 発電用施設等の設置及び運転の円滑化は事業者が行うべきであるが、電力需給の逼迫が国民生活及び経済活動に重大な支障を及ぼすこと、電源立地を推進するために必要な地元の理解促進は事業者の力のみでは克服できないことから国が前面に出た関与が必要不可欠。 安定供給の確保及び地球温暖化問題に伴う温室効果ガスの削減等の公益的課題に対しては、国の関与による継続的な支援が必要。 <p>② 原子力・電力分野における技術開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電は技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、事業実施に多額の費用を要するため、技術開発等に国が適切に関与することが必要である。 分散型電源と系統電力が調和しつつ、多様な電力供給に応えられる柔軟性の高い電力供給設備の構築の要請に対する技術開発には国の関与が必要。 <p>③ 市場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成するシステムを構築するため、一次エネルギー価格の高騰や環境問題などの情勢変化を踏まえつつ、電気事業制度改革に取り組むことが必要。 <p>（効率性）</p> <p>短期的な利益に直結せず、またはリスクの伴う研究開発、技術開発等については、真に国が予算措置を講じる必要がある部分に限定することによって、効率性を損なうことのないよう対応している。また、電力供給に関わる技術開発のように、多くの要素が相互に関連してはじめて目標達成できるものは、重複や時期のずれによる非効率が生じることがないよう、ロードマップを作成し、関係者の研究開発の進行を合理的なものとしている。</p> <p>さらに、ウラン探鉱開発、核燃料サイクル事業等、技術や手法については事業レベルで確立しているものの、成否の確率が必ずしも高くない場合や、多額投資を長期間に渡り回収しなければならない事業を支援する場合には、民間企業の参入を妨げるボトルネックを抽出し、特性に応じ税制や財政投融资等のツールを細かく措置することにより、効率性を損なうことのないように施策を講じている。また、政府間交渉とのリンケージやカントリーリスク対応等を勘案すると、民間のみの事業では失敗する可能性が高くなる傾向があり、その観点からも効率性は担保される。</p> <p>（有効性）</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の推進のための施策については、原子力発電所の安定的な運転に資するとともに、技術の維持・発展のみならず、原子力産業を担う人材の育成に資する点でも有効である。 電源立地地域対策のための施策については、各種地域振興策が図られることによる電源地域住民の福祉の向上、広報活動を通じた電源立地に対する理解と協力の向上といった効果が得られる。

- 電力負荷平準化対策のための施策については、電力負荷率を改善させる効果や火力発電設備の高効率化により、安定供給の確保、CO2排出量の削減が図ることが可能。
- ② 原子力・電力分野における技術開発等
 - 高速増殖炉サイクルの早期実用化、2030年前後の既設軽水炉代替需要へ対応する次世代軽水炉開発、軽水炉技術を前提とした核燃料サイクルの確立、放射性廃棄物対策などの技術開発を通じて、核燃料サイクルを含む原子力発電を推進し、施策目標に大きく寄与する。
- ③ 市場環境の整備
 - 電気料金については、これまでの間に約2割の低下を実現。

(反映の方向性)

- FBR実証炉の早期実現を目指し、実証炉の概念検討及び設計に必要な実プラントの技術開発を加速するとともに、軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの移行期において必要な技術開発を推進する。
- 核燃料サイクルの推進に必要なウラン濃縮等の技術開発を推進する。
- 高レベル放射性廃棄物の処分地の確保に向けた取組として、地層処分の概念や安全性等についての研究開発を推進し、その成果に基づく実体験を通じた安心・安全の意識を醸成する相互理解促進活動、広聴・広報活動の推進を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (H22年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H8年度	H13年	H19年度		
電力負荷平準化	電力負荷率(%)	(%)	/	56.6	56.7	62.8	-	/
	ピークシフト電力	(万kW)	/	67	126	193	250	
	電気事業における二酸化炭素原単位	(kg-二酸化炭素/kWh)	/	0.382	0.376	0.45	0.34	

政策評価の結果の政策への反映状況

- FBR実証炉の早期実現を目指し、実証炉の概念検討及び設計に必要な実プラントの技術開発を加速化するとともに、軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの移行期において必要な技術開発を推進する。
- 処分地の確保に向けた取組の強化策として、地層処分の概念や安全性等についての研究開発を推進するとともに、理解促進活動、広聴・広報活動の強化を図る。等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

<p>施策名</p>	<p>鉱物資源の安定供給確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>鉱物資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給確保を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成19年度までに中長期的かつ持続的に鉱物資源の供給源の拡大と多様性を図るため「非鉄金属の探鉱・開発の促進」、短期的な供給障害にも耐えうる体制を整備するため「レアメタル備蓄」などの施策に取り組み、鉱物資源の安定供給の確保を図ってきた。(平成20年現在、探鉱開発により権益を確保し、権益比率相当分の鉱石の輸入割合が36.1%、レアメタルの備蓄量が22.2日分) 昨今、レアメタル等の鉱物金属は、自動車、IT製品を始めとする高付加価値・高機能製品の製造に必須な素材であるが、国際価格が高騰しており、安定供給確保は喫緊の課題である。 平成18年5月に取りまとめられた「新・国家エネルギー戦略」、同年6月に取りまとめられた「資源戦略研究会報告書」、平成19年7月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会の報告書、平成20年3月に閣議了解された「資源確保指針」を踏まえ平成20年9月に閣議決定された「新経済成長戦略フォローアップと改訂」に基づき平成20年10月から、総合資源エネルギー調査会鉱業分科会を開催し、平成21年7月に今後のレアメタルの安定供給に向けた総合的な戦略である「レアメタル確保戦略」を取りまとめた。 平成22年度要求等に当たっては、「レアメタル確保戦略」を踏まえ、海外資源確保、リサイクル、代替材料開発及び備蓄等の施策を拡充し、多面的・総合的な取組みを展開する。</p> <p>(必要性) レアメタルをはじめとする鉱物資源は、自動車、IT製品をはじめとする高付加価値・高機能製品の製造に必須の素材であり、その安定供給は、我が国製造業の国際競争力の維持・強化の観点から極めて重要である。特に、今後の普及拡大が見込まれるハイブリッド自動車や電気自動車等のモーター・燃料電池、また、太陽光パネル等の新エネルギー分野や高効率照明等の省エネルギー分野、さらに、燃料電池用触媒等の環境対策分野でのレアメタル需要の拡大が見込まれている。 しかし、レアメタルは、希少性や偏在性が強く、生産国の輸出政策、主要生産施設の状況等の影響を大きく受け易い。また、銅、鉛、亜鉛といったベースメタル等の副産物として産出される場合が多く、主産物であるベースメタルの生産動向等の影響を大きく受け易いといった特殊性も有する。近年、中国、インド等をはじめとした新興国の経済発展を背景に、レアメタルの消費は世界的な規模で拡大を続け、国際需給は逼迫し、多くのレアメタルの価格は高騰。平成20年上期頃にピークとなったが、秋以降の世界的な景気悪化により大幅に価格が下落した。このようにレアメタルの価格のボラティリティーは高まっており、中長期的には需要の増大により再び上昇傾向で推移するとの見方が多い。また、資源国における資源ナショナリズムの台頭や、一部の国では戦略物資と位置づけ輸出抑制等の国家管理を強める等、レアメタルを取り巻く環境には不安定な要素が多く、将来、国際的な需給逼迫や供給障害が発生する可能性も懸念されている。 それ故、我が国の強みである世界に誇る省資源・環境技術力を最大限に活かし、『「資源大国」を目指した資源エネルギー供給革命』を実現するため、レアメタル等鉱物資源の安定供給確保が必要である。</p> <p>(効率性) 我が国企業による海外における非鉄金属資源の探鉱開発に対する支援事業において、これまでに、190億円の投入により約2兆円の金属価値(確認金属量に直近の金属価格を乗じたもの)が確認されるなど、効率的な取組が行われている。 国の役割として、海外資源確保に加え、使用済製品等からの非鉄金属資源リサイクル、レアメタルの代替材料開発及び備蓄等の多面的かつ総合的な取組を、民間企業による事業実施上の特性に応じた努力を基本としつつ、資源供給に係る制約やリスクが大きき、市場メカニズムのみによって安定供給確保を図ることが困難である場合にのみ、国が積極的に実施することは、効率的であると言える。</p> <p>(有効性) 我が国企業による探炭鉱開発、使用済製品等からの非鉄金属資源リサイクル、レアメタルへの依存リスクの低減・分散を図る代替材料等の技術開発、緊急時対策としてのレアメタルの備蓄等といった多面的かつ総合的な取組により、中長期的に、鉱物資源の供給リスクを低減し、我が国への安定供給確保が可能となる。こうした鉱物資源の安定供給を確保することは、我が国製造業の国際競争力の確保にもつながることから、効果は大きい。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> レアメタル資源の賦存ポテンシャルが期待されるアフリカ、中央アジア、環太平洋地域等の資源戦略上の重点国をターゲットに、賦存量調査等を資源国と共同で実施し、我が国の権益確保を促進するとともに、特に、アフリカのサブサハラ以南及び南米地域の一部において、衛星リモートセンシングによる集中的な探査事業を拡充要求する。 人工衛星に搭載したハイパースペクトルセンサによる画像から得られる地質情報を解析する技術を確立する事業を拡充要求する。 資源開発に係る環境対策が不十分な国において、現地鉱山や製錬所に対して最適な環境対策を提言するとともに、研修生受け入れや、セミナー開催、リサイクル状況調査等を通じ、「持続可能な鉱業活動」を支援することで資源国との関係を強化する事業を新規要求。 レアメタルを豊富に含有する廃小型電子・電気機器の回収システム実証事業、製造工程におけるレアメタルリサイクル技術開発を拡充要求し、低炭素産業を支える製品のリサイクルシステム

構築を新規要求するとともに、代替材料の開発を推進。

- ・ 出融資拡充による海外企業への資本参加・買収による権益取得を支援。
- ・ 沖縄、伊豆・小笠原海域等に分布する海底熱水鉱床の開発に向け、資源量探査、海底における採鉱技術や環境影響予測手法の検討、海洋環境基礎調査等を拡充要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
資源外交・採鉱開発の推進	権益比率相当分の鉱石の輸入割合	%	—	37.8	40.2	36.1	権益比率相当分鉱石の輸入割合の引き上げ(23年度)	本邦企業の権益比率相当分の鉱石の輸入割合を引き上げることを目指す。
リサイクルの推進	実証事業・技術開発により国内で発生する希少金属含有小型電気機器から回収された非鉄金属の回収率	%	—	—	—	—	インジウム90%、タングステン95%、レアアース80%(23年度)	インジウム、タングステン、レアアース等の回収率の向上。
代替材料等の開発	タングステン、インジウム、ジスプロシウム、白金、セリウム、テルビウム、ユーロピウムの原単位	使用量/機能	—	—	—	—	インジウム:5割以上削減。 ジスプロシウム:3割以上削減。 タングステン:3割以上削減。 (23年度) セリウム:3割以上削減。 白金:5割以上削減。 テルビウム、ユーロピウム:8割以上削減。 (25年度)	タングステン、インジウム、ジスプロシウム、白金等の使用量の削減を目指す。
レアメタル備蓄	国家備蓄量	日分	—	24.4	23.8	22.2	42.0 (23年度)	現行目標

政策評価の結果の政策への反映状況

- ・ レアメタル資源の賦存ポテンシャルが期待されるアフリカ、中央アジア、環太平洋地域等の資源戦略上の重点国をターゲットに、賦存量調査等を資源国と共同で実施し、我が国の権益確保を促進するとともに、特に、アフリカのサブサハラ以南及び南米地域全般にわたり、衛星リモートセンシングによる集中的な探査事業を拡充要求する。
- ・ 人工衛星に搭載したハイパースペクトルセンサによる画像から得られる地質情報を解析する技術を確認する事業を拡充要求する。
- ・ 資源開発に係る環境対策が不十分な国において、現地鉱山や製錬所に対して最適な環境対策を提言するとともに、研修生受け入れや、セミナー開催、リサイクル状況調査等を通じ、「持続可能な鉱業活動」を支援することで資源国との関係を強化する事業を新規要求。
- ・ レアメタルを豊富に含有する廃小型電子・電気機器の回収システム実証事業、製造工程におけるレアメタルリサイクル技術開発を拡充要求し、低炭素産業を支える製品のリサイクルシステム構築を新規要求するとともに、代替材料の開発を推進。
- ・ 出融資拡充による海外企業への資本参加・買収による権益取得を支援。
- ・ 沖縄、伊豆・小笠原海域等に分布する海底熱水鉱床の開発に向け、資源量探査、海底における採鉱技術や環境影響予測手法の検討、海洋環境基礎調査等を拡充要求。

関係する施政方針演説等内閣の

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
レアメタル確保戦略(経済)	平成21年7月28日	I. レアメタル確保に関する基本的考え方

重要政策（主なものの）

産業省)

2. レアメタル確保のための戦略的な取組の必要性

我が国は、これまでも、海外資源確保、リサイクル、代替材料開発、備蓄の4つの施策を柱とするレアメタルの安定供給確保対策に取り組んできたところである。しかしながら、レアメタルを取り巻く環境には、需給両面にわたる種々の課題や要請が存在し、今後、より一層の総合的、戦略的な取組が求められる。

これらの対策に取り組んでいくためには、資源国との多面的関係の強化、人材の育成、技術力の強化、ユーザーを含むレアメタル・サプライチェーン産業の一体的取組といった関連する対策に取り組むことも不可欠である。

また、資源の安定供給対策は、探査、開発、生産に加え、インフラ整備や資源国との関係構築、代替材料の技術開発等に長期間を要するため、中長期的に取り組むべき課題である。

このため、指針となる総合的な戦略を策定し、政策の連携、産業の連携、研究の連携、産学官の連携の強化を図り、我が国関係者の総力を結集し、中長期にわたり、確実なレアメタル安定供給確保に取り組むべきである。

II. 集中的・戦略的取組

1. 鉱種の優先度を見極めた取組

レアメタルについて、安定供給確保を速やかにかつ効果的・効率的に実現していくためには、需給の現状や見通し等を踏まえて、レアメタルの鉱種毎の評価を行い、優先度を見極めつつ取り組んでいくことが重要である。

2. 政策・技術動向等を考慮した鉱種評価

鉱種の優先度を見極める上では、供給の安定性の評価が判断材料として最も重要である。供給の安定性を評価する際には、需給動向、鉱山開発の動向、生産の集中度、資源の偏在性等資源の供給に直接関連する事項に加え、レアメタルはリサイクルや他の素材への代替の可能性があることから、リサイクルによる国内供給の状況や代替材料供給の状況等といったレアメタル需要に影響を与える事項についても検討すべきである。

また、レアメタルは、省エネルギー機器や新エネルギー機器等の新たな用途に使用されることにより需要が急増する可能性があることから、産業政策等の関連政策の動向に留意し、関連商品の開発や普及の動向等も考慮すべきである。

さらに、新商品開発やそれに対応して原料供給・資源確保に取り組む企業の資源戦略等についても配慮すべきである。

3. 重要な鉱種への集中的・戦略的な取組

レアメタルのうち、優先度が高いと評価された重要な鉱種については、より一層、資源開発、リサイクル、代替材料開発及び備蓄の各対策による取組の強化を検討し、鉱種の特性に応じた、集中的・戦略的な取組を行うべきである。

海洋エネルギー・鉱物資源開発計画
(総合海洋政策本部会合における了承)

平成 21 年 3 月 24 日

「第3章 海底熱水鉱床」

1. 基本的な方針

(3) 基本的な方針

海底熱水鉱床の開発は、日本はもとより世界的にも開発事例のない未踏の分野であり、多くの課題が存在することから、中長期的な観点での取組が必要である。

		<p>開発に当たって取組が必要な分野は、資源量評価、環境影響評価、資源開発技術、製錬技術等、多岐に亘ることから、効率的かつ効果的に開発を推進するため、各分野の進捗状況を見極めつつ全体を整合して進め、計画的に各段階で評価を行いつつ開発を推進していくこととし、開発の進捗状況に応じて、目標（課題）の明確化・再設定、内容及びスケジュールの評価と見直しを行う。</p> <p>海底熱水鉱床の開発には、技術的要素のみならず、金属価格、陸上資源の生産コスト、環境規制等、不確定要素が多く、こうした海底熱水鉱床の開発を取り巻く諸条件を踏まえて、開発を進めていく必要がある。</p> <p>また、国連海洋法条約に基づき、公海域の海底鉱物資源を一元的に管理している国際海底機構において、現在、公海域の海底熱水鉱床に関する鉱業規則（マイニングコード）が審議中であるが、我が国の取組の成果等を踏まえ、これら国際的な検討にも積極的に関与・貢献していくことが重要である。</p> <p>これらの検討は、専門家等の意見を踏まえて実施することとする。</p>
<p>「新経済成長戦略フォローアップと改訂」（閣議決定）</p>	<p>平成 21 年 9 月 19 日</p>	<p>第 2 編「新経済成長戦略」の改訂</p> <p>I. 「資源生産性競争」時代における新たな経済産業構造の構築</p> <p>4. 具体的施策</p> <p>(3) 「資源大国」を目指した資源エネルギー供給革命</p> <p>⑥ レアメタルのリサイクル、代替材料開発等の推進</p> <p>資源確保のみならずリサイクル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定し、レアメタルのリサイクル、代替材料開発を強化する。</p> <p>○ 我が国が競争力を有するハイテク製品のもの作りを中長期的に維持強化するために必要不可欠なレアメタルについて、安定確保を図るため、資源確保のみならずリサイクル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定する。</p> <p>⑦ 資源外交の積極展開と新たな上流権益の確保</p> <p>省エネ・新エネを含めたエネルギー協力、ODA や貿易保険等の活用により、我が国への資源の安定的な供給のための資源国との戦略的な関係を構築するとともに、新たな上流権益の確保を図る。</p> <p>○ 資源確保のみならずリサイクル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定する。</p>
<p>資源確保指針（閣議了解）</p>	<p>平成 20 年 3 月 28 日</p>	<p>我が国への資源エネルギーの安定供給確保に当たり、特に重要と考えられる権益取得案件及び資源調達案件（以下、「重要な資源獲得案件」という。）を支援していくための関係機関を含む政府全体の指針として、資源確保指針を定める。これにより、政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。</p> <p>重要な資源獲得案件は、本邦企業が関連するものであって、石油、石炭及び天然ガス並びにウラン、レアメタルその他の鉱物資源に関し、それらの本邦への安定供給に資する案件として以下に掲げるものとする。</p>

		<p>① 探鉱又は開発に係る権益を取得するもの</p> <p>② 本邦需要家への供給に資する長期供給契約に係るもの</p>
<p>経済成長戦略大綱（改定） （経済財政諮問会議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p><（5）資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化></p> <p>① 総合資源確保戦略</p> <p>需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠なレアメタル等の鉱物資源についても、我が国の強みを生かした積極的な資源外交、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け出融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援、代替材料の開発や川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの高効率回収技術開発等の支援、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進など総合的な対策を推進する。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p><第 5 章. 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築></p> <p>4. 資源・エネルギーの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「資源確保指針」に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。 ・ EEZ 等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。
<p>次世代自動車・燃料イニシアティブ ※経済産業大臣、日本自動車工業会会長、石油連盟会長による三者懇談会</p>	<p>平成 19 年 5 月 28 日</p>	<p>希土類元素供給源の多様化と供給量の拡大のための上流開発を行うとともに、並行して、省レアアース、更に長期的な観点から代替レアアースを使用した永久磁石モーターの開発や、非永久磁石系モーター（誘導モーター等）の開発を進めることが求められている。経済産業省としては、レアアースの上流開発対策とともに、モーターの更なる性能向上のための技術開発を推進していく予定である。</p>

施策名	温暖化対策
施策の概要	<p>温室効果ガスの排出削減に向けて、短期的には温室効果ガス排出削減に資する事業活動の促進、技術の開発・普及の推進、京都メカニズムの活用等によって「京都議定書」の6%削減約束を達成するとともに、中期的には2013年以降の将来枠組み構築及び具体化に向けた国際交渉への対応ならびに中期目標の達成、長期的には革新的な技術の開発と既存先進技術の普及を通じた地球全体での温室効果ガスの排出削減を実現し、将来にわたって我が国が地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を持続させることを目的とする。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告(平成20年2月、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会及び中央環境審議会地球環境部会)において、既存の対策の進捗状況の評価等を踏まえた2010年度排出量の見通し及び不足削減量の推計を行うとともに、今後強化すべき対策に関する追加的排出削減効果について、「各部門において、国、地方公共団体を始め、各主体が対策に全力で取り組むことにより、既存対策を補強する諸施策の削減効果も併せて、(中略)京都議定書の6%削減目標は達成しうるものと考えられる」として、とりまとめられた。ただし、これは現行の目標達成計画の既存対策が見込みどおり進捗することを前提とし、それに加えて追加、強化すべきものであることから、前提となる既存対策による排出削減が確実に達成されるよう、各主体において積極的な取組が必要であることに留意する必要がある。</p> <p>このため、京都議定書の削減約束の達成に向けて、「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月閣議決定)に基づき、産業界の自主行動計画の推進・強化、中小企業向けの排出削減対策の推進、代替フロン等3ガス対策の更なる実施、京都メカニズムの推進・活用等の取組を着実に実施していくとともに、2008年度に行われる「京都議定書目標達成計画」の進捗管理を通じ、以下の方向で取組を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自主行動計画制度の拡大・強化 ② 排出量の伸びが著しい業務・家庭部門の対策の強化 ③ 大企業に比べ、取組が十分でない中小企業の排出削減対策の強化 ④ 環境負荷低減に向けた地域ぐるみの国民運動の支援・促進 ⑤ 今後、排出量の増加が見込まれる代替フロン等3ガスの対策強化 ⑥ 京都メカニズムの活用(クレジット取得) <p>また、気候変動枠組条約第13回締約国会合(平成19年12月)での、条約の下に全ての主要経済国が参加する2013年以降の新たな枠組に関する交渉の場の立ち上げ、ラクイラサミット及び主要経済国フォーラム(平成21年7月)、「国連気候変動サミットにおける鳩山総理演説」における気候変動問題に係る事項を踏まえ、すべての主要経済国が参加する公平で実効性のある将来枠組みの構築・具体化並びに温室効果ガスの排出を抜本的に削減するための革新的な技術の開発及び既存先進技術の普及に取り組む</p> <p>(必要性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政関与の必要性 <p>温暖化問題の主たる原因としては、地球上の人間活動に起因する温室効果ガスの排出に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇にあるとされている。そのため、これを解決するための究極の対策として、濃度を一定のレベルで安定化させるべく、CO₂等の温室効果ガスが過度に大気中に排出されないよう、世界全体で排出量を把握し、各国で適切にコントロールしていかなくてはならない。</p> <p>そのため、国は、単純に市場に任せるだけでは対策が進みにくい部分^(※)を補完するべく、国民の環境保全への意欲の高まりや、温暖化対策の適切な実践に繋がるような仕組み・パートナーシップづくりを、内外の関係者との役割分担を図りながら、実施することが求められる。</p> <p>国がこうした温室効果ガスの排出削減等に係る基本的な方針の策定や基盤整備にあたり、総合的な調整役を担い、温暖化対策を実行することにより、我が国全体としての温暖化対策への取組を一層推進することができるため、引き続き国の役割として進めていくことが必要である。</p> <p>なお、国が関与する施策例としては、温暖化対策の国際的枠組みの構築及び具体化に向けた交渉とその総合的な実施、多様な主体による連携枠組み・ルールの整備、予算・税制等の措置を通じた対策推進、国民各層への普及啓発等が挙げられる。</p> <p>(※) 国が温室効果ガスの排出抑制に関する対策を講じることなく、市場での自由な経済活動に対策を委ねた場合、過度に温室効果ガスが大気中に放出されてしまう可能性が高い。</p> ② 経済産業省が関与する必要性 <p>温暖化問題への対応は、我が国や世界が経済成長と社会発展を持続させていく上で不可欠なものである。省エネルギー、再生可能エネルギー等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図るとともに、新たなビジネスモデルの創出などにより、温暖化問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする。これにより、内外の問題の解決に寄与するとともに、経済の活性化や国際競争力の強化を進め、環境と経済の両立を図る必要がある。</p> <p>また、環境保全に関する意欲と能力に溢れる豊富な人材を活かし、各地域の環境保全活動の輪を全国津々浦々に広げ、力強く後押しすることにより、地域が持つ本来の力が十分に発揮された元気な地域社会の実現を目指すとともに、こうした取組により、企業の事業活動、一人一人の暮らしや地域活動などの様々な社会経済活動における環境への対応を通じて、新たなビジネスチャンスや社会の活力を生み出すことも期待される。</p> <p>経済産業省では、我が国の産業界を所管し、かつ、エネルギー政策を所管する立場から、自主</p>

行動計画の推進・強化、省エネ機器の開発・普及、エネルギー利用効率の改善、技術開発の一層の促進、社会経済システムの転換等、温暖化対策への積極的な取組により、新たな投資や技術革新を推進し、さらには企業や国の競争力を高め、経済の活性化が環境を改善させる「環境と経済の好循環」の実現を目指すための施策を実施する。加えて、我が国の温室効果ガス排出量の約9割がエネルギー起源CO₂であることを踏まえ、実効性のある温暖化対策を進めるためにエネルギー政策と連携し、環境保全と確実な経済成長の双方の実現を目指す。

(効率性)

温室効果ガスの排出削減に関して、日本は京都議定書で定められた第一約束期間(2008～2012年)において、基準年比で6%の削減約束を達成しなくてはならないが、これを確実に達成するには温室効果ガス排出削減・吸収に直結する、即効性のある対策を一層推進していく必要がある。

また、それらの取組と併せて、政府・自治体等における率先実行計画の着実な実施、それらを通じた国民各層に対する温暖化対策に係る啓発・普及啓発、さらには、次期枠組み構築及び具体化国際協力学スキームの提唱・構築に関して、我が国として積極的にイニシアチブを発揮する姿勢を示すことを通じて、我が国全体としての温暖化対策への真摯な取組を内外に対して発信し、地球規模での温暖化対策の加速化・効率的な実施を図る必要がある。

京都議定書目標達成の着実な実施のための取組強化、低炭素社会の実現のための技術開発や普及啓蒙活動等を通じて、これらの要請に効率的かつ効果的に応えることが期待できる。

(有効性)

京都議定書目標達成計画を着実に実施するため、①これまでの取組が不十分な業種についての自主行動計画の強化、②省エネ対策の強化、③大企業に比べ取組が十分でない中小企業の排出削減の強化、④排出量増加が見込まれる代替フロン等3ガスの対策強化、に積極的に取り組むとともに、京都メカニズムの適切な活用、低炭素社会形成に向けた技術開発等を推進することにより、京都議定書の約束達成を有効に果たすことが期待できる。

(反映の方向性)

《予算》

- ・ CCS実用化を加速するため、日米共同研究を通じて、分離回収技術の高度化及びCO₂の挙動予測手法を開発する事業を新規要求。
- ・ 従来想定より大幅に排出量が多いことが21年3月に判明した、冷媒用途の代替フロン(HFC)の使用時排出の抑制に向けた制度検討等のために必要な実証事業を新規要求。
- ・ 地球規模での温室効果ガス削減に貢献するため、我が国の有する優れた環境・エネルギー技術等を活用した途上国協力・貢献のために新規要求を行う。
- ・ 低炭素社会実現のために、低炭素関連の設備投資等に必要な資金調達を円滑に実施できるような支援制度の創設のため、新規要求を行う。
- ・ 我が国に適した排出量取引制度の基盤整備として、データベースの構築等を実施するため、新規要求を行う。
- ・ 昨年10月に制度が開始された国内クレジット制度による排出削減に向けた取組をより一層強化するために、中小企業等の実施する排出削減対策支援等の拡充を行う。
- ・ 火力発電所等の大規模発生源から分離回収したCO₂を年間約10万トン規模で地中へ貯留(二酸化炭素回収・貯留(CCS))する技術について、弾性波探査、事業のための設備設計など本格的な実証段階に入るため、拡充を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	京都議定書の基準年(1990年)	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	(基準年比)排出量比	目標値	
									2010年度排出量	基準年比排出量比
①エネルギー起源CO ₂	1,059	1,193	1,198	1,199	1,203	1,186	1,219	+15.1%	1,076～1,089	+1.3～+2.3%
②非エネルギー起源CO ₂	85.1	83.7	85.6	83.8	84.0	84.3	84.5	▲0.6%	85	▲0.04%
③メタン	33.4	24.7	24.2	23.8	23.4	23.0	22.6	▲32.3%	23	▲0.9%
④一酸化二窒素	32.6	25.5	25.2	25.3	24.8	24.7	23.8	▲27.1%	25	▲0.6%
⑤代替フロン等3ガス	51.2	26.9	26.4	23.4	22.2	24.2	24.1	▲53.0%	31	▲1.6%
⑥森林吸収源									▲48	▲3.8%
⑦京都メカニズム									▲20	▲1.6%
合計	1,261	1,354	1,360	1,355	1,358	1,342	1,374	+9.0%	1,171～1,184	▲6.0%

(出典) 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定)

2007年度の温室効果ガス排出量(確定値)(環境省、平成21年4月)

<p>の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCS実用化を加速するため、日米共同研究を通じて、分離回収技術の高度化及びCO2の挙動予測手法を開発する事業を新規要求。 ・ 従来想定より大幅に排出量が多いことが21年3月に判明した、冷媒用途の代替フロン（HFC）の使用時排出の抑制に向けた制度検討等のために必要な実証事業を新規要求。 ・ 地球規模での温室効果ガス削減に貢献するため、我が国の有する優れた環境・エネルギー技術等を活用した途上国協力・貢献のために新規要求を行う。 ・ 低炭素社会実現のために、低炭素関連の設備投資等に必要な資金調達を円滑に実施できるような支援制度の創設のため、新規要求を行う。 ・ 我が国に適した排出量取引制度の基盤整備として、データベースの構築等を実施するため、新規要求を行う。 ・ 昨年10月に制度が開始された国内クレジット制度による排出削減に向けた取組をより一層強化するために、中小企業等の実施する排出削減対策支援等の拡充を行う。 ・ 火力発電所等の大規模発生源から分離回収したCO2を年間約10万トン規模で地中へ貯留（二酸化炭素回収・貯留（CCS））する技術について、弾性波探査、調査井の掘削、事業のための設備設計など本格的な実証段階に入るため、拡充を図る。
------------------	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>京都議定書目標達成計画</p>	<p>平成17年4月28日 閣議決定 平成18年7月 一部改定 平成20年3月28日 全部改定</p>	<p>第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向 第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向 我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。 加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指す。</p>
	<p>イノベーション25</p>	<p>平成19年6月1日 閣議決定</p>	<p>第5章「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 (1) 早急に取り組むべき課題 4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献 ① 科学技術外交の強化 ・ 日本の優れた環境・エネルギー技術等の世界への発信、実証 ・ 気候変動問題へのイニシアチブの發揮 ・ 環境・エネルギー技術による気候変動問題への国際的取組強化 ・ 国際共同研究推進のための枠組み (2) 中長期的に取り組むべき課題 4) 世界的課題解決に貢献する社会形成 ① 実効ある温暖化対策の国際的取組の推進・・・「革新的技術開発」、「低炭素社会づくり」</p>
	<p>21世紀環境立国戦略</p>	<p>平成19年6月1日 閣議決定</p>	<p>3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略 戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ ②美しい星50 提案1：世界全体の温室効果ガス排出量削減のための「長期戦略」の提唱 －世界全体の排出量を現状に比して、2050年までに半減 －革新的技術の開発 －低炭素社会づくり 提案2：中期戦略とその実現 (2013年以降の温暖化対策の具体的枠組みの構築に向けた「3原則」の提案) 原則1 主要排出国がすべて参加し、京都議定書を超え、世界全体で排出削減に資すること 原則2 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること 原則3 省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること</p>
	<p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>平成19年6月19日 閣議決定</p>	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現 1. 環境立国戦略 【改革のポイント】 1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、</p>

		<p>取組を加速する。</p> <p>2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。</p> <p>【具体的手段】</p> <p>(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速</p> <p>(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等</p>
Cool earthーエネルギー革新技術計画	平成20年3月 経済産業省策定	<p>2. 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術について</p> <p>(1) 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術の絞り込みの考え方</p> <p>① 2050年の世界における大幅な二酸化炭素削減に寄与する技術</p> <p>(a) 技術の普及に要する時間を考慮し、2030年までには実用化が期待される技術</p> <p>(b) 普及に要する時間が短い技術については、2030年以降に実用化が期待されるものも対象</p>
低炭素社会づくり行動計画	平成20年7月29日	<p>I 我が国の目標</p> <p>1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり</p> <p>2 国別総量目標の設定</p> <p>3 世界各国の取組に対する支援</p> <p>II 革新的技術開発と既存先進技術の普及</p> <p>1 革新的技術開発</p> <p>2 既存先進技術の普及</p> <p>III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み</p> <p>1 排出量取引</p> <p>2 税制</p> <p>3 見える化</p> <p>4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備</p> <p>IV 地方、国民の取組の支援</p> <p>1 農林水産業の役割を活用した低炭素化</p> <p>2 低炭素型の都市や地域づくり</p> <p>3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み</p> <p>4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ</p>

施策名	資源循環推進
施策の概要	大量生産・大量消費・大量廃棄物型の経済活動を続けてきた我が国における資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、資源負荷、環境負荷を克服。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>これまで13年間の本施策の展開により、現状としては、循環型社会形成推進基本計画で定められた平成27年度の目標値の達成に向け着実に取組が進展していると言える。例えば、容器包装リサイクル法に関連した取組としては、これまで事業者による容器包装の排出抑制対策の取組状況の実態把握や、再商品化の義務を果たさない事業者に対して、指導、勧告、公表、命令を行い、義務履行を求めてきたところ。これらの取組を踏まえ、平成18年6月には、事業者に対する容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置の導入や、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化を始めとする容器包装リサイクル法の改正が成されている。また、見直し時期を迎えた資源有効利用促進法に関連した取組としては、これまで業種別の副産物の発生状況や3Rに配慮した製品設計、製品の回収・リサイクルの取組についての実態把握を実施してきたところ。これらの取組を踏まえ、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策WGにおいて、同法の評価・検討を行い、平成20年1月に「サプライチェーン企業間での摺り合わせの再強化による省資源型の次世代ものづくりの促進」、「事業者の情報提供の促進による消費者の3R意識の向上」等を内容とする報告書がとりまとめられた。現在、法制化も含め、提言内容の具体化に向けて検討しているところであり、上述の目標値達成に向けて着実にその効果は現れている。</p> <p>一方、既存の社会システムの中では、時間の経過に伴って施策の効果は鈍化していくことが予想される。こうした中、平成19年6月には「21世紀環境立国戦略」が、平成20年3月には新たな「循環型社会形成推進基本計画」が、それぞれ閣議決定され、今後国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性として、アジアでの循環型社会の構築に向けた取組や、3Rの技術とシステムの高度化といった、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。</p> <p>こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、資源有効利用促進法を始めとする各種リサイクル関係法の施行状況の一層の改善を図るとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが必要である。したがって、平成22年度要求にあたっては、以下の施策の改善・見直しを行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の経済活動は、レアメタルや石油等の有限で枯渇性の高い資源に依存するという資源制約や、CO₂排出抑制や最終処分量の逼迫等の環境制約に直面しており、今後の持続的な発展が阻害されることが懸念されている。また、アジア各国の経済成長に伴い循環資源の国際流通が拡大するものの、リサイクルに関する法制度や産業インフラが整っていないため、途上国におけるリサイクルの過程での不適切な処理により、環境汚染が引き起こされ、循環資源の円滑な貿易が阻害されるおそれがある。</p> <p>このような状況の中で、平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、今後国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性として、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合的に、循環型社会の構築に取り組むべきこととされた。具体的には、アジアでの循環型社会の構築に向けた取組や、3Rの技術とシステムの高度化といった、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。</p> <p>また、新しいイノベーションの方向として示された「エコイノベーション」(長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)等)においても、3Rの取組がサステナブル生産システムへの転換(サステナブル・マニュファクチャリング)を実現するものの1つとして位置づけられるなど、循環型社会形成推進基本計画で定められた目標達成に向け、引き続き、本施策を展開するとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが求められた。</p> <p>さらに、平成20年3月に改訂された「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。</p> <p>(効率性)</p> <p>基本的な資源循環の仕組みは、資源有効利用促進法をはじめ個別リサイクル法等の制度整備を行い、合わせて基礎的調査や革新的な技術開発、人材育成などの基礎的分野・先端的技術開発分野は予算で措置を講ずる。また、廃棄物・リサイクル設備等の導入については、税制措置や財政投融资等を使い普及促進を図る。</p> <p>施策全体としては、これらのツールを総合的かつ効率的に組み合わせることによって、最大の効果が生まれるよう施策を実施していく。</p> <p>(有効性)</p> <p>今後、本施策に係る事業の実施及び各種リサイクル関連法の施行を通じて、循環型社会の形成に不可欠な制度・技術・意識等の形成を図り、資源循環の有効利用、環境負荷の低減を実現する。</p> <p>また、これまでの取組においても順調に成果を上げてきており、具体的には、循環型社会形成推進基本計画に定められた指標(資源生産性・循環利用率・最終処分量)や一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル率が着実に推移している。</p>

(反映の方向性)

《予算》

- ・「資源生産性向上連携促進事業」については、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品のサプライチェーン全体を視野に入れた環境配慮設計措置の義務付けによる資源投入量の抑制強化策を検討していることを踏まえ、こうしたサプライチェーンの事業者間の取組を円滑に進め、事業者の効果的・効率的な取組の促進を図るため、継続して要求する。
- ・また、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品の3R配慮（環境配慮設計、資源投入量抑制等）が消費者の選択に繋がるような効果的な情報の「見える化」の実現について検討していることを踏まえ、事業者の製品の3R配慮への努力が市場で適切に評価されるための、必要な評価項目及び指標並びにそれらの情報の効果的な提供手法を開発するため、継続して要求する。
- ・アジアエコタウン協力、アジア3R国際見本市を実施することにより、我が国の3R技術のアジア展開を図るとともに、アジア域内における適正な資源循環のシステムを構築するため、平成21年度予算「アジア大の3Rネットワーク構築プロジェクト（地域発新社会システム実証プロジェクトの一部）」の一部を継続し、「アジア資源循環推進事業」として新たに要求する。
- ・「資源循環推進調査事業」については、予算要求の合理化のため【施策30温暖化対策】へ統合。引き続き、個別分野ごと整備されている各種3R関連法の適切な運用を図るとともに、3R技術・システムの実用化や3R製品の市場化を実施するため、継続して要求する。

《法令・ガイドライン》

- ・適宜必要な措置を講じる。

《政策金融》

- ・3R関連施設・設備等の導入を促進するため、中小企業がリデュース・リユース・リサイクル事業及び適正な廃棄物処理を行うための施設整備の政策金融について、継続を要望。

《税制》

- ・世界的な資源需要の拡大、有用資源の供給逼迫等を踏まえ、事業者の3R関連設備等の導入を促進し、循環型社会の形成を推進するため、自動車部品再利用製品製造設備等について償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長を要望。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (12年度)	実績値			目標値 (27年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
循環型社会の形成	資源生産性	(万円/t)	26.3	31.1	32.9	34.8	42	循環型社会形成推進基本計画
	循環利用率	(%)	10	11.9	12.1	12.5	14~15	
	最終処分量	(万t)	5,700	3,500	3,200	2,900	2,300	

(出典) 平成21年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省、平成21年8月)

政策評価の結果の政策への反映状況

これまで13年間の本施策の展開により、現状としては、循環型社会形成推進基本計画で定められた平成27年度の目標値の達成に向け着実に取組が進展していると言える。例えば、容器包装リサイクル法に関連した取組としては、これまで事業者による容器包装の排出抑制対策の取組状況の実態把握や、再商品化の義務を果たさない事業者に対して、指導、勧告、公表、命令を行い、義務履行を求めてきたところ。これらの取組を踏まえ、平成18年6月には、事業者に対する容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置の導入や、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化を始めとする容器包装リサイクル法の改正が成されている。

また、見直し時期を迎えた資源有効利用促進法に関連した取組としては、これまで業種別の副産物の発生状況や3Rに配慮した製品設計、製品の回収・リサイクルの取組についての実態把握を実施してきたところ。これらの取組を踏まえ、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策WGにおいて、同法の評価・検討を行い、平成20年1月に「サプライチェーン企業間での摺り合わせの再強化による省資源型の次世代ものづくりの促進」、「事業者の情報提供の促進による消費者の3R意識の向上」等を内容とする報告書がとりまとめられた。現在、法制化も含め、提言内容の具体化に向けて検討しているところであり、上述の目標値達成に向けて着実にその効果は現れている。

一方、既存の社会システムの中では、時間の経過に伴って施策の効果は鈍化していくことが予想される。こうした中、平成19年6月には「21世紀環境立国戦略」が、平成20年3月には新たな「循環型社会形成推進基本計画」が、それぞれ閣議決定され、今後国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性として、アジアでの循環型社会の構築に向けた取組や、3Rの技術とシステムの高度化といった、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。

こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、資源有効利用促進法を始めとする各種リサイクル関係法の施行状況の一層の改善を図るとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが必要である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	レアメタル確保戦略	平成21年7月公表	<p>リサイクル拡大のための取組</p> <p>① 資源有効利用促進法の活用等 携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築について資源有効利用促進法の活用の必要性を含め、取組強化策について検討を進め、各種施策の動向・進捗も踏まえつつ、本年中を目途に方向性について関係者の合意を得られるよう調整を図るべき。</p> <p>② 廃棄物処理・リサイクルガイドラインによるリサイクル・システムの検討 デジタルカメラの効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、事業者による自主回収スキームを立ち上げるべく、廃棄物処理・リサイクルガイドラインによるルール化の検討を行うべき。</p> <p>③ レアメタルリサイクル技術の開発 特に、リチウムやレアアース等の需要の増大が見込まれるレアメタルについては、早急に研究開発に取り組むことが重要。</p> <p>④ アジア大の資源循環システムの構築 国内のみならず、アジア等を視野に入れた資源循環システムの構築も検討すべき。</p> <p>⑤ 関係省庁、自治体等との連携 リサイクル・システムを構築していく上では、関係省庁と自治体等の連携が重要。</p>
	未来開拓戦略	平成21年4月諮問会議了承	<p><資源大国実現プラン></p> <p>我が国の都市部等から発生する廃棄物に眠る膨大な資源のリサイクル、水処理技術の国際展開、原子力産業の基盤強化・国際展開、国際的な資源獲得戦略の強化等によって、資源大国日本を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの構築（都市鉱山開発） 使用済み携帯電話回収の実証実験と制度整備 今後3年間で携帯電話1億台の回収を目指す。 これにより、金約3.2トン（約80億円相当）やレアメタル等の資源回収 廃プラスチックの総資源化（都市油田開発） 革新的技術開発等により、廃プラスチック処理を焼却等からリサイクルへ転換し、低炭素化、枯渇性資源節減を実現（2020年までに再使用、再生利用及び高効率熱回収の合計が回収量に占める比率を90%以上とすることを可能とする技術水準、多段階のリサイクル手法組合せ等の構築を目指す。 アジアにおける資源循環システムの構築 アジア各国において、2020年までに廃棄物・リサイクル制度の定着を目指すとともに、環境汚染への影響を適切に管理した上で、再生資源の国際的な有効利用を図る。
	新経済成長戦略	平成20年9月閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> レアメタルのリサイクル、代替材料の確保 資源確保のみならずレアメタル等をも含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定し、レアメタルのリサイクル、代替材料開発を強化する。 アジア大での3Rを通じた循環型社会の構築 中小企業を含めた我が国企業の3R分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援パッケージとして実施することで、3R関連産業の市場規模拡大を促進する。また、E R I Aを活用し、アジア大の3R施策の展開を図る。 (参考) 新経済成長戦略（2008改訂版） http://www.meti.go.jp/press/20080909005/20080909005.html
	循環型社会形成推進基本計画	平成20年3月閣議決定	<p>従前の循環型社会形成推進基本計画（平成15年閣議決定）に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環型利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果を得たものの、世界的な資源制約、地球温暖化問題</p>

		<p>等への対応の必要性が増大しており、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要性が指摘されている。</p> <p>このため循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。</p> <p>(参考) 循環型社会形成推進基本計画 http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/keikaku_2.pdf</p>
--	--	--

施策名	環境経営・競争力の強化
施策の概要	環境ビジネスの育成（環境ビジネス創出に資するリスク低減）、環境に配慮した企業経営の促進（効率的で競争力のある環境管理体制の構築）、環境負荷物質対策（環境規制への実効性のある取組を促進、バーゼル条約履行の体制強化等）を行い、環境調和型経済社会の構築を図る。
評価結果の概要 （総合的評価） 達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>これまで平成11年度から10年間、本施策を実施してきた中で、平成17年の京都議定書の発効、地球温暖化問題の報道等による消費者の環境意識の高まりや、平成13年の循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物・リサイクル関連法制の整備もあり、近年、循環ビジネスへの取組みが十分ではなかった製造業者、いわゆる動脈産業ビジネスへの取組みが急速に進展している。具体的には、同様のスペックの製品でも「環境に良い製品」ということであれば売り上げが伸びるといふ事例などや、製造事業者においてはISO14001（環境マネジメントシステム）の取得数やMFCA、LCA導入事業所数の増加などがある。</p> <p>しかしながら、消費者においては、企業の自己宣言型の環境ラベルが多数存在しており、消費者が製品間の比較ができない状況であることや、日本企業は生産・流通、製品・サービス等において世界に誇る「環境力」を有しているが、「環境力」を的確に評価する手法が確立されていないため、「環境力」を市場における競争力として十分に発揮できないなどの「見える化」ができていない問題等がある。</p> <p>平成21年6月に産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会において、上述の課題の解決に向けて、「環境を『力』にするビジネス新戦略」が提言された。具体的には、需要・供給の双方の改善策を検討し、商品・サービスのライフサイクル全般（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出される温室効果ガスをCO2量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けた検討や、企業の様々な環境への取組をきめ細かく評価する手法の検討等の必要性が提言されており、それらの施策を推進していく。</p> <p>環境負荷物質対策としてはバーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題へ対応していく一方、VOC、NOx・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施していく。</p> <p>また、平成22年度から改正土壌汚染対策法が施行され、自主的に調査を行った土地についても法律の枠組みの中での区域指定や措置が行われることとなったこと、さらに、資産除去債務の計上が義務化されることから、自主的に調査や対策を実施して将来の債務を軽減していく事業者や事業拡大・事業転換に伴い調査や法律に基づく措置を実施していく事業者に対して支援策を実施していく。</p> <p>（必要性）</p> <p>(1)環境を『力』にするビジネスの促進 <施策の背景></p> <p>地球温暖化、資源・廃棄物問題等の環境・資源制約が益々高まる中で、個々の企業経営においても、これら環境・資源制約への対応が求められてきた。地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、化学物質管理対策等の我が国が直面する環境問題を解決する上で、個々の企業による「環境経営」や「環境ビジネス」への取組を我が国の経済社会システムに定着させることが必要となっている。</p> <p>近年では環境負荷低減を事業内容とする「環境ビジネス」は大きな成長が見込まれ、我が国経済にとつて重要な新分野も萌芽しつつあり、市場においてその重要性や価値が認められ、経済活動として「自律的」に展開している分野（ハイブリッド自動車、省エネ家電等）もあるが、多くの分野においては、供給側と需要側双方の課題により、市場が有効に機能していない。</p> <p>また、環境への取組みを、企業競争力、ビジネス開拓の重要な要素と捉え、企業経営上不可欠である収益性も加味した「持続可能な経営」、「環境と両立した経営」を実践する企業も多くなってきているが、「環境」は新しい事業の源泉になるとの認識があってもコスト面からの躊躇や、環境マネジメントシステムの導入を行っている多くの企業が外部からの要請を動機とした体制構築に留まっており、経営の強みとして機能することに困難を抱えている。</p> <p><必要性></p> <p>上記の課題の解決に向けて、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会において検討が行われ、市場において環境に配慮した製品・サービスや企業の環境力を適切に評価し、購買行動や投資行動につながる仕組みの構築、環境経営ツールの高度化、ベストプラクティスの分析・啓発、持続可能な地域ぐるみの環境への取組の促進、環境ビジネスモデルの実証等について、「環境を『力』にするビジネス新戦略」（環境を軸とする新たな企業価値の創出）として提言が行われた。具体的には、「環境力」評価手法の検討、カーボンフットプリントの制度化に向けた検討等を行い、課題の解決に向けた施策を推進すべきことが提言された。</p> <p>供給者・需要者双方の環境価値の増大を目指す新戦略の推進は、持続可能でかつ環境問題解決に寄与する独創的な環境ビジネスの育成を図りつつ、民間企業の活力向上に資するものであり、国として実施する必要がある。</p> <p>また、市場の中で自律的に拡大、定着していくためには、民間企業による自主的な取組のみならず、環境に配慮した先行的取組を実践する企業が競争力を有することのできる市場環境整備が不可欠であり、それを取り巻く市民、消費者、行政との連携、普及啓発も極めて重要であることや、導入コストを低減し、その費用対効果を明らかにしつつ、民間企業、市民、消費者に対する普及・啓発を通じて取組を促進することが必要である。こうした環境に配慮した企業経営の促進施策は、同様に民間企業の活力向上に資するものであり、国として実施する必要がある。</p> <p>(2)環境規制への実効性のある取組の促進</p>

<施策の背景>

- 中国等の急速な経済成長に伴い、バーゼル条約の国内法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下バーゼル法）に定める特定有害廃棄物の輸出入件数が増大している。
- 環境影響評価法について、対象事業の範囲の拡大等について見直しが行われている。
- 国内外の事業活動の高度化により、事業活動で発生する環境負荷物質は多様化。これに対応するための主な国内の動向は以下のとおり。
 - ・ PM2.5（直径が2.5 μ m以下の超微粒子）の環境基準策定の検討
 - ・ 自動車NOx・PM法改正（平成20年1月1日施行）による3大都市圏への流入車対策等の規制
 - ・ 揮発性有機化合物（VOC）についての排出規制
 - ・ 暫定排水規制の対象物質の見直し
 - ・ 非意図的に微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）が混入した廃棄物の処理を促進すべく、合理的な処理技術の実証や、認証制度の整備が進行中
 - ・ 過度な土壌汚染対策の増加による、汚染土の拡散や不適正処理に対応すべく、土壌汚染対策法改正法が平成21年4月24日に公布
- 環境基準を上回る有害物質を長期間排出、有害物質測定データの改ざん・隠蔽など事業者による不適正事案が発生しており、実効性のある公害防止管理体制構築が求められている。

<必要性>

- 中国の急速な経済成長に伴う再生資源需要の増加等により、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物の事前相談件数は、平成20年度は19年度の約1.3倍に増加しており、21年度も増加傾向を示している。よって本事業においてバーゼル法事前相談業務委託を実施し、バーゼル法施行業務を的確かつ効率的に実施していくことが必要である。
- 新たな環境影響評価制度に事業者が迅速かつ的確に対応できるよう、海外動向や実施状況などの調査が必要になる。
- 中小事業者も含めて産業界が円滑かつ適切に規制に対応できるよう、環境負荷物質対策に係る技術やノウハウ、海外動向などに関する情報を提供する必要がある。
- 事業者の公害防止管理については平成19年3月に事業者の実効性のある公害防止体制の整備のためのガイドラインを策定したが、産業界の取組状況を引き続き把握し、先進的な取組を産業界に情報提供するとともに、必要に応じてガイドラインを見直す必要がある。

（効率性）

環境調和型経済社会の構築を図るために、環境ビジネスの育成、環境に配慮した企業経営の促進支援を行ってきたところ、基盤整備等の充実により更なる普及促進が見込めるなど、コストに対する施策効果がより効率的となっている。例えば、MFCAを導入したことにより年間7千万円程度のコスト削減を達成したケースもあることから、低炭素型環境管理会計国際標準化等事業によりMFCAの国際標準化をはかり、企業の利用を促進していくことによる費用対効果は大きい。また、カーボンフットプリント制度構築事業については、実効的な算定及び表示の方法の標準化等の基盤を整備した後は民間ベースでの運営とするため、より効率的な運用が可能となるように制度構築を行っている。

また、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図るためには、税制や財投措置による事業者の公害防止施設等の整備を促進することや、事業者による実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築を促進すること、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施することを通じて、事業者の自発的な環境負荷物質対策を広く普及していくことが効果的であり、コストに対する施策効果が高いものと考ええる。

（有効性）

環境経営を進めることで競争力を強化していく上では、サプライチェーンを成す供給側、需要側の双方の事業者が、環境に配慮して行動するよう、インセンティブの構造や事業環境を変化させる効果を狙った施策を講じる必要がある。

本施策では、このような認識の下、事業者が、経営管理、生産プロセス、さらには最終的な製品・サービスを提供する段階において、常に環境に配慮した行動を選択するよう促すこと、事業者・消費者双方がより環境負荷の低い製造・消費へと転換することでより低炭素な消費活動を促すこと、また、多様なステークホルダーの間で環境に配慮した取組に関するコミュニケーションが深まる環境を整備することを目指し、施策を展開している。具体的には、これらの取組を行う上での有効な制度の構築検討及び手法の普及や、環境経営の実態調査による現状把握、環境ビジネスモデルに関する実証事業、より効果的かつ効率的な促進施策の企画立案に資する基礎データの収集（環境ビジネスの市場規模・雇用規模の調査等）等を実施することとしており、施策目標実現に向けた所要の効果が期待できるものと考ええる。

これらの取組の結果、環境経営を実践する企業の実態を反映する一指標として、MFCAの実施・導入実績を見るならば、20年度までにMFCAでは200事業所が導入などの実績があり、本施策の効果を示唆するものであると考ええる。

平成22年度においては、日本企業の環境力に磨きをかける「環境を『力』にするビジネス新戦略」に基づき、より需要・供給の双方の改善策を検討し、市場における「環境力」評価手法の検討や、カーボンフットプリントの実効性のある制度構築に向けた検討等により、更なる施策効果が期待される。

また、環境規制への実効性のある取組の促進については、昭和40年代の環境負荷物質濃度の深刻な状況に比べて大幅に改善していることから、これまでの公害防止対策に係る政策について一定の

効果があったものとする。

(反映の方向性)

(1) 環境を『力』にするビジネスの促進

・カーボンフットプリント制度構築等事業

商品・サービスのライフサイクル全般（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出される温室効果ガスをCO₂量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けてルールの精緻化、第三者認証スキーム等の検討を行うとともに、国際標準化（ISO）も視野に入れた戦略的な国際展開を図る。また、実際にカーボンフットプリントが貼付された商品の流通に合わせて消費者の意識調査等を行うとともに、消費者の購買行動に変化をもたらさうる表示やインセンティブのあり方について実証を行う。

・社会環境整備・産業競争力強化型企画開発事業（低炭素型環境管理会計国際標準化等事業分）

【再掲】

環境管理会計の主要手法であり、低炭素社会構築に大きく寄与するマテリアルフローコスト会計(MFCA)について、我が国主導によって我が国産業界の実態を踏まえた国際規格を策定するため、22年度は引き続きMFCA導入実証事業等による国内対策及び国際会議の運営等を実施する。

・広域的新事業創出基盤強化委託事業（環境調和産業活性化事業分） **【再掲】**

広く地域社会全体で未来ある地域産業群を生み出すため、これを支えるイノベーションの創出に必要な環境整備を、経済産業局・地域等の連携の下に実施する。

うち、環境調和産業活性化に係る分野では、地域の住民、企業やNPO等と連携して環境負荷低減を効果的に実施する環境ビジネスの成功事例やノウハウの共有、マッチングフォーラムにより地域におけるネットワークの形成等を行うほか、地域の特性を活用した先進的な環境ビジネスの実証試験を行うことで、環境ビジネスの事業基盤の強化や環境ビジネスに係る人材の育成を図る。

・地球環境問題等対策調査（環境経営・ビジネス促進調査分） **【再掲】**

環境に配慮した企業経営の促進、環境ビジネスの育成、エコプロダクツ市場の拡大を図るための調査・研究を行う。22年度は特に今後の施策展開を検討していく上で重要となる、環境ビジネスの市場規模・雇用規模について調査を行う必要があるため拡充を図る。

・資源有効利用促進等資金利子補給金

事業者が行うリサイクル等による資源の有効活用等に資する設備投資等に対して利子補給措置を講じ、そのために必要な資金を民間金融機関等に補給する。22年度は引き続き民間金融機関等へのインセンティブを図っていく。

(2) 環境規制への実効性のある取組の促進

・地球温暖化問題等対策等調査（環境負荷物質対策調査分） **【再掲】**

バーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題への対応やVOC、NO_x・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を継続する。

・省水型・環境調和型水循環プロジェクト **【再掲】**

国内外において環境調和型水循環システムの実証研究、次世代水処理技術の開発、海外展開の支援を行う。

革新的な膜分離技術、省エネ型有機性排水処理システム(MBR)を開発するとともに、排水からの金属資源の分離・回収技術、難分解性化学物質等の高効率分離・除去技術の開発を行う。

・土壌汚染対策のための技術開発 **【再掲】**

工場、事業場の操業中からの自主的な土壌汚染対策を促進するため、原位置で行う重金属、VOC（揮発性有機化合物）等回収・浄化機能を有する低コストな土壌汚染対策技術を開発する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
環境を『力』にするビジネスの促進	①環境ビジネスの市場規模	兆円	57 17年度	-	-	-	83 27年度	産博審産業と環境小委員会第1回資料3 平成20年2月22年度に市場規模の調査を予定。
	②マテリアルフローコスト会計導入事業所数	事業所	100 18年度	100	130	200	450 22年度	業種別、事業規模別に実績を基にして設定。
	③環境ビジネス実施事業者数	社	13 20年度	/	/	13	30 22年度	国民の環境配慮活動を活性化させる環境ビジネスの今後の増加を考慮し設定。
	④地域ぐるみの国民運動参加者数	千人	164 20年度	/	/	164	500 22年度	採択団体の目標と今後の採択より設定。
	⑤3R設備設置・改良事業者数	社	9 20年度	5	5	9	20 22年度	現状値より普及を考慮し設定。
	⑥カーボンフットプリント制度の試行品数	品	/	/	/	/	300 22年度	実績(11月2日現在:FOR認定3件、CFP検証済商品8品)と今後の予定を考慮し設定。

②～⑤の実績値は、補助金等の交付先に事業の実施結果等を確認して把握。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
				17年度	18年度	19年度			
環境規制への実効性のある取組の促進	①NO ₂ の環境基準達成率	一般環境 大気測定局	% 99.2 12年度	99.9	100.0	100.0	100.0 22年度	「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(平成14年4月)	
		自動車排 気ガス測 定局	% 80.0 12年度	91.3	90.7	94.4	100.0 22年度		
	②SPMの環境基準達成率	一般環境 大気測定局	% 84.4 12年度	96.4	93.0	89.5	100.0 22年度		
		自動車排 気ガス測 定局	% 66.1 12年度	93.7	92.8	88.6	100.0 22年度		
	③VOCの排出削減率	%	0 12年度比	14.9	19.3	22.4	30 22年度		「揮発性有機化合物(VOC)の排出規制のあり方について(意見募集)」(平成16年2月)
	④ダイオキシン類排出総量	(g-TEQ/年)	1,899～ 2,013 13年度	327～ 354	289～317	286～307	316～340 22年度		「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成17年6月)

(出典)平成19年度大気汚染状況報告書(環境省、平成20年12月)
揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリ報告書(環境省、平成21年3月)
ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリ)(環境省、平成20年12月)

政策評価の結果の政策への反映状況

これまで平成11年度から10年間、本施策を実施してきた中で、平成17年の京都議定書の発効、地球温暖化問題の報道等による消費者の環境意識の高まりや、平成13年の循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物・リサイクル関連法制の整備もあり、近年、循環ビジネスへの取組みが十分ではなかった製造業者、いわゆる動脈産業ビジネスへの取組みが急速に進展している。具体的には、同様のスペックの製品でも「環境に良い製品」ということであれば売り上げが伸びるといった事例などや、製造事業者においてはISO14001(環境マネジメントシステム)の取得数やMFCA、LCA導入事業所数の増加などがある。

しかしながら、消費者においては、企業の自己宣言型の環境ラベルが多数存在しており、消費者が製品間の比較ができない状況であることや、日本企業は生産・流通、製品・サービス等において世界に誇る「環境力」を有しているが、「環境力」を的確に評価する手法が確立されていないため、「環境力」を市場における競争力として十分に発揮できないなどの「見える化」ができていない問題等がある。

平成21年6月に産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会において、上述の課題の解決に向けて、「環境を『力』にするビジネス新戦略」が提言された。具体的には、需要・供給の双方の改善策を検討し、商品・サービスのライフサイクル全般(原材料調達から廃棄・リサイクルまで)で排出される温室効果ガスをCO₂量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けた検討や、企業のような環境への取組をきめ細かく評価する手法の検討等の必要性が提言されており、それらの施策を推進していく。

環境負荷物質対策としてはバーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題へ対応していく一方、VOC、NO_x・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施していく。

また、平成22年度から改正土壌汚染対策法が施行され、自主的に調査を行った土地についても法律の枠組みの中での区域指定や措置が行われることとなったこと、さらに、資産除去債務の計上が義務化されることから、自主的に調査や対策を実施して将来の債務を軽減していく事業者や事業拡大・事業転換に伴い調査や法律に基づく措置を実施していく事業者に対して支援策を実施していく。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	低炭素社会づくり行動計画	平成 20 年 7 月 29 日	<p>III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み</p> <p>3 見える化</p> <p>(1) カーボン・フットプリント制度等の普及</p> <p>できるだけ多くの商品や食品、サービスにおいて、その温室効果ガス排出量等が消費者に「見える化」されることを目指す。～</p> <p>(2) カーボン・オフセットや炭素会計のルールづくり</p> <p>カーボン・オフセットや炭素会計の取組について、事業者や国民の理解を広め、幅広い普及を図る。</p> <p>4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備</p> <p>～環境ビジネス等に内外からの資金が流れやすくなるための基準や仕組みづくりを行う。</p> <p>IV 地方、国民の取組の支援</p> <p>4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ</p> <p>(4) NGOや地域のグループによる取組の支援</p> <p>NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を目指す。</p>
	経済成長戦略大綱	平成 20 年 6 月 27 日	<p>1. 我が国の国際競争力の強化</p> <p>(3) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展</p> <p>① 環境を『力』にするビジネスの推進</p> <p>○ 「環境力」を競争力に活かすための「見える化」の促進</p> <p>サプライチェーンにおける環境配慮の促進、環境管理会計（マテリアルフローコスト会計）の国際標準化等による環境経営の高効率化等、事業実施面での見える化を推進する。</p> <p>また、カーボンフットプリントなどの導入による製品・サービス市場における「環境力」の「見える化」の推進、「環境力」の評価手法の開発や環境金融の明確化及び環境情報の開示促進などによる金融面における環境配慮の促進、グリーン購入の推進など、市場関係者や消費者が適切に「環境力」を評価し、その評価に基づいて行動できるような仕組みを構築することを目指す。</p> <p>○ 環境力を核とした地域の活性化</p> <p>各地域での環境意識の高まりを活かし、「1人1日1kg」のCO₂削減をモットーとした国民運動と連携した環境コミュニティビジネスといった、地域ぐるみの取組を推進する。</p>

施策名	原子力安全
施策の概要	<p>原子力に内在するリスクを十分認識し、的確に規制を行うことにより、また、原子力施設に対する災害、テロなどの有事に万全をもって備えることにより、国民から負託を受けたエージェントとして原子力の安全を確保し、もって国民の安全の確保と環境の保全を図ることを目的とする。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) エネルギー需給や地球温暖化問題が世界的に高まっている中、原子力エネルギーの利用が注目されている。しかし、原子力エネルギーの活用には、高度なレベルの安全管理が必要であり、国民に対する安心・安全の提供が大前提となる。原子力安全施策は原子力エネルギーに関する国民の安全確保と環境保全の観点から必要不可欠な施策である。</p> <p>また、効率性の観点からも諸外国と比較しても効率的な取組を行っている。さらに、現在行っている施策によって得られた成果は規制制度の具体的な内容の策定や技術基準、指針等の整備に、実際に用いられており、極めて有効に機能している（具体的には以下に示すとおり）。このように、原子力安全施策は、必要性、効率性、有効性のいずれの点も満たしており、国民経済、国民生活の安定という観点からも必要不可欠な施策である。</p> <p>(必要性) 現在、世界的なエネルギー需要の急増により、石油をはじめとした従来型化石燃料の価格が高騰し、エネルギー安全保障に対する懸念が広がっている。これとは別に、低炭素社会の構築が世界的にも強く求められている。こうした中、原子力は、資源小国である我が国のエネルギー安全保障及び低炭素社会構築の両面で大きく期待される重要なエネルギー源である。</p> <p>しかし、一方で、原子力発電所等原子力施設では放射線や放射性物質を取り扱う施設で、高度なレベルの安全管理が必要であり、原子力エネルギーを活用し、また、これを拡大するためには、原子力安全の確保、国民に対する安心の提供が前提となる。</p> <p>万一、これらの放射線や放射性物質が外界に漏出した場合、国民や環境に与える被害は甚大であり、このような放射性物質による被害から国民や環境を守るのは国の責務である。特に原子力安全については、万が一の事態が発生した場合のリスクは計り知れなく、事実過去には事業者による自主点検記録の不正問題も発生した経緯があることも踏まえると、安全を確保するためには、事業者の自主管理だけではなく、行政による適切な関与が必要である。</p> <p>(効率性) 米国における原子力安全規制体制は、104基の原子力発電所に対し、安全研究や実証試験の要員も含め、現在約3,700名の職員を擁しており、このうち検査官は約330名である（予算額約900億円）。</p> <p>一方、我が国では、53基の原子力発電所に対し、原子力安全・保安院のうち原子力安全規制行政担当の人員は約350名であり、このうち検査官は約110名となっている（予算額300億円強）。他の機関の原子力安全規制に関する人員（文部科学省（約100名）、原子力安全委員会（約110名）、JNES（約450名（うち検査員約110名））及びJAEA（約210名））を加えても、約1,200名体制となっており、より少ない人員・予算額で効率的に安全規制を行っている。</p> <p>(有効性) 本施策で行っている事業の実施によって得られる科学的な知見は、実際に規制制度の具体的な内容の策定、技術基準や指針等の整備に用いられ、審査官等の技術的バックグラウンドとして知見が蓄積され、有効に活用されている。</p> <p>特に、原子力のような技術的には最先端の分野においては、技術的な専門性が高度化する一方であり、そうした知的基盤の積み上げなくしては、規制を行うにも専門家集団たる事業者を適切に指導することは不可能である。</p> <p>(反映の方向性) 平成22年度における施策の展開としては、平成18年9月に原子力安全委員会が改定した「耐震設計審査指針」を踏まえ、事業者が平成20年3月末までに提出した既設の原子力発電所等の耐震安全性評価の中間報告書等の内容の妥当性について、引き続き確認作業を進める。また、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震や平成21年8月に静岡県で発生した地震などを踏まえ、原子力施設等の耐震安全性・防災対策の強化を図る。例えば、原子力発電所における耐震裕度の定量化を通じた耐震安全性の評価・確認手法の高度化を図り、更に信頼性の高い耐震安全対策を実現する。</p> <p>また、近い将来、運転開始が見込まれる日本原燃六ヶ所再処理施設、再開が見込まれる高速増殖炉もんじゅ、運用開始が計画される各原子力発電所、更には、日本原電東海発電所の原子炉部分や原型炉「ふげん」の本格解体などにも適正に対応できるよう審査・検査体制を整備する。</p> <p>加えて、原子力発電所の高経年化への対応、高レベル放射性廃棄物等の安全規制をはじめとした原子力に関する安全研究についても引き続き充実を図る。</p> <p>更に、平成21年1月に施行した新検査制度の着実な実施、更なる改善に取り組む。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成すべき目標としては、①的確な規制の整備とその執行を実施することをもって、事故やトラブルの未然防止や再発防止を図ること、②万一の事故時にも迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、災害の発生防止及び被害の拡大防止の対策を実施すること、③国民から付託を受けたエージェントとして、事業者から独立した立場で安全性を検証し、執行されている安全規制の科学的合理性・客観性・公平性についてはもとより、その安全規制の判定結果や判定の根拠について必要な説明責任を果たすこと、④原子力に内在するリスクを十分かつ的確に認識し、安全性の科学的な検証等のための知識基盤を維持するとともに、常時高度化を図ることが挙げられる。

こうした取組に関する指標としては、例えば、原子力施設に対する安全審査の実施状況に関する評価の指標として原子力施設の許認可申請数、原子力防災の実施状況として原子力総合防災訓練の参加人数など挙げられる。具体的な数値は以下のとおり。

《原子力施設の許認可申請件数（平成20年度）》

実用発電用原子炉：86件、研究開発段階炉：7件、核燃料加工施設：50件、

使用済燃料再処理施設：19件、使用済燃料貯蔵施設：0件、廃棄物管理・埋設施設：9件

《原子力総合防災訓練の参加人数》

平成18年度：約3,700人、平成19年度：約1,800人、平成20年度：約3,930人

政策評価の結果の政策への反映状況

- 平成22年度における施策の展開としては、平成19年7月に発生し新潟県中越沖地震や平成21年8月に静岡県で発生した地震など原子力施設での大きな揺れを伴う地震が発生しており、引き続き、原子力施設等の耐震対策・防災対策の強化を図る。具体的には、新耐震指針に基づく耐震安全性の評価・確認作業を継続するとともに、耐震裕度の定量化など耐震安全性の評価・確認方法の高度化を図る。
- また、近い将来運転開始が見込まれる日本原燃六ヶ所再処理施設や中間貯蔵施設、再開が見込まれる高速増殖炉もんじゅ、運用開始が計画される各原子力発電所、更には、日本原電東海発電所の原子炉部分や原型炉「ふげん」の本格解体などにも適正に対応できるよう審査体制を整備する。
- 加えて、原子力発電所の高経年化への対応、高レベル放射性廃棄物等の安全規制の高度化、原子力に関する安全研究についても引き続き充実を図る。
- 更に、平成21年1月に施行した新検査制度の着実な実施、更なる改善に取り組む。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
エネルギー基本計画（閣議決定）	平成15年10月	原子力の安全の確保と安心の醸成
第168回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説	平成19年9月10日	（安心して暮らせる社会を実現する） 世界一災害に強い国づくりを進めます。 （中略） 地震発生時における原子力発電所の対応に万全を期すとともに、情報公開を徹底し、周辺住民の方々の不安を払拭します。
第168回国会における甘利経済産業大臣挨拶（参議院経済産業委員会）	平成19年10月18日	国民の安全・安心の確保にも全力を尽くします。 新潟県中越沖地震では原子力発電所の安全確保に関し、国民のみなさまに御心配をおかけしました、今後は、消防体制の強化や迅速な事故報告体制の構築に取り組むとともに、耐震安全性については最新の知見を反映し、地元の皆様を始め国民の皆様の安心を確保するべく確実に安全性を確認してまいります。

施策名	産業保安
施策の概要	<p>高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気設備を有する施設、都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性とといった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要 達成すべき目標</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 近年の産業保安に係る事故の発生状況、産業保安を巡る新たな環境変化・リスク要因の増加、さらには、金属鉱業等の休廃止鉱山が有する特殊事情に鑑み、産業保安活動における災害・事故等の発生防止に向け、①事業者による自律的な事故防止に向けた環境の整備、②事業の特殊性に応じた保安対策(休廃止鉱山における鉱害防止事業)に係る環境の整備を着実に実施していく必要がある。</p> <p>(背景及び必要性) 1 事業者による自律的な事故防止に向けた環境の整備 《施策の背景》 産業保安に係る事故については、毎年一定程度発生しており、死亡者・重傷者を出す重大事故、生活環境に影響を与える事故も絶えず、国民生活だけでなく、経済活動上にも多大な影響を与えている。このため、保安対策の高度化によって重大事故等の減少又は撲滅を図り、そうした社会的な損失を低減させることが求められている。加えて、設備の高経年化やエネルギー事業者間の競争の拡大、新たな危険性を内包する物質の開発等、産業保安を巡る新たな環境変化・リスク要因が増加していることから、産業保安に関しては、新しい技術的知見を蓄積し、時代に即した規制の制定や保安管理の普及を行うことが益々求められてきている。</p> <p>《必要性》 産業保安関係法令については、審査や検査など既に法令上の多くの権限が地方公共団体に移譲されており、また自主保安原則を導入して民間の自発的な活動による安全確保を奨励しているところであるが、新しい技術等に対応した基準制定や自主保安の一層の推進に向けた動機付け・方向付けを行い、広く国民生活における一定水準の安全・安心を提供し、維持していくためには、国による関与が必要不可欠である。すなわち、審査、検査時の判断の根本となる技術基準や今後の保安制度の仕組みについては、地域性を問わず、客観的、画一的なものとする必要があると、地方公共団体や民間にこの役割を期待することは難しい。一方、仮に国が関与を行わず、新しい技術等を開発・利用する上での安全等に係る基準の制定・見直しが適時適切に行われない場合、当該技術等の採用者は過剰な安全対策のための投資余力がある民間企業に限定されることから、新たな市場創出の阻害要因となり得る、あるいは、十分な安全対策が施されないまま当該技術等が利用されるといった状況を生じうる。特に後者の場合、現に災害が発生してしまってからでは遅く、かかる事態を未然に防止するため、国があらかじめ基準制定・見直しや自主保安の促進等の形で関与していることが必要である。</p> <p>2 事業の特性に応じた保安対策に係る環境の整備 《施策の背景》 金属鉱業等の鉱山に関しては、他の一般の工場等とは異なり、事業活動終了(閉山)後もカドミウムやヒ素等有害物質を含む坑廃水を永続的に流出し続けるという特殊性がある。過去にはイタイタイ病の例にみられるように、坑廃水が人の健康や農水産物への被害の原因となった大きな社会問題(鉱害)が起きており、休廃止鉱山の鉱害防止事業は、下流域の水環境を良好に保持するために、途絶することなく実施していく必要がある。</p> <p>《必要性》 鉱害防止事業そのものは、義務者(鉱害の原因行為者)が存在する場合は当該義務者が、義務者が不存在又は無資力の場合は地方公共団体がこれを実施するが、自らの鉱業活動に起因しない自然汚染や他者汚染があること、鉱業権の付与という形で国も鉱業の実施に全く関与していない訳ではないこと、事業が非収益であるにも関わらず永続的な実施が必要であること等、事業を適切かつ着実に進めるためには、その環境整備のために国の一定程度の関与が必要不可欠である。</p> <p>(効率性) 事業者が必ずしも保安の確保等に係る自主的活動を行うとは限らないため、技術基準等作成の事務を所掌する国に技術的な知見を蓄積させること等は、民間企業が独自に基準を策定するなどして保安活動を展開することと比較して、産業全体における保安レベルの統一性、即時性、実現可能性を確保するとの観点から効率的である。</p> <p>また、収益を伴わないにも関わらず永続的に多額の費用負担を生じる鉱害防止事業の実施者に対する支援は、事業の確実な実施のために必須であり、これにより、事故による社会的費用の発生を防ぐとともに環境の保全等に効果がある。</p> <p>(有効性) 国が主導して、新たな技術的知見に基づく技術基準の見直しのための調査を、有識者を含めた体制において継続的に行い、客観性の高い全国画一的な基準を策定することは、産業全般における一定水準の保安レベルの確保を確実かつ速やかに実現する上で必要不可欠な施策手段であり、これに加え、個別企業・団体では実施が困難な多種産業における広範な事故情報の収集、その解析調査に基づく類似事故の防止策についての情報展開、企業リスクの高い安全機器の開発への支援、一般消費者等への幅広い普及啓発活動等の実施と相まって、事故・負傷者の減少及び事業者の負担軽減に効果を有する。</p> <p>また、休廃止鉱山の鉱害防止事業に対する支援は、下流域における住民の健康保護及び生活環境の保全を図るために必要不可欠な手段である。</p>

(反映の方向性)

(1) 産業活動の現場における事故情報の活用の促進、自主保安を基本とした取組の促進

① 事故調査解析と技術基準等の改訂

i) 高圧ガスの保安については、平成8年の高圧ガス保安法改正等累次の制度見直しを経て、自主保安を中心とする施策を実施しているところ。これまで、基準策定・見直し等の高圧ガスに係る安全規制施策を進めてきたところであるが、近年の高圧ガス製造事業所における事故については、ハード面の不備による事故のうち、「劣化・腐食等」に起因した事故が増している。この原因としては、全体として設備の高経年化が進んでいることが挙げられる。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、高圧ガス設備の保安管理技術の向上を図るとともに、合理的・科学的な検査方法の確立を更に重点化・強化することが必要。したがって、これまでの施策の状況等を踏まえ、平成22年度は、以下の施策を行う。

《予算》

・ 平成22年度は、前年度に引き続き、技術基準の改正に向けた検討や事故調査解析、免状交付事務等を継続。

《法令・ガイドライン》

・ 高圧ガス保安法令について、近年の技術進歩や規制緩和要望等を踏まえ、平底円筒形貯槽に係る耐震設計構造物の液面揺動に対する耐震性の評価基準（高圧ガス設備の耐震告示）の見直し等の法令改正等を適時適切に検討。

ii) 火薬類の保安については火薬類取締法を中心とする安全規制政策を進めてきた結果、近年事故発生件数はほぼ横ばいで推移しているものの、火薬類取締法の技術基準については、現在の技術水準や火薬類を巡る環境変化に合わせた見直しが必要であり、火薬類の危険度に応じた合理的・効果的な規制体系が求められている。したがって、これまでの施策の状況等を踏まえ、平成22年度は、以下の施策を行う。

《予算》

・ 平成22年度は、前年度に引き続き事故調査解析や免状交付事務等を継続するとともに、以下の事業等を実施・継続。

火薬類関連施設周辺地域の市街地化等の環境変化に対応した新たな保安施設（地下式火薬庫等）の技術基準の検討を推進するための技術的基礎データ取得に向け、引き続き、野外実験の実施等の爆発影響低減化技術の検討を継続。

《税制》

・ 火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置について、土堤及び防爆壁の整備を推進し、もって公共の安全を確保する観点から、平成19年度に2年間の期限延長を要望。近年においては土堤及び防爆壁を設置する見込みの企業が減少し、本特例措置の役割も終了したと考えられるため、平成21年度末をもって廃止。

（化学課と連名）

《法令・ガイドライン》

・ 火薬類取締法令に規定する火薬庫の技術基準等に関し、近年の火薬類に係る技術進歩等を踏まえた適正な規制内容となるよう検討。

iii) 電力の安全については、平成19年度の電気事故件数は昨年からはほぼ横ばいであったものの、電気事業法に基づく技術基準について、事故原因や環境の変化、国際規格との整合性等をふまえた改訂が必要である。このため、平成22年度には以下の施策を行う。

《予算》

・ 国際規格の資料文献を収集するとともに、海外調査を行うことにより、国際規格の改訂の状況及び国際規格の検討状況を調査し、最新の規格改訂動向及び規格の我が国への取り入れ（火力発電設備の技術基準の国際整合化）について検討する。平成22年度は、ASME規格のうち「材料・構造」について、及びISO規格のうち「溶接」についての調査を行う。

《法令・ガイドライン》

・ 電気事業者等からの事故報告（電気関係報告規則第3条）に基づき、類似事故の再発を防止するために適当な手段を講じるとともに、電気工作物の安全性確保、信頼性の向上のための施策を実施。

・ 電気事業法について、規制緩和要望等に基づく法令改正等を適時適切に検討。

iv) 都市ガスの安全については、ガス工作物及びガス用品等（ガス工作物等）の適切な設置・運用等を行うに当たり、刻々と変化する社会情勢・需要や技術の進展等に則した、新たな技術基準の策定や既存技術基準への適合性の評価等を行うとともに、ガス工作物等の設置・使用状況等の実態調査及び分析・評価を行う。

《予算》

・ 平成22年度は、前年度に引き続き、ガス工作物等に関する技術基準適合性評価や技術基準見直しに要する調査・検討等を継続。

《法令・ガイドライン》

・ ガス事業法等について、事故の発生状況、技術進歩等に基づき技術基準等の整備を検討。

v) 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）の保安については、平成18年度には、ガス瞬間湯沸器事故が相次いで発表されるなど一般消費者等のLPガス供給・保安に対する信頼を損ねる事態となっているところであり、また、平成20年のLPガス事故は221件と2年連続で平成2年以來の200件を超える高い水準となり、高止まりの状態が継続している。このため、平成22年度においても、LPガス販売事業者等に対する保安対策指針を策定し、自主保

安の高度化を促すとともに、必要に応じLPガス事故の発生事例に基づくLPガス保安法令における技術基準等の強化等を通じて、LPガス保安の指導・監督を実施する。

《法令・ガイドライン》

- ・ LPガス保安法令について、LPガス事故の発生事例に基づく技術基準等の強化及び近年の技術進歩や規制緩和要望等を踏まえた技術基準の整備・緩和を検討。
- ・ 毎年度、原子力安全・保安院長が策定しているLPガス販売事業者等に対する「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について、LPガス事故の発生事例やLPガス販売事業者等の法令違反等の動向を踏まえ、改訂及び公表を実施。

vi) 鉱山の保安については、鉱山災害の撲滅を目指し、平成17年の法改正以降、鉱山事業者による自主保安を中心として、災害情報の分析、関係者間での情報共有、産業保安監督部による指導・監督等の取組を進めているところであり、平成22年度も引き続きこれらの取組を実施する。

《法令・ガイドライン》

- ・ 鉱山保安法令について、国内外の規制動向等を踏まえ、適正な規則内容となるよう検討する。特に、平成22年度は改正鉱山保安法施行から5年経過後の施行状況の確認結果を踏まえ、法令改正についての結論を出し、必要があれば所要の改正を行う。
- ・ 平成22年度は、災害情報の分析、鉱山に対するアンケート調査及びヒアリングの結果、並びに産業保安監督部の意見を踏まえて法令の施行状況を取りまとめ、中央鉱山保安協議会において、現行法令の見直しについての結論を出す。

i) ~ vi) 共通

《機構・定員》

- 平時は危機管理体制の基盤整備と維持管理を行い、緊急時には危機管理業務に特化して迅速・的確な対応をするために必要な定員を確保する。
- 産業保安事故の急増を踏まえ、産業保安監督部における事故対策に係る体制を強化する。

② 保安規制の在り方の検討

産業保安分野における最近の事故・コンプライアンス問題への対応や、平成18年度にとりまとめた産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会中間取りまとめで示された方向性等を踏まえ、自主保安原則に立脚した事業者の保安体制等、品質保証・安全文化向上のための保安規制の在り方（事業者による自主検査の拡大、民間規格の積極活用等）について検討を進める。また、新しい事業形態等を踏まえた保安の現状について調査し、技術基準の策定・見直しに必要な技術的知見を蓄積することによって、最新の知見に基づいた合理的・科学的な技術基準の策定、見直し等を検討する。

③ 安全確保のための普及啓発事業

i) 高圧ガス、火薬、電力、都市ガス、LPガス等の分野において、災害事故の防止と予防意識の高揚を図るため、各産業保安監督部や都道府県、関連団体と連携し、予防週間の実施やセミナーの開催等を通じた情報提供を行うとともに、表彰制度等により保安確保の取組を推進する。また、産業保安に関する研修の開催等を通じて、産業保安行政に対する産業保安監督部も含めた職員の理解を深め、産業保安レベルの底上げを図る。

ii) 鉱山の保安については、鉱山事業者による自主保安の取組を基本としつつも、特に中小事業者を対象に鉱山保安法の定着を図るため、産業保安監督部による指導を行うとともに保安優良者に対する表彰を行い、保安確保の取組を徹底させる。

④ 事後チェックの着実な実施

高圧ガス、火薬、電力、都市ガス、LPガス、鉱山のそれぞれの分野について、産業保安監督部等とも連携をとりながら、事業者において自主保安が適切に実施されていることを確認するための立入検査等事後チェックを着実に実施する。

平成22年度においても、引き続き、業務の合理化や職員のスキルの向上等を通じて、現在の定員・予算の範囲内での事後チェックの着実な実施を図るとともに、法令違反等に対して厳格な対応を行う。

(2) 保安上の課題の特性に応じた対策

○ 休廃止鉱山における鉱害防止事業の着実な実施

休廃止鉱山における鉱害防止対策については、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法を制定して以来、計画的な鉱害防止事業の実施に努めてきたところであり、平成15年度からは、同法に基づく第4次基本方針を定め、これまで6年間、鉱害防止対策を実施してきたが、特定施設に係る鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等の政策経費については、個別事業ごとの必要性を十分精査の上、引き続き必要な予算を確保する。

《予算》

- ・ 第4次基本方針に基づく鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等について必要額を要求。

《税制》

- ・ 金属鉱山等の坑道等の施設使用終了後における鉱害防止工事的な実施を図るため、当該鉱業の実施者に強制的に積み立てさせる鉱害防止積立金について、損金算入の特例（税制措置）を認める「金属鉱業等鉱害防止準備金制度」の適用期限を平成23年度まで延長を要望。
- ・ 特定の基金に対する負担金の損金算入の特例（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源

機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金)を実施。

《財政投融资》

- ・ 鉱害防止資金等の財政投融资については、第4次基本方針等に基づき、採掘権者等の鉱害防止事業等を着実に推進するため、融資期待額等を踏まえ要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

《目標》

以下に掲げる目標を実現することにより、産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す。

- 1 産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業事故の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自律的な事故防止が図られるような環境を整備する。
- 2 また、産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、その特性に応じた保安上の措置を必要とする分野（休廃止鉱山における鉱害防止事業）について、それぞれの現場において、必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
高圧ガス・火薬類・LPガスを取り扱う施設、電気・都市ガス事業に供する施設及び鉱山に係る産業活動において事故件数を低減する。	高圧ガス保安法関係事故件数(災害に限る)	件	対前年	193	287	294	事故の減少(対前年比)	前年度に対して、高圧ガスに係る事故件数の減少を目指すもの。
	火薬類による事故件数	件	30件	41	49	48	30件(平成22年度)	消費中に発生した事故は40件であり、事故全体の約4割。そのうち、煙火の消費中の事故が30件。
	電気事故件数	件	対前年	11,251	10,547	集計中	事故の減少(対前年比)	前年度に対して、電気に係る事故件数の減少を目指すもの。
	都市ガスによる死亡事故件数	件	1	3	7	4	年間に1名未満(平均)	ガス安全高度化検討会報告書(平成10年3月)に基づくもの。
	LPガスによるB級以上事故件数	件	4	2	5	4	0(平成22年度)	B級以上の事故件数の低減を目指すもの。
鉱山災害を撲滅する。	鉱山災害による罹災者数	件	0	34	35	35	0(平成24年度)	鉱山災害による罹災者0(平成24年度)を目指すもの。
休廃止鉱山における鉱害を防止する。	鉱害防止工事の事業量	億円(累計)	—	26.5	30.8	34.2	鉱害の発生防止	H15年度～H24年度の間に鉱害防止工事を終了(義務者不存在分の工事量は10年間で107億円)。
	坑廃水処理の事業量	億円(年間)	—	28.5	28.2	27.4	鉱害の発生防止	H15年度以降も引き続き坑廃水処理を確実に実施(義務者不存在分・存在分合わせて事業量は32億円/年)。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成21年度要求から、産業保安各分野にまたがる既存類似事業を一本化し、効率的かつ機動的な事業の実施を図っているところ。

平成22年度の予算要求に当たって、予算の重点化を図るべく各事業を検討し、火薬類保安教育事業及び海洋石油開発海底生産技術等調査委託費については事業を終了した。また、一般競争入札において公告期間を延長するなど、応札者を増やす取組を実施した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日閣議決定	国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下

		での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。
経済財政改革の基本方針 2008	平成20年6月27日 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・現災を着実に実施する。 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案 審議	平成16年4月の参議院経済産業委員会	「鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たまり積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。」と附帯決議がなされ、平成16年5月の衆議院経済産業委員会において、「鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。」と附帯決議がなされている。

表 15-4-③ 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的 大量破壊兵器等の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に関連する貨物・技術（以下「安全保障上機微な貨物等」という。）については、国際レジームにおいて各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。 我が国では、安全保障上機微な貨物等の輸出に関しては外為法に基づく許可制（以下「輸出規制」という。）を実施しており、国際レジームにおける合意を踏まえ、ほぼ1年に1回のペースで輸出規制対象品目の範囲を規定している関係法令の見直しを行うこととしている。 今般、2007年11月及び12月の国際レジームにおける合意事項を着実に国内履行するため所要の法令の改正を行い、国際協調の下実施することとしている輸出管理の取組を誠実に履行することを目的とする。</p> <p>(2) 規制の内容 国際レジームにおいて合意された新しい輸出規制対象品目のリストを踏まえ、その品目の範囲の拡大・縮小・明確化を図るべく所要の国内法令（輸出貿易管理令等）の改正を行う。 具体的には、これまで輸出規制の対象となっていなかったターボプロップエンジン等を新たに対象に加える規制強化等の措置を講じる。</p> <p>(3) 規制の必要性 今次改正は、国際レジームにおける輸出規制の対象品目の範囲の見直しにかかる合意を適切に履行する措置であり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐために実施する必要がある。</p>	
想定される代替案	<p>本改正案の契機となった国際レジームでの合意内容は、各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲に係るものに限られており、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。本改正案は、これらの内容をそのまま反映させるものであるから、規制の手法等についての代替案は検討しない。</p>	
規制の費用	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用) 新たに輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。 ① 許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出しようとする企業等において、許可申請手続に係る作業コスト（書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業）が発生。 ② 組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。 ③ 企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じるといえる。</p> <p>(行政費用) ① 審査・検査等事務業務の発生 ② 地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生。</p> <p>(その他の社会的費用) 特になし。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>国民・社会に対しては、国際協調的な輸出管理が確実に実施されることにより、国際社会の平和と安全の維持に資することになり、ひいては我が国国民の身体・生命・財産の安全がより確実に保障される。</p>	—
	<p>行政機関に対しては、国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p>	<p>改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、①我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、②もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、③国際的な信頼が得られる。そして、最終的に、④我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものでもあるといえ、我が国にとって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>	

政策の名称	事故事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(目的) 電気用品の技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）について、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等を踏まえた技術基準の安全レベルの底上げ及び実態に即した見直しを行うため、所要の改正を行う。</p> <p>(内容)</p> <p>(I) 事故再発防止関係 事故未然防止の観点から、①プリント基板（印刷回路用積層板）からの発煙・発火事故対策、②機器用インレット（電源コネクタの差込口）のはんだ付け部からの発煙・発火事故対策、③電気ストーブなどの自動首振り機構部の内部配線断線による発火事故対策、④照明器具に使用されている銅鉄式安定器からの発煙・発火事故対策、⑤エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫に使用されている電気機器用コンデンサからの発煙・発火事故対策、⑥電気冷蔵庫の電源プラグのトラッキング事故対策、⑦電気洗濯機の脱水ブレーキ故障による指切断事故対策、⑧浴室用電気乾燥機の不適切なより線接続による発火事故対策、⑨電気ストーブ（ハロゲンヒーター）の電力調整用ダイオードからの発火事故対策、⑩電気ストーブから放散する揮発性有機化合物等の抑制対策、⑪床暖房に使用される電熱シートによる床焦げ事故対策、について、技術基準の改正を行う。</p> <p>(II) 新技術対応関係 新技術に対応させるために、①屋外カメラハウジング用の凍結又は凝結防止用電熱器具について、使用環境を考慮した試験方法の採用、②磁石式接続器について、その特性に適した試験方法の採用、について、技術基準の改正を行う。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 最新の J I S に整合させるため、①線管の材料や強度試験等の規定を、最新の J I S に整合化、について、技術基準の改正を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>(I) 事故再発防止関係 平成 19 年 5 月 14 日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始され、平成 19 年度（ただし平成 19 年 5 月 14 日から平成 20 年度 5 月 13 日まで）の事故情報の集計や分析を行った。その間の受付事故件数 1,346 件のうち 675 件（51%）が電気製品による事故であった。そこで、主に事故件数が多い製品について、事故件数の削減に貢献できると考えられる技術基準項目の改正を行う。</p> <p>(II) 新技術対応関係 製品によっては技術の進歩により、制定当初の技術基準が現行製品の特性を反映していないものがあるため、安全を考慮した上で実態に即した基準に改正する。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 電線管類及びその附属品について、技術基準と J I S とでは、安全性担保の面での差はないものの、試験方法等が異なることから、製造・輸入事業者は、実態として電気用品安全法の技術基準適合確認と J I S の適合確認との二重の確認試験を行うこととなっており、大きな負担となっている。これを踏まえ、J I S の内容を踏まえた技術基準の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>[名称] 電気用品の技術上の基準を定める省令 [関連条項] 省令別表第二、第四及び第八</p>
想定される代替案	<p>(I) 事故再発防止関係 民間の自主的な取組（業界自主基準等）により事故再発防止対応。</p> <p>(II) 新技術対応関係 新技術の対応を行わない（現状のまま。）。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 最新の J I S への整合を行わない（現状のまま。）。</p>	
規制の費用	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(I) 事故再発防止関係 製造・輸入事業者の負担として、改正技術基準に適合させるための製品開発（製品の設計変更等）、製造設備改修、試験方法変更等に関する費用が発生し得る。また、こ</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>(I) 事故再発防止関係 業界自主基準等により対策を講じた場合、製造・輸入事業者の負担としては、改正案とほぼ同様の費用が発生すると考えられる。他方、あくまで自主的な取組として関係工業会や事業</p>
(遵守費用)		

	<p>の場合には、製品価格の引き上げが可能であるなら、消費者に負担が転嫁される可能性がある。</p> <p>また、代替案と比較すると、事故削減効果が高いと考えられるため、事故発生により消費者が被る損害額（費用）を低減する効果も高いと考えられる。</p> <p>(II) 新技術対応関係 製品の使用実態に即した試験方法を選択でき、基準を厳しくしたわけではない（現行基準に適合していれば、何の変更も要さない。）。このため、代替案（対応を行わない）と比較した場合、事業者の費用負担はほとんど変わらないか、軽減される可能性がある。また、消費者への価格転嫁への影響も少ないと考えられる。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 国内で流通する電線管類及びその附属品は、どのメーカーのものを組み合わせても施工できるよう、実態として寸法等を J I S に適合させるいる。一方、技術基準にも適合させる必要があり、J I S と技術基準の二重確認が必要となっている。技術基準を J I S に整合させることによって、技術基準と J I S の二重確認が解消され、その分の事業者の費用負担が軽減される。また、事業者の費用負担が減る分、製品価格が低下する可能性があり、その場合には消費者負担が軽減される可能性がある。</p>	<p>者の判断に依拠することとなり、全ての事業者が対策を講じるとは限らないため、事業者全体での費用負担は、改正案と比べて小さくなる可能性がある。</p> <p>また、改正案と比較すると、事故削減効果が低いと考えられるため、事故発生により消費者が被る損害額（費用）を低減する効果も低いと考えられる。</p> <p>(II) 新技術対応関係 現状のままとした場合、事業者の負担、消費者への転嫁の可能性とも現状通りである。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 現状のままとした場合、技術基準と J I S の二重確認を行うこととなり、事業者負担は現状通り。消費者負担についても現状通り。</p>
(行政費用)	<p>本改正による義務が追加されても、新たに届出の義務や行政機関として立入検査業務が増加するわけではなく、既存の法執行体制による対応で可能と考えられるため、特に計上しない。</p>	<p>本改正による義務が追加されても、新たに届出の義務や行政機関として立入検査業務が増加するわけではなく、既存の法執行体制による対応で可能と考えられるため、特に計上しない。</p>
(その他の社会的費用)	<p>特になし。</p>	<p>特になし。</p>
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>(I) 事故再発防止関係 発煙・発火等事故対策のうち、例年起り得る事象に対する対策として、全体で 206 件/年→165 件/年 (41 件/年減) と推定される。また、特定の事例に対する対策として、対策を遵守させることにより当該事例の発生原因を抑えることができる。</p> <p>構造上の問題に起因する事故対策及び健康被害対策について、改正案の対策を遵守させることにより当該事例の発生原因を抑えることができる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>(I) 事故再発防止関係 発煙・発火等事故対策のうち、例年起り得る事象に対する対策として、全体で206件→187件 (19件減) と推定される。また、特定の事例に対する対策として、工業会の自主基準が考えられるが、未所属事業者が対応をとらない可能性があり、現状では未然対策よりも事故発生後の事後対応が主流であるため、改正案に比べ、効果は大きく低下する。</p> <p>構造上の問題に起因する事故対策及び健康被害対策について、工業会の自主基準が考えられるが、未所属事業</p>

	<p>(II) 新技術対応関係 既存の技術基準又は改正案で追加する技術基準について、使用環境に即した方を採用することで、製品の安全性を損なうことはない。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 技術基準を J I S と整合させるよう改正した場合、技術基準と J I S は安全性担保の面では同等であるため、安全性は代替案（改正しない）と変わらない。</p>	<p>者が対応をとらない可能性があり、現状では未然対策よりも事故発生後の事後対応が主流であるため、改正案に比べ、効果は大きく低下する。</p> <p>(II) 新技術対応関係 屋外カメラハウジング用の凍結又は凝結防止用電熱器具について、安全性は現状通りであり、改正案とほぼ変わらない。また、磁石式接続器について、プラグの保持力が十分に確保されないため、落下の危険性があり、改正案と比較して、安全性の面で劣る。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 引きつづき、技術基準と J I S の二重確認となるものの、安全性については現状通り変わらない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(I) 事故再発防止関係 安全性の確保 (= 規制の便益) の面からは、改正案と代替案を比較すると、自主的な取組に依存する代替案は、何の対策も講じない事業者が生じ得る可能性があるが、改正案は、規制の対象となる電気用品の製造・輸入事業者に対して網羅的に義務を課すため、事業者の安全性確保に向けた取組が適切に行われることが期待できる。一例として、改正案と代替案の事故削減件数を比較し、改正案の方に優位性があることを示した。</p> <p>他方、規制の費用の面からは、改正案と代替案を比較すると、どちらも事業者には製品開発、製造設備改修、試験方法変更等の費用が同程度発生するが、自主的な取組に依存する代替案は、何の対策も講じない事業者が生じ得る可能性があり、事業者全体での費用負担が改正案よりも小さくなる可能性がある。</p> <p>仮に、代替案における事業者全体での費用負担が改正案の二分の一程度になると仮定すれば、代替案の事故削減数 (= 便益) が改正案の二分の一程度であったことを踏まえれば、費用対便益 (便益 / 費用) は、両案でほぼ等しくなることが分かる。しかし、改正案の方が代替案よりも事故削減の絶対数が大きく、安全性確保の点でも優れていることから、改正案の純便益 (便益 - 費用) が代替案の純便益よりも大きいと考えられる。</p> <p>以上から、改正案の方が、代替案に比べて優れていると言える。</p> <p>(II) 新技術対応関係 安全性の確保 (= 規制の便益) の面からは、改正案、代替案とも変わらないか安全性が増す。一方、規制の費用の面においては、改正案は従来の試験方法はそのままに、使用実態を踏まえた試験方法を選択できるため、代替案と比較した場合、ほぼ同等か若しくは軽い費用負担となる可能性がある。したがって、改正案の方が優れていると言える。</p> <p>(III) 最新の J I S 対応関係 改正案と代替案を比較すると、安全性の確保 (= 規制の便益) の面では、両案ともほぼ同等である。一方、規制の費用の面では、改正案は、J I S と技術基準の二重確認の解消により、費用負担を軽減できる可能性があるが、代替案は現状のまま (J I S と技術基準の二重確認) であるため、改正案の方が好ましい。したがって、改正案を選択することが妥当であると考えられる。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>	

政策の名称	非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー原料の有効な利用の目標を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を定める規制		
規制の目的、内容及び必要性等	我が国における一次エネルギー供給に占める化石燃料の割合を低減させるため、非化石エネルギー源の利用に係る計画又は化石エネルギー原料の有効な利用に係る計画の提出義務を課す事業者の範囲を定める。		
	法令の名称・関連条項とその内容	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令案	
想定される代替案	<p>政令案：非化石エネルギー源の利用を促進するため、非化石エネルギー源の利用目標を達成するための計画の提出が義務付けられる者を以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者：年間電力供給量が5億kwh以上（カバー率：99%） ・ガス事業者：年間ガス製品供給量が900億MJ以上（カバー率：67%） ・石油事業者：年間揮発油供給量が60万k1以上（カバー率：98%） <p>化石エネルギー原料の有効な利用を促進するため、化石エネルギー原料の有効な利用に係る目標の達成計画の提出義務が課せられる者を以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業者：年間ガス原料（液化天然ガス）使用量が120万トン（カバー率：84%） ・石油事業者：年間原油使用量が300万k1以上（カバー率：98%） 		
	<p>代替案：非化石エネルギー源の利用の目標又は化石エネルギー原料の有効な利用に係る目標の達成のための計画の提出義務が課せられるエネルギー供給事業者のカバー率を9割とする。具体的には、非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出が義務付けられるガス事業者のカバー率を9割程度とするため、年間ガス製品供給量が70億MJ以上の事業者に義務を課すこととする。</p>		
規制の費用	費用の要素	政令案の場合	代替案の場合
（遵守費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務コスト：中長期的な計画の作成と経済産業大臣への提出、結果の報告等のための費用 ・ 非化石エネルギー源の利用設備の導入・運転コスト：非化石エネルギー源の利用目標達成計画が課せられる事業者における再生可能エネルギー源の利用設備の導入費用、同設備の運転に係る費用 ・ 化石エネルギー原料の有効な利用に係る設備の導入・運転コスト：化石エネルギー原料の有効な利用に係る目標達成計画の提出義務が課される者における有効利用設備の導入費用、同設備の運転に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務コストや設備導入・運転コストの負担は、大量のエネルギーを供給する事業者のみ発生。負担に耐えられない事業者が、義務対象外となることから、事業者の負担総額は、代替案に比べて小さくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務コスト及び設備導入・運転コストの負担は、中小企業（ガス事業者）にまで及ぶため、事業者の負担総額は、政令案に比べて大きくなる。
（行政費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務コスト：目標達成に係る判断基準の策定、事業者の計画の確認、目標年次における義務の履行状況の確認及び行政措置（指導・助言）の実施に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務対象者が大手事業者に限られるため代替案に比べて対象者数が少ないこと、法令遵守体制が整った事業者が大半と考えられることから、行政側の指導・監督等に係るコストが相対的に低く抑えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務対象者に中小企業が含まれるため代替案に比べて対象者数が増えること、法令遵守体制が整っていない事業者が義務対象者に含まれることから、行政側に指導・監督等に係るコストが追加的に発生する。
（その他の社会的費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者における目標未達成による社会的イメージの低下に伴うコスト：目標未達成による事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務対象者が大手事業者に限られるため、義務不履行によって社会的な信用を失墜 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務対象者に中小事業者が含まれるため、政令案に比べて、義務不履行による社

		者の社会的イメージ低下を回復するための費用	させた場合であっても、それを復する費用負担に耐え得る。また、社会的な信用失墜によって倒産する事業者も相対的に少ないと見込まれ、社会的な損失が代替案に比べて抑制できる。	会的な信用失墜を服する費用負担に耐え得ない者が多く、そうした者が実損を被り倒産する可能性も高いと考えられることから、相対的に社会的損失が増大すると見込まれる。
規制の便益	便益の要素		政令案の場合	代替案の場合
	① エネルギー供給事業者が享受する便益	<ul style="list-style-type: none"> 非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効利用により、化石エネルギー原料の使用量を削減可能となるため、化石エネルギー原料の調達や利用に伴うコストを削減可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務対象者の範囲が大手事業者に限定されるため、化石エネルギー原料の使用量削減に伴う事業者全体の便益は、代替案と比較して小さくなる可能性があるものの、代替案で義務対象者に追加される者の義務履行能力に限界があることを踏まえれば、代替案による便益と大きな差は生じないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務対象者の範囲が中小事業者にまで拡大するため、化石エネルギー原料の使用量削減に伴う事業者全体の便益は、政令案と比較して大きくなる可能性があるものの、代替案で義務対象者に追加される者の義務履行能力に限界があることを踏まえれば、政令案による便益と大きな差は生じないと考えられる。
	② 行政機関が享受する便益	<ul style="list-style-type: none"> 規制の強化・適用範囲の拡大により、施策目的の履行が適切に担保される。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務対象者の範囲が代替案に比べて狭いため、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進という施策目的を担保する効果が小さくなり得るが、代替案で義務対象者に追加される者の義務履行能力に限界があることを踏まえれば、代替案による効果と大きな差は生じないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務対象者の範囲が政令案に比べて広いため、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進という施策目的を担保する効果が大きくなり得るが、代替案で義務対象者に追加される者の義務履行能力に限界があることを踏まえれば、政令案による効果と大きな差は生じないと考えられる。
	③ 社会（国民）が享受する便益	<ul style="list-style-type: none"> 非化石エネルギー源の利用により、化石エネルギー原料の使用により排出されるであろう二酸化炭素を削減可能。 非化石エネルギー源の利用に伴いエネルギー源の多様化が図られる結果、エネルギーセキュリティが向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務対象者の範囲が代替案に比べて狭いため、二酸化炭素削減及びエネルギーセキュリティ向上の効果が小さくなり得るが、代替案で義務対象者に追加される者の義務履行能力に限界があることを踏まえれば、代替案による効果と大きな差は生じないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務対象者の範囲が政令案に比べて広いため、二酸化炭素削減及びエネルギーセキュリティ向上の効果が大きくなり得るが、代替案で義務対象者に追加される者の義務履行能力に限界があることを踏まえれば、政令案による効果と大きな差は生じないと考えられる。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	<p>今回の政令案は、エネルギー供給構造高度化法の成立に伴い、規制対象となる事業者の範囲を決める「裾切り値」を定めるものである。</p> <p>政令案・代替案では、エネルギー供給構造高度化に係る規制の体系は同じである</p>			

	<p>が、規制の影響が及ぶ範囲が異なる。国全体として、より少ない負担において一層のエネルギー供給構造高度化施策の効果が上がる案がいずれであるか検討を行った。</p> <p>政令案については、大量のエネルギーを供給等する事業者を義務対象者とするこ とで、化石エネルギー原料の使用量の削減に伴う事業者全体の便益を実現する一方、 投資負担に耐え得ないような事業者に対しては、義務を課さないこととすることで、 事業者への過度の負担を避けることもできるため、規制にかかる費用を抑えること ができる。</p> <p>他方、代替案では義務対象者を大量のエネルギーを供給等する事業者に限定せず、 具体的には、中小規模のガス事業者まで義務対象者としてこととなるため、政令案 よりも化石エネルギー原料の使用量の削減に伴う事業者全体の便益を増大させる可 能性があるものの、投資負担に耐え得ない事業者における化石エネルギー原料削減 のための取組に限界があることを踏まえると、実現できる事業者全体の便益につい て、政令案に比して大きな差は生じないと考えられる。また、上記の通り、投資負 担に耐え得ない義務履行に限界のある事業者が義務対象者となっているため、事業 者全体の費用負担、行政機関の事務コストが政令案よりも大きくなる。</p> <p>以上のことから、政令案と代替案とで便益面の大きな差はないものの、費用面 では政令案の方が優れていると考えられる。即ち、エネルギー供給構造高度化施策を 効果的に行いながら、大手事業者以外の事業者への過度の負担を避けることもでき る政令案が妥当であると考えられる。</p>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>

政策の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質等に係る所要の措置	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(目的) 有害な化学物質の製造輸入に制限を設けるとともに、全ての化学物質の評価を行うことを通じて、環境汚染を通じた人又は環境への悪影響を未然に防止する。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スtockホルム条約の決定に基づき、下記の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに条約の対象となる12物質を第一種特定化学物質に追加指定 ② 当該物質を含む製品のうち、輸入禁止製品を追加指定 ③ 当該物質の使用を認める用途を制限 ④ 当該物質を含む製品のうち、表示義務・基準適合義務が課せられる製品を指定 ○ 化学物質審査規制法の改正に伴い、下記の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 第二種特定化学物質を含有する製品のうち、取扱いに関する技術上の指針を公表する製品を指定 ② 届出を求める「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」の閾値を指定 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スtockホルム条約第4回締約国会合において、新たに12物質が条約における廃絶・制限の対象物質となったことを受けて、化審法で担保する必要がある。 ○ WSSDで合意された国際目標（2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化）の達成に向けて、化審法において一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値を定める必要がある。 	
想定される代替案	<p>本改正案では、第一種特定化学物質・規制の対象となる含有製品の追加等を行うが、化審法に基づく措置であり、第一種特定物質の選定基準等規制手法等の措置の枠組みそのものは変更していない。また、化学物質の指定や製品の指定は、関係審議会の審議の結果を反映させるものである。したがって、規制の手法についての代替案は想定しない。</p> <p>一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値については、代替案として閾値を10トンとすることが想定される。</p>	
規制の費用	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用) 新たに指定された第一種特定化学物質及びその含有製品の取扱事業者及び届出者に対して、下記のコストが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可に係る事務作業等のコスト ・ 代替物質への転換に向けたコスト ・ 製品中における物質の有無を確認するコスト ・ 基準適合義務と表示義務を遵守するコスト ・ 技術上の指針を遵守するコスト ・ 届出を行うコスト <p>(行政費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を行うコスト ・ 使用届出の確認を行うコスト ・ 輸入が禁止された製品であるかの是非について確認するコスト ・ 化学物質の届出を評価するコスト <p>(その他の社会的費用)</p> <p>特になし。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p style="text-align: center;">—</p>
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人や環境に影響を与えた際の回復費用を未然に防止できる <p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p style="text-align: center;">—</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の安心感・信頼の獲得 ・ 化学物質の有害性等の把握 ・ 化学物質の適切な管理 	
政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)	<p>今回の改正案に関して、12物質の製造・輸入事業者や使用事業者等の関連する取扱事業者全般において、許可申請や、製品に関して取扱上の基準に適合し表示を行う等のコストが発生するものの、既述の12物質の製造・輸入実態から考えると過度な負担とはならないと思われる。</p> <p>一方、改正案によって、有害な化学物質の製造・輸入・使用について制限がかかることにより、国民全体がより安全な生活を享受できるという便益が見込まれる。</p> <p>届出を要しない化学物質の閾値については、一般化学物質の有害性等について正確な評価を行い、人体又は環境に生じる影響を広範に把握することができるという便益を比較考量すれば、1トン以上の全ての化学物質について届出を行うことが適当と考えられる。</p> <p>一般的に、過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有する人や環境への被害については、社会全体が被る回復費用等の事後的なコストは高額となりうることを鑑みれば、上記の費用を勘案しても、今次改正案は、妥当なものである。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>	

政策の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的 大量破壊兵器等の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に関連する貨物・技術（以下「安全保障上機微な貨物等」という。）については、国際レジームにおいて各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。 我が国では、安全保障上機微な貨物の輸出又は技術の取引に関しては外為法に基づく許可制（以下「輸出規制」という。）を実施しており、国際レジームにおける合意を踏まえ、ほぼ1年に1回のペースで輸出規制対象品目の範囲を規定している関係法令の見直しを行うこととしている。 今般、2008年11月及び12月の国際レジームにおける合意事項を着実に国内履行するため所要の法令の改正を行い、国際協調の下実施することとしている輸出管理の取組を誠実に履行することを目的とする。</p> <p>(2) 規制の内容 国際レジームにおいて合意された新しい輸出規制対象品目のリストを踏まえ、その品目の範囲の拡大・縮小・明確化を図るべく所要の国内法令（貨物については輸出貿易管理令、技術については外国為替令等）の改正を行う。 具体的には、これまで輸出規制の対象となっていなかった電力制御・整流用半導体デバイス等を新たに対象に加える規制強化等の措置を講じる。</p> <p>(3) 規制の必要性 今次改正は、国際レジームにおける輸出規制の対象品目の範囲の見直しにかかる合意を適切に履行する措置であり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐために実施する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国為替令 別表 ○ 輸出貿易管理令 別表第1 ○ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 ○ 輸出貿易管理令の運用について ○ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について
想定される代替案	本改正案の契機となった国際レジームでの合意内容は、各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲に係るものに限られており、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。本改正案は、これらの内容をそのまま反映させるものであるから、規制の手法等についての代替案は検討しない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>新たに輸出規制の対象となった品目を輸出又は取引しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <p>① 許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出又は取引しようとする企業等において、許可申請手続に係る作業コスト（書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業）が発生。</p> <p>② 組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出又は取引する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。</p> <p>③ 企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出又は取引する相手国・地域や品目によっては輸出又は取引が許可されない事案が想定されることから、外貨獲</p>	—

	得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。	
(行政費用)	① 審査・検査等事務業務の発生 ② 地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生。	—
(その他の社会的費用)	特になし。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>国民・社会に対しては、国際協調的な輸出管理が確実に実施されることにより、国際社会の平和と安全の維持に資することになり、ひいては我が国国民の身体・生命・財産の安全がより確実に保障される。</p> <p>行政機関に対しては、国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、①我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、②もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、③国際的な信頼が得られる。そして、最終的に、④我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものでもあるといえ、我が国にとって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。	

表 15-4-④ 実績評価方式を用いて事後評価した政策

施策名	産業人材
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少社会に突入する中で、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進め、イノベーションを生み出す人材を多く輩出し、就業者一人当たりの生産性向上を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 産学の対話に基づく連携した人材育成 実社会で求められる能力を養う実践的な教育の導入・拡大に向けて、産学連携による経済社会のニーズに応じた学校教育を実現する。 学校教育が経済社会のニーズに応じている度合を、国際比較の観点から見ると、平成 20 年度の 40 位 (55 か国中) から平成 21 年度には、34 位 (57 か国) にまで向上したことを踏まえれば、本政策が一定の成果を収めたと考えられる。</p> <p>(2) 国際社会と協働した人材育成 (人材の国際循環) 世界から優秀な留学生等が集まる魅力的な環境を創出する。 留学生および就学生からの日本企業への就職者数の目標値を、平成 21 年度末で 11,500 人と設定しているが、平成 20 年度には 11,040 人と目標値に近づいてきており、景気悪化が大きく影響していなければ、平成 21 年度末に目標値を達成できると考えられる。</p> <p>(3) 多様な人材が様々な企業で活躍できる環境の整備 個々人がその目標や意欲に応じた多様な学び方・働き方を柔軟に支える社会の仕組みを構築する。 目標 (ジョブカフェによる就職決定者数を平成 21 年度に 5.5 万人) は概ね達成可能と見込まれるが、地域の厳しい景気後退や雇用情勢の悪化を踏まえ、地域の実情に即したきめ細かな就業サービス展開が可能となるよう支援措置を講ずる (「平成 19 年度の政策評価の重要対象分野の政策評価結果等について (答申)」による指摘も踏まえた対応)。</p> <p><今後の施策展開> 平成 22 年度においては、平成 20 年度後半からの厳しい雇用情勢に対応すべく、雇用のミスマッチの解消などを通じた施策を実施する (「(人材の)量」にも目配せする) とともに、中長期的な成長を実現するため、産学が連携した人材の育成を一層推し進めるとともに、グローバル化していく経済に対応できる人材の育成を推進する。</p> <p>(1) 産学の対話に基づく連携した人材育成 《予算》 ・ 産学連携による人材育成事業の大括り化を行い、「産学人材育成パートナーシップ」の枠組みによる検討を踏まえた、産業界のニーズに即した教育機関における教育プログラムを開発する「産業技術人材育成支援事業」を実施しているところ。平成 22 年度は、これを活用し、専門職大学院、大学等における産学連携による実践教育の更なる推進を図るとともに、地域の技術者などを招聘し、工業高校における技術教育や、小中高校における職業観の育成のための教育、理系人材の育成などを行う。</p> <p>(2) 国際社会と協働した人材育成 (人材の国際循環) 《予算》 ・ 企業のグローバル展開にとっての貴重な担い手を確保・育成する「アジア人財資金構想」事業について、平成 21 年度は合計 1,544 人の留学生が参加し、平成 21 年 3 月に卒業した留学生の就職率は、65.7%であり、通常の外国人留学生の就職内定率を大きく上回るなどの実績をあげている。平成 22 年度は事業仕分けの結果を受け、既存の参加留学生に対して引き続き支援をしていく。</p> <p>《普及》 ・ 企業が自らの人材マネジメントの国際化の進捗を確認できる「国際化指標」を普及する。</p> <p>(3) 多様な人材が様々な企業で活躍できる環境の整備 《予算》 ・ 急速に悪化する雇用情勢の中でも、採用意欲のある中小企業等は一定程度存在する。これまで、経済産業省のジョブカフェ事業では、そうした企業を一層発掘し、域内できめ細かなサービスを提供することを通じ、雇用のミスマッチの解消を図ってきたが、これらのサービスを域内でよりきめ細かに提供するとともに、こうしたサービスの全国的な展開を目指す。</p> <p>・ 多様な学び方・働き方を柔軟に支える社会の仕組みを構築する観点から、フリーター・非正規を含む幅広い多様な人材が彼ら一人一人にマッチした魅力ある地域企業や中小企業での活躍を後押しするため、地域企業立地促進等補助事業を引き続き要求し、地域の戦略産業の誘致・高度化等を支える人材の育成等を支援する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(1) 産学の対話に基づく連携した人材育成

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H21年度)
①学校教育が経済社会のニーズに 応えている度合(IMD国際競争力調 査)	58位	56位	49位	43位	40位	34位	
(参考)総予算額推移(億円)			32.7	32.8	28.2	21.3	

(2) 国際社会と協働した人材育成(人材の国際循環)

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H21年度)
①留学生及び就学生からの日本企 業への就職者数(人)	5,264	5,878	8,272	10,262	11,040		11,500
(参考)総予算額推移(億円)				30.5	32.6	34.0	

(3) 多様な人材が様々な企業で活躍できる環境の整備

指標	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年度	H21年度	目標値(H21年度)
①ジョブカフェによる就職決定者 数(万人)	3.2	6.1	6.5	6.0	5.5		5.5
(参考)総予算額推移(億円)	52.5	67.9	66.5	13.0	27.5	4.9	

政策評価の結果
の政策への反映
状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なも
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
未来開拓戦略	平成21年4月	3. 魅力発揮 ＜人財力強化・技術力発揮プラン＞
教育振興基本計画	平成20年7月 (閣議決定)	
経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日 (経済財政諮問会議)	第2章 成長力の強化 1. 成長戦略の推進 (3) 魅力発揮
経済成長戦略大綱改定	平成20年6月改定	第2. 生産性の向上(ITとサービス産 業の革新) 1. ITによる生産性向上と市場創出 (6) IT革新を支える産業・基盤の強 化 ③高度IT人材の育成 2. サービス産業の革新 (1) サービス産業のイノベーション と生産性改革のための体制整備 ④サービス産業における人材育成 第3. 地域・中小企業の活性化(地域活 性化戦略) 2. 中小企業の活性化 (4) ものづくり中小企業の競争力強 化 第5. 生産性向上型の5つの制度インフ ラ 1. ヒト:「人財立国」の実現 (1) 一人ひとりが能力を最大限発揮 できる社会の構築 (2) 産学連携による人材育成の強化 ② 産業界との連携による実践的教 育・訓練の導入 ③ 産学双方向の対話と行動の実現 (3) 人材の国際競争力の強化 ② アジア等の優れた人材の受入れ 促進等 3. カネ:金融の革新 (4) 高度金融人材の育成強化

施策名	工業標準・知的基盤の整備
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、我が国の研究開発成果の国際的な普及や、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図り、産業競争力を強化するとともに、安全・安心な社会を構築する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 工業標準 ISO、IECにおける提案件数は、基準期間からの5年間で63件から102件へと約1.6倍増加した。ISO、IECにおける国際幹事国引受け数は、平成18年の63件から平成20年の74件と2年間で約1.2倍増加した。 その結果、我が国は、ISOでは、国際幹事国引受け数の増加も一助となり、技術管理評議会（TMB；Technical Management Board、*）で、2010年から常任国となっている。これにより、我が国は、2010年までの現在の任期が終わった後も、選挙を経ずにTMBメンバになり、引き続き、国際標準化に関する日本の意見を反映させることができる。また、ISOの副会長には（財）日本規格協会専務理事 武田貞生氏（任期：2010～2011年）、IECの副会長には（株）日立製作所の藤澤浩道氏が就任（任期：2009～2011年）し、IECでは9年ぶりに日本人の副会長が誕生している。加えて、IECの上層委員ポストには、現在、日本人6名が就任中であり、ISO、IECでの我が国のプレゼンスの向上が図られている。 これらは、我が国の積極的な国際標準化活動の推進の基盤となり、これまでの提案件数及び幹事国引受け数の増加ペースの継続並びに施策目標（国際標準化目標）の実現、我が国の技術やノウハウの国際標準化、ひいては、我が国の国際競争力の強化に寄与するものであり、本施策は、現在までのところ、施策目標の達成に着実に貢献していると考えられる。 *）TMBは、ISOの専門委員会の幹事国の選任、専門委員会の設置等の権限を有し、国際標準策定プロセスにおいて重要な役割を担う。</p> <p>(2) 知的基盤 最終的な目標年次まで2年を残して、各指標とも目標値の約8～9割の達成状況である。平成20年度までの過去3年間の前年比伸び率（平均）が維持できると仮定すれば、目標値の達成は可能と考えられ、現在までのところ、本施策が施策目標の達成に着実に貢献していると考えられる。</p> <p><今後の施策展開></p> <p>(1) 工業標準 経済のグローバル化や、技術革新を背景としたモジュール化・デジタル化・ネットワーク化の進展により、ビジネスにおける国際標準の重要性はますます高まっている。また、欧米諸国に加えて、最近では中国・韓国なども国際標準化活動を強化している。こうした状況変化の中、我が国の産業競争力を維持・強化していくためには、国際標準化活動をさらに強化することが必要である。 また、環境問題の解決、高齢者・障害者への配慮、安全安心の確保といった社会的課題の解決に対する国民のニーズが高まる中、適切な標準化によってこうした課題の解決を促進していくことの重要性も高まっている。 このように、工業標準化に対するニーズはさらに増大しており、上述のように、本施策は着実に成果をあげてきているものの、さらなる強化が求められている。 こうしたことを踏まえつつ、国際標準化活動の強化や、社会的課題の解決に資する工業標準化の強化を図っていく。 具体的には、スマートグリッド関連技術など我が国が優位にある先端技術の普及に向け、「国際標準提案型研究事業」として、標準化のための追加的試験等を集中的に実施する。</p> <p>(2) 適合性評価 JISマーク制度の信頼性の確保、利用拡大、社会の動きに合わせた機動的な運用に係る取組を推進する。</p> <p>(3) 知的基盤 これまでの集中的な取組の結果、研究開発をはじめとする知的創造活動や、社会経済活動を支える核ができつつあるが、維持管理が十分に行われずに放置すると知的基盤として集められた技術的情報や知見は、技術革新や社会経済の変化に伴って陳腐化し、利用価値が大きく低下する。そのため、今後も、引き続き、質的な向上を図りつつ、継続的な整備が必要。また、暦や貨幣制度と同様の社会の基盤的制度である計量制度についても、引き続き、行政が責任を持つて的確かつ効率的に制度を運用することが必要。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(1) 工業標準

指標	平成13～15年平均	平成14～16年平均	平成15～17年平均	平成16～18年平均	平成17～19年平均	平成18～20年平均	目標値(H27年度)
①ISO、IECにおける提案件数(比率%)	63 (4.0%)	71 (4.8%)	86 (5.4%)	94 (6.5%)	96 (6.8%)	102 (6.9%)	提案件数倍増 (基準:平成13～15年平均)

指標	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	目標値(H27年度)
②ISO、IECにおける国際幹事国引受け数(比率%)	58 (6.40%)	60 (7.56%)	63 (7.60%)	67 (8.17%)	74 (8.67%)	欧米並 (基準:平成18年2月時点)

※平成18年2月時点における欧米の引受け数:米国148、イギリス125、ドイツ151、フランス102
(注)数値は、暦年集計。

(2) 知的基盤

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H22年度)
③物理標準の整備(累計)	196	232	252	271	279	334
④標準物質の整備(累計)	196	225	242	260	283	314
⑤20万分の1地質図幅(累計)	106	107	112	115	115	124
⑥微生物を中心とした生物遺伝資源の提供数(累計)※	約5万 (3万)	約3万	約4万	約4.7万	約5.4万	菌株7万程度
⑦ガラス組成データの整備(累計)	約25万	約25万	約27万	約27.5万	約28万	30万件程度

※⑥は平成16年度までDNAクローンを含む件数(上段)を目標としていた。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新成長戦略(基本方針)	平成21年12月30日 (閣議決定)	2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (3) アジア経済戦略(日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開)
新経済成長戦略大綱	平成20年9月19日 (閣議決定)	第1 国際競争力の強化 1. 我が国の国際競争力の強化 (1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化 第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 4. ワザ:技術革新 (3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化
知的財産推進計画2009	平成21年6月24日 (知的財産戦略本部決定)	II. 重点的に講ずべき施策 2. グローバルな知財戦略を強化する (4) 国際標準化活動を強化する
知的財産戦略2009	平成21年6月12日 (総合科学技術会議決定)	I. 第3期科学技術基本計画の進捗状況と課題 1. 知的財産戦略に関する重点項目の進捗状況と課題 1-4 標準化の活用に向けたさらなる進展
国際標準総合戦略	平成18年12月6日 (知的財産戦略本部決定)	第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する 第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する 第3章 国際標準化人材の育成を図る 第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する 第5章 国際標準化のための公正なルール作り貢献する
第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日 (閣議決定)	第3章 科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化 (2) 知的基盤の整備

			<p>(4) 標準化への積極的対応</p> <p>具体的施策</p> <p>(2) 選択の機会の確保</p> <p>② 計量・規格の適正化</p> <p>(7) 経済社会の変化に応じた対応</p> <p>② 国際的な連携の確保</p> <p>(8) その他</p> <p>⑥ 企業の社会的責任への取組の促進</p>
	消費者基本計画	平成 17 年 4 月 8 日 (閣議決定)	

<p>施策名</p>	<p>通商政策</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国際的な枠組みの整備や内外の制度調和により経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>貿易額、対外・対内直接投資額とも、平成 20 年度時点で目標値に到達しており、また、その他の指標についても堅調に推移していることから、本施策が一定の成果を収めていると考えられる。</p> <p><今後の施策展開></p> <p>世界的に景気後退が見られる現状において、欧米に比べ高い成長率を維持しているアジアが、「21 世紀の成長センター」として、世界経済を牽引していくことが期待されている。このような現況を踏まえ、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）を最大限活用し、ASEAN 事務局等とともに、地域の広域開発及び貿易自由化等を通じたアジアの成長力強化と内需拡大等に我が国が主体的に取り組むことにより、地域の信頼関係と協力体制を確立しつつ、「東アジア共同体」の構築をめざす。</p> <p>EPA（経済連携協定）について、貿易自由化、投資、サービス、知的財産等幅広い分野で質の高い協定とするとともに、実際にビジネス環境の改善につなげるための取組や、原産地証明制度等の利便性を向上する取組を強化する。また、「東アジア包括経済連携（CEPEA）」構想や、EU 等の大市場国との経済連携に向けた取組を積極的に推進する。さらに、投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めることとし、当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国等を重点的な検討対象とする。また、発効済みの経済連携協定に関しては、その着実な執行及び普及・活用促進と利用実態を踏まえた改善等に積極的に取り組む。</p> <p>また、WTO 体制下でのルールに基づく自由貿易体制を維持・強化するとともに、保護主義を牽制し、先進国・途上国双方の貿易拡大により世界全体の景気浮揚につなげるため、これまでの積み重ねを土台に、志が高く、バランスのとれたドーハ・ラウンドの早期妥結に向けて粘り強く取り組むほか、経済危機下における保護主義を阻止するため、問題のある措置については諸外国や国際機関と連携して改善、是正への働きかけを強化する。</p> <p>また、地球温暖化問題の解決や、貿易・投資に係る課題の解決、知的財産保護の徹底等に向けた国際的な取組を促すため、2010 年に日本で開催する APEC 等の活用方策についても、戦略的に検討する。</p> <p>上記の方針を踏まえた平成 22 年度における具体的な事業の展開は下記のとおり。</p> <p>① 貿易投資円滑化に資する制度の構築、運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の活動促進のための WTO、EPA などのルール <p>WTO については、これまでの積み重ねを土台に、志が高く、バランスのとれたドーハ・ラウンドの早期の妥結に向けて積極的に取り組んでいるところ。また、関係省庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の関係機関との協力の下、各国の貿易措置について迅速かつ正確に把握するとともに、問題のある措置については諸外国や国際機関と連携して改善、是正を働きかけ、経済危機下における保護主義を阻止する。EPA については、平成 22 年 2 月現在、10 ヶ国・1 地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム）との間で発効済み、4 カ国 1 地域と交渉中（韓国（交渉中断中）、インド、豪州、GCC（湾岸協力会議）、ペルー）である。引き続き交渉を積極的に推進するとともに、発効済みの経済連携協定に関しては、その着実な執行及び普及・活用促進と利用実態を踏まえた改善等に積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」（仮称）の推進 <p>「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」（仮称）については、平成 17 年のグレンイーグルズ・サミットにおいて我が国が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組策定の必要性を提唱し、我が国及び米国のイニシアティブでその取組が始まった。知的財産保護に関心の高い国（途上国を含む）を加えて、2008 年 6 月より条文案に基づいた交渉を開始し、以降 7 回にわたり会合を開催。交渉の 2010 年中の妥結に向けて個別具体的な議論を進めている。なお 2009 年 4 月 7 日及び 11 月 12 日には、本構想の透明性を担保するため、関係各国の合意のもと交渉概要を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 APEC 日本開催に向けた準備 <p>APEC は、アジア太平洋地域の持続的な経済発展及び開かれた地域協力として、1989 年に設立以降、我が国は当地域の地域経済統合や貿易・投資の自由化・円滑化、構造改革等の問題につき、主導的かつ戦略的に取り組んでいるところ。2010 年には APEC 議長国として 15 年ぶりに国内で APEC の会議を開催し、議論をリードする。2010 年 APEC では、地域経済統合に向けて、アジア太平洋地域自由貿易圏（FTAAP）構想実現に向けて議論を深めるとともに、先進国・地域が自由で開かれた貿易・投資を達成するための目標である、ボゴール目標の達成評価を行う。また、アジア太平洋地域一体となった経済成長を目指し、APEC 成長戦略の策定を行う。2010 年 11 月の首脳会議に向けて、2010 年 2 月末の高級実務者会合を皮切りに、閣僚会合等を通じて議論を進める。</p> <p>② 民間部門の海外事業活動の支援、補完</p>

- ・ 事業活動を支援する機関の活動の充実
民間部門の海外事業活動を支援するため、JETROにおいて、通商・貿易動向及び国としての政策ニーズに沿って、業務の効率的な実施の必要性を踏まえつつ、対日投資、中小企業等の国際ビジネス支援、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する事業を更に重点化し、それら業務を効果的に実施するための調査・研究や情報発信・提供・貿易投資相談といった事業を充実させる。平成22年度は、「一村一品運動」による、開発途上国産品の商品開発指導、マッチングサポート、空港展を活用したマーケティング調査等の市場開拓支援事業について、民間活力を活用した新たな事業展開を図る。また、ジャパンAPEC2010の実効性を高めるため、アジア地域の経済発展に貢献する我が国産品や技術のプロモーションを実施する。
- ・ 低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援
これまでの我が国企業の事業活動は個人消費向け製品の生産・販売が中心であったが、単品のモノや部品を販売するだけではなく、オペレーションまで含めた「システム」として、継続的に収益の上がるビジネスを構築していくことが重要である。こうした中では、都市開発等の企画段階から関与し、官民一体となった取り組みで「システムで稼ぐ」ビジネスの国際展開を拡大することで、持続的・安定的な利益の獲得と、外需獲得ポートフォリオの多様化、相手国との緊密な外交関係の構築を図ることが必要である。このため、原子力、低炭素型石炭火力発電、太陽光・スマートグリッド、水ビジネス、鉄道等の分野において、官民一体となった取組により具体的な案件形成を目指す。
- ・ 民間事業者が直面する国際経済紛争の支援（アンチダンピング等への対応等）
民間事業者の支援については、当省「対外経済政策総合サイト」上において、「外国政府による不公正な貿易措置に関するホームページ相談窓口」を設置し、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして問題となる外国政府の貿易政策・措置に関し相談を受付。また、産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会の不公正貿易報告書を受け、15件の優先取組事項を策定。「不公正貿易報告書」の説明会を地方においても実施（平成21年度は北海道から沖縄まで9地域で実施）し民間事業者に馴染みの少ない通商交渉・国際経済ルールの普及・啓発活動を行った。
優先取組事項の15件を中心に、WTOの紛争解決手続を始めとする多国間の枠組の活用や、二国間協議における働きかけを実施。多くの案件について、問題の解決、又は大幅な改善が見られ、相当の成果を挙げた。平成22年度も今後公表予定の不公正貿易報告書等を通じ、通商交渉・国際経済ルールの普及・啓発活動を行うとともに、国際経済問題に係る紛争の予防・解決を積極的に行う。
- ③ 主要関係国へのインフラ（ソフト・ハード）の支援
 - ・ 日本企業の活動の円滑化及び相手国との経済活性につながるインフラ整備を実施
2006年12月に日印首脳間で合意した「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」の実現に向けて、2009年12月の鳩山総理訪印時に、JBICが融資契約を締結したプロジェクト開発基金（PDF）を活用し、マスタープランに従って、広域開発を進めていく。
また、平成21年6月に東アジアの首脳の間共同声明に基づき、東アジアの広域開発を進めるために、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）、アジア開発銀行、ASEAN事務局が共同で「アジア総合開発計画」を策定中であり、この計画と連携を取りながら、ERIAを活用し、民間投資によるインフラ整備のモデル・プロジェクトを実施する。
- ④ 情報収集分析、提供
 - ・ 経済活動に資する情報の収集分析を行うとともに、それを民間部門に提供
我が国政府としての通商問題に対する認識と通商政策の方向性をとりまとめた年次報告である通商白書を昭和24年から毎年1回発行しており、近年は、我が国の通商問題のほか、広く世界経済の動向及びこれを踏まえた内外の経済政策の在り方についても分析している。
- ⑤ 対外経済関係を発展させるための企画、立案
 - ・ 中長期的視点を持った上で、上記①～④の政策に取り組む。
2006年5月、産業構造審議会通商政策部会において「グローバル経済戦略」を策定し、東アジア16カ国で構成する東アジア包括的経済連携協定（CEPEA）及び東アジア域内の共通課題（資源・エネルギー、環境、統計等）について調査分析・政策提言を行うOECDのような国際的体制の構築を目指した東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）の創設を2本柱とする東アジア構想を提唱し、平成20年6月にERIAを設立した。
また、2008年4月にも、同部会において「アジア経済・環境共同体」構想について審議し、了承され、経済成長戦略大綱、経済財政改革の基本方針2008に盛り込まれた。同年9月には新経済成長戦略を改訂し、世界市場獲得と持続的成長のためのグローバル戦略を策定した。その後の世界的な景気後退を踏まえ、未来開拓戦略においてアジアの成長施策等を打ち出した。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H21年度)
①貿易額	10,197 億ドル	11,169 億ドル	12,266 億ドル	13,338 億ドル	14,224 億ドル	14,000 億ドル
②対外・対内直接投資額	388 億ドル	487 億ドル	434 億ドル	957 億ドル	1,016 億ドル	570 億ドル
③対外・対内直接投資件数※	4,324 件	-	-	-	-	-
○セミナー開催数、参加者数 (例:日・EU 産業協力促進事業)	4 回、140 名	3 回、131 名	3 回、90 名	5 回、391 名	16 回、1,631 名	-
○専門家派遣回数 (例:ロシア地域貿易投資促進事業※前身の事業分含む)	15 回	24 回	22 回	24 回	22 回	-
○経済連携協定発効・署名済国・地域数(括弧内は総数の内の署名済国・地域数)※数字は累積数	0	3 (1)	5 (2)	8 (3)	11 (2)	-

(注)貿易額は「貿易統計」(財務省)、対外・対内直接投資額は「国際収支統計」(財務省)をドル換算。なお、対外・対内直接投資額については、外国為替及び外国貿易法に基づく届出書及び報告書をもとに作成された「対外及び対内直接投資状況」(財務省)が平成16年度で廃止されたことに伴い、従来の「対外及び対内直接投資状況」に基づく数値から、「国際収支統計」に基づく流入・流出のネット・フローの数値に置き換えた。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新経済成長戦略2008改訂	平成20年9月19日 (閣議決定)	第2編 3. グローバル戦略の新展開 (1) 新興国・資源国との戦略的な関係の構築～市場獲得等による所得還流と資源の確保～ (2) 「31億人11兆ドルのアジア経済圏」の成長活力の取り込み ② APECの取組(2010年議長国としてのリーダーシップの発揮) (3) 自由で開かれた国際経済システムの構築～世界市場獲得・持続的発展のためのルール構築～ ① WTO機能の強化(グローバルな枠組み) ③ 複数国による取組(プルリ)の活用(テーマごとの枠組み)
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月 (閣議決定)	第2章 成長力の強化 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ① アジア経済倍増へ向けた成長構想等 ④ 経済連携、資源外交
	民主党マニフェスト	平成21年7月27日	54. 世界の平和と繁栄を実現する
三党連立政権合意書	平成21年9月9日	9. 自立した外交で、世界に貢献	

<p>施策名</p>	<p>経済協力の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>途上国の経済発展を支援するため、途上国の貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいては、我が国と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深化を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業・物流インフラ整備の促進については、円借款供与額を高水準に維持している他、円借款案件形成調査結果（円借款要請等の具体化率）も、プロジェクトの進捗により年度による変動はあるものの一定の水準に到達しているため、本政策が一定の成果を収めていると考えることができる。 制度インフラの構築支援については、短期間で成果があがる性質のものではないため評価が困難であるが、あらかじめ設定した技術協力資源の投入計画に沿って着実に研修、専門家派遣、実証事業等を実施することにより、日本の産業発展を支えた制度等をアジア標準として普及させることが可能と見込まれる。 産業人材育成の強化については、景気後退の影響等にも関わらず、受入研修生数や専門家派遣者数は底堅い水準を維持しており、研修生満足度も高い水準を維持できていることから、本政策が一定の成果を収めていると考えることができる。 <p>〈今後の施策展開〉</p> <p>途上国及び我が国の企業のニーズを踏まえ、我が国の経済発展の支えとなった技術や知見・経験を活用し、引き続き、以下の通り、産業・物流インフラ整備や、制度インフラ整備、産業人材育成を総合的かつ着実に実施する。特に、アジアの広域経済圏の開発支援、資源・エネルギーの安定供給確保、地球環境問題への対応に重点を置き、円借款の案件形成や技術協力を戦略的に進める。</p> <p>また、新たな取り組みとして、将来のボリュームゾーンとしても期待される途上国の低所得階層（BOP；Base of the Economic Pyramid、所得人口構成ピラミッドの底辺層）を対象とし、ビジネスと社会課題解決の両立を目指すBOPビジネスについて、経済協力事業を有効に活用しつつ、我が国の企業等の取組を支援する。</p> <p>(1) 産業・物流インフラ整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業については、「顔の見える援助」及び途上国における民間主導の経済インフラ整備の促進を行うため、継続して実施。具体的には、我が国がクールアース・パートナーシップにおいてコミットした気候変動対策円借款（2008年から5年間で5,000億円の供与）、TICAD IVにおいてコミットしたアフリカ向け円借款（2008年から5年間で最大40億ドル（約4,000億円））及び「アジア経済倍増に向けた成長構想」でコミットした、アジア向け最大2兆円規模ODA供与の実現に向けて、円借款案件形成調査件数を上積みして円借款案件の実現を図る。また、我が国は、日本企業の活動とODA等の公的資金の連携を強化する「成長加速化のための官民パートナーシップ」による「民間提案型官民連携案件」の実施を通じて、途上国の成長加速化及び重要な外交目標の実現に資する民間企業の活動をODAで側面支援することとしている。さらに、物流の効率化、裾野産業の振興等ソフトインフラ整備を通じて、広域地域開発の結節点となる地域の産業集積の形成や我が国のインフラサービス事業の海外展開を図ることとしている。このため、民活インフラ案件形成調査件数を上積みして民活主導の経済インフラ整備の促進を図る。 平成21年度には、途上国における我が国の資源の安定供給に資する鉱山等周辺インフラ整備等に特化した案件形成調査を行う制度を構築し、資源確保に資する案件形成の促進を図った。今後も資源確保に資する案件を迅速に発掘・形成するための調査を実施していく。なお、これまでに案件形成調査を実施した案件のうち途上国による要請等に繋がったものの割合は、平成16年度は50.0%、平成17年度は59.1%、平成18年度27.8%、平成19年度は47.8%、平成20年度25.0%と、プロジェクトの進捗により年度による変動はあるものの、平成16年度から平成20年度の平均では43.3%と高い具体化率を達成している。引き続き、高い具体化率を目指す。 <p>(2) 制度インフラの構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外開発計画調査については、例えば、中小企業支援や投資促進といった政策的提言、再生可能エネルギーの導入や地方電化を含む電源開発といった技術的提言を我が国の経験を活かしながら行うことにより、開発途上国からの要請としての開発課題（ハードインフラ整備計画策定やソフトインフラ（制度）構築）解決につなげることを目標とする。 貿易投資円滑化支援事業については、経済産業技術協力研究会報告書（平成19年7月）に基づき、日本の産業発展の基盤を果した技術や制度等のうち、アジア標準として選定した9つの制度・システムにつき、引き続きアジアを中心とした開発途上国に対し、研修、専門家派遣及び実証事業を実施することでこれらの普及に努める。これらの事業の実施にあたっては、環境問題等の開発途上国の社会的課題を解決するとともに開発途上国のBOP層に対するビジネスを支援する観点にも留意する。なお、アジア標準として選定した制度・システムについては、経済産業技術協力研究会報告書にて、ロードマップを作成し、展開目標と技術協力資源の投入計画を設定しているところ、ロードマップに沿って着実に

事業展開を図ることとする。

- ・ アジア産業基盤強化等事業については、開発途上国の貿易投資環境の整備に係る政策立案・制度構築支援、人材育成支援等を実施するにあたり、様々な技術協力ツールを効果的に活用していくための基礎的調査を行うとともに、調査に係る相手国に対して調査結果の啓蒙活動や調査結果に基づく提言活動を行うことを目標とする。具体的には、将来の施策の立案への参考や案件発掘に向けた成果の活用を目標とする。
- ・ 日本ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金については、日本からアセアン諸国への投資、観光の促進及びアセアン諸国産品の対日輸出促進等を図るため、継続して実施。
- ・ アジア太平洋経済協力拠出金については、途上国を含めた域内の持続的発展を実現すべく、APEC事務局の事業運営等に資するため、継続して実施。
- ・ APECビジネス諮問委員会拠出金については、APECへの政策提言に向けた調査事業等APECビジネス諮問委員会事務局の事業運営にかかる拠出を行うため、継続して実施。

(3) 産業人材育成の強化

これまでの産業人材育成は、日系現地企業の技術系中間管理職などの育成のため、我が国企業に製造現場等を活用したOJT方式で行うものであり、広く開発途上国の経済成長に貢献してきた。

今後の現地の日系企業の産業人材育成ニーズ調査の結果（①日系企業は、今後とも海外展開を継続し、産業人材育成ニーズも増加が予想されること、②主たる展開分野は汎用品生産及び販売であること、③付加価値の高い研究開発等は、我が国に留めることが多いこと、④国別では、中国及びインドにおいて事業拡大の意向を示す国が多いこと等）を踏まえ、施策を展開していくこととする。

- ・ 経済産業人材育成支援研修事業については、我が国の製造技術の現場を活用した産業人材育成の視点から、開発途上国の産業技術者等を日本に受入れ、日本語、日本文化等を学ぶ一般研修の後、企業の製造現場において実地研修等を実施する。また、日本から海外に講師を派遣して、生産管理、品質管理、環境マネジメント等について、集団での座学講義等による海外研修を実施する。なお、今後事業の設計等を見直すことで、効率的な事業実施に努める。
- ・ 経済産業人材育成支援専門家派遣事業については、途上国の民間企業や業界団体等に対し専門家を派遣し、実際に事業を行っている現場において、企業の経営・技術向上支援及び環境技術・管理手法等環境改善に必要な助言・指導を行う。
- ・ 産業人材裾野拡大支援事業については、開発途上国において、将来の産業人材の候補生を育成するとともに現地進出日系企業への就職を志望する人材の裾野を拡大するため、現地大学・産業人材育成機関等の高等教育機関と連携し、ビジネス日本語・日本企業文化等の普及啓発、現地人材（大学生等）と現地進出日系企業とのマッチングを一体的に行う。
- ・ 研究協力事業費については、グローバルな課題に対応していくための我が国が有する新エネ・省エネ・環境等の分野に係る技術の移転を通じた途上国の研究機関及びその研究人材の技術能力の向上を目標とする。
- ・ 経済連携人材育成支援研修事業において、フィリピンとの経済連携協定締結に伴う看護師・介護福祉士の受入れを行い、日本語等研修を実施する。
- ・ 経済産業人材育成支援留学生受入推進等事業については、開発途上国からの留学生の生活基盤の安定及び留学生と我が国企業との相互理解を増進するため、就職に係る企業、留学生相互の情報・意見交換をより深めるために関東圏、近畿圏でフォーラムを開催することとし、併せて大学関係者との連携についてもより一層強めていくこととする。
- ・ 共同資源開発基礎調査については、資源保有開発途上国における資源開発調査等を行うことで、環太平洋地域及び中央アジアなどの資源保有開発途上国の鉱物資源開発に係る人材育成に寄与する。なお、今後資源保有開発途上国の情勢等に応じて対象地域と事業内容を見直すと共に、経済成長が見込まれるものの人材不足、環境影響負荷の懸念のある南部アフリカ地域等に対しては環境に配慮した持続可能な資源開発に係る人材育成及び関係強化を一層強めていくこととする。
- ・ 国際連合工業開発機関拠出金については、グローバルに展開する国際機関としてのネットワークを活用して、当省独自のツールのみでは達成し得ない、アジア以外の地域を含めた開発途上国への協力や世界的規模の課題に対する支援事業（セミナー開催、投資促進専門官の招聘、アドバイザー派遣）を実施する。
- ・ アジア生産性向上事業委託費については途上国の貿易・投資環境整備を通じて、途上国への投資を拡大させ、経済発展を実現させることにより、ひいては我が国との経済関係の深化や、資源の安定確保と我が国の経済・産業に裨益する事を目的として、途上国の政府職員や生産性機関職員の人材育成を行い、生産性向上に係る機能強化を図る。
- ・ 日・アセアン経済産業協力拠出金については、アセアンの産業競争力強化、日アセアン間の産業協力推進等を図るため、継続して実施。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
【産業・物流インフラ整備の促進】						
①円借款案件形成調査の成果(円借款要請等の具体化率(注1))	50.0%	59.1%	27.8%	47.8%	25.0%	
②円借款供与額(€/Nベース)	6,545億円	5,666億円	9,435億円	9,448億円	9,294億円	
【制度インフラの構築支援】						
①アジア標準導入を目的として実施したプロジェクトの件数				46件	39件	
②アジア標準の当該国での導入実績(注2)				N/A	N/A	
【産業人材育成の強化】						
①研修参加者数及び研修生・企業の満足度、受入研修生数						
経済産業人材育成支援研修事業	受入研修生数	4,389名	4,501名	4,054名	4,010名	3,766名
	海外研修生数	4,954名	4,887名	4,056名	3,745名	3,008名
	研修生満足度	93%	94%	97%	97%	98%
	受入企業目標達成度	92%	92%	92%	97%	90%
②専門家派遣者数及び受入企業数、専門家派遣者数						
経済産業人材育成支援専門家派遣事業	専門家派遣者数	137名	152名	135名	122名	159名
	専門家受入企業数	137社	152社	135社	122社	159社
<small>(注1) 調査終了後から現在までの間に円借款案件として申請された案件数またはロングリスト(円借款要請候補リスト)に掲載された案件等の数の調査実施件数の合計に占める割合。なお、平成18年度においては、具体化率は減少しているが、平成16年度～平成20年度の平均では、43.3%となり、高い具体化率を示している。なお、平成20年度の具体化率が低いのは、調査が終了したばかりであるため。 (注2) アジア標準は平成19年度からの指標設定のため、現時点で実績値は確定しておらず、入手不可(N/Aと記載)。</small>						

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済成長戦略大綱	平成19年6月	<ul style="list-style-type: none"> 日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備 東アジアの成長を担う産業人材の育成 アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施
経済財政改革の基本方針「骨太の方針2008」(別紙) 成長戦略実行プログラム	平成20年6月27日(閣議決定)	2. グローバル戦略 (1) 世界に開かれた経済の構築 (6) 総合的な外交力強化
経済財政改革の基本方針2009「骨太の方針2009」	平成21年6月23日(閣議決定)	第2章 成長力の強化 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ⑤ 総合的な外交力強化
民主党政権政策(マニフェスト)	平成21年7月27日発行	5雇用・経済、42. 地球温暖化対策を強力に推進する 5雇用・経済、46. エネルギーの安定供給体制を確立する 7外交、52. 東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する

<p>施策名</p>	<p>サービス産業強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>少子高齢化やサービス経済化が急速に進展する中で、サービス産業の効率と質を引き上げ、サービス産業全体の生産性を向上させることにより、日本経済の持続的成長を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成 19 年末頃をピークに景気が下り坂に転じたため、GDP 成長率及びサービス産業の寄与分のみで本施策の効果を測定することは困難であるが、一定の成果をあげている。</p> <p>なお、「ハイ・サービス日本 300 選」の選出数は、平成 22 年 3 月時点で 270 件を選定。平成 21 年度より、①横展開が可能な汎用性が高い事例を中心に事例収集することにしたため、また、②地域の中小・零細サービス事業者でも容易に収集した優秀事例を取り入れることができるようにすることを目的に各事例ごとの深掘り調査・分析も行ったため、目標の 300 件を達成することができなかった。</p> <p>〈今後の施策展開〉</p> <p>以下の取組により、特にサービス産業の大半を占める中小・零細サービス産業におけるイノベーションの促進を図り、我が国サービス産業全体底上げを図る。また、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付け、国民の安全安心と当該分野における市場拡大・雇用創出を同時達成。</p> <p>1 サービス産業のイノベーションの加速</p> <p>(1) 中小サービス評価診断システム（仮称）の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス産業イノベーション促進事業【予算】 <p>サービス産業の大半を占める中小サービス事業者が活用できる経営改善ツールとして、中小サービス評価診断システムの開発を行い、中小企業政策と連携し、運用支援も含めた形で幅広く普及・展開を図る。</p> <p>(2) 中小企業でも活用できる経営改善のための「業務改善標準」（仮称）の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス産業イノベーション促進事業【予算】 <p>「ハイ・サービス日本 300 選」選定事例やサービスプロセス改善事例など 300 以上の様々な経営改善事例について、そのノウハウ等を整理・分析し、中小・零細サービス事業者向けの「業務改善標準」（仮称）を開発、公開。</p> <p>(3) 紛争解決システム等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス産業イノベーション促進事業【予算】 <p>今後成長が見込まれる B to B サービス市場において、ADR（裁判外紛争解決）機関の有効活用を検討。また、消費者トラブルが多発している業界を中心に、消費者トラブルを低減させるため、品質認証基準の策定を実施。これらを通じて、各サービス産業における紛争解決の仕組みを構築。</p> <p>(4) 人材育成支援システムの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス産業イノベーション促進事業【予算】 <p>真に価値のある人材育成を可能とさせ、質の高いサービスを供給できる体制を構築する。</p> <p>(5) サービス産業活動環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス産業活動環境整備調査事業【予算】 <p>情報化やグローバル化による環境変化が激しいサービス産業分野の実態を的確に把握し、問題を迅速に解決する施策につなげるための調査事業を実施。</p> <p>2 医療・介護・健康関連産業の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療・介護等健康関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業【予算】 <p>医療・介護等健康関連分野は、雇用と新たな産業を生み出す成長分野として期待されており、内需主導による成長戦略の柱。このため、医療・介護等の分野への民間サービス事業者等の参入を阻害している規制や制度等の見直しをすすめ、当該分野の市場拡大、雇用創出を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業【予算】 <p>健康サービス産業については、生活者の健康維持・増進に係る多様なニーズに対応した新たな健康サービス事業を創出するため、平成 18 年度までの 3 年間、様々な主体が連携して先導的な健康サービスを提供する実証事業を実施し、シンポジウムなどを通じてその成果の普及に努めてきた。今後は、科学的根拠に基づいて確実に成果を生み出す健康サービス産業を発展させていくことが求められているため、個人が自らの健康状態を把握し、健康への投資を積極的に行う環境の整備や企業と健保組合の従業員への健康投資の推進が必要である。このため、健康情報基盤の整備やサービスの質の可視化等を推進していく。</p> <p>また、医療機器産業の国際競争力強化などのため、これまでも医療機器や福祉用具の開発・普及への支援を積極的に行うとともに、医療機関内の生産性向上のため、医療情報システムの相互運用性の確保などに努めてきたところである。今後も、早期診断・早期治療の実現や患者の生活の質（QOL：Quality of Life）向上に資する革新的医療機器や優れた技術や創意工夫のある福祉用具の開発・普及等を通じて、医療サービスや福祉サービスの質の向上・効率化を進めていく。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(1) 平成18年6月にとりまとめられた「新経済成長戦略」においては、同戦略を中心に最大限の政策努力を行うことにより、実質 GDP が2015年度までの間、平均年率2.2%程度で成長することを見込んでいる。このうち、サービス産業活性化策の具体化によるサービス産業の効率化の進展は、地方経済の活性化、マクロ経済の生産性上昇を促すことにより、概算で0.4%程度寄与することが見込まれている。

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
GDP成長率(%)	3.1	2.3	1.8	3.7	0.4
サービス産業(狭義)の寄与分(%)	0.5	1.1	1.0	0.7	-0.1

※国民経済計算より作成

サービス産業(狭義)の寄与分は、サービス産業のGDPの増加分/全体のGDP×100によって計測

(2) サービス産業生産性向上に関連する取組の普及啓発

指標	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H21年度)
「ハイ・サービス日本300選」の選出数	0	48	139	300

(参考)

指標	現状(2004年度又は2005年度)	目標値(2015年度)
①健康・福祉関連サービス分野の市場規模及び雇用規模	市場規模 約51.8兆円 雇用規模 約496万人	市場規模 約66.4兆円 雇用規模 約552万人
②育児支援サービス分野についての市場規模及び雇用規模	市場規模 約3.1兆円 雇用規模 約50万人	市場規模 約3.9兆円 雇用規模 約54万人
③観光・集客サービス分野の市場規模及び雇用規模	市場規模 約24.5兆円 雇用規模 約475万人	市場規模 約30.7兆円 雇用規模 約513万人
④ビジネス支援サービス分野の市場規模及び雇用規模	市場規模 約75.0兆円 雇用規模 約630万人	市場規模 約93.9兆円 雇用規模 約681万人

※新経済成長戦略より

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～	平成21年12月30日	(2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
民主党マニフェスト	平成21年7月	3-23. 新型インフルエンザ等への万全の対応、がん・肝炎対策の拡充 5-36. 中小企業憲章の制定など、中小企業を総合的に支援する
連立政権樹立に当たっての政策合意	平成21年9月	4. 子育て、仕事と家庭の両立への支援 5. 年金・医療・介護など社会保障制度の充実 7. 地域の活性化
経済成長戦略大綱	平成20年6月	2. サービス産業の革新 (1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備 ① 「業種別生産性向上プログラム」の着実な実行 ② サービスへの科学的手法の導入とサービスプロセスの改善(サービスイノベーション波及プログラム) ③ サービス提供者と消費者等をつなぐ民間による情報提供の仕組み作り ④ サービス産業における人材育成 ⑤ サービス産業におけるIT活用 ⑥ 産業活力再生特別措置法に基づく事業者の取組の促進 ⑦ 国際展開支援 (2) 今後発展が期待されるサービス分

			野への政策の重点化 ① 後有望とされるサービス6分野への重点化 ② 生活直結型産業の発展に向けた取組
	重点計画 2008	平成 20 年 8 月	1. 6 IT経営の確立による企業の競争力強化 —世界トップクラスのIT経営を実現— (3) ITの活用によるサービス産業の生産性向上の支援(経済産業省) RM PKG
	経済財政改革の基本方針 2008 (骨太の方針 2008)	平成 20 年 6 月	I 全員参加経済戦略 ② サービス産業・中小企業の生産性向上 ③ 生活直結型産業の発展

<p>施策名</p>	<p>コンテンツ産業強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>世界的な成長が期待されるコンテンツ産業の国際展開、生産性向上を推進し、市場規模の拡大と雇用創出を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成19年末をピークに景気が後退し(内閣府「景気基準日付」、平成20年度は国内総生産(名目)が対前年度4.2%の減少となる中、コンテンツ産業の市場規模は2.8%減少したものの、デジタルコンテンツ市場規模は5.4%増しており、平成16年から平成20年にかけての日本のコンテンツ市場の年平均成長率は1.9%と底堅い数字を堅持している。一方、コンテンツの世界市場(平成16年から平成20年の年平均成長率:4.8%)は、日本を上回る成長率を示しており、引き続き、海外展開の促進が必要な状況である。</p> <p>また、第3回目を迎えるJAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)においては、約100万人(昨年度:約82万人)が来場するとともにオフィシャルイベントとオリジナルイベントを合わせ50億円超の広告効果があり、我が国コンテンツの情報発信を推進している。コ・フェスタに設置された国際コンテンツ取引マーケット(TIFFCOM)においても、40億円超のコンテンツ取引成約件数に至るなどビジネスマッチングの推進を行っている。</p> <p>さらに、アジア地域における国境を越えたコンテンツの制作・流通やビジネスに関する協働の促進を図るため、アジアの6つの国・地域(日本、中国、韓国、シンガポール、タイ、香港)による、官民合同のハイレベル国際会議「アジア・コンテンツビジネス・サミット」を開催し、共同宣言文の策定を行った。</p> <p>さらに、2,000件を超える海賊版の摘発を行っており、我が国コンテンツ産業の国際展開を進展させる上で必要不可欠な環境整備に努めている。</p> <p><今後の施策展開> これまでの施策を踏まえ、今後とも国内構造改革と海外展開の一層の強化を推進する。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ産業強化対策支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小コンテンツ事業者が海外展開の足がかりの機会を確保する場として、国際取引市場を整備する。また、海外の日本イベントとの連携強化等を通じて、コンテンツ国際取引市場の海外主要地域への展開を図ることで、我が国コンテンツ産業の海外訴求力を強化する。 ・ 「アジア・コンテンツビジネス・サミット」の開催をプラットフォームとして、コンテンツの制作・流通に関するアジア共通市場を構築する。 ・ 多様化するコンテンツの流通経路により、複雑化する権利処理からコンテンツ制作企業及び流通企業の双方を解放し、コンテンツの取引を円滑化するための、新たなシステムを整備する。 ・ 海賊版対策後の海外市場における我が国正規版コンテンツの流通円滑化を図る観点から、海外展開上の参入障壁・取引実態把握、既存流通形態の改善及び新規流通形態の開発支援等を行う。 ○ 国際博覧会出展事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「より良い都市、より良い生活」をテーマに、2010年6月、上海国際博覧会が開催される。これに合わせ、「コ・フェスタ in 上海」を出展し、アジアを始め、海外で人気の高い我が国コンテンツを積極的に発信する。 ○ 映画・アニメ海外展開後方支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場開拓に向け、我が国コンテンツ産業の海外展開の後方支援チームを結成し、現地の事情に精通した海外市場調査員を海外拠点に常駐させ、海外のコンテンツ産業の実態調査を実施。また、海外コンテンツビジネスに精通した弁護士や会計士から成るアドバイザーチームと提携し、海外拠点におけるビジネス化交渉のサポート体制を構築する。 ○ 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ産業を含む各国の知的財産権侵害対策に関する法制度・運用や被害状況等を把握し、中国等の知的財産権被害の発生国・地域に対し、知的財産権ワーキング・グループ等二国間協議等をはじめとする各種通商交渉において改善を要請するとともに、能力構築支援を行い、知的財産権侵害対策の抜本的強化を図る。 ○ コンテンツ産業人材発掘・育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国コンテンツ産業の競争力の源泉である若手クリエイター人材を発掘・育成するため、①映像制作を通じた若手クリエイターの発掘、②海外の教育機関への研修派遣を通じた若手クリエイターの育成、③アニメ制作会社や専門教育機関と連携したアニメ人材の育成を行う。 ○ 地域映像クリエイター等人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ① コンテンツ中核人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> 大学教育機関(ビジネススクール)、民間のコンテンツ振興団体、クリエイター団体等によって設立されたコンソーシアムにより、カリキュラムを作成し、大学と企業の連携によるOJTや、大学講座等を通じて、制作サイド・流通サイド・資金提供サイドの間に立ち、ビジネスモデルを構築できる人材の育成を図る。

② 映像クリエイター人材育成事業

大学等教育機関（映像学科系）、地域商工会議所、ブランドマネジメント会社等によって設立されたコンソーシアムが、映像クリエイターに対して実地指導を行いながら、OJTによる映像製作を通じて、多様な流通メディアに適合したコンテンツ制作者を育成するカリキュラムの作成を行う。

《財政投融资》

- ・ 中小企業金融公庫等の財政投融资（IT活用促進資金）については、映像機材リース資金などに高いニーズが存在するため、平成22年度に向けて、引き続き融資を行えるよう、継続を要望する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (H27年度)
①コンテンツ産業の市場規模(兆円)	約13.5 (うち海外0.3)	約14.2 (うち海外0.3)	約14.2 (うち海外0.4)	約14.2	約13.8	20.0 (うち海外1.2)
②コンテンツ産業の雇用規模(万人)	約185	約187	-	-	-	約200
②コンテンツの海外市場依存度	1.9	2.1	2.7	-	-	6.4
③デジタルコンテンツ市場規模(兆円)	4.2	4.8	5.2	5.6	5.9	6.3 (平成22年度)
④海賊版の摘発(件)	39	1,148	2,250	2,041	2,251	-

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～	平成21年12月30日 (閣議決定)	(3) アジア経済戦略 (4) 観光立国・地域活性化戦略
民主党政策集 I N D E X 2009	平成21年7月23日決定	インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進
i-Japan 戦略 2015	平成21年7月 (IT戦略本部決定)	4. クリエイティブな新市場の創出に向けた環境整備
知的財産推進計画 2009	平成21年6月 (知的財産戦略本部会合決定)	3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する
未来開拓戦略 (Jリカバリー・プラン)	平成21年4月 (経済財政諮問会議了承)	(3) 「魅力発揮」(農林水産業、ソフトパワー、観光、人材、IT)
新経済成長戦略のフォローアップと改訂	平成20年9月 (閣議決定)	<文化、コンテンツなどの日本のソフトパワーの浸透>

<p>施策名</p>	<p>経営革新・創業促進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発、商品・サービスの新たな生産・販売方式の導入等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 経営革新の促進等 世界経済の減速に伴い、我が国中小企業の業況は2008年後半から急速に悪化し、新製品・新サービスの開発・提供など経営革新に繋がる前向きな取組が出て来づらい状況であった。このため、毎年度5,000件を目標とする経営革新計画承認件数は、平成19年度、平成20年度と停滞気味ではあるものの、目標の到達率は平成19年度：95%、平成20年度：85%と、急激な景気の冷え込みの中にあっても一定の成果を収めていると考えることができる。 また、経営革新計画（3～5年）終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合は、平成21年度までは50%を目指してきたところであるが、継続的に達成してきたことから、平成22年度には100%となるよう目標を改めたところである。</p> <p>(2) 中小企業の新事業分野への開拓 地域資源活用促進法、農商工等連携促進法における認定件数については、平成22年度の目標値が達成可能と見通せる水準にまで到達しており、新事業活動促進法において認定された新連携事業の市場取引実現達成率についても、これまでの取組の積み重ねにより、平成22年度の目標に近づきつつある。また、市場志向型ハンズオン支援事業による法認定率についても平成22年度の目標値を達成できる水準に到達しており、今後、より事業者にとって効果的・効率的に支援を実施できるよう、事業運用体制の見直し等を踏まえて検討を行っていく予定である。</p> <p>(3) 高度な技術基盤を有する中小企業層の厚みを増す環境の整備等（ものづくり基盤技術の強化） 中小ものづくり高度化法における認定件数、SBI R特定補助金の実施件数・補助金額は、これまで各年度の目標を達成しており、我が国製造業の国際競争力を支えるものづくり中小企業の強化に貢献しているといえる。また、平成22年度においても目標を達成することによって、ものづくり中小企業のさらなる強化が図られることが見込まれる。</p> <p>(4) 地域コミュニティの担い手としての商店街等の活性化 平成19年度から平成20年度にかけての伸びが今後とも維持できれば、中小商業活力向上事業の目標値により近い水準まで達成することが可能であると見込まれ、低炭素社会、少子高齢化等の社会的課題に対応した取組を支援することを通じて、地域コミュニティの担い手としての商店街の活性化、及び、中小商業・サービス業の活性化に一定の役割を果たしていると考えられる。</p> <p>＜今後の施策展開＞ 今後も引き続き、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法、農商工等連携促進法等による新事業の取組を積極的に支援していくとともに、更なる事業展開の促進を図るため、事業計画遂行のサポートについて、事業者のフェーズに応じて課題解決を図れる専門家支援を実施する。また、地方主権改革の観点から、中小企業地域資源活用促進法の改正等を行い、国と都道府県の役割分担に配慮しつつ、事業創出支援につながる支援体制構築を目指す。 さらに、小売業を巡る事業環境が引き続き厳しさを増している一方、少子高齢化が進み地域コミュニティの機能低下が懸念されており、地域住民からは、商店街が地域に根ざした存在として、地域コミュニティを維持・発展させる役割を担うことへの期待が高まっていることを踏まえ、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を通じて商店街等ににぎわいを創出し、活性化を図るための施策を展開する。 具体的には、以下の通り施策展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業については、事業仕分けの評価を踏まえ「中小企業経営支援体制連携推進強化事業」として、日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士などのパートナー機関の経営支援機能を保管・強化するための後方支援機関として「中小企業応援センター」の設置による支援を図る。 ○ 中小企業再生支援協議会事業については、各協議会における再生計画策定支援（2次対応）案件における事業・財務デューデリジェンス費用の拡充を図る。（21年度第3四半期の時点では、529件の計画策定支援を実施。） ○ JAPANブランド戦略展開支援事業については、全国事務局における輸出戦略のプロモーションの機構強化、地域の強みや弱み等の現状の分析による明確なブランドコンセプトと基本戦略の策定の取組等による拡充を図る。具体的には、販路開拓支援として海外でテストマーケティングの拡充を予定している。 ○ 小規模企業対策推進事業については、地域の資源（農水産品、文化、技術、産業など）を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓又は普及に関する事業の拡充を図る。 ○ 新事業活動促進支援事業については、地域における新たな事業活動を創出するため、地域に根ざした農林水産業者と中小商工業者との連携を促進する「農商工等連携」、産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域産業資源の活用を促進する「地域資源」、異分野・異業種の中小企業者同

士の連携を促進する「新連携」に取り組む中小企業者による新商品・新サービスの開発や販売促進等の取組への積極的な支援を図る。

- 地域産品販路開拓機会提供支援事業については、展示・商談会の開催や、百貨店等における販売スペースの設置を通じて、「バイヤーとの商談機会の提供」、「消費者への商品紹介の機会拡大」、「百貨店等における一般的な商流を中小企業者が体験することによるノウハウ蓄積」を実現し、中小企業者における販路開拓の強化を図る。
- 新創業支援事業については、地域資源活用、農商工連携、新連携の支援の枠組みとして、新事業に取り組む中小企業等のニーズを踏まえた効果的なトータルサポート支援を図る。
- 中小ものづくり高度化法における戦略的基盤技術高度化支援事業については、従来の研究開発を中心とした事業から、事業化まで視野に入れ、試作段階までを対象とする等により制度の拡充を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(1) 経営革新の促進等

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H22年度)
経営革新計画承認件数	4,327件	4,416件	5,260件	4,743件	4,261件	5,000件
経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合	49.2%	57.3%	59.0%	62.7%	53.2%	目標達成率として100%を目指す。

(2) 中小企業の新事業分野への開拓

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H22年度)
新連携の各認定案件の市場での取引実現達成率		38.0%	53.9%	64.1%	70.1%	80%
地域資源活用促進法における認定件数				317件	271件	年間250件
農商工等連携促進法における認定件数					185件	年間100件
市場志向型ハンズオン支援事業によるブラッシュアップ開始案件の1年以内の法認定率					83.6%	80%

(3) 高度な技術基盤を有する中小企業層の厚みを増す環境の整備等（ものづくり基盤技術の強化）

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H22年度)
中小ものづくり高度化法における認定件数(累積件数)			487件	653件	785件	1,500件
SBIR 特定補助金の実施件数	60件	58件	64件	89件	91件	111件
SBIR 特定補助金額	300億円	310億円	370億円	390億円	400億円	405億円

(4) 地域コミュニティの担い手としての商店街等の活性化

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H22年度)
中小商業活力向上事業の実施件数			69件	54件	122件	230件
中小商業活力向上事業の実績額			18.3億円	10.3億円	12.1億円	31.8億円
個々の事業ごとに設定した目標達成・一部達成した事業の割合			64%	69%		目標達成事業の割合100%を目指す

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済成長戦略大綱	平成19年6月19日 (財政・経済一体改革会議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した地域産業の発展 ・ 地域の技術開発と産学官連携等 ・ 地域資源活用企業化プログラムの創設 ・ モノ作り中小企業の競争力強化 ・ IT化の推進等による生産性向上・経営改善 ・ SBIR制度の充実・強化
新経済成長戦略2008年改訂版	平成20年9月19日 (閣議決定)	<p>Ⅲ. 地域・中小企業・農林水産業・サービスの未来志向の活性化</p> <p>2. 中小企業活性化戦略の新展開</p> <p>② 中小企業の成長フロンティアへの挑戦</p> <p>2) 中小企業の新事業の促進</p>

			3) 中小企業における技術開発の促進
未来開拓戦略 (Jリカバリー・プラン)	平成 21 年 4 月 17 日 (内閣府・経済産業省)		II. 各分野の主な重点プロジェクトのテーマと概要 3. 魅力発揮 ・ ソフトパワー発揮プラン ・ 地域の産業構造の変革 ・ 中小・小規模企業のものづくり企業の技術開発・実用化・販路開拓支援等 (ものづくりの基盤となる 20 技術と次世代産業の確立)
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日 (閣議決定)		・ 商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。 ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独禁法」、「下請法」等による取締強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。
安心実現のための緊急総合対策	平成 20 年 8 月 29 日 (「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)		6. 強い農林水産業創出対策 ○ 新たな市場の創出 ・ 農商工連携の促進 (研究開発、新商品開発及び販路拡大)
経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日 (「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)		3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (2) 先端技術開発・人材力強化、中小企業支援 ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援 ・ 中小企業事業再生支援の強化 (中小企業再生支援協議会の支援体制強化等)

<p>施策名</p>	<p>まちづくりの推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場（人が住み、育ち、学び、働き、集い、交流する場）としての中心市街地を再生することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>市町村が改正中心市街地活性化法に基づいて作成する基本計画について、改正法施行後3年間で100の基本計画の認定がなされることを目指し、経済産業省としては、認定された基本計画に基づく事業者による商業活性化への取組に対して各種支援策を有効に講じている。また認定を受けた各基本計画における経済活力の向上に係る目標が100%達成されることを目指し、支援・助言を行っている。</p> <p>目標達成の進捗状況だが、平成21年12月7日現在までに92市街地の基本計画が認定されている。また140の地域で中心市街地活性化協議会（※）が設立されている。市町村の基本計画の認定申請に向けた動きは依然として活発であり、当初想定した100の基本計画の認定に到達する見込みである。</p> <p>20年度末に内閣府が行った調査によれば、認定後の期間があまり経過していないため、現段階ではまだ十分に評価できない基本計画が多いとしながらも、フォローアップ対象の30市町村31基本計画の目標79の指標中、取組が既に開始されている53の指標のうち概ね8割が、取組の進捗状況が概ね予定どおりであり、目標の達成が可能であると見込んでいるとの結果であった。</p> <p>商業の活性化のためには、民間事業者等の企画力・実行力を活用することが必要であるとの考えのもと、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業によって、認定基本計画に位置づけられた民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合等が行うテナントミックス店舗の整備や大型空き店舗の活用等のハード事業、コミュニティ施設の設置・運営、地域イベント開催等のソフト事業、中心市街地活性化協議会の事務局支援といった取組に対して支援を行っている。</p> <p>本事業は小売販売額、歩行者通行量等、商業面で本施策の目標を達成するための重要な役割を担っており、本補助金の公募件数や採択件数は増加している。</p> <p>（※）中心市街地活性化協議会とは、商業者、地権者、地域住民、行政等多様な主体により組織され、まちづくりについて、多様な構成員が議論を行い、意見調整を図ることによって、中心市街地の活性化に向けた取組の実効性を確保するなど、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。</p> <p><今後の施策展開></p> <p>経済産業省としては、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携して、特に商業活性化の観点から重点的に支援することとしている。しかしながら、より一層中心市街地の活性化を進めるためには、マネジメント能力の不足、小規模経営による硬直的な土地運用等を原因とする中心商店街区域の空洞化に対する対策が必要である。</p> <p>中心市街地の中核として、国内需要を喚起する大きなポテンシャルを有している商店街等が、新しい形の商業集積として再生することが可能となるよう、「まちづくり会社」を軸とした所有と利用の分離の支援強化や、地域におけるビジネス・雇用のタネを活かした新たなビジネス創出の支援等により、地域経済の活性化を図るため、施策として、以下のように事業の改善・見直しを行う。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」については、内閣総理大臣に認定された基本計画に位置づけられている事業であって、民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合等が実施する商業活性化事業に対して、「選択と集中」の観点から重点的な支援を行っている。本補助事業は平成21年度で終了予定であったが、見直しを行った結果、①今後とも民間事業について全国的に取組を強化する必要があること、②基本計画の認定数が年々増加し、商業基盤施設の整備や大型空き店舗の活用をはじめとして本補助金へのニーズは高く、今後増加していくことが考えられる。以上の観点から、当事業は平成22年度以降も引き続き実施する。 「中心市街地商業等活性化支援業務委託費事業」については、平成21年度で終了予定であったが、見直しを行った結果、「まちづくり会社支援事業」や「診断・助言事業」等の既存事業に対するニーズが依然高いこと、引き続き中心市街地の活性化等に資する中小小売商業者の取組普及を図る必要があること等から、「大規模小売店舗周辺生活環境影響調査」、「中心市街地活性化支援等委託費」と統合し合理化を図りながら、平成22年度以降も引き続き実施する。 <p>《財政投融资》</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地に出店・事業を行う中小小売商業者等への日本政策金融公庫による低利融資制度については、これまでの制度を引き続き実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H21年度)
① 認定基本計画の数	2	32	77	92 (12月7日時点)	100
② 中心市街地活性化協議会の設置数	38	99	131	140 (12月7日時点)	—
③ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の採択件数	22	26	63	88	—
④ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の執行額(億円)	28.2	22.7	48.9	—	—

(注)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(平成18年度)については、旧法に基づく執行を含む。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済成長戦略大綱	平成20年6月 (財政・経済一体改革会議決定)	(3) 中心市街地の活性化
地方再生戦略	平成20年12月改訂 (地域活性化統合本部会合決定)	(2) 施策展開の方向
都市と暮らしの発展プラン	平成20年12月改訂 (地域活性化統合本部会合決定)	

<p>施策名</p>	<p>石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>近年、原油価格の乱高下など、石油等を巡る国際情勢が目まぐるしく変化する中、我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図ることにより、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>① 自主開発比率 自主開発比率は、平成 18 年度から平成 20 年度までの平均で約 18%となっており、施策の効果は出つつあるが、2030 年で 40%の目標達成には今後約 20 年で 20%程度改善していく必要があり、この達成には、引き続き相当な努力が必要となる。これまでも、石油・天然ガス等の開発は民間主導を原則とし、政府・関係機関は資源外交やリスクマネーの供給等により協力するという考えに基づき、出資・債務保証制度等を順次強化することで、石油・天然ガス等を開発する企業に対する支援を行ってきた。石油・天然ガス等の開発には時間がかかるため、施策の成果が現れるまでには期間を要するが、このような取組を通じて自主開発比率の増加を目指す。なお、自主開発比率の増加も含め、我が国企業による資源権益の獲得に向けて機動的かつ大規模な支援の提供を可能とするため、平成 21 年 12 月の緊急経済対策でも上流権益確保の強化が決定され、石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の改正法案を国会に提出している。</p> <p>② 石油備蓄水準 石油備蓄水準については、I E A換算で 149 日（国家備蓄：82 日、民間備蓄：67 日）（平成 21 年 11 月末現在）となっており、石油需要の減少から近年の備蓄日数は増加傾向にある。しかし、我が国はこれまで、I E A加盟国に対する備蓄義務日数等を踏まえて 90 日超分を国家備蓄として持つことを目標としてきていたが、その分はまだ確保できておらず、引き続きその実現を目指す。</p> <p>③ 権益比率相当分の石炭の輸入割合 権益比率相当分の石炭の輸入割合については、4 割を超えて安定的に推移している。今後とも、世界的な石炭需要の増大、他の化石燃料の供給制約、気候変動問題への対応等の課題を踏まえた重層的な産炭国との協力関係を構築するとともに、輸入相手国の多様化を図り、供給安定強化をさらに進めることで、国内石炭供給のほぼ全量を輸入に依存している我が国にとって必要な石炭を安定的に調達し続けることを目指す。</p> <p><今後の施策展開> これまでの施策の方針を受け継ぎつつ、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保するため、「目標実現に向けた取組の全体像」で掲げた 4 つの柱のそれぞれについて、以下の施策を重点的に行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上流資源開発部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化 ・ 資源国開発支援による資源国との関係強化 ・ 戦略的地域における自主開発推進・供給源多様化 ・ 石油の効果的な探査・開発のための技術開発 ・ メタンハイドレート生産技術開発の推進 ・ 我が国独自の G T L（天然ガスを起源とする軽油等）生産技術の実証試験の実施 ・ 未利用炭有用資源化技術開発の推進 ・ 産炭国との重層的かつ多面的な協力関係の構築のための協力事業の実施 ・ 産炭国開発に係る石炭資源探査及びその助成等の実施 ・ 産炭国に対する石炭生産・保安技術移転の実施 ・ 我が国の大学等における人材育成支援 ○ 石油精製部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品需要の白油化を踏まえた革新的な石油精製技術の開発支援 ・ 業種・企業の壁を越えたコンビナート連携の推進・精製機能の集約強化など、石油供給構造の高度化への支援 ○ 石油流通部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品の適正な品質の確保 ・ 石油製品の価格監視の強化 ・ 意欲的な石油販売業者の経営高度化・多角化支援 ・ 地域における石油製品の安定供給体制の確保 ○ 緊急時の対応力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄石油・石油ガスの一層の安全かつ効率的な管理

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標	H16年度末	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度以降	目標値(H42年)
①自主開発比率	15.6%	16.5%	18.9%	18.9%	15.8%	—	40%程度
②石油備蓄水準(注)	136日	138日	144日	148日	150日	—	
③権益比率相当分の石炭の輸入割合(注)	42.0%	43.3%	46.0%	43.7%	40.6%	—	

(注)石油備蓄水準は、IEA換算した備蓄日数(国家備蓄・民間備蓄の合計)

(注)権益比率相当分の石炭の輸入割合＝鉱山生産量×出資比率/総輸入量(鉱山生産量:ヒアリング、総輸入量:財務省「貿易統計」から算出)

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行う予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
総合資源エネルギー調査会石油分科会次世代燃料・石油政策に関する小委員会報告書	平成20年2月公表	第2章 石油・天然ガスの我が国に対する安定供給確保 1. 資源外交の一層の強化 4. 日本の石油資源獲得に関する「技術力(技術開発力)」を活用した資源確保 第3章 安定供給確保を担う我が国石油産業の供給基盤強化 I 石油精製業の在り方について 3. 石油精製業の課題と取組 (c) 重質分解能力の向上 (d) 連携・統廃合 II 石油販売業の在り方について 2. 環境対策投資の必要性 3. 石油販売業の課題と方向性②(公正・透明な競争環境の整備) ④公正な取引の確保 第4章 緊急時におけるエネルギー安全保障確保を担う我が国石油備蓄の在り方 1. 石油備蓄の意義
資源確保指針	平成20年3月(閣議了解)	4. 重要な資源獲得案件に対する支援に係る基本方針 (2) 資源産出国の情勢に応じた柔軟な対応 ① 潜在的資源産出国に対する対応 ② 具体的資源開発プロジェクトが進行している資源産出国に対する対応 ③ 自立的・安定的な経済発展を目指す資源産出国に対する対応
総合資源エネルギー調査会鉱業分科会クリーンコール部会	平成21年6月報告書取りまとめ	1. Cool Gen計画の推進～IGCCとCCSによるゼロエミッション石炭火力発電の実現～ 2. Clean Coal for the Earth計画の推進～日本から世界へクリーン石炭利用技術の普及～ 3. 産炭国との重層的な関係強化 4. 我が国のクリーンな石炭利用に関する情報発信と人材育成・確保

<p>施策名</p>	<p>通商政策</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国際的な枠組みの整備や内外の制度調和により経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>「アジア経済・環境共同体」構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「アジア経済・環境共同体」構想の実現を目指し、「環境・エネルギー」、「人・モノ・資本・情報のシームレスな移動」、「消費市場の活性化」を三本柱とし、東アジア地域において以下の施策を推進。 環境・エネルギー分野においては、クリーンアジア・イニシアティブ、アジア環境政策、アジア・サステナブルアクア計画、アジア・エコタウンプログラム、クリーン・コールfor アジア、アジア石油備蓄イニシアティブ等を推進。 人・モノ・資本・情報のシームレスな移動を目指し、「アジア・サンベルト（仮称）」構想、E R I Aリーダーズプログラム、アジア知識経済化イニシアティブ、法制度整備・運用の支援等を実施。 消費市場の活性化を目指し、「アジア電子流通圏」構想等を推進。 なお、当該構想の実現のため、平成20年6月に設立された「東アジア・ASEAN経済研究センター（E R I A）」を最大限活用した。 <p>経済連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ASEAN諸国との取組として、ブルネイ、インドネシア、フィリピンとの経済連携協定を発効（平成20年7月、7月、12月）、ベトナムとの経済連携協定に署名した（平成20年12月）。また、カンボジア、ラオスとの投資協定を発効した（平成20年7月、8月）。さらに、二国間の取組と並行してアセアン諸国全体との取組も推進し、日アセアン包括的経済連携の発効を達成した（平成20年12月）。 ASEAN諸国以外との取組としては、スイスとの間で経済連携協定を署名（平成21年2月）したほか、ペルーとの間で経済連携協定の交渉開始に合意した（平成21年4月）。また、ウズベキスタン、ペルーとの投資協定に署名（平成20年8月、11月）、コロンビアとの間で投資協定の交渉を開始した（平成21年4月）。 東アジア包括的経済連携（CEPEA）については、我が国が提唱した民間専門家研究会合の活動が進展した。 日EU経済統合協定（E I A）については、平成20年5月、日EU首脳協議で日EU経済統合の強化に向け、短期間に成果の出るいくつかの特定の非関税案件に焦点を当てた取組の重要性を強調。また、平成20年7月、日欧産業界が合同提言を策定し、日欧首脳に手交された。また、この提言内容の実行に向け、日欧間の具体的な協力事項を検討するために、日本側に産業界による個別事項検討のための研究会が設置された。 <p>W T O（世界貿易機関）を始めとする多国間の枠組みにおける自由貿易体制の維持・強化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年（平成20年）中のドーハ・ラウンドの妥結を目指し、同年2月及び5月に発出された農業・非農産品市場アクセス（NAMA）交渉議長改定テキストを基礎としつつ、残された課題の解決に向けて、主要国閣僚・高級事務レベルでのバイ会談や交渉分野別マルチ会談等を集中的に行った。こうした交渉の進展を踏まえ、6月にラミーW T O事務局長から非公式閣僚会合の開催が発表された。我が国が議長国を務めた7月の洞爺湖G 8サミットではこれを歓迎し、ドーハ・ラウンドの妥結を目指すことが首脳レベルで合意された。その後、7月にも再度、農業・NAMAの改定テキストが発出されたのち、同月ジュネーブで非公式閣僚会合が開催され、甘利経済産業大臣が若林農林水産大臣とともに出席し、主要国等とのバイ会談や、G 7や主要メンバー国会議（いわゆるグリーン・ルーム会合）などの多国間の会合において、11日間にわたる精力的な交渉を行った。その結果、一時は合意に大きく近づいたものの、農産品の輸入に係る特別セーフガード措置（S S M）を巡って一部の主要国の間で意見が対立し、モダリティ合意に至らないまま閣僚会合は終了した。しかし、その後9月から事務レベルでの会合が再開されて交渉は進展し、11月の金融・世界経済に関する首脳会合（G 20サミット）及びA P E C首脳会議の宣言文において、年内のモダリティ合意を目指すことが明記された。これを受けて、12月の閣僚会合の開催に向けた調整が行われたが、NAMAの分野別関税撤廃及び農産品のS S Mについて、合意に必要な各国の政治的意志が欠けているとのラミー事務局長の判断により、閣僚会合開催は見送られた。翌年1月のダボス会議で行われたW T O非公式閣僚会合において、二階大臣は、環境物品の関税撤廃交渉に関する新しい提案を行うなど交渉加速に向けた主張を行い各国の参加閣僚と認識を共有した。また、我が国の途上国支援策の1つである「国際版一村一品」を紹介し、同様の取組を促したところ、アフリカを含む各国から強い関心と賛意が表明された。4月のロンドン・サミット（第2回G 20サミット）についても、我が国は積極的に合意形成に参加し、その結果、各国首脳は、急務であるドーハ・ラウンドを既存の進展を基礎に妥結させるため、あらゆる国際会議を活用して交渉を促進することに合意した。 O E C D（経済協力開発機構）やG 8サミット等の国際会議において、世界経済の発展、持続

可能な開発の実現等に向けて、各国が協力してその実現に向け取り組んでいくことが必要であることを確認した。

- ・ 米国発の金融危機の発生以後、保護主義を阻止するために、情報収集や各国への働きかけを行った。ダボス会議で行われたWTO非公式閣僚会合においては二階大臣が各国閣僚にWTOの貿易措置監視メカニズムに協力し、各国が連携して問題の解決にあたることの重要性を主張して賛同を得た。平成20年2月には当省は、関係省庁やJETRO等の関係機関との協力の下、各国の貿易措置について迅速かつ正確に把握するとともに、問題のある措置については諸外国や国際機関と連携して改善、是正を働きかけ、経済危機下における保護主義を阻止するために体制を強化した。また同月訪日したラミーWTO事務局長と二階大臣の会談では、日本に情報提供協力の求めがあったこと等を踏まえ、各国の新たな貿易措置に関する情報を提供するなど、保護主義の阻止に積極的に取り組んだ。
- ・ 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想については、平成20年6月に、知的財産保護に関心の高い国（一部途上国を含む）とともに交渉を開始。以降4回にわたり会合を開催。本構想の早期実現に向けて条文案に基づいた個別具体的な議論を進めている。

地域間・二国間経済関係の強化

- ・ APECの各種会合を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化に資する取組を強化していくことが確認された。
- ・ タイやフィリピン、マレーシア等のASEAN（東南アジア諸国連合）諸国、韓国等との種々の会合を開催し、アジア各国との経済関係の深化が図られた。
- ・ 中国との間では、平成20年5月の胡錦濤中国国家主席の来日や、平成21年4月の麻生総理訪中等での合意を踏まえ、日中の戦略的互恵関係の着実な進展を図った。また、韓国との間では、平成20年4月の日韓首脳会談で合意された、「日韓新時代」を具体化すべく、日韓EPA交渉再開に向け、環境醸成のための実務協議を開催した。
- ・ より一層の経済関係の緊密化を図るため、米国や欧州等との各種協議・意見交換等を行うなど、二国間・地域間の活動を実施、経済関係の緊密化・強化が得られた。
- ・ 中東・アフリカ諸国等との間では、資源国の要望に応えた通商政策と、産業協力（産業政策支援、双方向投資等）、エネルギー協力を行うことで、多面的協力関係を構築すべく、二国間合同経済委員会等を設置し協議を行った。
- ・ サウジアラビアとの間では、平成19年4月の安倍総理（当時）のサウジアラビア訪問を契機として設立された、産業協力タスクフォースを通じて、投資促進協力、中小企業政策協力、人材育成協力を実施した。
- ・ アフリカとの間では、平成20年5月に横浜で第4回アフリカ開発会議（TICADIV）を開催し、対アフリカ貿易投資倍増等を通じたアフリカの経済成長の加速化に貢献するための協力を打ち出した。また、同年9月にTICADIVのフォローアップとして派遣された官民合同ミッション（南部）に吉川経済産業副大臣が団長として参加し、二国間貿易・投資拡大のため、我が国民間企業と訪問国政府ハイレベルとの間でネットワーク構築等を行った。
- ・ ブラジルとの間では、甘利経済産業大臣（当時）が経済産業大臣として24年ぶりにブラジルを訪問し、二国間経済関係の強化への課題に取組み、貿易投資促進合同委員会の設置、電気・電子産業の協力強化、バイオエタノール分野の協力強化、エネルギー・資源分野における協力進展等、幅広い分野で成果を上げた。
- ・ インドとの間では、平成20年10月のシン首相の訪日時に「デリー・ムンバイ間産業大動脈」について、プロジェクト開発基金設立及び両国政府が支援する民間投資プロジェクトについて首脳間で合意した。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

—

—

—

表 15-4-⑤ 実績評価方式により平成 20 年度に事後評価した政策

政策の名称	知的財産の適切な保護
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(1) 迅速且つ的確な知的財産権の付与 2001年（平成13年）10月から、特許出願後、審査請求を行うことができる期間を7年から3年に短縮したため、2004年度（平成16年度）以降、審査請求件数は大きく増加した。2006年度（平成18年度）以降減少に転じているものの、審査請求件数は高水準で推移しており、引き続き特許審査迅速化のための取組が重要である。 世界的に見ても、経済のグローバル化を背景として特許出願は急増しており、審査順番待ち期間の長期化は、欧米でも同様の傾向である。これら世界的特許出願には各国への重複出願が多数含まれており（日米欧中韓出願約141万件のうち、約42万件（約3割）が相互に重複（2007年（平成19年）））、重複出願の特許審査の効率化が課題となっている。</p> <p>(2) 営業秘密の適正な保護 知識社会の進展に伴い、有形資産から無形資産へと価値の源泉が移行しつつあり、企業の競争力の源泉も、こうした無形資産たる情報をいかに創出、管理、利用していくかという点に移転しつつある。また、グローバル化した今日の国際競争環境の中で我が国が競争力を維持・強化していくためには、対外的にオープンな姿勢を貫きつつ資金、知的財産、人材等を受け入れながら価値創造を行うことが不可欠となっている。このようなオープン・イノベーションの実現のためには、事業者間で技術情報等を共有する体制を構築することが前提であり、こういった技術情報等を保護する制度設備がなさなければ、国内における事業提携はもとより、国際的な事業提携にも、大きな滞りが出ることとなり、企業のグローバル展開にも大きな支障が生じるおそれがある。 しかしながら、現行の営業秘密侵害罪は営業秘密の使用・開示行為が中心的な処罰対象行為であるため、被害企業内の管理体制に残った痕跡から領得の行為が明らかであるにもかかわらず、その使用・開示行為の立証が困難であるため、秘密管理体制を突破された企業は泣き寝入りを余儀なくされていることや、使用・開示行為等を行った者が「不正の競争の目的」を有していることが構成要件要素とされていることから、不正な利益を得る目的、愉快犯の目的では処罰対象とすることができない等の処罰の間隙が発生しており、実際、営業秘密侵害罪の起訴実績は一件もない。 したがって、このような状況に対して適切な措置を講じ、可及的速やかに技術情報等に共有や開示を安心して行うことができる環境を整備することが必要である。</p> <p>(3) 国内外における知的財産侵害への対策強化 中国をはじめとする新興国・途上国の経済成長や世界的な貿易拡大により、模倣品による日本企業の被害は世界的に拡散傾向を強めているとともに、取締強化に対応して模倣品の製造や流通の手口が巧妙化し、企業の対策が困難になりつつある。さらには、インターネットを利用した販売・拡散が問題となってきた（なお、国内大手インターネット事業の努力により、オークションでの流通量は大幅に減少）。このような状況の下、特に海外において模倣品被害は再び拡大の傾向を強めつつある。一方で、我が国はEPA等の協議を通じて知的財産保護の強化を確保しているところ、中国をはじめとする新興国・途上国でも知的財産保護重視に政策を転換する国が増えつつあるとともに、世界税関機関（WCO）等の国際機関が対策の強化を推進するなど、世界的に知的財産侵害対策強化の方向性が醸成されつつある。このような状況を踏まえ、外国市場への効果的なアプローチを推進するとともに、企業への取組強化を促す必要がある。 近年のデジタル技術やインターネットの普及、ブロードバンド化の進展は、コンテンツの制作を容易化、コンテンツの流通経路の多様化をもたらし、ファイル共有ソフトや動画投稿サイト等のサービス利用者は急増している。動画投稿されているコンテンツの中には、権利者の許諾を得ずに複製や改変された違法コンテンツが含まれているケースが多数存在し、インターネット上における著作権侵害の被害は拡大傾向にある。このような状況を踏まえ、海外の関係政府機関等へ問題の解決を要請するとともに、企業の取組強化さらには、企業間による連携強化を促す必要がある。 平成20年10月に実施された内閣府世論調査によれば、国民の約半数が模倣品の購入を容認する結果となっており、模倣品や海賊版の氾濫がもたらす経済</p>

	的・社会的悪影響について、引き続き国民への啓発活動に努める必要がある。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。

政策の名称	流通・物流基盤整備
政策評価の結果の概要	<p>○ 次世代EDI導入に必要な流通ビジネスメッセージの標準化 加工食品・日用雑貨・化粧品といった日用消費財の商品マスター項目や、スーパーマーケット業界が用いる受発注等の流通ビジネスメッセージの標準化が進展。スーパーマーケット業界においては既に実用化が開始されている。平成20年度までに生鮮食品等の含む全10カテゴリー（化粧品、日用雑貨品、加工食品（酒類含）、生鮮食品（食肉、水産、青果）、アパレル、婦人靴、一般用医薬品、DIY商材）の商品マスター項目の標準化と、百貨店・チェーンドラッグストア等を含む全5業態（スーパー、百貨店、チェーンドラッグストア、ホームセンター、生協）で業界横断的に用いられる流通ビジネスメッセージの標準化が完了する。現在はこれら標準の維持管理・普及を担う民間協議会の設立を準備している。</p> <p>○ 電子タグの国際標準化 国際物流等に用いる電子タグの標準仕様の策定に向けて、実際の国際物流プロセスにおける実証事業を進めてきた。平成18年度・19年度に実施した実証事業を通じて策定した仕様案やその課題については国際標準化機関EPCglobalに報告を進めてきた。 平成20年度の実証事業終了後にはEPCglobalの場で他産業向けの電子タグの仕様との調和・調整を経て国際標準化提案を行う。</p> <p>○ 「貿易手続改革プログラム」「総合物流施策大綱」の策定・改訂 製造業や商社等の物流ユーザーにとっての国際物流上の課題を把握し、アジアゲートウェイ構想に基づく「貿易手続改革プログラム」の策定（平成19年5月）および改訂（平成20年8月）に際し、コストやリードタイムの削減に効果的な施策を盛り込んだ。具体的には、港湾コンテナターミナルの夜間早朝ゲートオープンに向けた長期間の社会実験の実施、日本版AEO制度の導入と主要貿易国との相互承認の推進等の施策を国土交通省・財務省等の関係省庁との連携で推進している。 (今後の方向性)</p> <p>○ 次世代EDIの普及に向け、平成20年度に標準化が完了する流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準：標準化された商品データ項目や受発注等取引メッセージのこと）の維持管理・普及を民間協議会（平成21年度より発足予定。流通業や消費財メーカー等で構成。）を通じて推進する段階に移行する。次世代EDIは、業態や流通系列ごとにバラバラのビジネスメッセージが普及して生まれた非効率を是正するためのものであることから、本事業で標準化を進めてきた流通BMSが日本の消費財流通システムにおける唯一のEDI様式として普及させるために必要な施策を講じていく。</p> <p>○ 電子タグについては、国際物流に用いる電子タグの国際標準化提案を進めるとともに、電子タグを実際の国際物流に活用する段階に移行する。そのため、各企業が電子タグを活用して自社のグローバルサプライチェーン管理を行う上で必要となる、個別貨物識別コード体系（電子タグが読み取り・運ぶ情報）の構築・国際標準化等を進める。</p> <p>○ グリーン物流パートナーシップ関連については、会員数の増加に向けた取組み（補助申請手続きの簡素化など）、企業のグリーン物流への取組みを加速させるための情報発信機能（環境問題とコスト削減を両立するグリーン物流の取組成果の広報等）や実効性の高い政策立案機能の強化を進める必要がある。さらに、これまでグリーン物流パートナーシップ事業で中心に進められてきた、発荷主と物流事業者に加え、流通企業（業務部門）や消費者（家庭部門）も参加したパートナーシップとして広がりのある事業展開を促進し、環境対策を積極的に実践する事業者の拡大を図っていく。</p> <p>○ 他省庁施策との連携については、国土交通省の所管する港湾・空港・道路・鉄道等の物流インフラ整備や海事・航空・陸運等の運輸政策、財務省・厚生労働省・農林水産省等の所管する貿易諸手続等、他省庁の所管する行政分野への荷主企業等のユーザーの視線から見た政策提言・政策連携を進め、政府一体となった連携施策を遂行する必要がある。</p>

	今後の総合物流施策大綱や貿易手続改革プログラムの改訂の際には、ユーザーである産業界のニーズをきめ細やかに把握し、他省庁との連携のもと政策に反映させていく。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。

政策の名称	貿易投資促進
政策評価の結果の概要	<p>1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進 対日直接投資残高は、国際的なクロスボーダーM&Aの活発化等に伴い、平成19年度末に約15.1兆円（対GDP比で2.9%）と着実に増加。世界的な金融危機の影響下、投資規模の縮小が懸念されるものの、引き続き積極的な対日直接投資の呼び込みが求められる。</p> <p>2. 我が国の貿易・投資の円滑化 貿易投資活動に関しては、サブプライム問題に起因する世界的な金融危機により、貿易投資活動に対する資金供給の停滞が懸念される。 国際博覧会に関しては、当初600万～800万人と予想されたサラゴサ国際博覧会来場者数は565万人にとどまった。日本館来場者数は約74万人となり、来館者アンケート調査結果では、日本館のテーマ／「大変良い」「良い」98.9%、アテンダントの対応／「大変良い」「良い」99.6%、日本館来館の動機／「人に勧められて」65.6%等の高い評価を得た。また、BIE（博覧会国際事務局）褒章制度において、カテゴリーA（750㎡～1,000㎡）のデザイン部門で金賞を受章し、日本ブランドの世界発信、グローバルな価値への貢献を達成し、中長期的な貿易投資促進に資することができた。 貿易円滑化事業に関しては、予算が減少傾向にある中で、引き続き中小事業者・個人起業者への理解促進に努めるために、カタログ展示の廃止、セミナー開催地の地方から首都圏への移行などによって、業務の徹底した効率化を図る。（今後の方向性）</p> <p>1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進 海外からの直接投資は、我が国に新たな技術やノウハウをもたらすとともに、経済の活性化や雇用の拡大につながる重要な政策課題であることから、政府は2010年までに対日直接投資残高をGDP比5%程度とする目標を掲げており、平成20年12月に改定された「対日直接投資加速プログラム（対日投資会議決定、平成18年6月）」に基づき、「地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上」、「世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備」、「内外への積極的な広報」を柱とした積極的な取組を実施するなど更なる対日直接投資の拡大に取り組んでいく。</p> <p>2. 我が国の貿易・投資の円滑化 貿易投資に関しては、世界的金融危機について、各国貿易保険機関とも連携し、貿易金融に与える影響を最小化するとともに、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化を図る。また、引き続き、資源の獲得や地球環境問題への対応等の政策分野において、貿易保険による支援に努める。 一方、国際博覧会事業については、今後とも博覧会国際事務局（BIE）加盟国として、国際博覧会に積極的に参画し、日本の文化・ライフスタイル・価値観やそれらを具現化するコンテンツ等の発信、エネルギー環境問題や水問題などの地球規模の課題への我が国の取り組みの紹介、情報通信等の我が国の最先端技術の提示、愛・地球博の理念継承などを行うことで、日本ブランドの世界発信、グローバルな価値への貢献、中長期的な貿易投資促進に資する。 対日貿易円滑化事業に関しては、予算が減少傾向にある中、事業の一層の効率化を図り、中小事業者・個人起業者の理解を促進する。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。

政策の名称	貿易管理
政策評価の結果の概要	<p>(1) 適正かつ効率的な輸出入管理の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北朝鮮やイランの核開発懸念等に係る国連安保理決議への対応、安全保障貿易管理説明会の開催回数を増やして我が国企業の輸出管理体制整備を促進、内外機関との連携及び委託調査の活用による情報収集の強化などにより、大量破壊兵器等関連貨物・技術の輸出管理を厳格に実施してきている。

	<p>アジア輸出管理セミナーや現地産業界向けセミナーを継続的に実施してきた結果、アジア各国において輸出管理制度導入、規制対象貨物の充実及び執行強化が図られてきているところであり、具体的に我が国からの迂回輸出を防止した事例もある。</p> <p>制度面では、平成18年4月に開始した産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループにおける検討等を経て、平成19年6月に国連安保理決議1540号を踏まえた仲介貿易取引規制と積替規制を、平成20年8月に国際レジームであるワッセナーアレンジメントに基づく通常兵器に係る補完的輸出規制を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、申請手続の効率化を図る観点からは、輸出入許可・承認等の申請から税関における確認までの手続きを電子化した貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）を開発し平成12年4月よりサービスを開始しており、添付資料が少ない等電子申請に向いている案件についてはJ E T R A Sの利用が一般化してきた。 <p>(2) 国際ルールに適合した貿易救済制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年4月、南アフリカ、豪州、中国及びスペイン産電解二酸化マンガンに対し、不当廉売関税の課税に関する調査を開始した。また、平成19年6月に、大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税について、その課税期間を5年間延長した（平成24年6月28日まで）。 <p>(3) 経済連携協定（E P A）に基づく原産地証明制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年7月に原産品判定の有効期間の上限を撤廃する等、原産地証明制度の利便性向上に注力した。 ● また、同年8月に産業界、発給機関及び関係省庁で意見交換を行う場として、原産地証明制度改革検討会を設置した。 <p>(今後の方向性)</p> <p>(1) 適正かつ効率的な輸出入管理の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量破壊兵器等の拡散防止のため、引き続き厳格に安全保障貿易管理を実施。 ・ グローバル化、情報化等の経済環境変化に対応するための技術取引規制の見直し等を検討。 ・ 電子申請の利用率を高め更なる審査業務の効率化を推進。 <p>(2) 国際ルールに適合した貿易救済措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ的確な貿易救済措置の発動のため、調査能力の向上と貿易救済制度の改善を推進。 <p>(3) 経済連携協定（E P A）に基づく原産地証明制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原産地証明制度の利用率を高めるため、制度・運用の両面から更なる改善を図る。
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>ものづくり産業振興</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>1. イノベーションの推進による新産業群の創出</p> <p>サービスロボット市場創出</p> <p>ユーザーによるロボットの導入・実運用を達成した成功事例を提示するため、実環境下でロボットを導入・運用するための実証実験を実施。</p> <p>これまでの成果は、従来の技術開発とは異なり、メーカーとユーザーが共同して取り組むことを採択の必須条件とすることで、8テーマの実証実験を行い、7テーマで5年以内の実用化の見通し。うち2テーマは既に導入・実運用を達成。安全については、複数の危険要素の抽出、安全性を確保するための基本的な考え方、ガイドラインの策定、第三者による安全性評価の実施の対外的な成果公表を実施。また、事業実施者へのアンケート結果では、実用化された際の市場規模として、1テーマで100億円程度や50億円程度を想定しているといった回答もあり、市場を創出するという効果は十分に得られている。</p> <p>(参考) 自動車分野における技術の進展（燃費改善の様子）</p> <p>平成11年のトップランナー制度の導入以降、メーカーの積極的な取組及びグリーン税制等の効果により、ガソリン乗用車については、平成8年以降、着実に燃費改善が進み、燃費性能は平成17年度において平成7年度と比較して約22.8%改善。ディーゼル車貨物車（2.5トン以下）でも、平成15年以降、着実に</p>

燃費改善が進み、燃費性能は平成17年度において平成7年度と比較して約21.7%改善した。

2. 生活文化産業の高付加価値化の実現「東京発日本ファッション・ウィーク」開催実績

ファッション・ビジネスの国際競争力強化のため、官民一体で東京にファッションの発信拠点を整備する東京発日本ファッション・ウィーク（JFW）を行ってきたところ。

平成17年にファッション・ビジネスの国際競争力強化の第一歩として、東京コレクションを抜本的に改革し、欧米並みにファッション・ショーを集約して開催。

これまでは各デザイナーがバラバラの会場、日程で開催していたため、バイヤーやプレスにとって不便なものであった。場所と日程を集約し来場者の便宜を図った結果、特に海外プレス、バイヤーの来場が増加し、ビジネスの場として機能するようになった（海外プレスは、60人（第1回）→212人（第7回）、218人（第8回）。海外バイヤーは、10人（第1回）→19人（第7回）、37人（第8回））。

平成19年から総合生地展をJFW傘下で開催し総合的なファッション情報発信拠点としての機能を強化。これまで別に開催されていた総合生地展（ジャパン・クリエーション）は、世界的にも評価が高い日本の高付加価値素材に係る国内最大の見本市として大きな知名度がある。

平成18年12月からJFWの主催で開催し、懸案だった国内外のバイヤーを惹き付ける上で不可欠な出展者の厳選や海外来訪者の受入体制の整備などの改革に取り組むとともに、対外情報発信力の強化を図っている。

3. 安全・安心で持続可能なものづくりの実現

平成20年3月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、自動車単体対策として「クリーンエネルギー自動車の普及」等の推進による、2470～2550万ト（クリーンエネルギー自動車普及台数69万台～233万台）のCO₂削減効果が見込まれている。これに沿った地球温暖化問題、大気汚染問題への対応として、環境に優しい自動車と新長期規制に適合したトラック、バスの普及促進を積極的に図るため、自動車NO_x・PM法関連に係る低公害車取得事業等の支援策を実施した。

平成19年度末の、低公害車（うち電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の保有台数は約51万台であり、着実に成果が現れているものの、京都議定書目標達成計画の目標値を達成するには、より一層の低公害車の普及を進めていく必要がある。

京都議定書の目標達成（平成20年～平成24年平均で温室効果ガスを90年比▲6%削減）に向け、産業界は、経団連自主行動計画に基づいた自主的取組を実施するなど、積極的な環境投資を行い、平成19年で、平成2年比▲1.2%の削減を達成。これにより、我が国産業における主要設備のエネルギー効率の世界トップ水準を達成。

4. ものづくり人材の育成

ものづくり日本大賞の実施において、報道やweb、パンフレット（配布数6万部）等を通じ、ものづくり人材の重要性を広く周知。また、後述するように本賞を契機として地域のものづくりのあり方が改善している事例も見られており、授賞地域にもものづくりの町として一体感が醸成されたり、地域の環境配慮に対する意識・気運が高まったりする等の成果が得られている。

受賞が契機となり、地域のものづくりのあり方が変化したケースが以下のとおり。

① 「ユーザー視点でのものづくり教育」が受賞した結果、各種マスコミ、行政機関の視察や取材の受け入れ等を通じて地域にもものづくりの町として一体感が醸成され、地元企業からは「教育に参画しやすい土壌が出来た、町が有名になった」という感謝の声が寄せられたケース（長野県諏訪市）。

② 「環境配慮型花火（生分解性樹脂の玉皮）」が受賞した結果、地域の環境配慮に対する意識・気運が高まり、花火大会主催者が当該花火（玉皮）の使用を奨励するようになった等、地域のものづくりのあり方に好影響を及ぼしているケース（秋田県大仙市）。

（今後の方向性）

1. ものづくり産業が抱える本質的課題の探求・把握

ものづくり産業施策策定のための知的インフラ整備を行う。これまで、競争力分析として、強み、弱み、脅威、機会、将来の展望について産業毎に分析し

	<p>たところ。今後も、ものづくり産業が抱える課題を的確に把握するための分析を更に徹底して行っていき、ものづくり産業施策の効果を最大化するため基盤整備を強化する。</p> <p>2. ものづくり産業が抱える課題への対応</p> <p>自動車産業、航空機産業といった個別のものづくり産業が抱える課題については、産業界と密なコミュニケーションを取りつつ、個別具体的で有効な対応策として打ち出していく。例えば、自動車需要の急激な落ち込みなど昨今の景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進税制を時限的に創設した。</p> <p>また、複数の産業にまたがるものづくり産業横断的な課題については、他の施策群と連携するとともに、ものづくり産業固有の課題について洗い出し、それに対応していく。例えば、ものづくり人材については、雇用関係施策策定に協力すると共に、不況の時こそ優秀な人材確保のチャンスである中小製造業の魅力発信のための事業を実施している。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>化学物質管理</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>I. (狭義の) 化学物質管理分野</p> <p>化学物質審査規制法においては、平成19年度で約2万件の新規化学物質が市場上市前に適正に確認され、更に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等16物質の第一種特定化学物質、トリクロロエチレン等23物質の第二種特定化学物質、シクロドデカン等35物質の第一種監視化学物質、クロロホルム等909物質の第二種監視化学物質等に対する各種の管理・監視を実施すること等により、化学物質に係る環境の汚染の防止に大きく寄与している。</p> <p>また、化学物質排出把握管理促進法においては、平成18年度でトルエン等354物質に対し、全国で約4万1千事業所がPRTTR届出(※1)による排出把握管理を行っており、更に435物質について化学物質の安全性評価データシートを商取引において提供することを義務づけ、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進することに大きく寄与している。</p> <p>※1 PRTTR届出：業種や事業規模等の一定の要件を満たす事業者に対し、政令で指定された化学物質(第一種指定化学物質(354物質))の事業活動に伴う環境への排出量等を国へ届け出ることを義務付けている。</p> <p>II. 化学物質危機管理分野</p> <p>化学兵器禁止法においては、化学兵器に関連する合計43種類の毒性物質、原料物質をはじめとする化学物質の製造・使用等に対して許可制や届出義務を課し、これらを取り扱う国内約500の事業者等の届出情報を化学兵器禁止機関(OPCW)に申告し、当該申告に基づいてOPCWが実施する産業査察を受け入れる制度を整えることで、化学兵器の根絶を目的とする化学兵器禁止条約の国内実施を担保している。また、化学兵器禁止法の対象事業所が武力攻撃災害の発生又は拡大に備えるため、国民保護法(※2)及び経済産業省国民保護計画(※3)に従い経済産業大臣が行う化学プラントの緊急停止命令等を円滑に実施するための連絡体制を構築する等、危機管理体制の整備を実施している。</p> <p>※2 国民保護法：平成16年6月制定。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国民の保護のための措置を推進するための国等の体制等を定める法律。</p> <p>※3 経済産業省国民保護計画：平成17年10月制定。国民保護法第33条に基づき、経済産業大臣の国民の保護に関する計画をまとめたもの。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>I. (狭義の) 化学物質管理分野</p> <p>化学物質管理を巡る環境変化に適切に対応するため、政策の方向性及び法の見直しの在り方を検討すべく、①平成18年5月から、産業構造審議会化学物質政策基本問題小委員会を設置。今後の化学物質政策のあるべき姿について検討し、平成19年3月に「中間とりまとめ」を発表、②平成19年2月から、産業構造審議会と中央環境審議会による化管法見直しに係る合同会議を開催し、平成19年8月に報告書を発表するとともに、③平成20年1月から、産業構造審議会、中央環境審議会及び厚生科学審議会による化審法見直しに係る合同会議を開催</p>

	<p>し、平成20年12月に報告書を取りまとめたところ。</p> <p>化管法見直し合同会合の中間とりまとめ（平成19年8月）においては、現行の化管法制度が定着した中、その枠組みを維持するとともに、対象物質の見直し等について言及された。また、化審法見直し合同会議報告書（平成20年12月）のポイントは以下のとおり。</p> <p>(1) 化学物質の上市後の状況を踏まえたリスク評価体系の構築 上市後のすべての化学物質を対象として、リスク評価を優先的に行うべき物質を絞り込み、それらについてハザード情報等を段階的に収集し、リスク評価を実施する体系を官民の連携の下に構築する。</p> <p>(2) リスクの観点を踏まえた新規化学物質事前審査制度の高度化 新規化学物質の上市前審査の際、現行制度で行われているハザード評価に加え、リスクの観点を踏まえた評価を行う。</p> <p>(3) 厳格なリスク管理措置等の対象となる化学物質の取扱い 第一種特定化学物質、第一種監視化学物質、及び第二種特定化学物質については、国際的な動向も踏まえつつ、厳格な管理措置の継続及び適切なリスクの低減措置を講ずる。</p> <p>II. 化学物質危機管理分野 条約の着実な実施を目指す化学兵器禁止機関（OPCW）では、産業査察の総件数を増加させており、我が国に対しても経済産業省が受入れを担当する産業査察の件数が平成20年からほぼ倍増し、今後も同等程度の件数で推移する見込みである。</p> <p>また、テロ等の緊急事態に備えた危機管理体制の強化は、恒常的に検討・改善をすすめて行く必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>中小企業事業環境の整備</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(1) 資金供給の円滑化</p> <p>① セーフティネット金融の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティネット保証の実績18年度75,324件・14,589億円、19年度75,555件・15,929億円 ・ セーフティネット貸付の実績18年度104,338件・11,345億円、19年度103,065件・12,146億円 ・ 緊急保証の実績（2008/10/31～2009/1/30）241,152件・54,212億円 ・ セーフティネット貸付の実績（2008/10/1～2009/1/30）58,020件・6,755億円 <p>緊急保証の経営安定関連保証等対策費補助金は543億円であり、補助金額と比して相当額の実績をあげており、事業の目的を達成している。また、セーフティネット貸付についても、前年同期比約150%と、景況の悪化の中で、中小企業の資金繰りに大きな実績を上げている。</p> <p>さらに、緊急保証制度の導入が呼び水となり、中小企業向けの貸出しの減少に歯止めがかかり、21年1月には対前年比でプラスとなり、事業の目的でもある経済環境の厳しい際に、中小企業に円滑に資金供給がなされ目的を達成している。</p> <p>併せて、企業の倒産件数についても、緊急保証の実施により、倒産増加傾向のあったものに歯止めをかけ、21年2月には前月を下回った。</p> <p>制度開始から2月末までの緊急保証は、32万8千件、7兆1千億円の実績をあげ、その実績により、約30万社の企業が利用している。</p> <p>② 中小企業者の資金ニーズを捉えた新たな金融手法の開発や、融資制度の拡充による個別の政策目的の推進</p> <p>平成18年度 信用保証協会における第三者保証人原則非徴求化の実施無担保特例・担保不足特例の拡充証券課支援業務を拡充</p> <p>平成19年度 流動資産担保融資保証制度の導入保証人猶予特例制度の創設再生関連・再挑戦関連の貸付を拡充・創設</p> <p>平成20年度 売掛債権早期現金化制度・予約保証制度の導入経営改善貸付制度・新創業融資制度・保証人猶予特例制度の拡充</p> <p>(2) 国際展開の支援</p>

	<p>○ 国際化アドバイスへの利用者へのアンケート結果からも満足度が高く、相談件数も高い水準で推移しており経営資源の限られた中小企業の国際展開支援として企業から活用されている。</p> <p>○ 現地における中小企業が直面している障害事項の改善等について、企業からの相談件数は、500～700 件／年で推移しており、相手国での障害事項の改善件数は100～160件／年程度に上る。</p> <p>○ 日台双方の中小企業に対し、日台ビジネスステーションの運営等を通じた、情報提供を実施し、ビジネスアライアンスに関する具体的事案の発掘、促進に寄与した。（日台ビジネスステーション会員登録数：5,866 名（日本：2,618 名、台湾：3,248名）、アクセス件数：214,373 件／08年4月-09年1月）。</p> <p>○ 我が国中小企業の人材育成のための技術研修についても企業からの総合評価は、目標達成度が「とても高い」「高い」とする回答が88%に及んでおり、作業効率の向上や製品の品質向上に繋がった旨の報告がなされており、中小企業の国際展開に大きく寄与している。</p> <p>○ 海外での展示会等における商談件数は、平成19年度で年間45,978件に上っており、我が国中小企業の海外市場開拓に貢献しているものと判断出来る。</p> <p>（今後の方向性）</p> <p>（1）資金供給の円滑化 個々の中小企業の事業実態や信用リスク等を適切に判断し、かつ、不動産担保や保証に過度に依存しない融資を引き続き推進する。また、資金繰りが厳しい中のセーフティネットとして、公的金融を着実に実施するとともに、金融庁と連携し、中小企業金融の8割を担う民間金融機関が中小企業に向けて必要な融資を行うよう促す。さらに、中小企業者の資金ニーズを早めに捉えられるよう、体制を整備し、関係機関と協力していく。加えて、個別の政策目的推進のため、各省庁の要望を踏まえながら融資制度を拡充・整備していく。</p> <p>（2）海外展開の支援 中小企業の海外展開が進展する一方で、海外からの撤退や現地事業の行き詰まりといった問題に直面する事業者も多い。中小企業が海外進出した後、現地で継続して円滑に事業活動を実施できる環境を整備していく。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>鉱物資源の安定供給確保</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>1. 鉱物資源の資源外交・探鉱開発<資源外交の戦略的な展開と探鉱・開発の推進></p> <p>（1）資源外交の取り組み 平成20年3月までに主として以下の取り組みを実施（その後も様々な資源外交を展開）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年4月、甘利経済産業大臣（当時）がウズベキスタン、カザフスタンを訪問。ウラン・レアメタル権益獲得に資する基本合意書（MOU）を締結した。 ・ 平成19年11月、甘利経済産業大臣（当時）が南アフリカ、ボツワナを訪問。南アフリカにおいてバイオリッチング、レアアースに関するMOUを締結した。特にボツワナにおいては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の持つリモートセンシング解析技術が高く評価され、JOGMECとボツワナ地質調査所が南部アフリカ開発共同体（SADC）加盟国との地質リモートセンシング・プロジェクト協力のMOUを締結した。 ・ 平成19年12月、新藤経済産業副大臣（当時）がベトナムを訪問第1回日越石炭・鉱物資源政策対話において、レアアースに関する共同探査・開発について対話を進め、日越関係の強化を図った。 <p>（2）探鉱開発 国が助成した地質構造調査により、これまでに、海外で鉱山開発に至ったものは116地域中10件（鉱山開発移行率：9%）であり、一般的に2～3%といわれる非鉄メジャーの鉱山開発移行率に比し高い実績を収めている。 こうした支援により、我が国企業が資源の探鉱開発に積極的に取り組んできた結果として、近年の自主開発比率は大幅に増加するとともに、単純買鉱</p>

	<p>による輸入量割合（単純買鉱比率）は、41%（1996年）から19%（2007年）へと確実に減少してきており、非鉄金属資源の安定供給がより一層確保されてきている。</p> <p>※ 「単純買鉱」とは、我が国企業が権益を持たない海外鉱山から鉱石を購入すること。権益比率に応じて鉱石が確保できる自主開発に比べ、安定供給の確保が困難。</p> <p>2. 非鉄金属資源のリサイクルの推進<リサイクルの推進> 廃小型電子・電気機器からの希少金属の回収については、秋田県大館市及び北部エコタウンにおいて各自治体施設及びスーパー等に回収ボックスを設け、廃小型電子・電気機器を回収し、種類・年代及びレアメタルの分析等を実施した。また、パソコン、携帯電話の基板を粉砕し、物理的選別試験を実施し、部品を基板から取り外すことを基本として、物理選別のフローを構築する必要性が認められた。</p> <p>3. レアメタルの代替材料等の開発<代替材料等の開発> インジウムを減少させる代わりに、最適な元素を添加することで高い導電性をもつ透明電極を作成するべく、シミュレーションを活用して必要なモデルを構築するとともに、その組成の薄膜を実験的に作成する効率的な手法を確立した。</p> <p>また、希土類磁石向けジスプロシウム代替材料等の開発については、超微細結晶粒製造技術を開発し、2 μm 以下の微細粒において保磁力向上に成功するとともに、顕著な保磁力の上昇を可能とする強磁場中の熱処理技術を開発した。</p> <p>さらに、超硬工具向けタンゲステン代替材料等の開発については、切削工具および耐摩耗工具用サーメットについて残留WC量、Ni、N含有量等が特性に及ぼす要因を解析し、各種工具用サーメット開発のための設計指針等を確立した。</p> <p>4. 緊急時に備えたレアメタルの備蓄<レアメタルの備蓄> 平成18年度から平成19年度までに、計4回の国家備蓄の放出を実施した。引き続き、安定供給のための適切な備蓄水準が維持されるよう、レアメタルの価格動向も踏まえつつ機動的・効率的な運用を図っている。</p> <p>(今後の方向性) 中長期的に戦略的・計画的なレアメタルの安定供給確保を図るため、レアメタル確保戦略を策定し、以下の改善策について検討する。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>資源循環推進</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>① 資源生産性の推移 ○ 資源生産性は平成2年度（1990年度）の20.7万円／トンから平成17年度（2005年度）には33.0万円／トンと、平成2年度比で59.4%増加。これまでのところ、将来的な目標達成に向けて着実に推進が図られてきているものの、引き続き推進が必要。</p> <p>② 循環利用率の推移 ○ 循環利用率は平成2年度（1990年度）の7.4%から平成17年度（2005年度）には12.2%と、平成2年度比で4.8ポイント増加。これまでのところ、循環利用率の低下は見られないが、引き続き注視が必要。</p> <p>③ 最終処分量の推移 ○ 最終処分量は平成2年度（1990年度）の109百万トンから平成17年度（2005年度）には32百万トンと、平成2年度比で70.6%改善。</p> <p>(今後の方向性) 従来の資源循環政策の推進により、最終処分量の減少など一定の改善が見られたものの、レアメタル等の有用金属を含む使用済小型家電の最終処分による希少資源の遺失、最終処分量削減目的での化石系資源焼却処分に伴う温室効果ガスの排出など、従来の3R政策では表面化されなかった問題が生じている。</p> <p>これらの問題を解決するため、循環型社会と低炭素社会の両立を踏まえた横断的・俯瞰的な3R政策の検討を行う必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

政策の名称	産業保安
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(1) 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス、都市ガス及びLPガスの各分野においては、近年、事故（特に漏えいに関する事故）の発生件数が急増している状況にあることから、事故の詳細な要因分析を通じて、産業保安各分野の共通課題を抽出し、事故の低減に向けた実効的な対応策を検討するため、平成20年7月、総合資源エネルギー調査会の関係部会及び小委員会の下に、「産業事故分析・対策検討共同ワーキンググループ」（座長：宮村鐵夫中央大学理工学部教授）を設置し、年度内の取りまとめを目途に、関係課が連携して、検討を進めてきている。 ○ 一方、いずれの産業保安分野においても、死亡や負傷を伴う重大事故の発生は、抑制傾向が見られ、基準見直しによる一定水準の保安レベルの確保、事故情報の収集、解析による類似事故の未然防止に向けた情報展開、一般消費者等への幅広い普及啓発活動等の多面的な行政アプローチによって、一定の施策効果が現れているものと考えられる。 ○ また、産業保安分野における事故やコンプライアンス問題が発生する背景として、人的・組織的な要因、いわゆる事業者の「安全文化」が多くの場合、介在している状況を踏まえ、事業者の安全文化の向上、そのための適切な環境の整備が求められているとの問題意識から、平成18年7月、「産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会」（座長：田村昌三横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授）を発足させ、同年11月に中間取りまとめとして示された方向性等を踏まえ、保安規制の多様化、事後チェックの充実、事業者の技術的基盤強化への支援等について、検討を進めてきている。 ○ なお、平成15年以降、自主保安を促進するための制度面において、主として以下のような法律の見直しを行ってきたところである。 <ul style="list-style-type: none"> 【高圧ガス】保安検査の方法について民間規格を導入。（高圧ガス保安法の改正。平成17年3月施行） 【都市ガス】ガス工作物検査機関を認定制から登録制へ変更。（ガス事業法の改正。平成16年3月施行） 【電気】一般電気工作物の調査業務を指定制から登録制へ移行。安全管理審査を指定制から登録制へ移行。（電気事業法の改正。平成16年3月施行） 【鉱山】鉱業権者によるリスクマネジメントの実施。現況調査を踏まえた保安規程への反映（認可制から届出制へ変更）。施設の工事計画を認可制から届出制へ変更。鉱山特有の国家試験制度を廃止。（鉱山保安法の改正。平成17年4月施行） ○ また、電気工事に関しては、平成20年度に、規制緩和と要望などを踏まえ、電気工事士が行う電気工事の範囲についての見直しを行うとともに、電気工事の登録が必要となる電気工事の範囲をより明確なものとし、エアコン設置工事における関連工事についての解釈を示した。 <p>(2) 休廃止鉱山における鉱害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休廃止鉱山の鉱害防止に係る目標値は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく第4次基本方針に定められたものであって、鉱害防止工事については、平成19年度末までの実績（5年間の累計）で約30%の達成率であるのに対し、坑廃水処理は、平成19年度に28億円の水準まで経費節減を達成している。 <p>(今後の方向性)</p> <p>(1) 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業事故分析・対策検討共同ワーキンググループによる事故削減に向けた基本的な方針、方策、枠組み等の在り方についての提言を踏まえた施策を実現。 ○ 自主保安原則に立脚した事業者の保安体制等、品質保証・安全文化向上のための保安規制の在り方についての施策を実現。 ○ 事後チェック体制、緊急時体制の強化の必要性の増大に伴い、産業保安監督部との連携体制を強化。 ○ 事務内容全般に係る新たな施策目標の取り込みを検討。 <p>(2) 休廃止鉱山における鉱害の防止</p>

	○ 平成24年度を最終年度とする金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく第4次基本方針以後の在り方も含めた中長期的な事業の在り方を検討。
政策評価の結果 の政策への反映 状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。

表 15-4-⑥ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21年8月公表〉

政策の名称	工業用水道事業（5事業）
政策評価の結果の概要	工業用水道事業の需要及び施設の整備・給水状況、費用便益比等を検証した。工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、評価を行った5事業は補助対象として妥当であると判断した。

- (注) 1 個別の評価結果については、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 15-4-a 参照。
- 2 当該5事業に係る評価結果に関しては、「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価が実施された（表 15-4-⑦参照）ことから、政策に反映されていない。

表 15-4-⑦ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 12 月公表〉

政策の名称	工業用水道事業（5 事業）
政策評価の結果の概要	工業用水道事業の需要及び施設の整備・給水状況、費用便益比等を検証した。工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、評価を行った 5 事業は補助対象として妥当であると判断した。
政策評価の結果の政策への反映状況	5 事業について引き続き補助事業とし、平成 22 年度予算要求を行った。

（注） 個別の評価結果については、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 15-4-b 参照。

表 15-4-⑧ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈22年3月公表〉

政策の名称	工業用水道事業（1事業）
政策評価の結果の概要	工業用水道事業の需要及び施設の整備・給水状況、費用便益比等を検証した。工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、評価を行った1事業は、今後施設の建設を行う必要性がなく、補助事業の中止が妥当であると判断した。
政策評価の結果の政策への反映状況	1事業について補助事業を中止することとした。

（注） 個別の評価結果については、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 15-4-c 参照。